

平成28年6月定例会

長崎県議会会議録

長 崎 県 議 会

6月定例会日程表（結果）

月	日	曜	内 容 等	備 考
6	1	水	本会議（議案上程） 開会、議席の一部変更、会期決定、議長報告、議案一括上程〔第101号議案乃至第117号議案及び報告第1号乃至報告第16号〕、知事議案説明、散会 常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	質問通告締切
	2	木	（議案調査）	
	3	金	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
	4	土	（議案調査）	
	5	日		
	6	月		請願受付締切
	7	火	本会議 〔開議、追加議案上程〔第118号議案〕、知事追加議案説明、一般質問、散会〕	予算総括質疑通告締切
	8	水	本会議 （開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
	9	木	本会議 （開議、一般質問、議案・請願委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
	10	金	（議案調査）	
	11	土		
	12	日		
	13	月	予算決算委員会（総括質疑） 予算決算委員会（分科会）〔総務〕	
	14	火	予算決算委員会（総務分科会長報告、採決） 議会運営委員会 本会議 （予算決算委員長報告・採決） 常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
	15	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
	16	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
	17	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務〕 農水経済委員会（現地調査）	
	18	土		
	19	日		
	20	月	（議事整理）	

月	日	曜	内 容 等	備 考
2	1	火	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
2	2	水	（議事整理）	
2	3	木	（議事整理）	
2	4	金	本会議（議案採決） 〔 開議、第117号議案、質疑・討論、採決、委員長審査 結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・ 討論、採決、副議長選挙の件、議会閉会中委員会付 託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会 〕	

（会期 2 4 日間）

目 次

第1日目（6月1日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、欠席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、議会事務局幹部職員紹介	3
一、新任の幹部職員等紹介	3
一、教育委員会事務局幹部職員紹介	3
一、警察本部幹部職員紹介	3
一、監査事務局幹部職員紹介	4
一、議席の一部変更・決定	4
一、会期の決定	4
一、会議録署名議員指名	4
一、議長報告	4
一、議案一括上程（第101号議案乃至第117号議案及び報告第1号乃至報告第16号）	4
一、上記・知事議案説明	4
一、散 会	12

常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）

第2日目（6月2日）〔議案調査〕

第3日目（6月3日）〔議案調査〕

第4日目（6月4日）〔議案調査〕

第5日目（6月5日）

第6日目（6月6日）

第7日目（6月7日）議会運営委員会

本会議

一、議事日程	13
一、出席議員	14
一、説明のため出席した者	14
一、開 議	15
一、追加議案上程（第118号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算〔第2号〕」）	15
一、上記、追加議案・知事議案説明	15

△県政一般に対する質問

一、下条ふみまさ議員質問	15
--------------	----

・熊本地震による本県の被害対策について――	15
（本県の風評被害状況）――	15
文化観光国際部長答弁――	16
下条ふみまさ議員質問――	16
文化観光国際部長答弁――	16
下条ふみまさ議員質問――	16
・観光業の早期回復に向けた官民のそれぞれの取組――	16
産業労働部長答弁――	17
下条ふみまさ議員質問――	17
文化観光国際部長答弁――	17
下条ふみまさ議員質問――	18
文化観光国際部長答弁――	18
下条ふみまさ議員質問――	18
文化観光国際部長答弁――	19
下条ふみまさ議員質問――	19
・若人の県内への就職促進について――	19
産業労働部長答弁――	19
下条ふみまさ議員質問――	20
産業労働部長答弁――	20
下条ふみまさ議員質問――	21
教育委員会教育長答弁――	21
下条ふみまさ議員質問――	21
産業労働部長答弁――	21
下条ふみまさ議員質問――	22
・長崎県総合計画2020の策定と実行――	22
（地域包括ケアシステムの構築について）――	22
福祉保健部長答弁――	23
下条ふみまさ議員質問――	23
福祉保健部長答弁――	23
下条ふみまさ議員質問――	24
福祉保健部長答弁――	24
下条ふみまさ議員質問――	24
福祉保健部長答弁――	25
下条ふみまさ議員質問――	25
福祉保健部長答弁――	25
下条ふみまさ議員質問――	25
福祉保健部長答弁――	25
下条ふみまさ議員質問――	26
福祉保健部長答弁――	26
下条ふみまさ議員質問――	26

福祉保健部長答弁	26
下条ふみまさ議員質問	26
福祉保健部長答弁	27
下条ふみまさ議員質問	27
福祉保健部長答弁	27
下条ふみまさ議員質問	28
・「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画について	28
企画振興部長答弁	28
下条ふみまさ議員質問	28
企画振興部長答弁	29
下条ふみまさ議員質問	29
企画振興部長答弁	29
下条ふみまさ議員発言	29
一、休 憩	30
一、再 開	30
一、橋村松太郎議員質問	30
・本県の財政運営について（財源確保について）	30
（人口減少社会の中、歳入をいかに確保して、健全な財政運営を図られようと しているのか）	31
・中期財政見通しと健全な財政運営について	31
・新幹線整備に伴う在来線（長崎本線）対策について（在来線沿線における 地域振興について）	31
・佐賀県との連携について	32
・諫早湾干拓事業に関する環境対策について（水産振興策について）	32
（漁獲高の向上など、より一層の水産振興のために強力な対策を図るべきでは）	32
・環境改善及び自然再生について	32
・保育士及び幼稚園教諭の処遇改善について（給与の改善について）	33
・職員数の見直しについて	33
（保育現場の実態に応じた財源確保や新たな制度設計について、国に働きかけていく 必要がある）	33
・職員数の見直しについて	33
・土曜授業等への対応について（土曜授業への取組について）	33
・学力向上に向けての取組について	34
・県職員の活用について	34
知事答弁	34
総務部長答弁	36
企画振興部長答弁	37
こども政策局長答弁	37
教育委員会教育長答弁	37
橋村松太郎議員質問	38

・財政健全化について	38
知事答弁	39
橋村松太郎議員質問	39
・新幹線と在来線の関係について	39
・佐賀県の鹿島から諫早の道路について	40
里見副知事答弁	41
知事答弁	41
橋村松太郎議員質問	41
・諫早湾干拓について	41
濱本副知事答弁	42
橋村松太郎議員質問	42
・土曜授業について	42
教育委員会委員長答弁	43
橋村松太郎議員質問	43
知事答弁	44
橋村松太郎議員発言	44
一、休 憩	44
一、再 開	44
一、徳永達也議員質問	44
・熊本地震に関する本県への影響について（熊本地震を教訓とした防災対策について）	45
（本県における県・市町の庁舎や学校・体育館の耐震化について震度想定、	
状況はどうか。防災拠点が被災した場合の代替措置として、県・市連携を	
含めた今後の対応はどうか）	45
（仮に本県が被災した場合の災害対応にかかる財源確保について）	45
（熊本地震を教訓とした、今後の緊急輸送道路の耐震化対策はどのように	
行っていくのか）	45
（耐震強化岸壁の整備状況、通常の港湾施設の耐震性及び港湾予算の確保について）	45
（溶岩ドームの崩落について、雲仙復興事務所と連携したハード対策と	
崩落した場合の住民の避難対策などのソフト対策について、県は今後	
どのような対策を講じていくのか）	46
・本県経済への影響について	46
（県内の旅館・ホテルでは相次ぐ宿泊キャンセルにより危機的な状況であるが、	
県ではどのような集客対策を講じているのか）	46
（熊本地震による本県の製造業等への影響と企業誘致にどのような影響が生じると	
考えているのか）	46
・県政の課題について（人口減少対策〔雇用対策〕について）	46
（一丁目一番地の雇用対策を中心として、人口減少克服に向けたさらなる対策について、	
どのように考えているのか）	47
（親元就農を促進するため、どのような取組を行うのか）	47
（漁業について、親の跡を継ぐ後継者育成が重要であり、県としてどのような取組を	

行うのか)	47
（推薦入学者選抜の枠を拡大すべきだと考えるが、県教育委員会はどのように考えているのか)	47
（長崎鶴洋高校の教育内容の充実について、どのように考えているのか)	47
（担い手の労働力確保の重要性をどのように認識し、労働力不足の解消に向けて、どのように取り組んでいくのか)	47
（観光客のさらなる獲得に向けて、今後の情報発信にどう取り組もうとしているのか)	48
・半島振興法の拡充について	48
（半島振興法に基づく本県の実情を踏まえた支援措置について、さらに充実させるよう国に要望すべきであると思うが、県の見解を伺いたい)	48
知事答弁	49
危機管理監答弁	49
総務部長答弁	50
土木部長答弁	50
文化観光国際部長答弁	51
産業労働部長答弁	52
農林部長答弁	52
水産部長答弁	53
教育委員会教育長答弁	53
企画振興部長答弁	54
徳永達也議員質問	54
・県庁の本庁舎が被災した場合、災害対策などはどこで行う計画になっているのか	54
危機管理監答弁	54
徳永達也議員質問	55
・新県庁舎内には、防災センター等の計画、設計はされているのか	55
総務部長答弁	55
徳永達也議員質問	55
・国立公園満喫プロジェクトの選定に向けた、国に対する要望等にどのように取り組むのか	55
環境部長答弁	56
徳永達也議員質問	56
知事答弁	56
徳永達也議員質問	57
・溶岩ドーム崩壊対策について	57
土木部長答弁	57
徳永達也議員質問	58
・熊本県では、地震により道路が寸断され、物流に支障が出たと聞いている。一方、本県は、港が多く、物流に海上輸送を活用できる。この特異性をアピールした誘致活動が必要ではないか	58
産業労働部長答弁	58

徳永達也議員質問	58
・八斗木地区について（企業誘致もいいが、農業の後継者がしっかり育っていて、 しっかりとしたもうかる農業を今やっている。本県の持つ強みのところをまた 再認識すべきではないか）	59
知事答弁	59
徳永達也議員発言	59
一、休 憩	59
一、再 開	59
一、渡辺敏勝議員質問	59
・参院選投票率アップに向けた対策について	59
選挙管理委員会委員長答弁	60
渡辺敏勝議員質問	60
・期日前投票所の商業施設・大学構内への設置	60
選挙管理委員会委員長答弁	60
渡辺敏勝議員質問	60
選挙管理委員会委員長答弁	60
渡辺敏勝議員質問	60
総務部長答弁	60
渡辺敏勝議員質問	60
総務部長答弁	61
渡辺敏勝議員質問	61
・投票済み証明書の発行	61
選挙管理委員会委員長答弁	61
渡辺敏勝議員質問	61
・主権者教育の実施	61
（大学）	61
総務部長答弁	61
渡辺敏勝議員質問	61
選挙管理委員会委員長答弁	62
渡辺敏勝議員質問	62
・主権者教育の実施	62
（高校）	62
教育委員会教育長答弁	62
渡辺敏勝議員質問	62
・熊本震災の教訓（避難所の耐震化）	62
危機管理監答弁	62
渡辺敏勝議員質問	63
・県管理のダムの耐震化	63
土木部長答弁	63
渡辺敏勝議員質問	63

土木部長答弁	63
渡辺敏勝議員質問	63
・ 備蓄の考え方と場所の耐震化	63
福祉保健部長答弁	63
渡辺敏勝議員質問	64
福祉保健部長答弁	64
渡辺敏勝議員質問	64
・ 震災時におけるトイレについて	64
福祉保健部長答弁	64
渡辺敏勝議員質問	64
・ ボランティア体制の確立	64
県民生活部長答弁	64
渡辺敏勝議員質問	65
・ 長崎県の行財政改革について（県庁職員の減少のあり方〔正職員と非正規職員の推移〕）	—
65	
（職員数の推移について）	65
総務部長答弁	65
渡辺敏勝議員質問	65
・ 職員削減にあたっての考え方について	65
総務部長答弁	65
渡辺敏勝議員質問	66
・ 県庁職員の事務職員と技術職員の減少率等について	66
（事務職員と技術職員の減少率について）	66
（技術職員削減による公共事業への影響について）	66
土木部長答弁	66
渡辺敏勝議員質問	66
・ E S C O事業の導入	66
環境部長答弁	67
渡辺敏勝議員質問	67
知事答弁	67
渡辺敏勝議員質問	67
・ 九州地方知事会における政策連合について	67
（これまでの成果について）	67
農林部長答弁	68
渡辺敏勝議員質問	68
（今後の導入拡大）	68
・ 地理的表示保護制度について（経過と今後の対応）	68
産業労働部長答弁	68
渡辺敏勝議員質問	69
水産部長答弁	69

農林部長答弁	69
渡辺敏勝議員質問	69
・アジアのゲートウェイ対策（長崎港松が枝地区2バース化について）	69
（計画の進捗状況）	69
土木部長答弁	69
渡辺敏勝議員質問	70
（関係する中小造船への対応）	70
・交流拠点施設の方針	70
（コンベンションホール等）	70
企画振興部長答弁	70
渡辺敏勝議員質問	70
・九州新幹線西九州ルートを活用	70
企画振興部長答弁	70
渡辺敏勝議員質問	71
・奨学金の現状について（県内の利用状況）	71
教育委員会教育長答弁	71
渡辺敏勝議員質問	71
教育委員会教育長答弁	71
渡辺敏勝議員質問	71
教育委員会教育長答弁	71
渡辺敏勝議員質問	72
・県内経済、雇用の実態について（非正規社員の正社員化への状況）	72
産業労働部長答弁	72
渡辺敏勝議員質問	72
産業労働部長答弁	72
渡辺敏勝議員質問	72
・福田バイパスについて（新規事業化について）	72
土木部長答弁	73
渡辺敏勝議員質問	73
土木部長答弁	73
渡辺敏勝議員質問	73
・カタカナ用語の使用について	73
総務部長答弁	73

一、散 会	74
-------	----

第8日目（6月8日）本会議

一、議事日程	75
一、出席議員	76
一、欠席議員	76
一、説明のため出席した者	76
一、開 議	

△県政一般に対する質問

一、前田哲也議員質問	77
・喫緊の課題に対しての知事の認識と取り組み	77
(県庁舎・幸町工場跡地活用について)	77
知事答弁	78
前田哲也議員質問	78
企画振興部長答弁	79
前田哲也議員質問	79
企画振興部長答弁	79
前田哲也議員質問	80
企画振興部長答弁	80
前田哲也議員質問	80
企画振興部長答弁	81
前田哲也議員質問	81
・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」登録について	81
知事答弁	81
前田哲也議員質問	82
文化観光国際部長答弁	82
前田哲也議員質問	83
文化観光国際部長答弁	84
前田哲也議員質問	84
・医療・福祉行政について	84
(地域医療構想策定の進捗と県としての指導力の発揮)	84
福祉保健部長答弁	84
前田哲也議員質問	84
知事答弁	85
前田哲也議員質問	85
・国保の都道府県化に向けた取組と目指す効果について	85
福祉保健部長答弁	85
前田哲也議員質問	86
・周産期母子医療センターについての検討状況	86
知事答弁	86
前田哲也議員質問	87
知事答弁	87
前田哲也議員質問	87
知事答弁	88
前田哲也議員質問	88
・人工内耳の購入費等に対する公的助成の検討状況	89

福祉保健部長答弁	89
前田哲也議員質問	89
福祉保健部長答弁	90
前田哲也議員質問	90
・地方創生の視点での教育の展開について	90
(独自の教育行政の取り組み)	90
教育委員会教育長答弁	91
前田哲也議員質問	91
・教育分野での市長会の要望から見えてくる課題	91
知事答弁	92
前田哲也議員質問	92
・若者の学びの場の創出	92
教育委員会教育長答弁	92
一、休 憩	93
一、再 開	93
一、山口経正議員質問	93
・大村湾の環境保全と活用について（閉鎖性水域大村湾の環境保全対策について）	93
(大村湾の環境保全について、湾岸自治体の一体的な取り組みが必要だが、 県としての取り組みと方向性は)	94
・流域下水道の高度処理について	94
(大村湾の富栄養化の要因となる窒素やリンの対策となる下水処理場の 高度処理に係る現状と今後の見通しは)	94
・環境保全と密接な漁業振興について	94
(環境保全としての二枚貝養殖の振興やゆりかご機能を活用したヒラメ資源の 増大について)	94
・湾岸の県立自然公園の保全について	94
(県立自然公園の保全にかかる県の取組は)	94
・大村湾の観光への活用について	94
(大村湾の観光活用について、県はどのように捉えて振興しているのか)	94
・地場産業の育成と地域経済について（地場中小企業の競争力強化策について）	95
(ながさき産業振興プランにおける地場中小企業の振興対策についての方向性や考え方、 そして具体的な取組について)	95
・商工関係団体（商工会・商工会議所・中小企業団体中央会）の取組強化について	95
(商工団体の今後の取組強化について)	95
・商業振興におけるまちなか活性化推進事業の検証について	95
(まちなか活性化推進事業で、まちなかの商業振興がどのように図られたと 検証しているのか)	95
・大規模小売店舗の地域貢献について	95
(本県においても大規模小売店舗の地域貢献に対する意識を醸成する取り組みを 推進すべきと考えるが、県はどのように考えるか)	96

・都市計画とまちづくりについて（まちなか活性化推進ガイドラインの運用について） —	96
（立地適正化計画との整合をどのように図るのか、また、まちなか指定の これからの方向性は） —	96
・都市計画におけるまちなか活性化推進事業の検証について —	96
（まちなか活性化基本計画の認定の経緯について、また、まちなか活性化推進事業の 事業効果の検証について） —	96
・準都市計画区域指定について —	96
（県内でのスプロール化が進んでいる状況の把握について、また、指定権者としての 県の考え方について） —	97
・都市計画区域の線引きの見直しと用途地域変更について —	97
（今後の線引き見直しの考え方について、また、用途地域変更についての今後の方向性は） —	97
知事答弁 —	97
環境部長答弁 —	98
水産部長答弁 —	98
文化観光国際部長答弁 —	98
産業労働部長答弁 —	99
土木部長答弁 —	100
山口経正議員質問 —	102
・県としての環境保全の啓発への取組について、活性化行動計画を推進するうえで、 どのようなPRを行っているのか —	102
・下水道の高度処理には大きな財政負担を伴う。大村湾のような閉鎖性水域を 対象とした法措置も必要、見解を伺いたい —	102
環境部長答弁 —	102
山口経正議員質問 —	103
・豊かな海を取り戻すための大村湾での栽培漁業の課題をどのようなものであると 把握しているのか —	103
水産部長答弁 —	103
山口経正議員質問 —	103
・カキ養殖体験を通して、いろいろな方に大村湾へ愛着を持ってもらいたい。 漁業振興を図る取り組みについて、見解を伺いたい —	103
水産部長答弁 —	104
山口経正議員質問 —	104
・商工会の人的支援について —	104
・商工会会員の地域貢献を地域のニーズ等に結びつける仕組みづくりについて、 検討する場を設定できないか —	104
産業労働部長答弁 —	105
山口経正議員質問 —	105
・大規模小売店舗の出店そのものに影響が出ない程度の緩やかなガイドライン等を 策定することは考えられないか —	105

・ まちなか活性化推進ガイドラインには、県の支援について記載されているが、支援は平成26年度で終了していることから、ガイドラインの改訂が必要ではないのか	105
土木部長答弁	105
山口経正議員質問	105
土木部長答弁	106
山口経正議員質問	106
・ 都市計画を取り巻く環境の変化を受けて、まちなか活性化推進ガイドラインをどのように整理するのか。また、コンパクトシティに向けた各種施策の整合を図るために、わかりやすく整理する必要があるのではないか	106
・ 用途地域など市町決定ではあるものの、市は県と協議、町は県の同意が必要となるが、地方分権推進の観点から、県の関与の今後の方向性は	106
・ 今後の計画やプランの遂行のためには、部局間の横の連携強化を図る必要があるのではないか	106
知事答弁	106
一、休 憩	107
一、再 開	107
一、近藤智昭議員質問	107
・ 離島振興に係る県の取り組みについて（国境離島新法制定に係る県の取り組み方針について）	107
（厳しい財政状況もある中、離島振興に今後どのような覚悟で臨まれるのか）	107
・ 基幹産業である農林水産業の担い手、雇用対策について	107
（離島農業の担い手対策の現状がどのようになり、今後どのように取り組もうとしているのか）	107
（農林水産業における離島の担い手及び雇用対策について）	107
・ 交流人口対策について（離島への宿泊施設の誘致について）	108
（離島への宿泊施設の誘致に関して、地元の宿泊施設と客層が重複しないホテル等の誘致に対する県の考えと取組の現状は）	108
・ 離島へのスポーツ合宿の誘致について	108
（リタイア世代を対象としたスポーツ合宿等の誘客対策について、県の考えはどうか）	108
・ 熊本地震の観光への影響対策について（修学旅行のルート設定について）	108
（安全で震災にも強い修学旅行ルートとして、離島を含めたルートをこれまで以上に強く打ち出せないか）	109
・ 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について	109
（「長崎の教会群」の世界遺産登録にかかる今後の見通しについて）	109
・ T P Pを契機とした攻めの農林水産業について（農林水産物の輸出展開について）	109
（農林部と水産部が連携した農林水産物輸出の取り組み状況について）	109
・ 長崎漁港における水産物輸出の取り組みについて	109
（長崎漁港を活用して具体的にどの品目を伸ばす予定なのか）	110
・ プログラミング教育について	110
（プログラミングに関する教育は、学習指導要領等へどのように反映されるのか）	110

・ 特殊詐欺の現状と対策について――	110
（県内の特殊詐欺の被害状況、被害傾向について）――	110
（被害抑止に向けた取組について、どのような対策を推進し、 また推進していく予定なのか）――	110
・ 長崎県の県政世論調査について――	111
（県政世論調査結果の活用についての見解）――	111
（県政世論調査で、福祉・保健・医療の分野が最も重要な政策と考えられている ことについて、どのように受け止め、今後、県としてどのような方針で進めて いこうと考えているのか）――	111
・ 若年層の人口流出を防ぐ都市のダム機能の充実について――	111
（県は地方都市と連携して人口のダム機能強化について取り組む必要があると思うが、 今の取組と今後の展望について）――	111
知事答弁――	111
農林部長答弁――	112
水産部長答弁――	112
文化観光国際部長答弁――	113
企画振興部長答弁――	114
教育委員会教育長答弁――	115
警察本部長答弁――	115
総務部長答弁――	116
福祉保健部長答弁――	116
近藤智昭議員質問――	117
・ 「ねんりんピック長崎2016」は高齢者を対象としたスポーツ合宿等の離島への誘致を 含めた本県のPRの絶好の機会だと思うが、県の見解はどうか――	117
福祉保健部長答弁――	117
近藤智昭議員質問――	117
水産部長答弁――	118
近藤智昭議員質問――	118
水産部長答弁――	119
近藤智昭議員質問――	119
・ 連携中枢都市圏の形成に加えて、離島市町と周辺市町を含めた長崎市及び 佐世保市との連携強化について、県も積極的に関わりながら進めていく 必要があると考えるが、県の考えは――	119
企画振興部長答弁――	119
近藤智昭議員発言――	120
一、休 憩――	120
一、再 開――	120
一、山本啓介議員質問――	120
・ 農業振興について――	120
（農業という産業の可能性について）――	121

知事答弁	121
山本啓介議員質問	121
・ 基盤整備事業について	122
(農業用排水路施設の老朽化対策について)	122
農林部長答弁	122
山本啓介議員質問	122
農林部長答弁	123
山本啓介議員質問	123
農林部長答弁	123
山本啓介議員質問	123
・ 施設管理に対する助成について、県としてどのような対策を講じているのか	123
農林部長答弁	123
山本啓介議員質問	124
・ 市場のニーズに合わせた高収益となる作物の生産が可能となる農地をどのように整備していくのか	124
農林部長答弁	124
山本啓介議員質問	124
・ 農地の有効活用について	124
農林部長答弁	125
山本啓介議員質問	125
・ 県として異業種からの参入について、現状とこれからの対応について	125
農林部長答弁	126
山本啓介議員質問	126
・ 本県における未相続農地等について、どのように貸し借りを進めていこうとしているのか	126
農林部長答弁	126
山本啓介議員質問	126
・ 農地を担う法人化推進について	127
農林部長答弁	127
山本啓介議員質問	127
・ 長崎ならではのモデルを生み出す必要があると思うが、どうか	128
農林部長答弁	128
山本啓介議員質問	128
・ 観光振興について(本県への入り口について)	128
(県外の各港を県としてどのような位置づけをしているのか。また、各入り口における観光客の動向やリサーチに取り組んで、戦略などの構築に活かしているのか)	128
文化観光国際部長答弁	129
山本啓介議員質問	129
文化観光国際部長答弁	129
山本啓介議員質問	129

文化観光国際部長答弁	129
山本啓介議員質問	130
・PRも整備もやっていただき、併せて4,000万人の外国人を長崎県へ どのように導くのか	130
文化観光国際部長答弁	130
山本啓介議員質問	131
・航空路について	131
(観光の玄関口としての空港整備について)	131
(就航率の向上について)	131
企画振興部長答弁	131
山本啓介議員質問	132
・国立公園及び国定公園の積極的活用について	132
(国立公園についての詳しい説明とこれが国定公園にも活かさないのか)	133
環境部長答弁	133
山本啓介議員質問	133
・地域振興について(県が果たすべき役割について)	134
(地域の特性に応じた産業の育て方というのが必要ではないか)	134
知事答弁	134
山本啓介議員質問	135
・観光立県を目指すことによって、財源の確保につなげることもやっていただきたい	136
知事答弁	136
一、散 会	136
第9日目(6月9日) 本会議	
一、議事日程	137
一、出席議員	138
一、欠席議員	138
一、説明のため出席した者	138
一、開 議	139

△県政一般に対する質問

一、久野 哲議員質問	139
・知事の政治姿勢について	139
(九州新幹線西九州ルート及びJ R佐世保線の輸送改善について)	140
知事答弁	141
久野 哲議員質問	141
知事答弁	142
久野 哲議員質問	142
・石木ダム建設促進について	142
知事答弁	143

久野 哲議員質問	143
知事答弁	143
久野 哲議員質問	143
・災害に強い強靱な県土づくり	144
(強靱な強化対策について)	144
企画振興部長答弁	144
久野 哲議員質問	144
・防災関係事業の促進について	144
土木部長答弁	145
久野 哲議員質問	145
・待機児童対策について	145
(待機児童が減らない理由は)	145
こども政策局長答弁	145
久野 哲議員質問	146
こども政策局長答弁	146
久野 哲議員質問	146
こども政策局長答弁	146
久野 哲議員質問	146
・保育士の処遇改善について	146
こども政策局長答弁	146
久野 哲議員質問	147
こども政策局長答弁	147
久野 哲議員質問	147
・大胆な財源確保で人口減少に歯止め	147
こども政策局長答弁	147
久野 哲議員質問	148
・T P P大筋合意について	148
(本県の農業・水産業に対する影響度は)	148
農林部長答弁	148
水産部長答弁	149
久野 哲議員質問	149
農林部長答弁	149
水産部長答弁	150
久野 哲議員質問	150
県民生活部長答弁	150
久野 哲議員質問	151
・固定資産税半減(農地バンク)で競争力につながるのか	151
農林部長答弁	151
久野 哲議員質問	151
農林部長答弁	151

久野 哲議員質問	152
・佐世保縦貫線（国道35号線）早期事業化について	152
（早期事業化に向けた取組みについて）	152
土木部長答弁	152
久野 哲議員発言	152
一、休 憩	153
一、再 開	153
一、高比良 元議員質問	153
・熊本大地震を教訓とする地震等災害への備えについて（災害予防計画について）	153
（土砂災害の警戒・避難）	153
（現状と対策について）	154
土木部長答弁	154
高比良 元議員質問	154
・県民への周知のための取組状況と今後の対応について	154
土木部長答弁	154
高比良 元議員質問	155
・地震防災緊急事業5ヶ年計画に掲げる主要施設の耐震化	155
（私立小中高等学校の耐震化の状況）	155
（耐震化がなされていない箇所には、具体的にどうやって促進しているのか）	155
教育委員会教育長答弁	155
総務部長答弁	155
こども政策局長答弁	155
高比良 元議員質問	156
・災害の最小値化の取組み	156
知事答弁	156
高比良 元議員質問	156
知事答弁	157
高比良 元議員質問	157
・災害応急対策について	157
（避難所の確保、整備、運営等）	157
（指定避難所の施設、設備、機器等の整備の充足率はどうなっているのか）	157
（指定管理者の災害時の対応スキルを身につけさせるための取組はどうなっているのか）	15
7	
福祉保健部長答弁	157
高比良 元議員質問	157
・避難所の確保・整備・運営等	157
福祉保健部長答弁	158
高比良 元議員質問	158
・災害ボランティア活動について	158
県民生活部長答弁	158

高比良 元議員質問	159
・災害復旧計画について	159
(被災者の生活確保について)	159
福祉保健部長答弁	159
高比良 元議員質問	159
・県庁舎跡地活用問題について（長崎市の提案の取り扱い）	159
知事答弁	161
高比良 元議員質問	161
知事答弁	162
高比良 元議員質問	162
・ホール機能について	162
企画振興部長答弁	163
高比良 元議員質問	163
・被爆体験者の援護対策について	164
(直近の高裁判決・地裁判決を受けての知事の所見)	164
知事答弁	164
高比良 元議員質問	165
知事答弁	165
高比良 元議員質問	165
・制度見直しについての国及び国会議員等への申し入れについて	165
(被爆者援護施策の充実について)	166
知事答弁	166
高比良 元議員質問	166
知事答弁	166
高比良 元議員質問	167
・放射線影響研究会の検討内容等の申し入れについて	167
福祉保健部長答弁	167
高比良 元議員質問	168
・長崎県亜熱帯植物園の存廃について（基本的な考え方）	168
(今後の取り組み)	168
知事答弁	168
高比良 元議員発言	169
一、休 憩	169
一、再 開	169
一、友田吉泰議員質問	169
・人口ビジョン目標達成のための取り組みについて	169
(子どもたちが長崎県で暮らし続けることを「選択」するために必要な取り組み)	170
知事答弁	170
友田吉泰議員質問	171
・就職動向等について	171

知事答弁	171
友田吉泰議員質問	172
・地域経済構造分析への対応について	172
(中村教授の講演を受けて、県は今後どのように対応するのか)	173
企画振興部長答弁	173
友田吉泰議員質問	173
企画振興部長答弁	173
友田吉泰議員質問	173
企画振興部長答弁	174
友田吉泰議員質問	174
・県外需要を県内に取り込むためのビジネスモデルの構築について(ながさき親孝行プロジェクト〔仮称〕)	174
(県外需要の獲得に係る県の取り組み状況)	174
産業労働部長答弁	174
友田吉泰議員質問	174
・県外で暮らす本県出身者を対象としたビジネスモデルの構築(商工会・商工会議所を活用したビジネスモデルの構築)	174
産業労働部長答弁	176
友田吉泰議員質問	176
産業労働部長答弁	176
友田吉泰議員質問	177
産業労働部長答弁	177
友田吉泰議員質問	177
・将来の地域医療のあり方について(地域医療機能推進機構伊万里松浦病院の松浦市への移転開設に対する県の姿勢)	178
(地域医療計画との整合性)	178
福祉保健部長答弁	178
友田吉泰議員質問	179
・将来の医療の維持確保に対する県の考え方	179
福祉保健部長答弁	179
友田吉泰議員質問	180
・国史跡「鷹島神崎遺跡」の保存と活用について(水中考古学専門機関の設置を国に求めるうえでの県の対応)	180
(県としての主体的な関わりの必要性〔水中スタッフ<研究員>の松浦市への配置〕)	180
教育委員会教育長答弁	181
友田吉泰議員質問	181
教育委員会教育長答弁	181
友田吉泰議員質問	182
知事答弁	182
友田吉泰議員質問	183

・電源三法交付金制度の見直しを国に求めるための対応について――	183
(本県と同様の課題を抱える自治体間での協議会の設置と要望活動への取り組み)――	183
産業労働部長答弁――	183
友田吉泰議員質問――	184
産業労働部長答弁――	184
友田吉泰議員発言――	184
一、休 憩――	184
一、再 開――	184
一、中山 功議員質問――	184
・知事の政治姿勢について(長崎県亜熱帯植物園の存続について)――	184
(今、なぜ園の廃止を検討しなければならないのかについて)――	185
知事答弁――	185
中山 功議員質問――	185
・地すべり対策費31億円の事業内容等について――	185
文化観光国際部長答弁――	185
中山 功議員質問――	186
文化観光国際部長答弁――	186
中山 功議員質問――	186
文化観光国際部長答弁――	186
中山 功議員質問――	186
文化観光国際部長答弁――	186
中山 功議員質問――	186
知事答弁――	186
中山 功議員質問――	186
知事答弁――	186
中山 功議員質問――	187
知事答弁――	187
中山 功議員質問――	187
文化観光国際部長答弁――	187
中山 功議員質問――	187
文化観光国際部長答弁――	187
中山 功議員質問――	187
文化観光国際部長答弁――	187
中山 功議員質問――	187
文化観光国際部長答弁――	187
中山 功議員質問――	187
知事答弁――	188
中山 功議員質問――	188
文化観光国際部長答弁――	188
中山 功議員質問――	188

文化観光国際部長答弁	188
中山 功議員質問	188
知事答弁	188
中山 功議員質問	188
文化観光国際部長答弁	189
中山 功議員質問	189
文化観光国際部長答弁	189
中山 功議員質問	189
知事答弁	189
中山 功議員質問	189
文化観光国際部長答弁	190
中山 功議員質問	190
知事答弁	190
中山 功議員質問	190
知事答弁	190
中山 功議員質問	191
知事答弁	191
中山 功議員質問	191
・ 農林行政について（日本一長崎びわ産地の再構築について）	191
（事業内容について）	191
農林部長答弁	192
中山 功議員質問	192
・ 簡易ハウスのリース方式の導入について	192
農林部長答弁	192
中山 功議員質問	192
農林部長答弁	192
中山 功議員質問	192
農林部長答弁	193
中山 功議員質問	193
農林部長答弁	193
中山 功議員質問	193
農林部長答弁	193
中山 功議員質問	194
・ （仮）長崎びわ共販100周年記念事業について	194
農林部長答弁	194
中山 功議員質問	194
・ 教育行政について（教師力日本一への取り組みについて）	194
（教師力の評価について）	194
教育委員会教育長答弁	194
中山 功議員質問	195

・教員の養成機関と採用と研修との在り方について	195
教育委員会教育長答弁	195
中山 功議員質問	196
教育委員会教育長答弁	196
中山 功議員質問	196
教育委員会教育長答弁	196
中山 功議員質問	197
知事答弁	197
中山 功議員質問	197
・授業力向上について	197
教育委員会教育長答弁	197
中山 功議員質問	198
教育委員会教育長答弁	198
中山 功議員発言	198
一、議案・委員会付託（第101号議案乃至第116号議案、第118号議案及び報告第1号乃至報告第16号）	198
一、第117号議案（長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて）・委員会付託・省略	199
一、第3号請願（国に対し「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出に関する請願）・文教厚生委員会へ付託	199
一、散 会	199
第10日目（6月10日）（議案調査）	
第11日目（6月11日）	
第12日目（6月12日）	
第13日目（6月13日）予算決算委員会（総括質疑）	
予算決算委員会（分科会）〔総務〕	
第14日目（6月14日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）	
議会運営委員会	
本会議	
一、議事日程	201
一、出席議員	202
一、欠席議員	202
一、説明のため出席した者	202
一、開 議	203
一、第118号議案について、審議	203
一、予算決算委員長報告	203
一、上記・第118号議案・原案可決	204
一、散 会	204
常任委員会・予算決算委員会（分科会）	
〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	

第15日目（6月15日）常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
第16日目（6月16日）常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済会〕	
第17日目（6月17日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務〕 農水経済委員会〔現地調査〕	
第18日目（6月18日）	
第19日目（6月19日）	
第20日目（6月20日）（議事整理）	
第21日目（6月21日）予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
第22日目（6月22日）（議事整理）	
第23日目（6月23日）（議事整理）	
第24日目（6月24日）本会議（議案採決）	
一、議事日程	205
一、出席議員	206
一、欠席議員	206
一、説明のため出席した者	206
一、開 議	207
一、第117号議案について（長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を 求めることについて）・原案同意	207

△委員長報告

一、総務委員長報告	207
一、第102号議案・原案可決	210
一、第112号議案・原案可決	210
一、報告第15号・承認	211
一、各議案・原案可決	211
一、文教厚生委員長報告	211
一、第106号議案・原案可決	213
一、第108号議案・原案可決	213
一、第110号議案・原案可決	213
一、第111号議案・原案可決	213
一、第3号請願（国に対し「大学生への給付制度奨学金創設」を求める意見書の提出に 関する請願）・不採択	213
一、各議案・原案可決	213
一、環境生活委員長報告	213
一、第116号議案・原案可決	215
一、農水経済委員長報告	215

一、予算決算委員長報告	218
一、各議案・原案可決・承認	219
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出方の動議・提出	219
一、総務委員会から提出の動議・「地方財政の充実・強化について」・可決	219
一、文教厚生委員会から提出の動議・「次期介護保険制度改正における福祉用具、 住宅改修の見直しについて」・可決	220
一、上記、その他の各動議・可決	220
一、議長報告	220
一、副議長辞職・許可・決定	220
一、副議長・退任あいさつ	220
一、副議長選挙	220
一、副議長紹介	221
一、副議長あいさつ	221
一、各委員会から議会閉会中の付託事件申し出・決定	222
一、知事あいさつ	222
一、議長あいさつ	223
一、閉　　会	224

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 議席の一部変更
- 4 会期決定
- 5 会議録署名議員指名
- 6 議長報告
- 7 第101号議案乃至第117号議案及び報告第1号乃至報告第16号
一括上程
- 8 知事議案説明
- 9 散 会

平成28年6月1日（水曜日）

出席議員（44名）

2番 坂 本 浩 君
 3番 宮 本 法 広 君
 4番 麻 生 隆 君
 5番 大 場 博 文 君
 6番 里 脇 清 隆 君
 7番 近 藤 智 昭 君
 8番 山 口 経 正 君
 9番 大久保 潔 重 君
 10番 浅 田 眞澄美 君
 11番 松 島 完 君
 12番 友 田 吉 泰 君
 13番 堀 江 ひとみ 君
 14番 川 崎 祥 司 君
 15番 深 堀 浩 君
 16番 山 田 朋 子 君
 17番 宅 島 寿 一 君
 18番 山 本 由 夫 君
 19番 吉 村 洋 君
 20番 ご う まなみ 君
 21番 山 本 啓 介 君
 22番 中 島 浩 介 君
 23番 前 田 哲 也 君
 24番 西 川 克 己 君
 25番 中 村 和 弥 君
 26番 外 間 雅 広 君
 欠 番
 28番 中 山 功 君
 29番 山 田 博 司 君
 30番 高比良 元 君
 31番 小 林 克 敏 君
 32番 久 野 哲 君
 33番 渡 辺 敏 勝 君
 34番 吉 村 庄 二 君

35番 下 条ふみまさ 君
 36番 徳 永 達 也 君
 37番 中 島 廣 義 君
 38番 瀬 川 光 之 君
 39番 坂 本 智 徳 君
 40番 溝 口 芙美雄 君
 41番 橋 村 松太郎 君
 42番 野 本 三 雄 君
 43番 三 好 徳 明 君
 44番 八 江 利 春 君
 45番 宮 内 雪 夫 君
 46番 田 中 愛 国 君

欠席議員（1名）

1番 吉 村 正 寿 君

説明のため出席した者

知 事 中 村 法 道 君
 副 知 事 濱 本 磨毅穂 君
 副 知 事 里 見 晋 君
 総 務 部 長 上 田 裕 司 君
 県 民 生 活 部 長 吉 浜 隆 雄 君
 環 境 部 長 太 田 彰 幸 君
 福 祉 保 健 部 長 沢 水 清 明 君
 総務部秘書広報局長 木 村 伸次郎 君
 企 画 振 興 部 長 辻 本 政 美 君
 文 化 観 光 国 際 部 長 松 川 久 和 君
 土 木 部 長 浅 野 和 広 君
 農 林 部 長 加 藤 兼 仁 君
 水 産 部 長 熊 谷 徹 君
 産 業 労 働 部 長 古 川 敬 三 君
 危 機 管 理 監 西 浦 泰 治 君
 福 祉 保 健 部 永 松 和 人 君
 こども政策局長 新 井 忠 洋 君
 会 計 管 理 者

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員長	永 淵 勝 幸 君
代表監査委員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員	片 岡 瑠美子 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

ー 午前10時 0分 開会 ー

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、平成28年6月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、4月1日付けをもって発令いたしました議会事務局幹部職員を紹介いたします。

議会事務局長 山田芳則君でございます。

次に、知事並びに教育委員会教育長、警察本部長及び代表監査委員より新任の幹部職員の紹

介をいたしたい旨、それぞれ申し出がっておりますので、これを受けることにいたしますー知事。

○知事(中村法道君) さきの平成28年2月定例県議会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介します。

監査委員 砺山和仁君でございます。

次に、同定例県議会以降に発令いたしました幹部職員をご紹介します。

総務部秘書広報局長 木村伸次郎君。企画振興部長 辻本政美君。県民生活部長 吉浜隆雄君。福祉保健部長 沢水清明君。産業労働部長 古川敬三君。理事兼県北振興局長 松尾英紀君。企画振興部政策監 野嶋克哉君。土木部技監 野口浩君。総務部次長 相川一洋君。文化観光国際部次長 岩田正嗣君。環境部次長 小嶺和伸君。福祉保健部次長 園田俊輔君。水産部参事監 五島慎一君。農林部次長 宮崎浩善君。土木部次長 吉田慎一君。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 平成28年4月1日付けで発令いたしました教育委員会事務局幹部職員をご紹介します。

教育次長 渡川正人君。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(田中愛国君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) さきの人事異動でかわりました警察本部の幹部職員をご紹介します。

生活安全部長 駒田敏郎君。刑事部長 平 新一郎君。交通部長 秋泉尚寿君。首席監察官 池田秀明君。以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(田中愛国君) 代表監査委員。

○代表監査委員(石橋和正君) 平成28年4月1日付けで発令いたしました監査事務局幹部職員をご紹介します。

監査事務局長 辻 亮二君。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 次に、議席の一部変更を行います。

議席の一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり、決定いたします。

次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より6月24日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、深堀 浩議員及び中島浩介議員を指名いたします。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が先に配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、知事より、第101号議案乃至第117号議案及び報告第1号乃至報告第16号の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、ここに、平成28年6月定例会県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し

上げたいと存じます。

（熊本地震と本県の被害状況）

去る4月14日並びに16日、熊本県を震源地とする大規模な地震の発生により、熊本県及び大分県を中心に、甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が不自由な生活を余儀なくされるなど、極めて深刻な事態に直面しております。

改めて犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本県においては、去る4月16日、南島原市で震度5強、島原市、諫早市、雲仙市で震度5弱がそれぞれ観測されたことから、直ちに「長崎県災害対策本部」を設置し、対応に当たりましたが、被害については、住家や学校施設等の一部破損が発生したものの、人的被害は生じなかったところであります。

しかしながら、隣県の熊本県で大地震が発生したことから、本県においても、いつ、どこで大規模な地震が発生するかわからない状況であることを改めて認識いたしました。

そのため、熊本地震で指摘されている課題について、しっかりと検証しながら、県民の地震防災に関する知識の普及・啓発や自主防災組織の育成、災害時の緊急物資の調達・輸送体制の整備、ホテル・旅館や学校施設等建築物の耐震化など防災対策について着実に推進してまいりたいと考えております。

（被災地や被災者に対する支援）

かつて、本県は、「長崎大水害」や「雲仙・普賢岳噴火災害」など度重なる大規模な自然災害を経験しましたが、その都度、全国の皆様から温かい励ましやご支援を受け、復興を成し遂げてまいりました。そのようなご支援に対する感謝の気持ちとして、また隣県として、できる

限りの支援を実施してまいりたいと考えております。

去る4月18日、「平成28年熊本地震長崎県緊急支援室」を設置し、現地に情報員を配置して、迅速な情報収集・伝達を行い、現地の要請に柔軟に対応できるような態勢を整え、県民の皆様とともに支援に努めてまいりました。

具体的には、人的支援として、4月19日以降、随時、宇土市、阿蘇市、菊池市等において、避難所の運営や罹災証明、被災者の健康管理、被災建築物の応急危険度判定などの業務を行うため、県・市町職員の派遣を行うとともに、被災地で救急医療を行う災害派遣医療チームや、精神科医療の提供と精神保健活動の支援のため「災害派遣精神医療チーム」を派遣いたしました。

また、災害ボランティアバスを関係団体と共同運行し、県民の皆様のボランティア活動の支援を行ってまいりました。

物資の支援については、毛布、飲料水等の緊急に必要な物資を提供するとともに、長崎市と共同で支援物資の一般受付を行い、お寄せいただいた支援物資については、随時、被災地へお届けしたところであります。

さらに、避難生活を余儀なくされている方々の一時避難として、県内の公営住宅、旅館・ホテル等による受け入れ支援を官民が連携して取り組み、これまで、900名を超える方々を受け入れてきたところであります。

このほか、県内市町からご協力をいただき、給水車の派遣や生活ごみの収集、受入処分を行ってまいりました。

私も、5月16日に被災地を訪問し、熊本県知事、宇土市長、菊池市長にお会いし、お見舞いを申し上げ、引き続きできる限りの支援を実施していくことをお伝えしたところ、知事、両市

長からは、これまでの本県の支援に対する厚い感謝の言葉をいただきました。また、実際に被災地の被災状況や避難所の状況を目の当たりにし、想像を超えた被害の大きさであったことを実感するとともに、一刻も早い復興のため全力を挙げて支援していかなければならないとの思いを強くしたところであります。

今後も、県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、長崎県全体で、被災地及び被災者に対する支援に努めてまいります。

（地震による本県への影響と対策）

今回の地震は、本県の観光をはじめとした産業に影響を及ぼしていることから、その動向を注視するとともに、迅速な対応が必要であると考えております。

特に、観光分野においては、熊本県や大分県のみならず、本県や九州各県においても旅館・ホテル等の宿泊キャンセルが相次ぐなど、大きな影響が生じております。

このような厳しい状況を受け、県においては、去る5月11日、九州各県や九州観光推進機構、経済団体とともに、風評被害の防止並びに旅館・ホテル等観光産業の経営支援等を内容とする「九州観光復興に関する緊急要望」を国に対して行ったところであります。

こうした中、国が補正予算を活用して九州の観光面に対して支援を行う方針を示したことから、今後、「九州観光支援旅行券（仮称）」を発行するなどの誘客対策に九州各県が一体となって取り組むこととしております。併せて、本県においては、地震発生後も県内の観光施設、宿泊施設、交通機関等は、すべて通常営業を行っていることなどの現地の正確な情報を、広く観光客の皆様に提供してまいります。

また、県では、熊本地震により経営に影響を

受けた中小企業を支援するため、去る4月19日、資金繰りに関する相談窓口を設置するとともに、経営環境の急激な悪化に対応するため、県の融資制度である「緊急資金繰り支援資金」の取り扱いを5月23日から開始したところであります。

地震発生当初、県内企業の状況は、被災地の企業とサプライチェーンを構築している企業において、受注が減少するなどの影響が一部生じておりましたが、現在は、被災地の企業も操業を徐々に再開したことなどから受注状況も回復傾向にあります。

引き続き、県内産業への影響について、情報収集に努めるとともに、迅速に対応してまいります。

（国境離島新法の制定）

去る4月20日、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（国境離島新法）が成立し、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

この間、自民党離島振興特別委員会をはじめ、新法制定に向け、多大なるご尽力を賜りました国会議員の皆様、県議会並びに関係市町、市町議会、関係団体の方々に厚く御礼申し上げますとともに、これまでの熱意とご努力に対しまして心から敬意を表します。

この法律には、国境離島の航路・航空路運賃等の低廉化、生活または事業活動に必要な物資の費用の負担軽減、雇用機会の拡充、安定的な漁業経営の確保等に対する支援に必要な財政上の措置を講ずる旨が明記されております。

今後、国の基本方針に沿って、県計画を策定するとともに、引き続き、関係皆様方のお力添えを賜りながら、具体的な成果に結びつくような政策提案を国に対して積極的に行ってまいり

ます。

（九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の推進）

九州新幹線西九州ルートについては、去る3月29日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの下に設置された「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」、国土交通省、鉄道・運輸機構、長崎県、佐賀県及びJR九州による関係六者において、開業のあり方等に関する合意がなされたところであります。

今回の合意において、対面乗換方式による平成34年度までの開業に向けた道筋が示されたことや、地元の実質負担が生じないような措置を講じていただいたことは、本県選出国會議員並びに県議会の皆様のお力添えの賜物であり、深く感謝申し上げます。

新幹線の開業は、九州北部地域の活性化にとって大きな契機となるものであり、今後も県議会のご協力を賜りながら、市町や経済界等をはじめ、県民の皆様と一体となって、新幹線を活かした県内のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

（世界遺産登録の推進）

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」については、去る2月9日の推薦取下げ以降、国際記念物遺跡会議（イコモス）とのアドバイザー契約に基づく助言を受けながら、「顕著な普遍的価値（OUV）」を禁教期に焦点を当てて説明するなどの見直しを行い、3月31日に国へ推薦書素案を提出いたしました。

その後、4月26日から5月3日にかけて、イコモスのミッションエキスパート2名に現地を視察していただき、文化庁や関係県市町の皆様とともに、各資産がOUVへいかに貢献するかについて協議を行い、多くの助言をいただきました。

この中で、イコモスは、日野江城跡・田平天主堂を除く12資産については、その価値及びOUVへの貢献を評価する一方、この2つの資産については、禁教期との関連を示す物証がなく、OUVに貢献することができないとの評価でありました。

この間、文化庁や関係県市町を交えて議論を行ってまいりましたが、この2つの資産に対するイコモスの主張が変わることはありませんでした。

一方で、7月の国の文化審議会において今年度の推薦決定を得るためには、6月下旬の文化審議会のヒアリングを受ける必要があり、そのため、6月上旬には、イコモスの助言に沿って推薦書の見直しを行う必要があります。

このため、5月21日に開催した「長崎世界遺産学術委員会」における委員の皆様のご意見を踏まえ、29日に開催した関係県市町長で構成する「世界遺産登録推進会議」において、苦渋の決断ではありましたが、早期かつ確実な登録を目指すために、日野江城跡・田平天主堂を除く12資産で推薦書を再構成することを合意したところであります。

なお、これら2つの資産については、文化財としての価値そのものが否定されたものではなく、本県独自の魅力的な歴史を語る上で欠かせない資産であり、他の構成資産と一体的にPR・活用を進めてまいります。

今後も、イコモスの助言や国の指導を受けながら推薦書の熟度をより高めるとともに、県議会並びに関係者の皆様のご支援とご協力を賜りながら、関係県市町が一丸となって、引き続き平成30年の世界遺産登録実現に向けて全力を注いでまいります。

（世界記憶遺産登録の推進）

朝鮮通信使関連資料の世界記憶遺産登録については、本県と釜山広域市との間で取り交わした友好交流協定に基づき、民間団体の取組を積極的に支援することとしてまいりましたが、去る3月30日、推進母体である朝鮮通信使縁地連絡協議会と韓国の釜山文化財団により共同申請書が提出されました。

去る5月7日には、日韓両国の関係者出席のもと、申請後初めてとなる「朝鮮通信使祭り」が開催されたことから、改めて釜山広域市のソ・ビョンス市長とともに、世界記憶遺産登録について共同支持表明を行ったところであります。

今後とも、来年の登録実現に向けて、引き続き、釜山広域市とともに積極的に支援を行ってまいります。

（日本遺産を活用した地域活性化の推進）

去る4月25日、長崎県、佐賀県及び関係市町で共同申請しておりました「日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」と、佐世保市をはじめ関係4市で共同申請しておりました「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」が新たに「日本遺産」として認定されました。

昨年度の「国境の島 壱岐・対馬・五島」に続き、三川内焼・波佐見焼という本県が誇る焼き物、磁器を巡るストーリーと、海軍諸機関と共に整備された鉄道・水道などの近代化遺産が物語るストーリーが「日本遺産」に選ばれたことは、本県が持つ歴史・文化の多様な魅力が改めて評価されたものと考えております。

今後は、構成文化財を有する関係市町や国とも連携しながら日本遺産として認知度向上を図るとともに、国内外にその魅力を発信し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげてまいります。

（オバマ大統領の広島訪問）

去る5月27日、オバマ大統領の広島訪問に合わせ、田中県議会議長とともに広島平和記念公園における一連の行事に参加してまいりました。

オバマ大統領が、現職のアメリカ合衆国大統領として初めて被爆地を訪問され、「原爆死没者慰霊碑」に献花されるとともに、核兵器のない世界の実現に向けたメッセージを発信されたことは、大変意義深いことであったと考えております。

大統領は、「広島平和記念資料館」を視察されるとともに、メッセージの中では、「戦争に関与した個人ではなく戦争そのものが許されてはならないものである」という被爆者の方々の思いにも触れられたほか、結びの言葉として、「広島と長崎が核戦争の始まりの地としてではなく、道徳的な目覚めのスタートの地として知られるような未来を選択しなければならない」と述べられました。これらの言葉をお聞きして、大統領には被爆者の深い思いを理解していただいていると実感するとともに、被爆県の知事として、これまで以上に、世界各国の指導者に被爆の実相に直接触れていただき、核兵器の非人道性を理解していただけるよう努力していかねばならないとの思いを強くしたところであります。

また、オバマ大統領と安倍内閣総理大臣におかれては、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、さらに力強いリーダーシップを発揮していただくことを期待いたします。

（ねんりんピック長崎2016の開催）

「ねんりんピック長崎2016」の開催まで、本日をもって残すところ136日となり、準備も最終段階に入ってくる中、去る5月27日には、市町や多くの関係団体の皆様のご参加を得て「実

行委員会総会」を開催いたしました。

本年10月の開催に向け、いよいよ本日から、選手の参加受付を開始するとともに、6月20日には、総合開会式、総合閉会式の一般観覧者の募集を開始することとしており、今後ますます大会開催の機運を県内外で高めてまいりたいと考えております。

さらに、運営ボランティアについては、これまで多くの皆様にご応募いただいております。今後は、企業、大学、関係団体等にも働きかけ、運営体制を整備してまいります。

県としては、多くの県民の皆様に様々な形でご参加いただくとともに、全国から来県される選手団を温かくお迎えできるよう、会場となる市町や関係団体の皆様と十分連携しながら、大会の成功に向けて準備に万全を期してまいります。

（県内就職及び県内定着、人材育成の促進）

本県の景気は、「全体として緩やかな回復基調が続けている」とされ、雇用環境は一部に弱さが見られるものの、改善が続いており、人手不足感が強まっているとされております。

このように、人材育成と県内定着の促進がより一層重要となる中、本年度においては、「長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム」において、企業・学校・行政の役割と取組事項を明確にした「長崎県産業人材育成戦略」を策定し、県内企業を支える優秀な人材の育成に繋げていくこととしております。

また、本年3月に開設した「県内就職応援サイト『Nなび』」を活用して、県内の大学生をはじめ、県外の大学に進学した本県出身者、その保護者やU I ターン希望者等に県内の求人情報や企業情報を発信し、県内就職・県内定着を促進してまいります。

加えて、去る3月31日、年間3億円を上限に最大3年間、国が支援を行う「地域創生人材育成事業」の採択を受けたところであります。

この事業は、人手不足分野において、安定的な人材の確保を支援することを目的としており、本県では、製造業、情報サービス業、建設業及び運輸業において、職場内訓練の充実等により若者の確保・定着を図り、3年間で490人の雇用創出に取り組むこととしております。

今後とも、若者の県内就職及び県内定着、雇用環境の整備に全力を注いでまいります。

（ながさき移住サポートセンターの設立）

人口減少に歯止めをかけ、本県への人の流れを増やし、都市部からの移住を促進するため、去る4月4日、県と県内すべての市町が共同で運営する「ながさき移住サポートセンター」を設立いたしました。

当センターでは、本県へ移住を希望する人に対する無料職業紹介並びに、仕事や住まい、本県の暮らしやすさの一元的な情報発信を行うとともに、移住者の視点に立って移住検討段階から地域への定着まで、きめ細かな相談対応をワンストップで実施してまいります。

さらに、首都圏での移住相談会の回数を倍増し、新たに福岡市においても相談会を開催することとしております。

今後は、「ながさき移住サポートセンター」が、本県の移住対策の拠点となるよう、さらに充実を図ってまいります。

（長崎県亜熱帯植物園の運営）

長崎県亜熱帯植物園の一帯は、地すべり地域であり、過去に被災した経緯もあることから、平成25年度から2カ年をかけて地すべりの状況調査や対応策等の検討を重ね、昨年7月には有識者による調査の報告がありました。

その結果、当面の地すべり対策工事として最低でも約31億円の経費が必要であり、長期的に十分な安全性を確保するための抜本的対策を講じる場合は、さらに多額の対策費用を要することが明らかになりました。

また、植物園の類似施設として、単に植物の展示にとどまらない娯楽性の高いテーマパークが開設されるなど、植物園開設当初と比べ、植物園を取り巻く環境や県民・観光客のニーズが、大きく変化しているのも事実であります。

このため、昭和44年の開園以降、多くの県民・観光客の皆様に親しまれてきた施設ではありますが、将来にわたる入園者の安全確保が困難である現状や植物園を取り巻く環境等の変化を踏まえ、まことに苦渋の決断ではありますが、現在の指定管理が終了する平成29年3月末を一定の目途としながら営業を停止したいと考えております。

今後は、地域の活性化に向けた長崎市と地元との協議の場に参画するとともに、閉園後の防災対策等について検討を進めてまいります。

（諫早湾干拓事業の開門問題）

潮受堤防排水門開門差止請求事件については、本年1月18日、長崎地方裁判所から、開門によることなく、有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図るべきとする和解の協議が勧告され、これまで、4回の協議が行われました。

去る5月23日に行われた和解協議では、国から、「有明海振興基金（仮称）」の創設による、開門に代わる漁業環境改善措置の骨子案が示されたところであり、次回は6月13日に開催され、骨子案に係る協議が行われると伺っております。

県としては、開門することなく有明海再生を目指していただきたいと繰り返し、国に対して

要請してまいりましたが、今回の和解協議を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

（石木ダムの推進）

石木ダムの建設について、現在、土地収用法に基づく手続を進めているところでありますが、去る5月11日、昨年7月に裁決申請に向けた手続を開始し、準備を進めていた残る中流部及び上流部の用地について、県収用委員会に対して、裁決を申請いたしました。

全国的に豪雨による災害が頻発している近年の状況を考えれば、いつでも起こり得る水害に備え、さらには、佐世保市に安定的な水源の確保を図るためにも、ダムは早期に完成させる必要があります。

今後とも、事業の着実な推進に向けて、佐世保市及び川棚町と一体となって、全力を尽くしてまいります。

（幹線道路の整備）

県では、企業立地や観光振興等を支える西九州自動車道や島原道路、西彼杵道路など、規格の高い道路の重点的な整備を計画的に進めているところであります。

このうち、西九州自動車道の伊万里松浦道路については、平成30年度に松浦インターまでの完成供用に向け整備が進められるとともに、松浦佐々道路については、国において昨年より用地取得に着手されるなど、着実に事業が推進されております。

本県としても、本年4月、県北振興局に「西九州道推進室」を立ち上げたところであり、早期完成に向けて用地面の支援を強化してまいります。

また、去る4月1日に発表された平成28年度の

国土交通省予算において、国道34号新日見トンネルの4車線化、並びに島原道路の未着工区間の一部である瑞穂吾妻バイパスが、新たに事業化されました。

これまで、両工区の一刻も早い事業化を要望してきたところであり、本県選出国會議員の皆様をはじめ、県議会並びに関係市町の方々のご尽力に対し、心から感謝申し上げます。

このほか、西彼杵道路の時津工区については、昨年度から、用地取得を進めており、今年度は、主要な構造物であるトンネル工事に着手することとしております。

今後とも、産業の振興や地域の活性化に資する幹線道路の整備を積極的に推進してまいります。

（企業誘致の推進）

企業誘致については、去る3月29日、東京都に本社を置くAOSA株式会社の子会社である株式会社D-projectと立地協定を締結いたしました。同社は、新上五島町において平成28年7月からデザイン制作業務等を開始し、3年間で正社員30名を雇用することとしております。

また、長崎市に立地が決定していた株式会社クリティックミッションジャパンとの立地協定を、4月1日付けで締結いたしました。同社は、携帯電話の無線通信に関する設計及び検証等を主な業務とする情報通信関連企業で、3年間で正社員70名を雇用して業務を行うこととしております。

同じく、株式会社レオパレス21との立地協定を、4月1日付けで締結いたしました。同社はアパートの建築及び賃貸を行う不動産会社で、平成19年に壱岐市に立地しておりますが、今回新たに同市に事業所を開設し、新規に32名を雇

用して、顧客からの相談等のコールセンター事業を行うこととしております。

さらに、雲仙市への立地が決定していた旭工業株式会社についても、本日、立地協定を締結することとしております。同社は、自動車用高級シートカバーの縫製業務を行っており、正社員100名を雇用して、平成28年8月からの操業を予定しております。

なお、平成26年度に立地が決定した昭和金属工業株式会社については波佐見町に建設していた工場が竣工し、4月15日に開所式が行われ操業を開始したところであります。

県としては、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元市町及び関係機関とも連携しながら支援を行うとともに、引き続き企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（スポーツの振興）

本年3月に開催された「全国高等学校選抜大会」において、団体競技では、佐世保西高校男子ソフトボール部が優勝し、昨年のインターハイに続き連覇を果たしたほか、諫早商業高校女子フェンシング部及び西陵高校女子剣道部がともに第3位となりました。

また、個人競技では、長崎東高校の西川選手が女子ライフル射撃競技ビームライフルで優勝し、昨年の選手権大会、国体、本年の選抜大会という主要な3つの全国大会で優勝の快挙を成し遂げたほか、諫早農業高校の山口選手が男子ウエイトリフティング競技77kg級で準優勝するなど、各競技において多くの入賞を果たしております。

一方、今年夏に開催されるリオデジャネイロオリンピックには、本県ゆかりの選手である体操競技の内村選手をはじめ、陸上競技の森岡選手、アーチェリー競技の永峰選手、柔道競技の

永瀬選手、水泳競技の山口選手の5名の出場が内定しており、その活躍を県民の皆様とともに大いに期待しているところであります。

本県選手の活躍は、県民に感動と勇気を与え、明るく活力に満ちた長崎県づくりにつながるものであり、さらなる本県スポーツの振興と競技力の向上を今後も推進してまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、国庫補助事業の内示等に伴う事業費の追加、熊本地震に対応する経費、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計46億6,155万1,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,293億6,374万6,000円となり、前年同期の予算に比べ、323億8,444万8,000円の増となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第102号議案「長崎県職員定数条例の一部を改正する条例」は、知事部局の職員定数を削減するため、所要の改正を行おうとするものであります。

第104号議案「長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第117号議案は、長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、三好智子君、畑田常則君を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜り

ますよう、よろしくお願いいたします。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中愛国君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から6月6日までは、議案調査等のため本会議は休会、6月7日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午前10時38分 散会 —

第 7 目 目

議 事 日 程

第 7 日 目

1 開 議

2 第118号議案上程

3 知事議案説明

4 県政一般に対する質問

5 散 会

平成28年6月7日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 吉村正寿君
2番 坂本浩君
3番 宮本法広君
4番 麻生隆君
5番 大場博文君
6番 里脇清隆君
7番 近藤智昭君
8番 山口経正君
9番 大久保潔重君
10番 浅田眞澄美君
11番 松島完君
12番 友田吉泰君
13番 堀江ひとみ君
14番 川崎祥司君
15番 深堀浩君
16番 山田朋子君
17番 宅島寿一君
18番 山本由夫君
19番 吉村洋君
20番 ごうまなみ君
21番 山本啓介君
22番 中島浩介君
23番 前田哲也君
24番 西川克己君
25番 中村和弥君
26番 外間雅広君
欠番
28番 中山功君
29番 山田博司君
30番 高比良元君
31番 小林克敏君
32番 久野哲君
33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
35番 下条ふみまさ君
36番 徳永達也君
37番 中島廣義君
38番 瀬川光之君
39番 坂本智徳君
40番 溝口芙美雄君
41番 橋村松太郎君
42番 野本三雄君
43番 三好徳明君
44番 八江利春君
45番 宮内雪夫君
46番 田中愛国君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 濱本磨毅穂君
副知事 里見晋君
総務部長 上田裕司君
県民生活部長 吉浜隆雄君
環境部長 太田彰幸君
福祉保健部長 沢水清明君
総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
企画振興部長 辻本政美君
文化観光国際部長 松川久和君
土木部長 浅野和広君
農林部長 加藤兼仁君
水産部長 熊谷徹君
産業労働部長 古川敬三君
危機管理監 西浦泰治君
福祉保健部 永松和人君
こども政策局長 新井忠洋君
会計管理者 山口雄二君
交通局長 池松誠二君
教育委員会教育長

選挙管理委員会委員長	永 淵 勝 幸 君
代表監査委員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員	星 野 孝 通 君
公安委員会委員長	坂 井 俊 之 君
警察本部長	金 井 哲 男 君
監査事務局長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長兼任)	大 串 祐 子 君
教育次長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘書課長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、第118号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます一知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 おはようございます。

本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第118号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」は、国の熊本地震復旧等予備費を活用し、熊本地震によって失われた旅行需要を早期に回復するためのものであります。

今回の補正予算は、九州観光推進機構や九州各県等が一体となって取り組む「九州観光支援旅行券（仮称）」、この事業に要する経費について計上いたしました。

補正予算の総額は、一般会計16億9,000万円の増額補正をしております。これを現計予算及び既に提案しております6月補正予算と合算いたしますと、一般会計7,310億5,374万6,000円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(田中愛国君) これより、一般質問を行います。

下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君)（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

本6月定例会のトップバッターとして登壇をいたしました自由民主党・活正の会の下条ふみまさでございます。よろしくお願いいたします。

質問通告に従いまして、順次質問を行っていききたいと思います。

1、熊本地震による本県の被害対策について。

(1) 本県の風評被害状況。

4月14日、そして16日と、震度7を記録する大きな地震が2度も発生し、大きな被害と多数の犠牲者が出ることとなりました。

犠牲になられた方々のご冥福を皆さんとともに祈りを申し上げながら、長期にわたって苦しい思いをされている数多くの被災者の皆様方

へ心よりお見舞いを申し上げるところであります。

また、九州全体が、その風評被害で厳しい経済活動を余儀なくされているところでもあります。ここ数年は、国内外からの観光客が増加して県内観光業界もひと息つくこうとする矢先のこの地震であります。ゴールデンウィークにも大きな影響を与えることになりました。

そこで、まずお尋ねいたしますが、震災前に比較して、この50日近く、国内外からの観光客減少について、県内の、できましたら地域別、例えば、長崎市、諫早市を中心とした県央地区、島原市、雲仙市を中心とした県南地区、佐世保市を中心とした県北地区と地域別にお示しをいただければ大変ありがたいと思っています。

以下、対面演壇席より質問を続行いたします。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 今回の熊本地震による本県の観光施設、宿泊施設等への直接の大きな被害は免れておりますが、風評被害により、県内の宿泊施設などでキャンセルが発生しております。

長崎県観光連盟の会員113施設に対して行った調査では、5月20日現在、延べ宿泊者数で約12万5,000人のキャンセルが生じております。

県内の地域別の状況では、長崎・西彼地区が約5万7,000人、県央地区が約1,300人、県南地区が約3万9,000人、県北地区が約2万5,000人のキャンセルが発生いたしております。

旅行会社や宿泊施設からの聞き取りによりますと、個人客は国内外ともに徐々に回復しつつあるものの、団体客については予約が戻っていないとのことであり、依然として厳しい状況が続いているものと認識しております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) ただいま地域別に、例えば長崎を中心としたところが約5万人、県南地区が約4万人、県北地区が約2万5,000人と数字をきちっと捉えられて、そのお話がありました。

これは、今、私が知り得るところでは稼働率というものがありますが、やっと最近取り戻しを、いわゆる観光客が増えてまいりまして、ビジネスホテルクラスのもの、長崎では8割ぐらいの稼働率になっている。長崎県内で平均すると6割ぐらい、旅館はちょっと少ないですね、ホテルでそのぐらいのものを確保することができたということですが、そのぐらいの数字を、いわゆる少しよくなってきた時の数字を100とした時には、一時はもう2割ぐらいになりましたね。私も現場をずっと泊まってまいりました。おかみさんや社長とお話をしながら、その数字は捉えたわけですが、現在、その当時のものを100とすると5割ぐらいは戻ってきていると思っています。いいんですか。いわゆる6割、7割の稼働のところを100とした時です。いかがですか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 幾つかの施設を調査して回答いただいた中では、概ね半分ほどのキャンセルの戻りがあるという調査結果が出ております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) とにかく、何とかこの回復をしていかなければ、この後、融資の件でお尋ねしますが、融資で一時的にしのいでも、かなり厳しい経営に追い込まれていくということは間違いがない事実であります。

(2) 観光業の早期回復に向けた官民のそれぞれの取組。

早速、長崎県は緊急融資資金繰り支援資金と

いうものを、限度額3,000万円だと思うんですが、これを設定していただきました。

また、国においては、長崎県内の全地域で活用できるセーフティネット保証制度の融資制度を設けていただきました。

この制度の概要と活用状況を教えてもらいたいと思います。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) まず、県の制度資金であります緊急資金繰り支援資金でございますけれども、熊本地震の発生を受けて、売り上げ減少等の影響のある中小企業者の資金繰りを支援するため、5月13日に県下全域を対象として発動を決定し、その取り扱いを5月23日に開始したところでございます。

この資金は、熊本地震の影響により、最近1カ月の売上高等が前年同月比で10%以上減少しているなどの影響を受けた中小企業者が対象でございます。先ほど議員からもございましたように、融資限度額3,000万円、貸付利率年1.3%、保証料年0.05%が0.9%ということで行っているところでございます。

また、セーフティネット保証4号についてでございますが、5月13日に国に対して指定を申請し、即日、地震発生の4月14日までさかのぼって県下全域が指定を受けたところでございます。

これによりまして、売上高等20%以上の減少について市町の認定を受けた中小企業者は、保証割合が80%から100%へ引き上げられ、保証限度額の別枠化や保証料の引き下げなどの措置も受けることができることとなっております。

利用状況でございますけれども、長崎県信用保証協会に確認をいたしましたところ、旅館・ホテル業に限って申し上げますと、6月1日まで

に5件、1億2,400万円が保証を承諾されておりまして、全てがセーフティネット保証制度を利用している状況でございます。

今後とも、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) この融資制度がつくられたことも大変スピーディなことで、私は、県、国の対応というものに対して大変よかったのではないかと思っているところでございます。

しかしながら、これを活用するにしても、後日また支払いが入ってくるわけでありますので、本当に厳しい中の早期回復を求めるところであります。

次に、学生とか団体のキャンセルが非常に増えているところでありますけれども、修学旅行やスポーツ・学習合宿などの青少年団体の半年、1年先までのキャンセルがあっていると聞いております。

長崎県は、安全であることを伝えながら、この呼び戻し対策は、これはまさに県や市の行政の役割ではないかと思っておりますけれども、その学生向けの団体キャンセル、将来に向かっても含めてですけれども、どのように予防し、回復していこうと取り組まれるのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 議員ご指摘のとおり、県内への修学旅行につきましては、延べ約4万5,000人のキャンセルが発生しております。

キャンセルの主な理由としましては、地元教育委員会からの学校への注意勧告や保護者の危惧等を考慮した学校の判断によるものであります。

こうした状況を踏まえ、県観光連盟及び関係者が一体となって、例年より多くの地域や学校を訪問し、正しい情報を提供するほか、さらに、全国規模のPTA組織に対しても、正しい情報に基づく判断を行っていただくよう要請することといたしております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) ぜひ、先ほど文化観光国際部長からお話があったようなことを具体的に進めていってほしいと思います。

学生、青少年を相手にすると、例えば、100名の中のお一人の保護者から、そういった疑惑といいますか、「長崎県に行って大丈夫なのか」とか、そういったことに対して、これは地質学者だって正式に答えることができる人はいらっしゃるわけですからね。そういった中において、他の地域があれば、もう、その場所を変えなさいと。しかも、1年で終息宣言があったにしても、もういいよと、別のところに移ってしまってくださいと、そういう声があるということを知っているんですね。

こうなってくるともう大変な、島原、雲仙等は、スポーツ合宿、あるいは子どもたちの夏休み中の学習合宿というものを非常にたくさん受け入れられている地域でありますので、このことはまたこの後、徳永議員からも質問があるかと思いますが、私はこの程度でとどめたいと思いますが、ぜひ懸念があること、そしてまた、旅館・ホテル等とも一緒になって、官民挙げて努力していくことの答弁が文化観光国際部長からありましたので、その答えを了として、期待しながら、今後見つめていきたいと思っているところであります。

それでは、長崎県の観光業のトップの皆さん方が一番期待されて国の方へいち早くお願いに

行かれたのが、プレミアム付き旅行券の発行を何としてでも考えていただけないだろうかというのは、これは長崎県も一緒に陳情なさったんじゃないかと思います。これがいち早く実現することになりました。この状態というものが九州全体で180億円の枠があって、そのうち本県への交付額がおおよそ17億円と言われておりますが、本県のプレミアム付き、いわゆる割引率というのはどのようになっていくのかをお示しいただければと思います。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 「九州観光支援のための割引付き旅行プラン助成制度」では、九州が一体となって観光復興に取り組むことから、旅行商品の割引額や販売方法等については、国が示した統一基準で事業を実施することとされております。

具体的には、国内向け及び外国人旅行者向けのオンライン宿泊旅行商品と店舗型旅行会社との宿泊旅行商品を対象に割引助成を行うもので、特に、夏場における早期の集客を目指し、7月から9月は被災2県は最大70%、その他の5県は最大50%の割引率の設定を可能としており、10月以降は、それぞれ50%と40%に引き下げることにしております。

加えて、コンビニエンスストアの発券システムを活用した宿泊クーポン券の発行を行うほか、限定的に日帰りの着地型旅行商品に対する割引助成も行うこととしております。

なお、割引に際しましては、旅行商品の金額に応じて1人当たりの割引上限額を設けることとされております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) 私も、当初ご相談があって国の方に行きたいと言われる時に、

「3割ぐらいのプレミアが付けばいいけどね」と、また、「それを早くやっていただければいいけどね、難しいかもしれないよね」ということで励まして送り出したわけですが、今の文化観光国際部長のお答えによると、4月から9月期の短期間の集中した時は70%のプレミアを付けるということですか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) もう一度説明いたします。

70%は、被災2県、熊本県と大分県でございまして、残る5県は最大50%でございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) 私もそういうふう理解しておりましたので、わかりました。

長崎県内全地域、50%のプレミア付きの旅行券が適用できるということですので、大変ありがたい制度であります。このプレミア付き旅行券のことを国内外のたくさんの皆さん方にエージェントを通じて教えていただいて、この利用、活用によって、いわゆる震災前に戻ることができるような状況になってほしいと思います。

というのは、新聞報道によると、長崎市の観光客は平成15年、約669万人という過去最高の数字が出た。そしてまた、震災があった4月もカウントされているわけですが、4月の訪日客は最高約208万人であるということで、今、非常に日本ブームである。そしてまた、長崎県の世界遺産を含めた長崎県のブームということは間違いありませんので、何とかこのプレミア付き旅行券でもって、震災後、厳しくなっているところをカバーできるようにぜひ頑張ってもらいたいということを申し上げまして、この件については、この程度の質問に終わらせていただきま

す。

2、若人の県内への就職促進について。

社会現象によって本県の人口減少が進む中、その主たる要因は、県内の高校、大学を卒業した青年が、地元に残るにも働く場がないと、あっても職場環境や給与待遇面が悪く、大都市へ流出していく、いわゆる地元には働ける場を確保することの必要性を一般的に主張し、私もそのように今日まで思って、製造業を中心とした企業誘致の必要性を説いてきたところでありますが、私の松浦市の友人から、「下条さん、誘致をした企業すら人手不足で悩んでおられますよ。一概にあなたの主張は当たってないんじゃないですか」ということの指摘を受けました。

そこで、生の声を聞くために、私は現地へ赴いてまいりました。各経営者、あるいはまた地元の高等学校の校長先生や就職担当の先生方と意見交換をしてきたところであります。その内容に従ってお尋ねいたします。

都市部と若干の初任給の格差があっても、それ以上に得るものがあるのではなかろうかということ。中学校、高校時代に、ふるさと教育の大切さや、自然に親しみ、生まれ育ったところの伝統文化や行事に参加し、担っていく、その心の幸せも生きていく上で大いにプラスになることなどをお互いの意見交換の中でさせていただいたところでありますが、そういった中で得たことの中から1～2点、質問をいたしたいと思います。

まず、県内の高卒、大学卒業者の県内への就職状況をお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 平成28年3月の高校卒業者の就職状況は、文部科学省の調査によりますと、3月末現在で県内就職率が59.3%

と前年同期比で2.3ポイント上回っている状況でございます。

一方、大学等の卒業者につきましては、長崎労働局調査によりますと、3月末現在で県内就職率43.5%でございます。前年同期を1.3ポイント下回っている状況でございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) これは先の委員会審議の中で資料として出していただきました。私は、むしろ、もっともっと低い数字で県外に流出している数の方が多いんじゃないかなと思っていました。

特に、大学卒業者について、少し詳しく調べてみました。例えば、長崎県出身の大学生ですね、高校生は基本的に県内出身者が入学・卒業の大宗を占めるわけですから、このデータはイコール県内出身者と高校生は見ていいと思うんですね。ところが、大学卒業の者を見てみますと、県内出身者で県内の大学で学んだ方が就職をする時の状況は、県内に残られる率がおおよそ7割、67～68%です。知事、意外と高い数字だと私は思います。皆さん方行政と学校が一緒になって非常に頑張っておられる証であるということ間違いなくと思います。

しかしながら、評価をするだけじゃなくて、もっともっと、あと1%、5%でもふるさとに残っていただく、そういう努力、尽力を私たちも含めてお互いにやるべきではないかと思っています。

そこで、校長先生や就職の世話をされる先生方から現場の声が出ました。県内にすばらしい企業もあるんだけど、自社アピールをされることが非常に少ないということをおっしゃっておいりました。

一問一答ですから、質問はこのくらいにして、

早期募集の件はあとで触れますが、いかがでしょうか。今、長崎県工業連合会がおかげさまで県内全体に立ち上がりました。こういった長崎県工業連合会との連携のもとで、長崎県工業連合会が担う役割の一つとして、それぞれの地域の個性あるところで県内の子どもたちに就職を求めるというふうなもののある会社等と連携を取りながら、各実業高校、あるいは希望があれば普通高校もお周りを早期にして企業のアピールを図っていくということはいかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 県内企業が余り知られていないということでございますけれども、私も、県内の高校生及び大学生の県内就職を促進するためには、県内企業の求人情報、企業情報を高校生や大学生、その保護者にしっかりと伝えていくことが重要と考えております。

そのため、本年3月に立ち上げました「ながさき県内就職応援サイト『Nなび』」でございますが、こちらで県内企業の魅力でございますとか求人情報、本県の暮らしやすさを積極的に発信してまいりたいと考えているところでございます。

また、高校の進路指導担当者と企業の人事担当者との名刺交換会でございますとか、工業高校の2年生を対象としました職場見学会、高校生、大学生へのインターンシップを実施することによりまして、県内企業の魅力を伝えてまいります。

さらに、県内企業が、直接、自社の魅力を学生に伝えるということが重要でございます。このため、高校、大学内での企業説明会や見学会等を長崎県工業連合会とも連携を図りながら実施してまいります。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) それでは、もう一点、この件については教育の観点から教育委員会教育長の答弁も含めてお尋ねしたいと思っております。

都市部との初任給の差というのは、当然、多少出てまいりますね。初任給の差が2～3万円ぐらいあるんじゃないかと感じております。しかしながら、この差というものが自宅より、いわゆる地元に残って地元の企業に就職をするということは、現在住んでいる自宅から通勤ができますよ、いわゆる住居費がかかりませんねと、あるいはまた、通勤の利便さ、いわゆる東京とか大阪とかの大都市では1時間ぐらいの通勤というものは基本的にあるわけでありすけれども、そういったものが自家用車で行けば片道15分、20分で行けますねというふうなお話であるとか、あるいはまた、生活費もそれだけ、いわゆる長崎県内の方が低いですねということですね。

もう一つ、私が重要だろうなと思うのは、自分たちが生まれ、あるいはまた育った地域のいろんな伝統行事が行われていくわけですが、そういったものの活動の中心的な役割を担うことができる。それは何かというのは、大きな生きざま、生きがいにつながっていくだろうと私は思っております。

そのような総合的な、ふるさとに残る、地元に残るということのすばらしさというものを、いわゆるふるさと教育という形でしっかりと進めていただけたらいかげんかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、生徒たちが本県の暮らしやすさを知るべきではないかというお話でございますけれども、我々も同

感でございまして、生徒たちが本県の暮らしやすさを知ることも進路選択の際に役立つと考えております。

県民生活部が作成いたしました「暮らしやすさ指標」のリーフレットを全県立学校に配布し、活用を促すとともに、キャリアサポートスタッフ研修会においても、県内就職につながる資料として、進路指導の際に活用するよう指導しているところでございます。

また、ご指摘がございました本県のいいところをよく知る、いわゆるふるさと教育につきましては、中学校においては、県の教育委員会が作成いたしました「ふるさと長崎県」という冊子を全生徒に配布して学習を行っております。

また、県立学校におきましては、授業をはじめ、学校や地域の実情に応じた学校行事や部活動等を通して郷土を理解するための教育を行っておりますし、総合的な学習の時間などを活用して地域の課題を発見したり、地域の魅力を活かす方法を考える活動に取り組む学校も少しずつ増えてきている現状でございます。

今後とも、若者が地域を理解し、郷土を愛する心を育む教育活動を通して地域に貢献する人材を育成してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) 今、教育の現場からの、いわゆるふるさと教育というものについてのお答えをいただいたところでありますが、こちらの事業部の方ではどなたかありませんか、この件について。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) ふるさと教育関係につきましては、教育委員会サイドでしていただいておりますが、暮らしやすさにつきましては、先ほど教育委員会教育長からご答弁があ

りました本県の「暮らしやすさ指標」につきまして、「Nなび」等を通じて皆さん方にお知らせをさせていただいているところでございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) 松浦の現地に赴いて感じたことは、東京から長崎県の企業誘致でもって長崎県に入ってこられた大きな名前もある会社が、万年的に人手不足をしているということ、中途採用がなかなか育っていかないということで、おかげでその会社に松浦高校、鹿町工業高校から14～15名の新卒者が4月に採用されておりますけれども、新卒が教育のしがいもあり、そしてまた、やる気もあるということを言われました。

これでいきますと、大卒が43.5%、高卒が52～53%がふるさとに残っているわけですが、この数値に甘んじることなく、なお一層、長崎県内にとどまっていただくようにということ。

それから、県北の人たちに言わせると、県南から言わせると県北に対してでしょうけれども、いわゆる通勤圏というのが佐世保ぐらいまでだから、それよりも南にもいいなというところがあるんだけど、就職を紹介したいなというところがあるんだけど、寮が完備されていないということがあります。1社での寮というのは難しいかもしれませんが、工業団地等を持っておられるところ、佐世保、あるいはまた大村というのは集団化されているわけですが、そういったところで一緒になって合同の寮を完備していくといったこともふるさとに残る大きな要素になっていくのではないかな。特に女子寮ですね。鹿町工業高校の女子の卒業生は男子の数倍、求人があるようでありまして、女子の工業高校の卒業生は、まさに金の卵以上のものがあるということを学んできてまいったところであります。

ぜひ、これからも皆さん方が業界の皆さん方と常にタッグを組みながら、連携を図りながら、そしてまた、キャリアサポート制度も一層進んでまいりましたので、このキャリアサポート制度を活用されまして、なお一層、そういった教育が進んでいくように、心から皆さん方をお願いを重ねていたしまして、この件の質問を終わりたいと思います。

3、長崎県の総合計画2020の策定と実行。

(1) 地域包括ケアシステムの構築について。

平成28年から5カ年の「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定され、県、行政、議会、県民が、この旗のもとに一致協力し合い、目標達成に向け、それぞれ努力しあうこととなりました。

この「長崎県総合計画チャレンジ2020」の中で、2点ほどお尋ねいたします。

まず、39ページから40ページの地域包括ケアシステムの構築について、お尋ねをいたします。

平成26年度の基準年を1%、平成32年度を60%という目標を設定されておりますが、私は、既にほぼ1ないし2中学校区単位で「地域包括支援センター」が設置され、この事業はある程度進んでいるのではないかなというふうに認識をいたしておりました。

そのため、この「長崎県総合計画チャレンジ2020」の策定をされた資料を先般いただきましたが、これを見ている中に、1%というこの数値に大変驚きを感じたところであります。そこでお尋ねをしたいということになりました。

また、これは日常活動の中での県内各地域で、医療、福祉等については、私たち県議会議員、あるいはまた、地元の市議会議員、町議会議員の皆さん方が最も相談を受ける内容の一つではないかと思っておりますので、この場で認識を

共有しながら進んでいきたいという思いもあって質問をさせていただくところです。

それでは、まず、地域包括ケアシステムとは一体どういうもので、また、現状が1%というのはどういう状況を示すのか、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 「地域包括ケアシステム」につきましては、高齢者の皆様が幾つになっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、概ね30分以内でサービスが提供できる「日常生活圏域」を基本的な単位といたしておりまして、お一人おひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、必要な時に、必要なサービスが提供される体制でございます。

具体的には、お元気なうちには社会活動への参加や、あるいは体力維持のための健康づくりに努められる一方で、加齢に伴い、お体が不自由になったら買い物、あるいはごみ出しなどの生活支援を受けることができます。さらに、病気になったら「かかりつけ医」が、介護が必要になったらサービス事業者がご自宅を訪問するなど、高齢者の皆様にとって、切れ目のない支援が行われ、最後まで安心して暮らし続けることができる地域づくりだと考えております。

地域包括ケアシステムの単位につきましては、各市町が地域の実情に応じて設定するというようになっておりまして、総合計画の策定時点の見込みの時には、本県全体で100圏域程度の構築が予定されておりまして、その際に構築済みである圏域が1つであったことから基準値を1%としたものでございます。

各地域におきまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに地域包括ケアシステムを構築するために、介護予防や生活支援、あるいは

医療・介護サービス体制の整備など、さまざまな取組を進めているところでございまして、県といたしましても、このような市町の取組を後押しするために医療・介護の連携、認知症施策、あるいは介護人材の育成に努めているところでございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) この後、今、福祉保健部長から答弁がありましたことは、もう少し深く突っ込んでみたいと思っております。

その前にお尋ねをいたしますが、目標年である平成32年に60%という数値を挙げておられますが、この60%というものの達成に向かって、もう既に稼働されているといいますか、このシステムづくりに入っておられるわけですが、どのように進めておられるか、具体的なものがあれば、お答えいただきたいと思います。

というのは、私たちも自分たちの地域でそういうものをつくりあげていかなければならないだろうと思っておりますから、その指針になるようなことがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、その有効なツールであります「地域包括ケア会議」の実施を位置づけまして、5つの機能、個別課題の解決、あるいはネットワークの構築、地域の課題発見、地域づくり、あるいは地域資源の開発を推進することによりまして、そのネットワークづくりを通じた地域課題を共有して市町の政策形成につなげていこうとすることが重要であります。

そのために県におきましては、「地域包括ケアシステム構築委員会」というものを設立しておりまして、各地域に設置しております「地域

包括支援センター」、あるいはその中の「地域包括ケア会議」、そういう活動を支援する形で25名の委員から成りますこの委員会で、現場のいろんな意見の吸い上げ、あるいは協議、課題の解決に向けた会議をしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) この地域包括ケアシステムをつくりあげていくというその前提には、既に25名の委員から成る委員会ができています。その後に今度は地域包括ケア会議というものをそれぞれずっとつくりあげていって、そこで具体的な、その地域、地域に合った医療、福祉の、いわゆる自分の家でできる限り長く生活できるような対策を打っていくということのようであります。

そうしたら、長崎市内におきましても、そういう包括ケア支援センターがいろんな研修会的なものは終わられて、これからは現場に入っていくだろうなというふうな形と見ていいんですか、どうですか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 長崎市の状況でございますけれども、これにつきましては、現在、地域包括ケアシステムでセンターが立ち上がりまして、平成28年4月時点でございますけれども、包括ケアシステムを20単位ぐらいにやろうということで、そういう中で新しい予防介護、あるいは日常生活支援総合事業でありますとか、在宅医療、介護の連携でありますとか、各種施策を地域包括ケア会議を推進することによりまして取組を進めているということで伺っております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) そうしますと、私

は長崎市選出ですから、長崎市のことを具体的に触れながら質問を進めてみたいと思います。

県内では100程度のシステムの数をつくりたいと、長崎市内では中学校がおよそ40ぐらいありますが、地域包括ケアセンターが、恐らく1つないしは2つぐらいの中学校の校区単位で、地形的なことがあるんでしょうけれど、つくられていると思いますから、およそ20ぐらいの地域包括支援センターが今できあがっているわけでございます。その20ぐらいの地域包括支援センターの中で今の制度を地域にしっかり根ざすようなことにもっていこうとされていると思います。

そうしますと、例えば、私の地域の中学校校区単位でいきますと、2つの、西浦上中学校区と三川中学校区単位で1つの地域包括支援センターがあるんですが、私の地域の中学校区だけの単位を見ても、自治会数がおおよそ40、世帯数が7,000～8,000世帯あるんですよ、1中学校だけで。それを2つ、地域包括支援センターはまたがっているわけです。

そういうふうな7,000～8,000世帯、あるいは1万世帯の中で、役割分担をされるボランティア組織ですね、そういった行動部隊がこの下にできていくわけでございますが、その前に、長崎市の場合、7,000～8,000世帯から1万世帯ぐらいに1つできるんだなということの中において、これをつくりあげていく。

そういう中において地域包括ケア会議というものの役割と、いわゆるそれ以外の、掃除とか、洗濯とか、ごみ出しとか、買い物の手伝いとか、そういったことを進めるボランティア団体の組織をつくりあげていかなければならないわけですが、この地域包括ケア会議の果たすべき役割と、このボランティアの役割をちょっと教えて

ください。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 地域包括ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のための有効な手段でございまして、日常生活圏域ごとに設置されている、先ほど言われました地域包括支援センターごとに開催されまして、医療、介護の専門職、あるいは地域の関係者が参加いたしまして、在宅医療、介護などの高齢者の個別課題の解決、あるいは地域における見守り等のネットワークの構築などに取り組んでいるところでございます。

一方で、システムの実現のためには、高齢者の在宅生活をいかに支えるか。そのために買い物、あるいはごみ出しなどの生活支援ニーズに対する多様なサービスの提供が不可欠であると考えておりまして、互助の観点から、自治会、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な実施主体による重層的な生活支援サービスの提供体制が必要となってまいります。

そういう意味で、今後は日常生活圏域を構成としています各自治会等の果たす役割というのは大変大きく、住民同士での助け合い、あるいはボランティアによる生活支援の仕組みづくりが重要であると考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) 今の説明によると、地域包括ケア会議というものが地域包括支援センターごとに設置をされて、ここでは全体のその地域に合った地域包括ケアシステムのメニューをつくっていく。もう一つは、在宅医療、在宅福祉、いわゆる介護福祉の専門分野は、ここを窓口としてきちっと押さえていく。そして、今、福祉保健部長からお話がありましたように、基本的に高齢者には自分の家でできる限り元気

に過ごしてもらいたい。その介護予防、認知予防的なものを含めたボランティアの皆さん方が、その分野を担っていくというふうに理解しているんですね、どうですか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 基本的にはそういうことで考えていいと思います。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) そうしますと、私も理解できましたので、その認識の上に立ちますと、8,000世帯とか1万世帯の中で、そういうボランティア組織をつくるというのは、余りにも広範囲すぎるということになってくるんですね。1中学校単位ですら、そのくらいになるわけでありますから。ましてや、2中学校区単位だったら、その倍くらいになるわけですね。ですから、このケアシステムを構築される会議というものは地域包括支援センター別でいいと思うんです。

もう一つ、いよいよこれを実行部隊的な形で、医療と介護の専門職は別ですよ、これは地域包括支援センターが直接そういったものには携わっていくわけですから、それは別として、その前の予防の段階ですね、見守りの段階、いわゆるお手伝いの支援の段階、こういったシステムをつくっていくうえにおいては、多くても2～3の自治会単位ぐらいでやっていかないと現実的には難しいと思っているんですけれども、いかがですか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 自治会単位での活動の重要性、これは平成27年4月から地域支援事業というのが、新しい地域支援事業ということに移行しておりまして、平成29年度であるとか、平成30年度であるとか、そういうふうに

それぞれに一定の期限を設けられているメニューがあります。

そういう中で、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間団体、ボランティア、あるいは自治会、そういう地域の多様な主体を活用して高齢者を支援するという制度に変わっております。そういう意味でいくと、自治会自体がそういう活動に積極的に取り組まれるということは非常に重要なことだと思っております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) そうしますと、確認しますが、これは自分たちの住んでいる地域の事情によって、地域包括ケア会議は、地域包括支援センターですから、大体2中学校区単位に1つぐらいあるわけですね。地域包括ケア会議は、そういったことで束縛をして1つと、いわゆる、長崎市でいえば20ぐらいのケア会議ができていくということは理解できます。

そうすると、その実行部隊になっていくところの地域のボランティア的な活動、自治会長や民生委員が中心となってやっていくことになるわけですが、そうしますと、これは自分たちなりの地域に応じて1自治会、あるいは2自治会といったものの単位で、そのシステムをつくりあげていっていいというふうに、あとは自分たちの地域と地域包括支援センターとの連携といいますか、指導をいただきながら、それでいいというふうに理解していいんですか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) そういう地域支援事業の中身は、新たに移行した整理の中で、NPO、民間事業者、あるいは自治会、そういう中におきまして、掃除、洗濯、あるいはごみ出し等、そういう活動をするを大きく求め

ておりますので、そういう中の活動の一環として自治会等が参加されるというのは制度の中で認められているというようなことになってきております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) そのところが明確じゃないんですよ。要するに、地元の事情に応じて、1自治会は平均大体150世帯ぐらいで形成されています。このくらいの単位でもいいよ、あるいは隣り同士の自治会が昔から非常に密接な関係があって、まちのつくりとしても、ほぼ一体となっているところは2自治会でもいいですよと、そういうようなことでいいんですかとずばり聞いているんです。イエスならイエス、ノーならノーと答えてください。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) それは規模を問わず、自治会のそういうグループが活動することに対しては、それは結構だと思います。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) それでは、今の答弁を了として今後進めていきたいと思っております。

この件については最後の質問になるかもしれませんが、今、「地域支援事業」という名称が福祉保健部長から出ましたので、ちょっとお尋ねいたします。

現在、長崎市内の場合には、長崎市と、もう一つは社会福祉協議会の支部がございます。この2トウ立ちで、いわゆる内にこもらない、家庭にこもらない、あるいはまた、できる限り元気な、健康である高齢者をつくっていこうということで、「健康サロン」という名称のものが社協を通じて各町内で指導いただいております。また、「高齢者ふれあいサロン」という名称の

ものは、長崎市の福祉保健部が直接ご指導いただくわけですが、これにそれぞれ社協の方から年3万円、長崎市の福祉の分を適用された分は年間およそ20万円、平均するとそのくらいになります。20万円ぐらいの助成金が各団体に出されまして、それを活動資金として使っておられるわけでありまして、そこでは軽運動の用具を買ったり、先生に来ていただいてご挨拶をいただき、いろんな研修をしていただいたら若干の交通費程度の謝礼金を出すとか、そういう活動費に使っている状況のようであります。

そうしますと、この地域包括ケアシステムがいうところの地域のボランティアは大変な活動をしなければならないわけです。そこは一応今のところは100%、ボランティアだと思うんですね。それが今の福祉保健部長のお話によれば、地域支援事業というものがスタートすれば、ということが私なりに感じとれたんですが、この事業がスタートすれば助成金がそこに支給されると考えていいですか。そうであれば、その額も教えていただきたい。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 平成27年4月から新しい地域支援事業に移行いたしまして、現在、議員ご指摘のとおり、サロンの運営事業については、長崎市の方でも、我々が聞いておりますのは、20万円程度の支援が受けられているということでございまして、今度の新しい制度になりますと、これまで見守りとか買い物とかごみ出し等の自治会の支援サービスについては、今後、適用になるということで、それは市町の事業メニューとしてどうするかということになりますけれども、制度としては導入は可能でございまして、それも一定、財源の上限がございしますので、幾らにするのかというのは市町で決定

されるということでございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) この件については、これで最後にしたいと思うんですけども、長崎市の福祉保健部がつくったおよそ20万円ぐらいの助成金制度ですね、これは何回も聞きに行きました。いわゆる、これは一過性のものであってはダメですよと、長く続くんですかと、あるいは国がこの制度に交付金を出すのを止めた時でも市は単独でやるんだという気持ちを持っていますかということまで申し上げました。

というのは、せっかくいいことを立ちあげていくのに、これが途中で、この制度は終わりましたということになったら何にもならない、サービスの低下につながっていく。

長崎市内のバスの無料チケット制度は80歳でとめられました。こういう福祉の逆さまをやった制度はダメだよということで復活をすることになったことが、その時の当委員会に属された各委員さんの全ての意思のもとに復活したことがありましたけれども、こういう行政サービス、特に福祉のサービスなんていうのは後戻りは許されないところがあるわけです。

そうしますと、この3万円の社協のサロン、それから、20万円の長崎市の福祉助成金、この2つはきちっと確保されながら、この新しい地域支援事業としてスタートする中でボランティア組織に対する助成金が別メニューでできる、そういうふうに行行政指導を県はなさっているんですね。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 基本的に地域支援事業というのは、市町の判断でやる事業でございまして、その判断によって助成対象とするかどうかというのは市町で決められます。

県といたしましても、生活支援体制の早期構築ということは非常に大切でございますので、各市町に対して、自ら取り組もうとする自治会等の積極的な活用を図るように助言は行ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) 限られた時間しか残されておられませんので、この質問はこの程度にとどめて、またこれから個別に委員会、あるいはまた個人的にもお尋ねをしながら、私たちの地域がモデル地域になるように頑張っていきたいと思っているところでありますので、これからのご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

(2)「長崎市中心部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画について。

もう時間がないので、質問だけをいたしますが、駅周辺においては、県庁もいよいよ姿が見えてまいりました。間もなく完成して移転が進んでいくわけですが、まちなか再生事業について、新県庁舎が建ち、長崎駅周辺が様変わりしますので、ここからスタートした問題についてお尋ねしてみたいと思います。

駅前の再整備地域から夢彩都、出島、東山手、南山手の南部の方に行くルート、それから、駅前から出島を通りまして県庁舎跡地、これはすばらしいものができあがっていくだろうと思いますが、こちらを通り、新地、唐人屋敷、中央橋、寺町と、この古いまちなかの再生事業が、この計画を含めて行われているところでございますが、この点についての展望をお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 中心市街地のまちなか再生の整備計画についてのお尋ねでござ

います。

「長崎市中心部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画は、長崎の都市再生を目的といたしまして、長崎県と長崎市が協力して平成22年に策定いたしました。

このうち重点的に整備を進める区域については、短期、中期、長期の時間軸を設定いたしまして、まちづくりを推進しているところでございます。

主な事業といたしまして、新長崎駅舎については、平成34年度までの中期的計画として、駅周辺区画整理は、長期的な計画として位置づけており、夢彩都周辺、出島、東山手、南山手は、クルーズ客船対応岸壁の整備と合わせて長期的計画が中心となっております。

また、まちなかでは、唐人屋敷の整備を平成29年度までの短期的計画として、銅座川に並行する街路整備などは長期的計画として整備を進めているところでございます。

今後とも、県、市が一体となって都市の魅力強化や回遊性の充実などの施策を推進し、まちなかの再生を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) このまちなか再生は、駅前は皆さん方のお力添えをいただいて、恐らくそっくり生まれ変わってすばらしいまちができあがっていくだろうと思います。

それから、私がこの計画の中で一番期待しているのは、都市計画道路であります銅座町松が枝町線です。いわゆる銅座川をオープンにして、車も通れる、人も通れる、いわゆる歩く動線ですね、車の動線も含めてですが、歩く道がここにできあがって夢彩都から中央橋まで近道で、しかも、快適な道路の実現に私は大きく期待を

いたしておりますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

それから、この「長崎市中央部・臨海地域」
都市・居住環境整備基本計画の中に書いておら
れるから、私も触れざるを得ないんですけれど、
最近マンションの建築で異国情緒のあるまち
の雰囲気が変わりつつある、いわゆるなくなり
つつあると皆さん方が書いておられます。

もう1点は、観光客へアンケート調査を行っ
たところ、長崎に来られる前の長崎のイメージ
は、異国情緒と坂と港のまちである。ところが、
観光を終わられた後にデータをとってみますと、
単に坂の多いだけのまちだった、異国情緒も余
り感じられなかった、港に接する機会も少なか
ったということが皆さん方がとられたアンケート
の中に書いてあります。

そうしたら、これをきちっと異国情緒のある
まちにつくっていかうという意味はあるのかど
うか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) この「長崎市中央部・臨海部」都市・居住環境整備基本計画では、西洋の旧居留地が残る東山手、南山手や中国の唐人屋敷跡など、長崎市にしかない魅力を高めるまちづくりを推進することといたしております。

東山手地区におきましては、長崎市が事業主体となって旧長崎英国領事館の保存整備等が進められているほか、唐人屋敷跡などでは往時の雰囲気が醸し出されるような、まちなみ整備が進められており、県としても財政支援を行っているところでございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) いいですか。幕末から明治初期にかけてできあがったものを大切に

に保存する、これが一番大切であることはわかっているんです。旧香港上海銀行も壊すということを行行政は一旦決めたんです。あれは臨時議会を開かせていただいて、私は当時の自由民主党の代表質問の中で、残すべきものは残せということで、議会の賛同を大きくいただいて残すことになりました。

そういったことで、古いものは残していくことが当たり前ですが、私が提案したいのは、マンション等が立ち並ぶようになって異国情緒の街並みを感じないということを長崎を訪れる人が感じているならば、新しい異国情緒に、長崎のまちにマッチした景観を醸し出すためにビルができあがる時には大きな助成金を出すよと、そして新しいまちを、1年に10でも20でも建物をつくりあげていくということが重要ではないかと私は思っているんです。そこのところはいかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 長崎市の景観づくりにつきましては、「長崎市景観計画」というのが策定されておりまして、それに基づきまして各地域の整備計画が進められているところでございます。

その際に各種の有利な制度を活用すべく、県としても長崎市に対しまして助言等を行っているところでございます。

○議長(田中愛国君) 下条議員—35番。

○35番(下条ふみまさ君) 最後にいたしますけれども、私たちは、行政側にお願いして同時に「伝建条例」をつくって制限をかけたわけでございます。古い建物は、減っていくことはあっても増えることはないんですよ。ですから、「異国情緒長崎」というものをうたい文句に県や市がするならば、これに向かって全力で異国

情緒を醸し出すつくりをしていかなければならないと私は思っているんです。

ですから、適用されたものに1棟500万円、あるいは800万円ぐらいの補助金を出す、助成金を出す、こういう制度で1年に10棟でもつくりあげていただくと、10年かかったら100棟ぐらいができあがっていくことになるわけですから、そういうことによって、はじめて「異国情緒長崎」を国道沿線で感じることができるような、札幌の小樽ですか、石造りで非常にきれいでしょ、残っていますね。ああいったものをつくりあげていくべきだということを私は提案して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 3分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

橋村議員—41番。

○41番(橋村松太郎君) (拍手)〔登壇〕諫早市選挙区選出、橋村松太郎でございます。

はじめに、去る4月に発生いたしました「熊本地震」につきまして、改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げます。

また、負傷された方々、並びに被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

我が国では、人口の急激な減少や超高齢化といった大きな課題に直面する中、人々は、将来に向かって夢や希望を持ち、安心して暮らすこ

とができる活力ある社会を目指し、魅力あふれる地域づくりや、地方への人の流れをつくる地方創生の取組が進められております。

人口減少の中、地域の活力を生み出していくためには、交流の拡大や産業の育成、雇用創出などに努める一方で、子育て環境の整備並びに学校教育による人材育成も大切な視点であり、迅速かつ的確な対応をすべきであると考えます。

また、私は、例えば新幹線整備のように、県勢浮揚のために、長崎県に光を差し、活力を生み出す大規模なプロジェクトは必要であり、重要なものと思っております。

しかしながら、行政では、えてして光の部分に目を向け、力を注ぐ傾向がありますが、プロジェクトの実施に伴う影の部分にも着目し、どのような影響が生ずるのか、あるいは地域住民の利便性はどうなるのかなど、逆の視点から表裏一体的に施策を講じていくことが大切であると思います。

このように考える時、県では、将来を見据え、施策の影の部分、いわゆるマイナスの影響を最小限に食い止めるために、潜在的な課題に対し、いかなる検討を行うべきであるのかという視点が疎いのではないかと危惧しております。

そのため、本日は、こうした観点も含めて、通告に基づき、質問と提案をさせていただきます。

1、本県の財政運営について。

本年2月、平成27年国勢調査に基づき、本県の人口及び世帯数に係る集計結果の速報値が公表されました。それによりますと、長崎県の人口は137万7,780人となり、平成22年調査時の142万6,779人と比べて4万8,999人の減少となっております。

県において、こうした状況を克服すべく、市

町と連携しながら、さまざまな施策に取り組まれていくことと思いますが、自主財源に乏しい本県では、地域を守り、活性化させるための基盤となる貴重な財源は地方交付税であり、その安定的な確保に努めるべきであると考えます。

（1）財源確保について。

私は、本県のように人口が減り続けている自治体は、測定単位の見直しごとに地方交付税が減少し、財政規模も縮小していくため、地方交付税が本来持つ財源保障機能の強化の面からも、国は対策を講ずるべきと考えます。

また、税収面では、平成27年度最終予算では1,100億円を超え、前年度比10%増が見込まれておりますが、全国の伸びほどまでには至っておりません。

こうした状況において、県では、人口減少社会の中、健全な財政運営を持続させるため、地方交付税の確保をはじめ、さまざまな財源確保対策にどのように取り組まれていくのか、お尋ねします。

（2）中期財政見通しと健全な財政運営について。

今般、最終専決補正により、基金残高は約305億円となり、前年度末残高に対して11億円強の積み増しがなされており、大幅に改善もされております。これは県庁全体が一丸となって、さらなる収支改善対策や行財政改革に取り組まれた結果であり、一定評価されることと考えます。

しかし、一方で、県政のさまざまな課題に対処するためには、基金残高だけでなく、実質公債費比率や将来負担比率など、他の財政指標も踏まえて、時機を逸しない適切な財政出動が必要であると思いますが、見解をお伺いいたします。

また、基金の積み増しのみを重視するのではなく、県債残高を見て、投資に向けた県債発行がどの程度可能であるかなど、中長期的に貯蓄と投資のバランスを保った財政運営が必要であると考えますが、見解をお伺いします。

2、新幹線整備に伴う在来線（長崎本線）対策について。

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）に関しては、今後、平成34年度の開業に向けて、沿線自治体によるまちづくりをはじめ、県内全域に波及効果を及ぼすための取組が一層進んでいくものと思われます。確かに新幹線の整備によって観光客が増加し、交流が拡大することで、新たな消費や産業の活性化等につながり、県内への経済波及効果が高まることが期待されるところであります。

しかし、一方、新幹線の開業効果はそれとして、新たなルートができることで、長い間、地域振興に貢献してきた在来線については、違う形態での運用や、利便性を低下させないための工夫などが必要であると強く感じております。

新幹線と在来線は、いわば表と裏の関係であり、片方ばかり光が当たるのではなく、共存共栄という視点で取り組むべきであり、新幹線が整備された熊本県や鹿児島県では、在来線を活かしたまちづくりも行われていることから、本県でも、広域的にそのような取組を行うべきであると思います。

（1）在来線沿線における地域振興について。

在来線（長崎本線）を活用した地域振興策については、本県でも、例えば在来線において、風光明媚な海岸線に映える列車を走らせることや、JR九州と連携して、地域の文化、特産物などを活かしたイベントを開催し、臨時的に特急列車や快速列車を在来線駅に停車させるなど、

雲の切れ間の太陽となるべく、地域の情緒が味わえ、沿線住民の胸がときめくような対策を講ずるべきであると思います。

人口減少の流れの中で、それを食い止める策の一つとして在来線沿線の地域振興に目を向け、均衡ある発展のため、今まで以上に在来線を活かしていくべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

(2) 佐賀県との連携について。

新幹線と対をなす在来線をいかに活かしていくのかという課題は、佐賀県にとっても同様であり、共通の課題となるため、在来線を活かしたまちづくりは、広域的な連携による取組のものと進めるべきと考えます。

本県は、佐賀県と地方創生に係る連携協定も締結し、連携事項として両県の県境周辺地域の振興に関する項目を掲げていることから、両県一体となって協力しながら発展を目指すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

3、諫早湾干拓事業に関する環境対策について。

諫早湾周辺地域では、潮受け堤防の設置をはじめ、防災面の整備が進められたことにより、高潮の防止が図られるとともに、大雨時においても周辺地域の雨水も調整池に排水することが可能となり、湛水被害の軽減がなされ、防災機能も大きく高まりました。

また、諫早湾干拓地では、入植された方々が次世代につながる環境保全型農業の実践に取り組まれるなど、諫早湾干拓事業は、地域の防災効果及び農業発展にとって非常に重要な役割を果たす施策となっております。

しかしながら、残念なことに、有明海全体の環境変化を捉えて、いまだ排水門を開門する、しないの問題にとらわれていることは、周辺環境のリフォーム、アレンジメントがまだ不十分

であるがゆえではないかと思えます。

堤防の必要性が認められた結果として、自然環境の変革は容認せざるを得ないところもあります。

されど、忘れてはならないのは、地元住民の方々も古くから限らない愛着を持ってきた、この諫早湾地域の自然への配慮です。

特に、この事業によって、漁業者には漁業環境のさまざまな変化を許容していただき、我慢を強いてまいりました。国及び事業を推進してきた立場である県は、自然環境を変えたことへの手だてと配慮に努め、海洋資源の再生を図る使命があります。

(1) 水産振興策について。

これまで有明海再生に向けた漁場環境の改善など、水産振興の取組がなされてまいりました。

また、本年1月18日、長崎地方裁判所より和解協議が勧告され、去る5月23日の和解協議では、国から「有明海振興基金（仮称）」の創設が提案されたところであります。

そこで、現状を踏まえて、漁獲高の向上など、より一層の水産振興のために強力な対策を講ずるべきと考えますが、水産振興策について見解をお伺いします。

(2) 環境改善及び自然再生について。

現在の取り組む状況を変えていくには、原点に立ち戻って、自然への畏怖、畏敬の念のもと、諫早湾干拓地の景観を含め、自然環境の再生や改善に大胆に取り組むことが重要であります。

私は、常々、開発はリフォームであると考えてきました。環境の形態が変化しても、自然との共生・共存は忘れることなく、人類の共通の財産として残していかなければならないものであり、行政においては、多面的な視点から諫早湾干拓に関連する自然環境の回復に努めなけれ

ばならないと思いますが、今後の環境施策の展開について見解をお伺いいたします。

4、保育士及び幼稚園教諭の処遇改善について。

我が国では、「一億総活躍社会」の実現に向け、政府を挙げて取り組まれています。

取組の一つである子育て支援については、少子化問題が背景にありますが、そこには保護者の育児に対する不安があり、その一因となっているのが保育環境であると思います。

(1) 給与の改善について。

子育て支援における保育所入所待機児童の解消には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠であることから、国においては、給与の改善や離職された方の職場復帰サポートの対策が実施されています。

例えば、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」において、民間保育士の給与を平均3%引き上げるとともに、国家公務員の給与改定に伴い、保育士給与を1.9%程度引き上げることなど、改善が行われたところであります。

保育所の運営経費は、保育士等の配置人員による人件費や、3歳未満児・3歳以上児の数などに応じて積算する事業費などの積み上げが行われ、国、県、市町及び保護者の負担によって賄われています。

しかしながら、国における改善措置が行われても、現在の運営経費では、保育士の方々の給与など処遇面から見て、まだ十分な状態にあるとは言えません。

県内を見ても、絶対数が足りないわけではなく、保育に従事しようとする人たちにとって、雇用環境が厳しく、魅力に乏しい職場に映るため、保育士確保が難しくなっていると考えます。

諸外国を見てみると、保育施設を学校教育の一環と位置づけ、幼児保育従事者の給与と小学

校教員の給与が同等である国もあります。

私は、保護者が安心して子どもたちを保育所に預けることができる環境を整備するためには、いわゆる保育士確保の観点から、給与面、資格面において適切な対策を講じ、現場に従事する保育士の方々の処遇改善を、今こそ根本的に行うべきであると考えますが、同様に幼稚園教諭も含めて見解をお伺いいたします。

(2) 職員数の見直しについて。

また、保育は、義務教育と同等なものと位置づけ、現場の実態に応じた適切な財源保障や、時代に即した職員数の見直しなど、新たな制度設計について原点に立ち返り、国の責任において取り組むべき必要があると考えますが、見解をお伺いします。

5、土曜授業等への対応について。

教育というのは、本来、幼児期、小中学校の児童生徒期、高等教育期など、その時期に合った最善かつ最適な教育を行うべきであると思います。

しかしながら、学校における週休2日制が普及したことで、学校では週5日しか授業を受けることができなくなり、十分な教育機会が確保されているとはいいがたい状況にあるのではないかと懸念しているところであります。

(1) 土曜授業への取組について。

私は、これまでも一般質問を通じて、学校週5日制における本県の子どもたちの学力低下に対する危惧を述べ、近年、他の自治体で土曜授業の導入が進められている状況を踏まえ、土曜授業への積極的な対応を求めてきたところでありますが、本県の現状について、まずお伺いします。

また、教育とは人づくりの根幹を担うものであり、行政として大切な分野であると考えます

が、教育の充実を図るため、土曜授業の本格的導入についての見解をお伺いします。

（2）学力向上に向けての取組について。

学力等の調査についてであります。現在、国においては、「全国学力・学習状況調査」を全国的に実施しているところであります。

一方、これとは別に、長崎県では、小学5年生と中学2年生を対象に独自の学力調査が行われております。本県独自の学力調査の結果から、どのような点が教育上改善が必要であると把握されているのか。

また、それを受けて、今後、どのように改善に取り組まれようとしているのか、お伺いします。

6、県職員の活用について。

職員の皆さんは、全体の奉仕者として、市町と一体となって地域の振興のために尽力するといった高い志を持ち、難関の試験を突破して入庁されております。

そのような入庁当初に抱いた高い志や、何事にもチャレンジするといった意識を衰えさせることなく高めていくことが必要であり、職員には、その時期ごとに果たすべき役割があると思います。

若い時期には、先輩から学び、少しでも早く先輩に近づけるよう努力し、経験を積んだ後は、後進の目標となるべく努力し、育てていくといった意識を持つ必要があります。

このような意識をそれぞれの職員が持ち、主体的に行動していくことにより、県政の推進が図られ、具体的な成果につながっていきます。

人事管理にはこのような視点が求められると考えますが、知事の所見をお伺いします。

以上、答弁によっては再質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 橋村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、財源確保についてのお尋ねでございます。

県税等の自主財源に乏しく、脆弱な財政構造にあります本県において、地方創生に向けた積極的な施策を推進してまいりますためには、財源確保の取組が非常に重要であると考えております。

このため、企業誘致の推進や製造業の付加価値向上など各種の経済活性化策や県内就職促進策などを強力に推進し、税収確保につなげてまいりたいと考えております。

また、公共事業予算の確保に向けて積極的に取り組んでまいりますとともに、地方創生推進交付金や、今回採択をされました地域創生人材育成事業など、国の補助金をしっかりと確保してまいりたいと存じます。

さらに、本県の歳入で大きなウエートを占める地方交付税につきましては、人口減少の影響緩和や離島の財政需要の適切な反映などについて、積極的な要望活動を行っているところであります。

今後とも、健全な財政運営を維持できるよう、歳入確保に力を注いでまいりたいと存じます。

次に、財政指標を踏まえた時機を逸しない財政出動も必要ではないかとのお尋ねでございます。

脆弱な財政構造にある本県におきましては、実質的な公債費負担や将来の財政負担、単年度の収支など、常に財政の健全性を意識した財政運営を行っていく必要があります。

こうした中、基金を活用しながらの財政運営

も限界に達してきており、取り崩しによらない財政運営に転換していく必要があると考え、本年度からはじまる「行財政改革推進プラン」において、適正な基金規模として、10年程度で400億円台の回復を目指す指標を掲げているところであります。

一方、人口減少の克服など、本県が抱える課題の解決に向けて、時機を逸することなく、力強い施策を展開していくことも必要であります。

そのため、限られた予算や人員等の行政資源を重点的かつ効率的に投入するための「選択と集中」をさらに進めつつ、財政の健全性を保つための国の予算の確保など、財源確保にしっかりと取り組みながら、県勢発展に向けた投資と財政健全性の維持の双方でバランスを保った運営に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、新幹線整備に伴う在来線沿線における地域振興についてのお尋ねでございます。

JR長崎本線では、これまでもJR九州と地域が連携し、特産品を用いた企画列車あるいは地域イベントとタイアップした列車の運行などに取り組んでいただいているところであります。

民間や地域が連携した、このような振興策は、九州新幹線西九州ルートが開業し、その効果を波及させるうえでも大変有意義なものであり、今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。

こうした観点から、今後、西九州ルートの開業に向けた具体的なアクションプランを策定していくことといたしておりますが、そうした中で、他県の事例も参考にしながら、在来線を活用した地域振興策についてもしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、有明海の水産振興策について、基金が創設されたが、一層の水産振興に強力に取り組

むべきであるとお尋ねでございます。

先般、国から、開門にかわる漁業環境改善措置として、「有明海振興基金（仮称）」の創設についての説明がありましたが、県といたしましては、基金の創設により、漁業者が実感できる具体的な成果が得られることが重要であると考えております。

県では、これまでも大規模な作渚や覆砂等による漁場環境改善や、質の高い種苗の大量放流、増産に必要な養殖施設の整備など、関係漁業者が期待している対策の実現について提案を行ってまいりましたが、今後とも、基金の活用を視野に入れながら、関係漁業者の意見を十分にお伺いし、水産振興策の強化について取りまとめのうえ、国へ強力に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、諫早湾の自然干陸地等の利活用推進について、自然景観形成に向けて、さらに配慮が必要ではないかというお尋ねでございます。

諫早湾干拓事業によって創出された自然干陸地等は、水環境・自然環境の保全、自然景観や地域交流の場の形成など、地域活性化のための非常に貴重な地域資源となっております。

このため、自然干陸地においては、これまでの畜産利用等に加えて、昨年度からは、収益作物であります「そば」の試験栽培に取り組んでいるところであり、今年度は、景観作物であり、地力増進につながる「れんげ」の栽培や、潮受け堤防及び内部堤防の法面における景観植物の植栽にも取組を進めていこうと考えているところであります。

併せて、県、市、地元農林水産省及び国土交通省も加えた「諫早湾干拓利活用協議会（仮称）」を立ちあげまして、関係機関相互の連携、調整等を図りながら、さらなる利活用策を検討

してまいりたいと考えております。

次に、保育士及び幼稚園教諭の処遇の改善等についてのお尋ねでございます。

平成27年度厚生労働省の調査によりますと、県内における保育士と全職種との給与格差は、勤続年数や年齢に違いはありますものの、月額で8万5,300円となっております。保育人材の確保や定着を難しくしている要因の一つではないかと考えております。

このため、保育士及び幼稚園教諭の給与面の改善については、これまでも国に対し、機会あるごとに要望を重ねてきたところであります。

一方、資格面について、諸外国の事例のように、保育士等と小学校教諭の資格を合わせ持たせるような方法等については、人材育成上の問題、あるいは資格の高度化に伴う再教育の問題、あるいは処遇の格差がなお将来残るのではないかなど、さまざまな課題も想定されるところであり、しっかり研究しながら見極めていく必要があるのではないかと考えております。

次に、職員の活用について、高い意識、意欲を持った職員を育成していく人事管理が必要ではないかとお尋ねでございます。

県政を取り巻く環境は、人口減少や少子・高齢化をはじめ、これまでにないような新たな課題が顕在化しており、今の県の職員には、こうしたさまざまな課題を分析し、対策を企画し、実践につなげていく力、そして、県民の皆様方と一緒にあって取り組んで推進していく力、そういう力が求められていると考えております。多様な分野にわたって、そうした実力を発揮できる人材が必要になってきているものと考えているところであります。

その人材育成のためには、議員ご指摘のとおり、普段の業務やコミュニケーション等を通し

て、職員の主体的な行動を引き出していく上司の力も欠かせないものと考えております。

組織運営に当たっては、そのような視点に立った人事管理に力を注いでまいりたいと考えているところであり、特に、将来の目標等を上司、部下職員間で共有しながら、具体的な成果に結びつけていくような新たな人事評価制度も、今年度から取組をはじめようと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 財政運営に関しまして、県債の残高や発行可能額を踏まえ、中長期的な貯蓄と投資のバランスを保った財政運営が必要ではないのかとお尋ねでございます。

これまでも、財政指標に配慮しながら、県勢発展に必要な投資は積極的に行ってきたところであります。

しかしながら、今後は、新幹線整備の本格化や新県立図書館整備、県立大学佐世保校整備をはじめとする大型の投資事業が見込まれているため、中長期的には実質公債費比率や実質的な公債費が増加していくものと考えております。

そこで、今年度の中期財政見通しから、この公債費の増加に備えるため、県債残高や実質的な公債費の長期的なシミュレーションを行い、より長期的な視点に立った財政運営を行ってまいりたいと考えております。

また、厳しい財政状況の中、積極的な投資を行っていきますためには、県負担の小さい公共事業を積極的に活用しますとともに、県負担の比較的大きい単独事業につきましては、選択と集中を進めていくことが重要になってくるものと考えております。

財政の健全性とのバランスにも配慮しながら、必要な投資事業については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 在来線を活かしたまちづくりは、佐賀県と連携して取り組むべきではないかというお尋ねでございます。

本県におきましては、九州新幹線西九州ルートの開業に向けまして、交流基盤整備、観光振興、産業・地域振興などを柱といたしました「アクションプラン」を策定することといたしております。

また、佐賀県におきましても、西九州ルートの開業に向けたアクションプランを策定する方針であるとお聞きしております。

隣接県である佐賀県との連携により、施策の相乗効果を発揮することは重要な観点であり、アクションプランを策定するに当たりましては、ＪＲ長崎本線も活用した両県にまたがる地域振興策について、佐賀県とも情報交換や協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 保育現場の実態に応じた財源確保や時代に即した職員数の見直しなど、新たな制度設計について、国の責任において取り組む必要があるのではないかとこのお尋ねでございます。

国が定めます保育所運営費の人件費については、子どもの年齢に応じた保育士の配置基準に基づいて支給をしているところであります。

保育現場においては、保護者との関わりや、アレルギー、発達障害のある子どもへの対応など、一人当たりの負担感が従前よりも高まっており、配置基準を上回る保育士の配置が必要となっている現状にあります。

県といたしましては、こうした保育現場の実態を踏まえ、国の責任において、職員の配置基準の改善と必要な保育士を配置するための財源を確保するよう、先般、国に要望したところでございます。

また、現在、国におきまして、幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を築くことを促す重要なものであるとの認識のもと、幼児教育の質の向上に向けて、保育士、幼稚園教諭の処遇改善を含む各種施策を総合的に推進することを目的とした新たな法律が審議されているところであり、この動向についても注視してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 土曜授業の現状及び今後の本格的導入についてのお尋ねでありますけれども、県におきましては、平成26年度に土曜授業の取組に係る通知を発出するとともに、その実施について市町と協議を進めてまいりました。

これによりまして、平成27年度には、県内の3市23校において土曜授業が実施されました。実施市町からは、その成果として、「保護者や地域住民と連携した教育活動を行うことができた」や、「授業時数を増やすことができた」などの報告を受けております。

県といたしましては、土曜授業は、子どもたちが土曜日を有意義に過ごすための方策の一つであると捉えております。

そこで、本年度は、全市的に土曜授業に取り組んでおります諫早市との連携を図りながら、成果や課題を明らかにし、その情報を発信することにより、全ての市町が土曜授業の導入を具体的に検討できるよう、積極的に働きかけてまいります。

また、現在、国におきましては、学習指導要領の改訂に向け、英語教育の早期化等に伴う授業時数についての審議が行われており、国の動向も見据えながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県の学力調査の結果を受けての改善点についてのお尋ねであります。本年4月に実施しました県独自の学力調査結果によると、根拠を明確にして自分の考えを書く問題など、これまで継続的な課題であった多くの内容について改善が見られました。

この成果は、管理職等を対象とした研修会の実施や、各学校における授業改善に向けた取組などによるものと捉えております。

その一方で、身につけた知識を活用して解く問題など、改善すべき課題も見られます。

今後、県では、授業を改善するための資料提供や研修会の実施と併せて、成果を上げている地域や学校を訪問して、学力向上に係る有効な情報を収集し、県内に発信することにより、さらなる改善を進めてまいります。

なお、学力向上を図るためには、各学校が調査結果を速やかに分析し、個々人に応じた指導に活かすことが重要であります。

そこで、県では、本年度、学力調査の分析・集計システムの改善を図り、各学校の学力向上に向けた取組を支援していくこととしております。

○議長(田中愛国君) 橋村議員—41番。

○41番(橋村松太郎君) では、順を追って再質問をさせていただきます。

先ほどの財政についての説明でございましたけれども、財政の健全化というのは望ましいとは思うんです。

ただし、財政の健全化とは、何をもって健全

と言うのか。あるいはその基金の残高が200億円、300億円、あるいは400億円を目指すと言うけれど、300億円で済むところを400億円を目指すということは、具体的に言えば、100億円を無駄な、あるいは十分な活用ができないことになってくると私は思っております。

それと同時に、基金の運用、基金の残高の問題、あるいは実質公債費比率の問題、あるいは県債発行残高の問題、それぞれあります。

類似団体として、いろいろ調査しましたと。類似団体というのは、財政力指数で類似団体を決めてしまう。しかし、それには人口格差があるので、標準財政規模も違ってくるので、それではなくて、人口が大体150万人ぐらいの類似団体を調べてまいりました。

されど、いずれにしても、長崎県の財政が悪いというようなことではなく、平均的な水準を推移しておるのではないかと思っておるわけがあります。そういう面では健全であると言えるとは思いますが、逆に財政主導型になっていくと適切な財政支出を怠ってしまうと。私は、行政というのは適時に適切な事業執行をやっていくべきだという思いがあります。

したがって、形式だけにとらわれることなく、適切なる財政出動をやっていくべきだと思っております。

先ほどの総務部長の補足説明にもありました。それもよく承知しています。本会議の中では詳しくは議論できないわけがありますけれども、私としては、例えば繰上償還をやるとか、あるいは借り換えをやるとか、財政運用では実質公債費比率を落とす方法もあるし、あるいは県債発行残高を繰上償還によって縮小することもあるし、財政というのは生きものだから、それをどういう形で運営をしていくか、あるいは決算

をやっていくかということであろうかと思っております。

もう、これ以上の答弁は求めませんけれども、ぜひとも勇気を持って、知事においては、財政主導に陥ることなく、適切な事業執行ができるようにという思い切った財政運用と行政執行をやっていただきますように希望をしておきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 議員ご指摘のとおり、本県の財政状況を踏まえた中で、どこまで行政が役割を担えるか、地方財政、国の財政を通じて非常に厳しい状況でありました。

しかしながら、現下の地域経済の状況等を見ると、やはり積極的な政策運用も図っていく必要がある。そのためには、ある程度基金を取り崩しながらも役割を果たしていかなければいけないという思いで運用をしてきたところでありますが、消費税の増税も視野に入れ、いつ、これが地方財政にプラスの影響が出てくるか、そういう期待もあったわけでありましてけれども、環境もまた大きく変化してきつつありますので、引き続き、ご指摘の点も踏まえながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 橋村議員—41番。

○41番(橋村松太郎君) 先ほども申し上げましたように、税収も1,100億円というようなことで、10%増収になっておるといような好結果にも至っているわけです。

そういうことも踏まえながら、健全性は維持しつつも、適切なる思い切った財政出動ということも心がけていただきたいと、これ以上は申し上げません。知事の今後の行政執行を大いに期待しておきたいと思います。

次に、新幹線と在来線の関係でありますけれ

ど、例えば、私の小学校、中学校時代というのは、もう昔、昔になりますけれども、50年ぐらい前になりますけれども、その折の長崎県への玄関口、アクセスというのは、長崎本線であり、あるいは有明海沿岸を走る、鳥栖から、そして肥前山口にきて、鹿島を通過して諫早にということでした。それが、昭和30年代になって、大村、嬉野、武雄の方に行く道がバイパスみたいにして開設されたんです。だから、メインルートはこちらだったんです。

ところが、現状をこうやって見ると、新幹線、新幹線ということで、最大課題として取り組んでいただいている。それはそれとして結構なことだとは思いますが。

ただ、全体的な道路網あるいは高速交通網を考えた時に、幸いに西九州自動車道というのは佐世保の方に順調に延びてきております。そしてまた、既存の高速道路として長崎自動車道もあります。そしてまた、それと並行したような形で諫早、大村、そして嬉野に向かった高速道路というのものもあるんです。新幹線もあれば高速道路もある。それを考えてみた時に、新幹線ができた時には、果たしてどういう状態になるかと、だから、ここを私は危惧しておるんですよ。

確かに、ポジティブに取り組むことはいいけれど、こちらの方も忘れてはならない、並行して手だてをやっていかなければならない、計画を立てていかなければならないという思いなんです。

したがって、今、私が客観的に、あるいは地図で見た時に、あるいは行政の手だてを見た時に、やはり手薄になってきているというのは否めないと思っております。

過去にも、知事にもお願いし、知事も実現していただきましたけれども、諫早から佐賀に向

かつてのバイパスについても、福田から西長田、西長田から長田まで、長田から今度は正久寺までということで、1.3キロだったかと思いますがけれども、そういう事業に着手してもらって、平成22年度に開通した。

しかし、あそこで終わっちゃならんと、もっと東へ延伸してほしいということで、1.9キロ、猿崎までの延長を事業化してもらいました。

ただ、しかし、向こうの高来、小長井の人たちにとっては、まだまだ不満というか、ありがたいことだけれども、もっと希望があるんですよ。それはそれとして、一定の評価をしておきます。長田の東側の道路改善に対する1.9キロ、30億円近くの事業化をされたことは評価をします。

ただ、しかし、今申し上げましたように、例えば、今度は有明海沿岸道路ということで捉えてみれば、熊本から大牟田、大牟田から鹿島、鹿島から諫早、諫早から島原、南島原、南島原から、ご存じのように、島原・天草・長島架橋というのがあります、鹿児島に行けるように。そして、天草からは、今度は熊本市の方へという形で、それぞれに事業化というか、路線として計画が立てられているんですよ。その計画の中では、候補路線と、例えば、熊本～大牟田は候補路線、また大牟田～鹿島については、もう計画路線として既に事業化して進めておるわけですね。

ただ、鹿島から諫早までの50キロの区間というのは、全く空白区間になっているんです。そして、諫早から島原、そして南島原までは幸いに高規格道路で事業化をしてもらっているんです。

そこで欠落しておるのが、一番大事な諫早と鹿島の区間。何となれば、鹿島から大川あるい

は大牟田までの道路は整備計画の中に載せられておる。また、大牟田から熊本までは、計画路線ではないけれど、候補路線として設定をされているんです。

したがって、ぜひとも私はこの機会に申し上げたいのは、新幹線という手だてがあるならば、あるいは高速道路というのがあるならば、結構であるけれども、有明海の方に位置する国道207号の路線というのは、高速道路ではないんです。したがって、まだまだ何年かかるかわかりません、候補路線から計画路線に上がっていったって、上がるというか、見直しをして、どう積極的に取り組むかということになってくるので。

だから、この際、知事に、このところの全く欠落している部分を事業化する意思を表示してもらいたいと。

今後、候補路線としての位置づけ、今後において長崎県としては、ぜひここを欠落しないように、将来においては、5年先、10年先あるいは20年、30年先でも結構。国道57号は、森山拡幅として昭和63年に7.6キロを事業化したんです。それですら今日まで30年経過しているんです。やっと事業化できておるといようなことなんです。

だから、夢と希望を20年、30年先でも結構だから、それはきちっとした候補路線に格上げをして将来の開業を計画しますというようなことを、ぜひこの際、口頭で約束をしていただきたい。

ぜひ、この件について里見副知事に対してですけれども、あなたは国土交通省からだろうけれども、あなたが客観的に見た時に、知事を差しおいてあなたが言うのは言いにくいかもしれないけれど、そういう計画があってもしかりだと、あるいは佐賀県並みに、福岡県並みに、熊

本県並みにという思いがあるんです。

里見副知事に一応所見を述べていただいて、知事にまた再度返答をしていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 里見副知事。

○副知事(里見 晋君) 今、議員ご指摘がございました佐賀県の鹿島から諫早の道路につきましては、両県の広域の道路整備計画の中では、路線構造について今後検討するというような検討区間という位置づけが現在ございます。

この中で、先ほども議員ご指摘がございましたように、長田バイパスを完成させ、それからさらに2キロ延伸というお話もございました。

県といたしましては、基本的に有明海の沿岸地域でございますので、中長期的な振興策、地域振興の観点からは、当然佐賀県などにつながる、あるいは県境を越えた広域のネットワークをつくっていくということは、地域間交流あるいは連携の意味で非常に重要なことだと考えているところでございます。

ただ、ネットワークの検討をしていく際には、地域の特性あるいは地域の将来像といったものを同時に検討していく必要があるというふうを考えておりますので、今後、地域の産業とか観光とか、道路の利用状況とか、混雑状況とか、いろいろな情報をしっかり把握し、地域の課題とか、沿岸のネットワークとしての道路の果たす役割、こういうものをしっかり検討を深めていかなければならないものだと思っておるところでございます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 議員ご指摘のとおり、鹿島から諫早、諫早から島原に向かう道路、あるいは島原、南島原から天草、長島に渡る架橋構想、これは地域にとって欠かせない構想である

と思っております。

県内の交通体系の現状を踏まえても、やはり整備を要する箇所でありますし、むしろ九州全体の環有明海、地域の将来構想を考える際に、やっぱり避けて通れない重要な交通インフラであると思っております。

佐賀県では既に事業化されておりますし、熊本県その他でも前向きに検討されているという情報をいただいているところでありまして、将来的には必ず整備を進めて、佐賀県までしっかりつないで一周するようなルートを形成していく必要があると思っております。

ただ、現実問題、この3県架橋を含めて、極めて厳しい状況にありまして、候補路線を計画路線としてどう位置づけし直すか。これは全国一つも変わってないという状況でありますので、しっかりその構想は構想として持ちながら、実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 橋村議員—41番。

○41番(橋村松太郎君) まあ、ここでは新たな決意だと受け止めておきたいと思います。

いずれにしても、ああいうところに、もう新幹線は走るわ、しかし、こちらの方はだんだん、だんだん寂れるというのはいかがなものかと思うけれども、あっちの方に夢と希望を与えてほしいと。

だから、10年や20年で完了しますと言わずとも、夢と希望というのは、今もって森山拡幅というのは30年経過してここに至ったぐらいなんですから、ぜひとも強い決意で対応して取り組んでいただきたいということを、再度ご要望を申し上げておきたいと思います。

次に、諫早湾干拓についてでありますけれども、漁業振興策については、和解勧告に基づい

て国の方では水産振興基金を造成すると。県に負担はかけないように国の責任を持ってということでもありますので、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」で300億円余り投じられてきておるわけですが、今後、改めて地元の皆さん方とよく協議をして、今後、この基金が最大限活用され、最大限効果を発揮するような形で取り組んでいただきたいと思います。

濱本副知事、あなたは諫早湾干拓をやっているから、あなたにも一言だけ尋ねておきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 濱本副知事。

○副知事(濱本磨毅穂君) 今、やっと和解協議という段階までたどり着いたというふうに思っています。

そうした中で、基金案が提示されたわけですが、これが本当に周辺漁業者等が納得のするような規模等で具体的な事業が展開されるように、国との協議等もしっかりと行っていきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 橋村議員—41番。

○41番(橋村松太郎君) あと、諫早湾干拓については、自然干陸地というのが、あれがもうとにかく我々からすれば、何か荒れてしまっておるとい、一般の人たちが捉えればそうなんです。ただ、しかし、今まであそこに手を加えられないというジレンマもあったらと思います。

したがって、今さらどうのとは申しませんが、一応うまく干拓の方も再スタートというか、こういう状況に至ったということで、改めて自然干陸地に対する手だて、自然への配慮ということで、新たな取組をやりたいと思っています。

これも十数年前でしたけれども、平成十三、四年ぐらいだったろうかと思いますが、新たな干拓地については、菜種を植えたり、あるいは養蜂とセットをしたりして、例えば畑であるならば、反収1万数千円にはなっていたんですよ。今のままであれば、草払いだけで維持管理で生産性が全くないんです。だから、景観を含め、美的なものを含め、あるいは生産性も考慮しながら、そういう前向きの取組をやってほしいと。

私はスペインに行った折に、ヒマワリというのが広大な丘陵に植栽されておった。あれを油として採取しというようなことでしたけれども、イメージとしては、ああいう広大な、どこにも見られないような平野部分を活用した、ある意味での生産性のある土地利用というものをやってほしいと思っています。

私自身も、農林水産省の方にも、そういう私自身の考えを折に触れて伝えておりますし、農林水産省としても前向きの受け止め方をやってもらったということでございますので、あと、実務の知事あるいは濱本副知事、ぜひ積極的に農林水産省に働きかけてほしいということをご要望しておきたいと思います。

あと、もう時間がなくなってまいりましたが、土曜授業についてであります。

これは、もう再三にわたって私は申し上げてきました。子どもたちには二度とない機会なんです、学校というのは。私は、平成26年、平成27年、平成28年と、あるいは平成25年ぐらいから、あるいはその前から言っていた。そういうことからすれば、3年間というのはあっという間ですよ。私が言い出して、だらだらと、検討します、こうやってやります、市町にこう伝達しましたと言ったとしても、それが実現しな

ければ何の意味合いもないんです。

したがって、具体的に、例えば鹿児島県は既に、去年の話ですけれど、去年じゅうに取りかかる。そして、今年度からは全校一斉にやっておるというような事例もあるわけです。

私はもう何年も前から言っているので、そういうことも踏まえながら、県としても悠長に構えず、ぜひとも積極的に、あるいはモデル地区を設定してということで、まず諫早地区が積極的であるならば、積極的な地域に対して手厚い手だてをやりながら、そしてモデル地区をつかっていって、より早くそういうことが実践されるようにということを申し上げておきたいと思っています。

再度、池松教育委員会教育長の見解をお伺いしておきます。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 土曜授業につきましては、議員ご指摘のとおり、議員ご自身からも何度もご指摘を受けておりました。

我々も、文部科学省のスタンスもあったんですけども、先ほどご答弁申し上げたとおり、平成26年度に土曜授業の取組に係る県教委としての考え方を各市町の教育委員会に示したところでございます。

そういった意味では、先ほどご答弁申し上げましたけれども、新学習指導要領の改訂の中で、授業時数の見直し等も検討されているようでございますので、我々はやはり学校週5日制の趣旨を踏まえながら、土曜授業ということについては前向きに検討するスタンスを市町にも伝えておりますので、諫早市が積極的に取り組んで、今年度、全校で実施するようなお話も伺っておりますから、諫早市と連携を取りながら、諫早市のいろんな課題等を我々も整理しながら、全

市町に情報を伝えるということをやっていきたいと思います。

諫早市に聞くと、やはり諫早市内でも地域によって、ある土曜日を全校一斉にやるというのはなかなか無理だと。例えば、田植えの時期が違ったりするので、やはりそこは、諫早市内でも地域ごとに土曜授業の設定の仕方等いろいろあるというようなお話も聞いていますので、一斉、なかなか一発でというわけにいきませんけれども、土曜授業の有効性については我々も認識しておりますので、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 橋村議員—41番。

○41番(橋村松太郎君) 土曜授業を実施するというのは、ある意味では時代の流れだと思うんです。

文部科学省だって、ゆとり教育というのは大きく提唱してきた。しかし、ゆとり教育なんてナンセンスな話で、鉄は熱いうちに打てというようなことで、教育というのはおろそかにしてはいかん、ゆとりというものがあるものかと、限界にチャレンジすることこそが教育ではないのかと、私はこの20年間訴えてまいりましたよ。（発言する者あり）しかし、そういうことに甘く手ぬるい対応をしているから、いつまでもできていない。（発言する者あり）

しかし、文部科学省のやり方としては、朝令暮改で、ゆとり教育は限度だとして、発展的学習で授業時数も増やしていい、そして課題も、パイは3でもいいと言っていたところを、もとの3.14まで戻したというようなことであるので。私がいつも言っているのは、県は、県教委としての毅然たる姿勢で県教育に携わってほしいということを強く要望しておきたいと思います。（発言する者あり）

そこで、知事、今度、地方教育行政法が改正されまして、知事も、私は当然だと思っているんです。私も町長の時に、教育委員会の仕事は教育長に委ねると。形式的にはそうだけれども、教育に対しても、子どもたちの健全育成に対しても、全ての責任は町長にあるという認識で、私はむしろ介入しすぎかと、それは遠慮しつつも、自分の意思は徹底的に反映してもらってまいりました。

そういう意味合いからして、最高責任者として、県民から投票を得た知事として、その責務において、教育行政に対して教育会議においては発言をされておられると思う、その中では「確かな学力」ということをうたっております。そういうことを実践するためには、授業時数の確保以外にはないんです。

知事の決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 「教育大綱」を策定するに当たって、教育委員会の皆様方ともご議論を重ねて、私の思いもしっかりとお伝えしながら、議論をさせていただいているところであります。

そういった中で、「確かな学力」の涵養は極めて大きな課題であるということで、そういった面では、認識は一致いたしているところでありますので、あとは具体化に向けてどう施策を組み立てていくかということになってこようと思います。引き続き、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 橋村議員—41番。

○41番(橋村松太郎君) 教育行政の中立というようなことで、余り政治色に染まらないようにということで、今までは余り首長がということであつたけれども、当然として、それは心得

ながらも、行政としては一体で取り組むべきだということで今度の改正になって、（発言する者あり）そして、教育委員会と知事とが合同会議を開き、大綱をつくり、そして、そのもとで教育行政を推進していくということでありますので、今後とも、知事の最高責任者としての人づくりこそが最大の課題だと思っているんです。（発言する者あり）

だから、子どもたちが少子化で、そして人口減少というところにあるならば、どうやるべきか、資産のない長崎県のこういう地域にとっては、教育の充実こそが、人材確保あるいは育成こそが最大の課題だと思っております。また、最大の財産づくりにもなると思っております。

以上を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時13分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(中島廣義君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

徳永議員—36番。

○36番(徳永達也君)（拍手）〔登壇〕 自由民主党・活正の会、徳永達也でございます。

質問に入ります前に、去る4月14日及び16日に発生しました「熊本地震」におきまして、お亡くなりになられた多くの方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆様、今、なお不自由な避難生活を余儀なくされている皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせて

いただきます。

1、熊本地震に関する本県への影響について。

(1) 熊本地震を教訓とした防災対策について。

災害対策本部、防災拠点となる行政庁舎等の耐震化について、質問いたします。

熊本地震においては、建物の倒壊が多数発生をし、本来、災害時の防災拠点や避難所としての機能を果たすべき宇土市本庁舎や学校の体育館が被害を受けるなど、行政庁舎等の耐震化が課題となっております。

そこで、本県における県、市町の庁舎や学校、体育館の耐震化については、どの程度の震度を想定し、耐震化がどのような状況なのか、お尋ねをします。

また、防災拠点施設が被災した場合の代替措置として、県、市の連携を含めた防災拠点の確保に対する今後の対応について、お尋ねいたします。

次に、災害時の緊急予算の確保についてであります。

今回の熊本地震の発生において、本県では幸いにも大きな被害は逃れたわけですが、私の地元であります島原半島は、25年前に「雲仙・普賢岳噴火災害」に見舞われました。熊本地震のように、本県においても、いつ、こうした地震などの大規模災害が発生するかわかりません。このような災害発生時において、初動態勢を構築するための人的支援や物的支援を速やかに実施していくためには、緊急に必要な予算について、一定額を確保しておく必要があると考えます。

そこで、仮に本県が被災した場合、災害対応に係る財源確保について、どのように考えているのか、お尋ねします。

次に、緊急輸送道路の耐震化について、お尋

ねします。

地震等の災害時には、応急対策のために、緊急輸送道路の確保が重要であります。今回の熊本地震においては、緊急輸送道路が大規模な被害を受け、通行不能となった箇所があり、救援活動等に多大な支障が出ていると聞いております。

今回の災害は、震度7が連続して発生するという想定外の地震によるものでありますが、本県において今回のような地震が起こった場合、これまで行ってきた耐震化などの対策で大丈夫なのか、熊本県の対岸の島原半島をはじめ、多くの住民の方々が不安を感じております。

そこで、本県では、緊急輸送道路について、「阪神・淡路大震災」などのこれまでに起こった大規模地震を踏まえ、どの程度の規模の地震を想定し、対策を行ってきたのか、また今回の熊本地震を教訓とした震度や基準によって、今後は耐震化を図っていくべきと思いますが、あわせてお尋ねをいたします。

次に、緊急時の航路確保のための港湾施設の耐震化について、お尋ねします。

陸上交通が滞る中、海上交通は、緊急物資の輸送や支援者、避難者の交通手段として代替機能を果たしました。さらに、熊本港や八代港では、被災者の受け入れなど、さまざまな支援活動の拠点として活用されたと伺っております。

離島・半島を多く有する本県におきましては、仮に、大規模地震が発生した場合、特に、海上航路が重要な役割を担い、港湾を拠点とした支援活動が展開されることが予想されます。

そこで、現在の本県における耐震強化岸壁の整備状況について、お尋ねします。

また、今回の地震を踏まえると、耐震強化岸壁ではなくても、今後、整備される通常の港湾

施設においても耐震性の向上を図る必要があると思われませんが、どのように考えているのか、お尋ねします。

県民の安全・安心を確保するためには、港湾施設の整備促進を図る必要があると思われませんが、予算の確保について、どのように考えておられるのか、あわせてお尋ねします。

次に、雲仙・普賢岳への影響について。

本年6月3日は、「雲仙・普賢岳噴火災害」から25年の節目の年であります。

今回の熊本地震においては、「雲仙地溝南縁東部断層帯」の影響により、島原半島でも最大震度5強が観測をされ、雲仙・普賢岳の溶岩ドームの一部が崩落したことが確認をされています。

これまでも、こうした地震等による溶岩ドームの崩落については想定をされていましたが、実際に今回の崩落が生じたことで、危険度がさらに増していると強く感じています。また、地域住民の不安も増大しており、これまでと同じような防災に対する認識では、住民の安全性を担保できないのではないかと考えております。

そこで、溶岩ドーム崩落対策については、ハードの防災対策と、崩落した場合の住民避難などのソフト面での「雲仙復興事務所」と連携をした対応が必要であると考えていますが、県は、今後どのような対策を講じていくのか、お尋ねします。

(2) 本県経済への影響について。

まず1番目に、旅館・ホテルにおける観光客の宿泊キャンセル対策について、お尋ねをいたします。

近年、本県の観光客の動向については堅調に推移をしており、平成27年の延べ宿泊者数は対前年比で6.3%増となるなど、順調に増加して

おります。

しかしながら、今回の熊本地震では、幸いなことに本県の観光施設、宿泊施設等への大きな被害は逃れましたが、風評被害により、宿泊施設などで、個人客、団体客を問わず多くのキャンセルが発生をしております。

私の地元である雲仙・小浜地区では、宿泊事業者及び関係者が、このままでは倒産しかねないほど危機的な状況であります。

県では、宿泊施設等のキャンセルが相次いでいる現状において、どのような対策を講じているのか、お尋ねします。

次に、今後の企業誘致への影響について、質問いたします。

農林水産省では、「平成28年熊本地震」による農林水産業関係の被害について、約1,085億円と発表しております。

また、内閣府からは、熊本、大分両県の住宅や企業の生産設備、道路など、資本ストックの被害額について、2兆4,000億円から4兆6,000億円との試算も示されております。

このような報道がなされていることから、首都圏等においては、九州は危ないと見られているのではないかと心配をしているところであります。

企業誘致においては、これまでは地震の少なさや人材の豊富さをアピールしてきたと思いますが、今回の地震による本県製造業等への影響をどのように把握されているのか、また地震による企業誘致にどのような影響が生じると考えているのか、お尋ねいたします。

2、県政の課題について。

(1) 人口減少対策（雇用対策）について。

まず1番目に、人口減少対策における知事の基本姿勢についてです。

本県の人口は、昭和30年の176万人をピークに、その後、減少し続けており、この50年間で約33万人減少するという厳しい状況にあります。

人口減少対策については、これまでも知事は懸命に取り組まれてきたと思いますが、なかなか簡単に成果が出るものではなく、いまだに本県の人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。これはまた全国の地方でも同じ課題を抱えているものと考えています。

そこで、県は、昨年10月に、「長崎県長期人口ビジョン」、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策を本格的に開始されておりますが、一丁目一番地の雇用対策を中心として、人口減少克服に向けたさらなる対策について、どのように考えているのか、知事の見解をお伺いします。

次に、農林水産業における後継者対策について、お尋ねします。

急速に進展する人口減少にいかに歯止めをかけるかは、目下の最大の政策課題の一つであります。

私の地元、雲仙市の八斗木地区は、県下でも有数の長ねぎの生産地域であります。近年、小学校の児童数が増加傾向にあります。

なぜ児童数が増加傾向にあるのか。地域の声を聞いてみますと、農地の基盤整備や集出荷施設の整備等を通じて、農業でしっかり稼ぐ環境が整い、農業後継者が親元に残るようになったとのことあります。

担い手の減少や高齢化が進展する中、農業でしっかりと所得を確保することで、後継者が親の後を継ぎ、さらに経営を伸ばしていこうとすることは、地域の人口減少と雇用対策の一翼を担うものと考えており、その手段として、経営基盤が整った親元での就農を一層推進していく

ことが重要であります。

そこで、親元就農を促進するため、県として、どのような取組を行おうとしているのか、お尋ねします。

また、漁業についても、県外からのＩターン等による新規就業者の確保だけではなく、親の後を継ぐ後継者の育成が重要と考えておりますが、県として、どのような取組を行うのか、あわせてお尋ねします。

次に、教育関係について、お尋ねします。

本県には4つの県立農業高校と水産科を設置する長崎鶴洋高校があり、例えば、島原農業高校では、全国トップクラスの就農率と、これまでも数々の全国表彰を受けています。こうした学校で、農林水産業に将来従事したいと考えている生徒に、高校段階で専門的な知識、技能を教えることは非常に重要であると考えます。

高等学校入学者選抜には、一般入試と推薦入試がありますが、推薦入学者枠を拡大することで、多くの後継者を育てることが可能になると思いますが、推薦入学者枠の拡大について、県教育委員会の考えをお尋ねします。

高校卒業後、即戦力となる生徒を育てるために、農業高校では、生徒の進路希望に合わせた科を設置し、それぞれの教育目標に応じた実習が行われております。

長崎鶴洋高校でも、海洋実習や通信システムの実習に鋭意取り組んでいることは承知しておりますが、現在、養殖業などの水産実習にも取り組んでおられるのか、お尋ねします。

また、水産県長崎で唯一の水産学科を設置する学校ですので、時代の要請に応じた教育内容にするべきだと考えていますが、県教育委員会の考えについて、お尋ねをします。

次に、規模拡大を行うための労働力不足解消

について、お尋ねします。

島原半島には、さらなる農業所得の向上と生産拡大を目指し、規模拡大を図ろうとする意欲ある農家が多数存在をしています。規模拡大を実現するためには、家族では賄い切れない労働力を外部から確保する必要がありますが、生産現場からは、雇用が集まらないという声を多数お聞きしており、せっかくの規模拡大意欲が実現できない状況にあります。

島原半島の農業では、担い手が必要とする労力を十分に確保することができれば、さらなる成長を遂げることが可能で、人口減少対策にも貢献するものではないかと考えています。

そこで、県として、担い手の労力確保の重要性をどのように認識し、また労働力不足の解消に向けて、どのように取り組むのか、お尋ねします。

次に、観光戦略についてです。

本県の観光客数については、長崎の夜景観光や軍艦島などの世界遺産、佐世保市のハウステンボスがその牽引役となって好調に推移していると考えていますが、さらなる観光客の増加を図るためには、もっと具体的なテーマ性を持った情報発信も必要と考えています。

例えば、鎖国時代の交流史や明治維新における近代日本を築いた歴史、カステラをはじめとするお菓子のルーツなど、本県には発祥の地が多く存在する地域であると認識をしています。また、トラフグやマグロの養殖は日本一、漁獲量も日本第2位であるにもかかわらず、水産県のイメージも全国に伝わっていないのではないかと考えています。

こうした本県が持つ潜在的な魅力をもっと国内外へ発信することで、これまで以上に観光客を増加させることができるものと考えますが、

今後の情報発信について、どのように取り組むのか、お尋ねします。

(2) 半島振興法の拡充について。

本年4月に、国境に接した離島の保全及び地域社会の維持を図る「国境離島新法」が自民党離島振興特別委員会の谷川弥一委員長をはじめ、同委員会の金子原二郎顧問、本県選出の国会議員の皆様のご尽力により、国会で可決をされました。

新法においては、国内有数の離島県である本県の対馬、壱岐、五島列島など、多くのしまが国の特別な支援の対象となり、本県にとっては大変意義のある法律となります。

このような中、本県は、九州でも西の果てに位置をし、県本土の全部が半島であると言っても過言ではありません。本県の半島地域は、複数の県境と接しているような全国の半島と比べれば、地理的なハンディが多く、定住促進や雇用の拡大を図るうえでも、他の半島地域より厳しい条件にあるものと思っています。

しかしながら、現行の半島振興法における支援内容は、昨年度の法改正において一部改善されたものの、離島振興法や過疎地域自立促進特別措置法などの条件不利地域に対する法律と比較すると、財政措置の面など、まだまだ十分とは言えず、さまざまな問題を抱えた本県の実情に沿った制度とはいいがたい状況であります。例えば、島原半島の定期航路は、通勤やビジネス、観光など、地域にとって重要な交通路となっており、今回の熊本地震においても、これらの航路は救援物資の輸送等で大きな貢献をしたところではありますが、現行では、運航船舶の運営費等の実質的な支援制度がありません。

本県は日本の最西端に位置し、他県よりハンディを抱えていることをもっと主張していくべ

きだと思ひますし、半島振興法に基づく本県の
実情を踏まえた支援措置について、さらに充実
されるよう国に要望すべきであると考えますが、
県の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、対面演壇
席から再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 徳永議員のご質
問にお答えをいたします。

人口減少対策における基本姿勢についてのお
尋ねでございます。

県では、県内産業の活性化や雇用創出による
社会減少の抑制に重点的に取り組む必要がある
と考え、製造業の競争力強化、食品産業の高付
加価値化、企業誘致の推進、宿泊客やクルーズ
船の誘致による観光振興等に力を入れてまいり
ますとともに、産地別計画に基づいた農業の生
産性向上や規模の拡大、水産業における養殖業
の振興や水産加工流通販売対策の強化など、第
一次産業の振興に取り組んでまいりました。

こうした中、昨年10月以降、有効求人倍率
が1倍を超え、人手不足感が強まっており、今
後は、さらに質の高い雇用の場の創出や雇用の
ミスマッチ対策に力を注いでいく必要があると
考えております。

そのため、今年度からは、新たに県有地を活
用したオフィスビルの整備等による企業誘致の
推進や富裕層個人客向けの体験メニュー・食・
宿泊等の提供による観光産業の高付加価値化、
中堅企業の雇用の拡大に向けた製造業への支援、
雇用型農業・漁業の推進や担い手支援の強化等
に取り組み、良質な雇用の創出と県内定着の促
進に努めてまいりたいと考えております。

加えて、産業界と連携した処遇改善や働きや

すい雇用環境の整備、高校生や大学生、県外在
住の本県出身者、移住希望者等に対する就業支
援や県内企業の情報、本県の暮らしやすさの発
信、農業・漁業の就業モデルの提案などにも、
さらに力を注いでまいりたいと考えております。

人口減少対策には、産業界や教育機関、関係
各団体、県民の皆様方等の協力が不可欠であり、
今後とも、産業人材育成産学官コンソーシアム
などのさまざまな場を通して意識の共有と連携
に努め、効果的に対策を推進してまいりたいと
存じます。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局
長の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(中島廣義君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 本県における県、
市町の庁舎や学校、体育館の耐震化について、
震度想定、状況、それから防災拠点が被災した
場合の代替措置について、県、市の連携を含め
た今後の対応についてのお尋ねでございます。

県の震度想定につきましては、県内に被害を
及ぼす複数の活断層について震度予測を行い、
県内で最大震度6強、地盤の弱い場所では最大
震度7の地震の発生を想定し、耐震化を進めて
おります。

防災拠点のうち、学校施設については、県立
学校は、平成24年度に完了しており、市町立学
校については、平成28年4月1日現在の耐震化率
は96.8%となっております。

次に、行政庁舎の平成27年3月末時点の耐震
化について、県は70%となっておりますが、現
在、新県庁舎の建設を進めているところであり、
残りの庁舎につきましても、対応を総務部にお
いて検討中であります。

また、市町の庁舎の耐震化率は52.4%であ
りますが、市町においても耐震化を計画し、現在、

取り組まれているところであります。

県としても、今回の地震を踏まえ、5月に「市町防災担当課長会議」を開催し、改めて、庁舎の耐震化並びに庁舎が損壊した場合に備えた対策を早急に講じていただくよう要請したところであります。

庁舎が損壊した場合の代替施設の確保については、県、市町共通の課題であり、今後、市町との会議を開催するなど、市町と連携を図りながら、早急に検討を進めてまいります。

次に、溶岩ドームの崩落について、雲仙復興事務所と連携したハード対策と住民の避難対策などのソフト対策について、今後どのような対策を講じていくのかとのお尋ねでございます。

溶岩ドームの表層部は、崩落の可能性が高いとされていることから、ハード対策として、平成26年度に着手した既設砂防堰堤の嵩上げ工事が雲仙復興事務所において進められております。

現在、約50%の進捗となっており、県としても、早期完成が図られるよう、あらゆる機会を捉え、要望してまいります。

一方、溶岩ドームの崩落に備えたソフト対策として、県と雲仙復興事務所が共同で設置した「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会」並びに避難対策を含めた火山防災対策を議論するため、県、島原半島3市が共同で設置した「雲仙岳火山防災協議会」において、溶岩ドームの挙動の観測方法、避難の判断基準、避難の方法などについて検討を進めております。

さらに、実際に崩落が起きた場合に速やかに避難ができるよう、住民に対する避難場所・避難路の周知徹底、住民、関係機関が参加した防災訓練の実施などに取り組んでまいります。

県としましては、今後とも、雲仙復興事務所、九州大学地震火山観測研究センター、気象台、

島原半島3市などと、より一層の連携を図りながら対策を進めてまいります。

○副議長(中島廣義君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 仮に本県が被災した場合の災害対応に係る財源の確保についてのお尋ねでございますが、大規模な災害が発生しました場合には、多額の予算が必要となります。例えば、本県では、平成3年度の雲仙岳噴火災害対策において、約130億円の一般財源が必要となり、今回、熊本県では、地震発生後の対策で、財源調整のための基金が枯渇するという事態が生じております。

一方、本県の財源調整のための基金残高は、平成27年度末時点で305億円、平成28年度の6月補正予算編成後では、当初予算への基金の取り崩しもあり、78億円となっており、大規模な災害が発生した場合を考えると、決して十分な財源が確保されているという状況ではございません。

そのため、行財政改革に掲げました10年後の基金規模400億円台の回復に向けて着実に取組を進めますとともに、九州地方知事会とも連携し、災害からの早期復旧・復興や防災・減災対策に係る国の財政支援のより一層の充実を求めてまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 私からは、2点お答えいたします。

1点目ですが、緊急輸送道路の状況と今後の方針についてでございます。

県が管理する国県道の緊急輸送道路は、「阪神・淡路大震災」と同程度の地震動を想定した国の方針に基づき、落橋等の甚大な被害を防止するため、耐震化対策を平成24年度までに完了しております。

その後、平成25年度に緊急輸送道路を見直しました。その結果、対策が必要になった箇所について、平成30年度を目途に対策を進めているところでございます。

今後は、熊本地震に対する国の検討状況を踏まえ、県として、それに的確に対応するとともに、耐震化の予算についても国に強く要望してまいります。

次に、港湾でございます。

耐震強化岸壁の整備状況、港湾施設の耐震性及び港湾予算の確保についてでございます。

本県は、地域の防災拠点として、本土、離島の11港で、数百年に一度の地震に耐えられる耐震強化岸壁を整備し、大規模地震の際の緊急物資輸送等に活用することとしております。長崎港、厳原港など7港は整備を完了し、残る4港についても事業に着手しているところでございます。

今回の地震では、「阪神・淡路大震災」以前の地震を考慮して設計された熊本港、八代港の岸壁が乗降施設など限定的な損傷にとどまり、早期に復旧できました。このことから、一定の耐震性があることは認められたところでございます。

本県では、平成11年度以降に事業化し、整備を進めている港湾施設につきましては、「阪神・淡路大震災」に対応した設計に見直されており、最新の知見に基づいた耐震性を確保しております。

海洋県である本県の港湾は、陸路にかわる輸送路の拠点として、また被災地の支援拠点として重要な役割を果たします。国に対して、その実情や緊急性を強くアピールし、耐震強化岸壁を含めた港湾施設の整備促進に必要な予算の確保に向けて、今後とも取り組んでまいります。

○副議長(中島廣義君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 私からも2点お答えさせていただきます。

まず、県内の旅館・ホテルでは、相次ぐ宿泊キャンセル等により危機的な状況であるが、県ではどのような集客対策を講じているのかのお尋ねでございます。

今回の熊本地震では、風評被害によって、熊本県に近い島原半島地域をはじめ、県内の宿泊施設で多くのキャンセルが発生しております。

そのため、県では、地震発生後、速やかに県内の宿泊施設が通常どおり営業している旨、県のホームページ等で広くお伝えするとともに、国内外の旅行会社等に対しても、その状況を説明してまいりました。

また、修学旅行については、県観光連盟及び関係者による誘致活動を従来よりも拡大して全国各地の学校や教育委員会、旅行会社等を訪問し、行き先や日程を変更した学校等に対し、改めて本県を旅行先として選んでいただくよう働きかけを行っております。

さらに、今月5日からは、「長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合」が事業主体となって、長崎県民向けに宿泊割引キャンペーンを展開しており、県では、新聞等さまざまな媒体を活用した広報、宣伝の支援を行っております。

加えて、7月から12月には、国の交付金を活用し、九州各県と九州観光推進機構が一体となって、割引付き旅行商品造成の働きかけや国内外でのプロモーションを実施することとしております。

こうした事業を着実に実施することで、地震により失われた旅行需要の早期回復に努めてまいります。

次に、観光客のさらなる獲得に向けて、今後

の情報発信にどのように取り組もうとしているのかとお尋ねでございます。

議員ご指摘のように、本県には海外との長い交流によって培われました本県独自の歴史・文化のほか、豊かな自然や、そこで育まれた豊かな食など、魅力ある資源を数多く有しており、こうした魅力を国内外に発信してまいりました。

特に、平成25年度からは、「ひかりと祈り 光福の街 長崎」をテーマとして、世界遺産候補である「長崎の教会群」や長崎の夜景など、テーマに沿った素材を首都圏や関西圏を中心に発信することで滞在型観光の促進を図り、近年の宿泊者数の増加に寄与してきたものと考えております。

今後は、世界文化遺産や日本遺産をはじめとした本県ならではの観光素材を魅力あるストーリーに仕立てあげるとともに、首都圏における情報発信拠点である「日本橋 長崎館」の活用など、より効果的な情報発信に努めてまいります。

また、海外への情報発信については、被爆地としてだけではなく、日本有数の観光地としての認知度向上を図る必要があることから、SNSを活用したきめ細やかな観光地情報の発信に取り組むほか、現地観光展への出展や長崎県観光物産展の開催、メディア・旅行会社の招聘事業など、それぞれの市場特性に応じた効果的な情報発信に取り組んでまいります。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 熊本地震によります本県の企業への影響、また企業誘致への影響についてのお尋ねでございます。

まず、企業への影響でございます。

地震の発生後、県内の主な製造業等の被害状況について聞き取り調査を行っております。そ

の結果、サプライチェーンの一部に影響が生じた例はあるものの、企業活動に支障を来するような建物及び設備の被害は発生いたしておりません。

次に、企業誘致への影響でございますが、関東地区への企業訪問の際、数社から、「九州は今、危ないのではないか」との話が出たとも聞いております。一部地域では、本県も危ないと思われるとの懸念もあることから、県、財団が企業誘致を行う際は、直接的な被害がなかった事実を説明し、本県の安全性について、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私の方からは、2点お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目は、親元就農を促進するため、どのような取組を行うのかというお尋ねでございます。

親元就農の促進には、まずは農業でもうかる姿をつくり、示す必要がありますことから、産地計画を基盤として品質向上、多収化、コスト縮減の徹底による生産拡大と所得向上を図りますとともに、農業所得で1,000万円以上を目指す雇用型経営体の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、本年度から、農家子弟の多い農業高校生等の就農意欲を喚起するため、農業高校と県、農業団体等で構成する「農業人材育成検討会」を設置し、農業就業体験や産地との交流等を実施してまいります。

また、これまでの研修から就農するルートに加え、J A出資法人等が農家子弟を安定的に雇用し、技術習得後に親元へ返す新たな就農ルートの構築や農業後継者向けの機械・施設等整備

事業を創設するとともに、就農後の重点指導を含め、親元就農者の掘り起こしから技術習得、就農、定着までを切れ目なく支援してまいります。

次に、担い手の労働力確保の重要性をどのように認識し、労働力不足の解消に向けて、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

基盤整備を実施し、集出荷施設が導入され、収穫班等の労力支援体制が構築された地域では、産地の拡大と所得向上が図られ、後継者が確保されるという好循環が生まれているなど、労働力の確保は、地域農業の振興を図るうえで極めて重要であると考えております。

このため、平成24年度から、県下7地域に「雇用労力支援協議会」を設置し、地元ＪＡ等と協議しながら労働力確保のための仕組みづくりを行った結果、各地域で労力支援システムが構築されまして、平成26年度には、645人の作業支援者を確保し、1,651戸の農家に作業支援がなされたところであります。

一方で、さらなる人材確保と生産性向上という課題が明らかになりましたことから、平成27年度より、シルバー人材センターや退職自衛官の活用、周年雇用につながる夏作物の導入、効率化のための機械導入や作業員の技術研修等、課題解決に向けて、ＪＡ等とともに取り組んでいるところでございます。

今後は、これらの取組に加えまして、地域内外の品目の異なる産地や運輸業など他業種、大学等との連携を図るため、ＪＡ等関係機関との協議を進めますとともに、肉用牛ヘルパー組織やキャトルステーション、いちごパッケージセンターや集出荷施設の整備、農作業受託組織の育成等を進め、分業体制の構築にも努めてまい

りたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 漁業について、親の跡を継ぐ後継者の育成への取組についてのお尋ねでございます。

新規漁業就業者の5年後の定着率は約7割ですが、その中でも漁家子弟の定着率は約9割と高く、漁業後継者として育成していくことが重要であると認識しております。

県では、平成17年度から漁業技術習得のための研修支援を行っており、漁家子弟について、当初は、親と生計を別にする場合に限って支援しておりましたが、その後、支援対象を拡大し、親と生計をともにする場合でも、Ｕターンや学校卒業間もない者を支援対象に追加してきております。

また、独立に際し、初期投資軽減のためのリース漁船の取得や新たな漁法や養殖の技術習得研修への支援を通じて、漁業後継者の育成・定着に取り組んでまいります。

○副議長(中島廣義君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 推薦入学者選抜の枠の拡大についてのお尋ねですが、推薦入学者選抜は、明確な目的意識を持った生徒に対し、意欲や特性を多面的に評価する目的で実施しており、各農業高校においては、「農業後継を希望している者」を志願資格の一つに設定するなど、後継者を目指す生徒の思いに応えております。

平成28年度の各農業高校、それから長崎鶴洋高校の後継者を育成する学科の推薦入学者選抜では、推薦入学の定員98名に対して55名が志願しております。1人でも多くの意欲ある生徒に志願してほしいと考えておりますが、現段階では、推薦入学者選抜の定員を拡大する状況には

ないと考えております。今後、志願する生徒が各校の定員を上回る状況が続けば、定員拡大も検討していきたいと考えております。

次に、長崎鶴洋高校の教育内容の充実についてのお尋ねですが、長崎鶴洋高校は、総合学科と水産科の併設校で、水産科には、生徒の進路に応じた3つの類型を設置しています。このうち、養殖技術等を学ぶ「海洋開発類型」では、2年、3年次の専門科目30単位の約3分の1を水産実習に充てており、ワカメの培養やヒラメの養殖など、実践的な実習を行っております。

なお、水産科については、平成25年4月から現在の3類型に改編し、教育活動を実施しているところです。同校の教育内容に関しては、学校の教職員等とも意見交換を重ねながら、一層の充実に取り組んでまいります。

今後とも、実習等を通して専門的な知識、技能を習得させるとともに、しっかりとした人間教育、専門教育を行い、関係部局とも連携を図りながら、優秀な後継者の育成に取り組んでまいります。

○副議長(中島廣義君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 半島振興法に基づく本県の実情を踏まえた支援措置について、さらに充実させるよう国に要望すべきであると思うが、県の見解はどうかとのお尋ねでございます。

半島振興法の拡充につきましては、これまで全国の関係道府県や県内の関係市町などと連携して、国等に対し、積極的に要望活動を行ってまいったところでございます。

その結果、平成27年3月に改正・延長されました半島振興法では、地域公共交通の活性化及び再生をはじめ、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化などの配慮規定が盛り込まれたほ

か、交流促進等につながる広域連携事業を対象とした補助金が創設されるなど、拡充が図られたところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のような生活や産業の基盤となっている半島航路に対する支援のための具体的な予算措置や社会資本の整備等に対する支援など、十分ではない状況にございます。

今後は、国等に対して、本県の実情を踏まえた半島地域の特性や課題を具体的に説明しながら、支援措置のさらなる拡充に向けて、積極的に要望活動を行ってまいりたいと存じます。

○副議長(中島廣義君) 徳永議員—36番。

○36番(徳永達也君) 丁寧な答弁、ありがとうございました。そういう中で、幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、防災対策です。

現在、県庁舎は建設中でありますけれども、もし万が一、この建設中において、このような地震が起こった場合には、全くと言っていいほど機能が不全になるわけであります。

そういう中において、今、そういう不測の事態に備え、本庁舎がもし被災をした場合、災害対策本部をはじめ、災害対策をどこで行うか、そういう計画はあるのか、お尋ねをいたします。

○副議長(中島廣義君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) お答えいたします。

県庁の本庁舎が被災した場合、災害対策はどこで行う計画になっているかということでございます。

「長崎県業務継続計画」では、大規模災害により本庁舎等が被災した場合には、耐震性が確保されている新別館及び日本生命ビルにおいて、災害対策本部を中心とした喫緊の非常時優先業務を継続することとしております。

あわせて、県北振興局を代替庁舎として確保し、業務執行体制が整うまでのバックアップオフィスとして、非常時優先業務の一部を実施することとしております。

○副議長(中島廣義君) 徳永議員—36番。

○36番(徳永達也君) そこは代替施設等をしっかりやっていただきたい。地震はやっぱりいつくるかわからない、今回がまさにその教訓でありますから、先ほど言った県北振興局、そしてまた近くの施設ということであります。そこはしっかりと機能ができるような体制を確認したいと思っております。

そういう中で、今現在、新しい庁舎が建設中でありますけれども、私が平成21年、総務委員会委員長の際に、今回被災になった熊本県庁を視察したことがあります。その際、熊本県は、しっかりとした対策本部がありまして、その執務室は本当に目をみはるほど、スクリーンがありますし、そしていろんなシステムが整っているという大変すばらしい施設でありました。

そういう中で地震が起きたのも何か皮肉なものなんですけれども、しかし、そういう施設があったからこそ、逆に、そういった対策本部で、しっかりとした対策がとれたのではないかなと思いますけれども、今回の新庁舎において、そういった災害対策本部となり得る執務室、これは知事が対策本部長になりますけれども、こういった施設をしっかりとそこの中に計画、設計をされているのか、お尋ねをしたいと思っております。

○副議長(中島廣義君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 新県庁舎、これは防災拠点としての機能の発揮が非常に重要な役割となりますことから、新庁舎内に防災センター機能のスペース、執務室、いろんな計測機器類、

いわゆるパネル等も配置した、そういう防災対策本部の拠点の中心となる防災センター機能を確保する予定でございます。

○副議長(中島廣義君) 徳永議員—36番。

○36番(徳永達也君) やっぱりそこは他県も見ながら、また改善するべきところはしっかり改善をしていただいて、何回も言うように、この震災で、我々もまた改めて認識をしたところでもありますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、観光戦略に対し、再質問をしたいと思っております。

「国立公園満喫プロジェクト」の要望についてであります。

本年3月に、安倍総理を議長とする会議において策定をされた「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2015年の1,974万人から、2020年には、その約2倍の4,000万人とする大きな目標を掲げております。

その対策の中に、我が国の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」に仕立てあげる計画があり、環境省は、「国立公園満喫プロジェクト」として、5カ所程度の国立公園を選定し、重点的な取組を進めることとしております。

報道では、北海道の「阿寒国立公園」、九州では、「阿蘇くじゅう国立公園」が有力との情報もあり、また今回の熊本地震からの復興支援という観点からも、阿蘇くじゅう国立公園は、選定される確率がかなり高いのではないかと思います。

本県と熊本県にまたがる「雲仙・天草国立公園」は、国内初の公園であり、また天草は熊本県でありますし、そういう意味では、阿蘇くじゅう国立公園とは地理的にも近く、雲仙と阿蘇が連携した形で選定をされれば効果も大きいと

考えます。九州横断の連携を強めることにより、熊本地震で受けた観光への影響をはね返し、インバウンド対策を一体となって行っていくことが今後の復興支援につながるのではないかと思います。

熊本県の阿蘇くじゅう国立公園と連携したナショナルパーク選定の働きについて、どのようなお考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長(中島廣義君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 「国立公園満喫プロジェクト」は、自然と人の暮らしが調和する国立公園のポテンシャルを活用し、世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図ろうとするものでございます。

「雲仙・天草国立公園」は、雲仙地域の外国人避暑地として発展してきた歴史的経緯や雲仙、天草両地域の世界文化遺産候補としての連携などから、このプロジェクトに選定される資質を備えており、また議員ご指摘のとおり、熊本地震で災害を受けた「阿蘇くじゅう国立公園」と連携した形でインバウンド対策を進めることは、さらに大きな効果が期待できると考えております。

こうしたことから、対象となります国立公園に選んでいただくよう、5月31日には、知事と議長が政府施策要望を、6月2日には、雲仙市長ほかが関係する全市町長連名の要望書として、環境省に地元の熱意を伝えてきました。

県といたしましては、地元市町、観光協会等と一緒に、関係部局と連携したインバウンド対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 徳永議員—36番。

○36番(徳永達也君) 今回、こういったプロ

ジェクトがあるということで、雲仙また小浜、島原半島は、今回の地震にも大変な影響を受けております。そういうことで、このことは地元からも、非常に大きなものであるということで、雲仙市長をはじめ観光協会等も一生懸命努力をされております。

知事、ここはやはり全国で5カ所ですから、1つは「阿寒国立公園」が最有力じゃないかと。そして、次は「阿蘇くじゅう国立公園」ということで、九州から2つというのはなかなかこれは難しい。また、今回の震災ですから、余計熊本と大分がやはりそういう意味では有力ではないかと思えます。しかし、そういう中で、九州は一つ、今回の地震で、そういう九州が一つになってやるということも大きな目的ではないかと私は思います。そういう意味では、知事のお考えはどうなのか、お聞きをしたいと思っておりますし、また知事からも国の方へ、もっと働きかけをしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど環境部長からお答えをいたしましたように、先般の来年度の施策要望の中には、重点項目として、この「国立公園満喫プロジェクト」の中に「雲仙・天草国立公園」もしっかり選定をいただくように要望をしてきたところであります。

特に、インバウンド対策を講ずる国立公園としては、まさに「雲仙・天草国立公園」は老舗の公園でありますし、そしてなおかつ、インバウンド、海外からの観光客の誘致を考える際に、単独の公園というよりも、より広域的なネットワークを組んだ方が、やっぱり魅力が高まる可能性が高いと考えているところでありまして、先般、環境省に対しましては、九州の横軸、長

崎、熊本、大分、この連携を強化してアピールすることが誘客対策にも、より効果が出てくるのではないかという提案をさせていただいたところであります。

今後とも、さらに機会を捉えて働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 徳永議員—36番。

○36番(徳永達也君) 今回、先ほど知事がおっしゃったように、大分、熊本、長崎、前はいわゆるゴールデンルートということ、そしてまた県議会でも観光議員連盟というのが、この3県でもありますし、そういう意味でも、熊本、大分とのつながりも長崎は非常に強い。そういう意味では、お互いがそういう理解ができるものであると思っておりますし、また私が半島振興で言いますように、有明海の航路を持っております。この航路もしっかりと旅行の中に入りますので、そういう意味でも、海をその中に入れる、また天草も入れるということは、温泉、山ということもでしょうけれども、海というものもありますので、そういった面を含めて、今後努力をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、雲仙・普賢岳の件について質問させていただきますと思っております。

その中で、まず私が今回要望したいのは、「雲仙復興事務所」の存続及び観測センターの早期設置についてであります。

「雲仙・普賢岳噴火」の災害から25年がたったわけですが、現在、約1億7,000万立方メートルの火砕流堆積物があります。さらに、約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在をしています。今回の熊本地震により、さらなる土石流の発生、崩壊の危険性が懸念をされています。そのためには、防災監視観測体制のさらなる強化が必要であり、その対策とし

ても、雲仙復興事務所の存続が重要であると、私はそう思っております。

県においても、国への施策要望で要望はされておりますが、今回の地震を踏まえ、強く要望していただきたい。

そしてまた、島原半島には雲仙断層群と呼ばれる多数の活断層が存在をしています。その対策として、九州活断層を一括に処理する観測センターを早期に設置をしてもらいたいと、これは島原市からもそういった要望がありますけれども、このことについての見解をお願いいたします。

○副議長(中島廣義君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 溶岩ドーム崩壊対策でございますが、議員が言われたとおり、このハード、ソフト両面での対策の検討とか実施、それから監視観測体制の強化につきましては、やはり国の高度な知見、技術力が必要であるというふうに考えております。このことから、これまでも雲仙復興事務所の存続について要望してまいりましたが、引き続き、強く国に対して要望していきたいというふうに考えております。

それから、活断層観測センターということですが、これにつきましては、今回はじめてこういう話が出てきたということでございます。これまでは、九州大学の地震火山観測研究センターを島原市に設置したということでございますが、今後、活断層観測センターの設置目的とか、施設の内容、その辺を島原市とご相談しながら、また先ほど申しました九州大学の地震火山観測研究センターにも相談しながら、その辺について検討していきたいというふうに考えております。

○副議長(中島廣義君) 徳永議員—36番。

○36番(徳永達也君) それはまたいろいろありましようけれども、今回の地震が、さらなる不安と、そしてやはりこれだけの堆積物がありますから、もし、これが崩壊した時には、ここでも最悪3万3,000棟が倒壊をし、そしてまた2,150人の死者が出るというようなことも出ているわけですね。この予知とかそういうものは非常に難しいんですけれども、しかし、やはりやるべきこと、そしてまた要望することはしっかりやらないと、後で、そういったことがなかったことによって大変な事態になったということであれば、これは大きな問題ですから、そのことを踏まえて、関係機関・市ともしっかりとした連携を取って要望していただきたいと思っております。

次に、企業誘致なんですけれども、熊本においては、もともと、ここは、九州全体でしょうけれども、地震が少ないというのが非常に売りだったわけです。しかし、今回このことが崩れてしまったというよりも、地震は起きると、起きてしまったということで、これはいろんな面で九州以外の方々も、先ほどあるように、「九州は危ない」という、そういった認識を持たれております。

熊本の場合は、内陸部に工業団地が多いところであります。長崎県というのは逆に、平地が少ない、また面積も狭いということで、大体海に近いところに工業団地があります。今回のことも踏まえて、いろいろとこれは企業誘致活動をするには非常に大変だと思います。そういう意味で、今回、海を使う航路というのがいろんな面で重要性があった、またメリットがあったということでもありますから、今後、海上輸送を活用できるという本県の特異性をアピールした誘致活動ができるのではないかと思います。

その辺はどうか、ご見解をお聞きしたいと思っております。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 企業が立地場所を選ぶに当たりまして、一般的には、陸路のアクセス等を念頭に、内陸部を希望する傾向がございます。ただ、今回の地震を踏まえ、海上輸送を含めた複数の輸送経路の確保を望む企業が出てくる可能性もあるものと考えております。

本県には、工業団地に近接するなど、物流手段としての利用が期待できる港湾が各地にございますことから、今後、誘致活動を行う中で、災害時の緊急避難的な航路の活用を含め、企業の多様なニーズに対応した適地の提案を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 徳永議員—36番。

○36番(徳永達也君) 今回の地震というのはいろんな面で、いろんなことを教訓として我々に提示をしたのではないかなと思っております。こういった中で、私も、人口減少対策、雇用対策について知事にも見解を求めましたけれども、本県としても、しっかりとした企業誘致、雇用というものを継続してやらなければならないということで、やはりここを我々が後退をするのではなく、また、よその県と競争は今までもしておりますけれども、よその弱点をどうのこうのじゃなくて、私は、本県の持っている特異性、そしてまた強いところを伸ばしていくというのが、これからの政策にとっても大事だと思いますので、その辺もしっかりと、端の端の県だということでデメリット、そしてまた航路というのがそう認識をされなかったんですけれども、産業労働部長、そういう意味では、今後はしっかりとそういったものを企業にアピールしていただきたいと思っております。

最後に、今回、八斗木地区に私は農林部長と一緒に行かせていただきました。人口減少対策にどれだけのあれがあるかはわかりませんが、ただ、ここに行って、私が思ったのは、企業誘致もいいんですけども、なかなかこれは難しいし、そういう中で、私の地元の島原半島、そして雲仙市国見町というところは農業が盛んでありまして、ここは平成7年には127名の小学生がおりました。これが平成24年に40人まで激減。これが平成28年で50人、平成33年には67人の生徒になります。これはやはり農業の後継者がしっかり育っているわけなんです。そして、ここで育てば結婚をし、そしてまた子どもが生まれる、そしてまた3世代、4世代の家族になります。そして、しっかりとしたもうかる農業もここは今やっております。

ここはもう一度原点に戻ることも必要ではないかと。農業でもそういった成果を出せるところがあれば、そこをモデルといいますか、研究をしていただいて、本県の基幹産業は農林水産業、そしてまた観光業でありますから、やはり本県の持つ強みのところをまた再認識をしてやるべきだと思うんですけども、その辺、知事、どう思われているのですか。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君) 私も八斗木地区にはお邪魔をさせていただいたことがありましたけれども、非常に熱心に農業を展開され、収益も高い。そういった中で、後継者もしっかり育ってきているのではないかと考えております。

各生産者の皆様方あるいは部会の皆様方ともお話をさせていただきますが、頑張ればできるんだと。そのためには、やっぱり基盤整備も進めなければいけない。そういう中で、必要な営農環境等を整えて、より意欲を持って取り組ん

でいただく、そのことが安定的な生活につながっていくし、後継者の確保に結びついていくものと考えておりますので、引き続き、そういった観点から頑張っていきたいと思っております。

○36番(徳永達也君) よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

○副議長(中島廣義君) これより、しばらく休憩します。

会議は、14時45分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

.....
— 午後 2時45分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、お疲れさまです。

改革21、民進党の渡辺敏勝でございます。

まず、熊本の震災で亡くなられた皆様に対し哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

また、一日も早い復興を祈念いたします。

1、参院選投票率アップに向けた対策について。

さて、第44回参議院議員選挙は、6月22日公示、7月10日の日程で実施されます。今回の参議院議員選挙から18歳の皆さんが投票できるようになりましたし、投票日に誰でも投票できる共通投票所の設置も今回から適用をされます。

昨年の統一地方選挙に見られますように、国政選挙の傾向もあわせまして、年々、選挙の投票率の低下が見られます。

そこで、選挙管理委員会として、参議院議員選挙の投票率アップに向けてどのような対策をとってきたのか、まず、お伺いをいたします。

なお、今回の選挙に際しまして、中村知事におかれましては、広く県民から選ばれた知事として、特定の候補者を応援することなく、公平・公正な立場でおられるよう申し上げて、壇上からの質問を終わります。（発言する者あり）

あとは、対面演壇席から質問をさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(永淵勝幸君) ただいまの渡辺議員の質問に対して、お答えをしたいと思います。

今の質問は、投票率アップについて、どのような市町選管に対して指導をしてきたのか、あるいは助言をしてきたのかということでした。

県選管といたしましては、投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を整備することは重要な課題と考えております。

そこで、市町選管に対しまして、高齢者や歩行が困難な方への便宜のため、エレベーターのない2階以上の部屋に投票所を設けることを避けるなどのバリアフリー化の推進や、期日前投票所を商業施設等へ設置するなどの投票環境の向上方策等について検討をお願いしてまいりました。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) (1) 期日前投票所の商業施設・大学構内への設置。

具体的に今回の参議院議員選挙におきまして商業施設、あるいは、今年から18歳以上になりますと大学は全員が対象者になりますので、大学構内への設置などにつきまして、どのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(永淵勝幸君) 先ほど答弁いたしました中で、具体的に申し上げてみ

ますと、県選管といたしましても、商業施設及び大学内への期日前投票所の設置は、投票環境の向上を図るうえで有効な方策と考えておりますし、投票所の設置主体である市町選管に対し、積極的な検討を依頼してきたところであります。

今回の参議院議員通常選挙においては、新たに大村市、松浦市及び五島市において商業施設に期日前投票所が、また、大学校では長崎大学、長崎国際大学及び長崎短期大学において、本県で初めて大学等に期日前投票所が設置される予定となっております。

このような新たな取組につきまして、市町選管へ情報提供をするとともに、引き続き積極的な検討をお願いしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 大学には、今、選挙管理委員長から答弁がありましたけれども、県立大学は入っていないんですか。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(永淵勝幸君) 現在のところ、まだお聞きしておりません。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 総務部長、これは、なぜ県立大学は期日前投票所設置をしなかったんですか。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 大学の近隣に佐世保市の相浦支所がございます。ここが、平成30年には大学の前に移転の予定でございます。そういったこともあり、今回は大学での期日前投票所はなかったということでございます。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 佐世保の事情はわかり

ますけれど、シーボルト校もあるでしょう。

（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) シーボルト校につきましても、大学から長与町に開設について働きかけを行ったところでありまして、人員とか、あるいは費用とか、総合的な観点から見送られたというふうにお聞きをしております。

（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 投票率をアップするために、やっぱり県が率先してすべきと私は思いますよ。そういう費用がないとか、民間で頑張っている大学もあるんですから、この辺はぜひ次回からは確実に構内で投票ができるように要望しておきたいと思います。（発言する者あり）

（2）投票済証明書の発行。

投票済証明書というのが、全国では、たった5県しか発行しておりません。よその県は発行しているんですよ、投票済証明書というのを。この投票済証明書を持っていけば、商業施設で食料品が5%割引になるとか、そういうところもあるものですから、なぜ投票済証明書の発行が長崎県ではできないのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(永淵勝幸君) ただいまのお尋ねでございますが、本県の市町選管においては、投票済証明書の発行につきましては、利害誘導や買収などに利用される可能性があることや、広い意味での投票の秘密に触れる可能性があるなどの理由によりまして、発行については慎重な見解となっております。

各市町の選管に対しましては、今後の検討材

料として活用していただくため、全国の対応状況等の情報提供に引き続き努めてまいりたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 投票済証明書を、良心的な会社によっては、時間中に投票に行つてこいと、行つてきた証明になるわけですので、そういった投票済証明書の発行については前向きに検討していただきたいと思います。

（3）主権者教育の実施。

①大学。

大学につきましては、18歳から投票できますので、大学は全員が対象者になります。大学の主権者教育につきまして、どのような教育がされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 県立大学における主権者教育の現状について、お答え申し上げます。

県立大学におきましては、全学教育科目の「政治学」を筆頭に、公共政策学科や国際交流学科の政治や選挙を学ぶ授業の中で、選挙権年齢の18歳への引き下げや主権者としての政治参加の意義について取り上げ、主権者教育を行つてきております。

また、今回は、18歳以上の有権者が初めて投票に参加することになりますことから、学生に対しまして投票場所、時間をお知らせする一斉メールの送信を行うなど、投票に係る周知を行っていくこととしていただいております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 県立大学ではそのような主権者教育をされているということですが、ほかの大学に対しまして、もっと中身をチェックしていただきまして、呼びかけをしていただきたいと思っておりますけれども、その辺の考え方に

ついてはいかがですか。

○議長(田中愛国君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(永淵勝幸君) ただいまのご質問でございますが、県選管といたしましても、若者の政治参加意識の向上を図ることが主権者教育には最も重要と考えております。

その一環として、大学生を含めた若者から「明るい選挙推進サポーター」を募集して啓発事務に対する学生の参画を推進するとともに、今後、各大学に対し、選挙や政治参加に関する内容を含む授業の実施や学生の政治参加意識の向上等に向けた啓発活動等に努めてまいりたいと思っておりますし、そういった実施についても、また、お願いをしてまいりたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) ②高校。

高校生の主権者教育です。今回から3年生の一部が投票権の対象になりますが、どのような主権者教育をしているのか、中身につきまして教育委員会教育長、よろしくお願いします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 高等学校におきましては、全ての生徒が教科「公民」において、選挙の制度や意義等を学び、主権者としての政治参加の在り方について考察させる指導を行っております。

加えて、高校3年生の一部に選挙権が与えられたことを踏まえ、総務省と文部科学省が作成した副教材を活用し、選挙の仕組みの理解にとどまらない、話し合いや討論などによる実践的な教育活動も行っております。

さらに、昨年10月から本年5月にかけて、全ての県立高校及び特別支援学校高等部の生徒に対し、県及び市町選挙管理委員会職員の講話を

実施し、公職選挙法等の理解の促進にも努めております。

なお、平成27年度は、公立・私立高校72校、3万7,168人が受講しておりますけれども、これは、総務省の調べによりますと全国第1位の実施状況となっているところでございます。

今後は、主権者教育を推進するモデル校として、県立高校2校を指定し、県選挙管理委員会等の関係機関とも連携しながら実践研究を行い、本県高校生の政治的教養を育む教育を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 高校における主権者教育の中身につきましては、大体理解できますので。

あと、長与北小学校で模擬投票が行われて、高い評価が得られました。やはり高校生における模擬投票を実施するなどして投票に対する関心をですね、今後とも、高校でもそういった模擬投票ができるように要望して終わりたいと思います。

2、熊本震災の教訓。

(1) 避難所の耐震化。

県下で何カ所の避難所があるんでしょうか。そして、そのうちの何割が耐震化されているんでしょうか。そこをお示しいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 現在、指定避難所は幾つあるのか、また、耐震化の状況について、お尋ねでございます。

各市町が設置する避難所につきましては、平成25年の災害対策基本法の改正により、法令の基準に基づいた指定避難所として、各市町が指定することとなっております。

県内の指定避難所につきましては、現在、1,689カ所が指定されているところです。

指定避難所として主に指定されている学校は、平成27年3月末時点で817カ所、その耐震化率は95.2%、同じく公民館等は257カ所、その耐震化率は64.5%となっております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 学校の方は95.2%ですか。今年度中に大体、耐震化も進んでいくと思うんですけど、市町にあります公民館につきましては、予算化をするなどして、耐震化に向けての努力を県として指導していただきますようによろしく願いしておきたいと思います。

(2) 県管理のダムの耐震化。

熊本震災で、水力発電のため池、貯水池が崩壊しました。

今、県が管理していますダムの耐震化については、現状で何カ所あって、耐震化については大丈夫なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) ダムの耐震性についてのお尋ねです。

まず、長崎県で所管しているダムは、土木部で所管しているダムが35ダム、農林部で所管しているダムが14ダム、計49ダムでございます。

ダムの耐震性につきましては、まず、ダム建設の最初の段階で周辺の詳細な地質調査を行ったうえで、ダムの設置場所やダムの型式を決定します。

また、本体の設計におきましても、通常の構造物に比べ、より高い安全率を国が定めておきまして、その基準に基づいて設計を行うことになっております。

現在、長崎県で管理するダムについては、この基準に沿って建設されており、地震にも十分

耐え得る構造になっております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 私は新戸町に住んでいるんですけど、そこに小ヶ倉ダムというのがあるんです。大正15年にできているので、90年経過しているんですよ。そのダムが大丈夫なのかと地元の人から聞かれるものですから、90年以上経過しているダムも、熊本の震災のマグニチュード7クラスに耐え得るのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 長崎市にございますダムで古いものといいますと、今議員が言われた小ヶ倉ダムと、もう一つ、本河内底部ダムがございます。この2つにつきましては、現在の基準に満足するように、その後改良されております。十分耐震性を持った安全な構造になっているというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) わかりました。大丈夫だという答弁をいただきましたので、安心して寝られると思います。(発言する者あり)

(3) 備蓄の考え方と場所の耐震化。

災害に備えた備蓄の場所が何カ所かあると思うんですけど、災害に備えた備蓄の考え方について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 本県では、「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」の理念に基づきまして、県、市町の役割や、目標とします具体的な数値目標を示した「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」というものを平成26年3月に定めております。

この方針では、国の防災基本計画におきまして、国民に求められている3日分の備蓄を基本

といたしまして、家屋の全壊等により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者を人口の5%と想定いたしまして、まず市町におきまして、その避難者の3日分を目標に備蓄することといたしております。

県におきましては、市町が備蓄をする物資の補完分として、県内市町全体の備蓄目標の10%を目標に備蓄することといたしております。

備蓄の方法につきましては、備蓄形態の特性を踏まえまして、品目ごとに現物備蓄と事業者との協定によりまず流通備蓄を組み合わせまして、より適した方法により備蓄を行うことといたしております。

また、現在、県内3カ所に現物備蓄の物資を備蓄しておりますけれども、その備蓄場所については、全て耐震化をいたしております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 要するに3日分の食料、水を県としては備蓄していますと。市町は市町で、ちゃんと備蓄をしていますよと。そうしたら、市町の備蓄と県の備蓄を合わせまして、3日分は大体、人口の10%分はありますよということで理解していいんですか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) これは、市町につきましては、現物備蓄あるいは流通備蓄ということで、両方やっているものと、一つの方法でしかやっていないものがございすけれども、基本的には、そういうことで人口の5%の3日分を備蓄するということで、共通認識をもって取り組んでいるところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 震災の時に一番困るのがトイレなんですよ。トイレは、民間のリース会社とかと契約をして、そういったリース契

約とか、トイレの方はどうなっていますか。食料の方はわかりましたけれど、トイレの体制がどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) トイレにつきましては、衛生用品として簡易トイレを備蓄しておりますし、流通備蓄の物資協定ということで、民間事業者と仮設トイレの協定を行って対応したいということで整理をしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) (4) ボランティア体制の確立。

ボランティア体制の関係であります。こういう災害が発生した時のボランティアの体制、あるいは民間のボランティア団体との連携について、県としてどうしているのか、緊急災害用の連携はどうしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 本県では、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社など関係12団体で構成いたします「長崎県災害ボランティア連絡会」というものを設置しておりまして、平常時から、社会福祉協議会が災害時に開設いたします災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けました連携を図りますとともに、防災訓練や活動マニュアルの策定、さらには災害時のボランティア活動の登録などを行っているところでございます。

一方、災害の発生時におきましては、社会福祉協議会の方で活動マニュアルに沿いまして災害ボランティアセンターを直ちに開設いたしますとともに、センターの運営に当たりましては、

実践経験のある災害ボランティアコーディネーターに携わっていただきますなど、ボランティアが迅速に動ける体制を整えているところでございます。

今後も引き続き、災害時におけるボランティア活動の円滑な推進に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 災害は、いつ発生するかわかりませんので、そういった体制を常時、機敏に対応できるようによろしくお願いしたいと思っています。

3、長崎県の行財政改革について。

(1) 県庁職員の減少のあり方（正職員と非正規職員の推移）。

①職員数の推移について。

長崎県も、厳しい財政運営の中でいかに効率的な運営を図るかということで、中村知事以下、理事者の皆さんも苦勞されていると思うんですが、今、県庁の職員の減少の在り方について、私も1年前に正社員と非正規社員の長崎県の状況を聞いたんですが、現在の県庁内の正職員と非正規職員の推移を含めまして現状がどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 平成28年度の知事部局等におけます一般職員数は4,139名、非常勤職員数は735名となっております。

これまで行財政改革に取り組んだことによりまして、この10年間で一般職員は548名の減、非常勤職員は250名の増となっているところであります。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) ②職員削減にあたっての考え方について。

要するに、正職員であります一般職員の皆さんは548人減って、その約半数の250人の非常勤職員が増えていると、こういうことですね。

私は、県庁の現在の事業量がそれだけ減ってきているのか、どうなのか、全体的にはよくわからないのですが、ただ単純に人を減らして非常勤を増やしているような感じがしてなりません。残業時間もかなり多い職場もあるようでございますけれど、全体量が減ってきているのか。

例えば、長崎市が中核市になったから福祉保健の方が移管された、佐世保市も中核市になったから減った、そういう要素はあると思うんですけど、これだけの職員の数を単純的に減らただけで行財政改革をしようとしているのではないか。中身が私は大事だと思っているんですよ。全体事業量がそんなに減っていないような気がしてなりません。単純に人を減らす基本的な考え方について、方針をお聞かせください。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 厳しい財政状況の中で、多様化する行政需要に対応していきますために、行財政の効率化を目指して、これまで行財政改革に取り組んできたところであります。

その中で、組織・人員体制につきましては、外部化できるものは外部化していくという視点に立ちまして、これまで県有施設の民間移譲や業務の外部委託を進めてまいりました。

併せて事務の集約化による効率化を進めるとともに、一定の知識と経験があれば行うことができる定例的な業務につきましては、非常勤職員の活用を図りながら、全体的な効率化を進めてきたところでございます。

今年度からの新たな行財政改革においても、事業の選択と集中をより一層進めますとともに、

業務の外部化、あるいはITCの活用によりますます徹底した省力化に取り組みまして、業務量や業務の性格に見合った人員体制を確保しつつ、全体的な行財政運営の効率化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 外部委託化というのがかなり進んできて、結果、こういった形になってきているんだと一定理解をいたします。

(2) 県庁職員の事務職員と技術職員の減少率等について。

①事務職員と技術職員の減少率について。

②技術職員削減による公共事業への影響について。

正職員の中で、事務職と技術職というのがあると思うんです。技術職が減ることによって、一般の事務職はアルバイトとかなんとかで対応できると思うんですけど、技術職というのは、資格を持った人たちが、例えば公共工事のチェックだとか、入札のチェックだとか、そういった技術職の人たちがあまりにも減りすぎてきているんじゃないかなと。

つい先日、大村市の新幹線の入札がやり直しになったんですけど、やっぱり資格を持った人はあまり減らしてはいかと私は思っているんです。そうしないと、公共工事のチェック機能が本当に果たされるのか。外部委託するようですけど、委託された団体のところをチェックする人が本当にいるのかどうなのか。私は、そのあたりはちょっと疑問なんですけど、技術職による工事への影響は今のところないんですか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) もちろん技術職が減っています。その中で、業務の効率化、簡素化

の観点から、公共事業に関する積算業務とか監督業務、これらのうち外注可能な部分について、「長崎県建設技術研究センター」、いわゆるナークに委託しております。

これらの業務委託に当たっては、県の技術職員が、作成された積算資料の精査、施工の各段階における重要事項の決定、諸課題解決に係る指示などを行うなど、しっかり確認する体制を整えております。

しかしながら、業務の多様化に伴いまして、例えば現場へ赴く頻度が減少するとか、以前と比べて現場対応能力が十分とはいえない面もあるのではないかとこのように考えております。

このため、若手職員を対象に、実際の工事現場や設計報告書を活用した、より実務的な研修に取り組んでいるところであり、今後も引き続き職員の技術力向上に努めてまいります。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 県が発注する工事については、やっぱり県職員が必ずチェックをして、確実な工事をするようにですね。むやみに技術職の人をあまり減らさないようお願いしておきたいと思います。

(3) E S C O事業の導入。

E S C O事業（エネルギー・サービス・カンパニー）、このE S C O事業は、光熱水道費を少なくし、CO₂削減にもつながる。この事業は、初期投資の費用は要らないんですよ。それを前にも同僚議員が質問しているんですけど、初期投資が要らなくて、CO₂が削減できて、光熱水道費が削減できて、県に対して何の負荷、デメリットはないんですよ。

この導入が非常に県としては遅れておりまして、大阪府などは既に導入しておりまして、平成24年度で年間約6億3,000万円の節約ができて

おります。長与町も、高熱水道費が25.2%ぐらい減るなどしておるんです。CO₂削減に向けて、そしてE S C O事業の減った分で初期投資の費用が賄われますので、この契約が10年か15年しますと、その後は全部、発注した県、あるいは市町のメリットになるわけです。

こういう事業があるんですが、この導入の考え方について、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 地球温暖化対策の取組状況につきまして、ご説明をいたします。

県では、独自の地球温暖化対策といたしまして「県庁エコオフィスプラン」を策定いたしまして、各施設管理者が費用対効果を勘案しながら、また、有利な補助金等の活用を図りながら、省エネ設備の導入や節電などに取り組んでいるところでございます。

その結果、これまで県の施設でE S C O事業での実施はないものの、平成26年度は、10年前と比較いたしまして電気使用量で8,300万kw/hから6,000万kw/hに削減しており、電気料金ではマイナス28%、4億7,000万円の削減効果が認められたところでございます。

県といたしましては、今後5年間の新たな省エネ対策を講じていく必要がございますので、老朽化が進んでいるエネルギー機器の洗い出しや省エネ診断の実施などとともに、省エネ対策の手法についても、E S C O事業をはじめとした各種の方策について検討を行いまして、地球温暖化対策の具体的な成果につなげていきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 環境部長はCO₂削減の視点から今、答弁されましたけれど、私の大

きな項目は行財政改革なんですよ。固定費を削減するためにE S C O事業を導入すべきではないかと、それがひいてはCO₂削減につながりますよと言っているんですよ。

県の施設、県庁舎は、今、新しくできていますので、それはそれなりにいいんですけど、まだあるでしょう、大学校とか、高校とか、出先機関の振興局とか。こういうところにE S C O事業を導入することによって光熱水道費が減って、そしてCO₂削減につながるわけですので、これは知事、トップの判断で導入の検討をせよと、そういう指示は出されないんですか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 削減効果、費用対効果等、さまざまな選択肢がある中で優位性があるとなれば、E S C O事業も積極的に活用していくべきではなかろうかと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) ぜひですね、初期投資の費用がゼロなんですから。長与町の事例を見ればわかりますように、25%ぐらい減っていますので、ぜひ導入をしていただくように積極的に働きかけていただきたいと思います。

(4) 九州地方知事会における政策連合について。

①これまでの成果について。

研究部門の関係で、長崎県も佐賀県も福岡県も、九州各県で同じような研究部門を持っていると思うんですけど、それらが連携することによって、もっと効率的な品種改良等ができるのではないかと考えているんですが、平成18年の一般質問で、農業、水産、工業の3分野において、そういう連携をしていくということになっておりますが、時間がありませんので、農林部長から、農業の関係の成果につきまして発表

していただけますか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 農業分野におきましては、毎年10件程度の研究課題につきまして、九州各県との共同研究を行ってまいりました。

その中で、政策連合のテーマとなっておりましたアスパラガスにつきましては、長崎県が中核となり、佐賀県や大分県等と連携し、夏場の高温対策や収穫期間延長技術等の共同研究を進めまして、人的・物的資源の有効活用を図り、3年間という短い期間で、アスパラガスの収量・品質向上技術を確立し、昇温抑制技術が約27ヘクタール導入されるとともに、農業者の夏場のハウス内の作業環境改善にもつながるなどの成果を上げているところでございます。

また、同様に白輪ギクにつきましては、母本12品種等を各県が持ち寄り、有望3品種を選定し、その後、本県では、鹿児島県が選抜した「神馬2号」を無償で母本として提供いただき、これをもとに低温開花性やボリュームが出る系統品種を育成し、県内で約10ヘクタールの栽培につながっているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) ②今後の導入拡大。

そういう成果が出ておりますので、これは行革のうえでも、同じような研究を各県が同じような人を使ってするよりも、特化してすることによって、より効率的に研究分野が進むと思いますので、今後もそういった導入をよろしくお願いしたいと思います。

4、地理的表示保護制度について。

(1) 経過と今後の対応。

私、去年の6月定例会でもこれを質問しました。その時にはまだ登録申請中でありましたけれども、その時も長崎の地名の付いた品種は何

もありませんでした。

去年の6月から「地理的表示保護制度」がスタートして、現在、19品目が登録をされております。残念ながら、この中に長崎県の産品はありません。有名なところでいきますと但馬牛、神戸ビーフは入っているんですが、長崎牛はありません。それから三輪素麺、島原の手延そうめんとか五島手延うどんとか、そういったものはありません。

この19品目の中に長崎はないといった時に、その時の答弁としては、「現在、対馬しいたけ、長崎カステラ、五島手延うどん、これを申請したい」という答弁があってございましたけれども、現状はどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 去年の制度発足以来、国や県によります周知のほかに、関係市町においても、生産者団体に対する働きかけを行って、地理的表示登録を進めるように行っているところでございます。

産業労働部関係で、五島手延うどんにつきましては、平成29年度中の指定に向けた検討が進められているところでございます。今年度、部会を設立し、取り組んでいく予定というふうに伺っております。

また、島原手延そうめんと長崎カステラにつきましても、生産者団体において検討をされているところでございますけれども、企業ごとに製造工程や基準が一律ではないということございまして、品質基準の統一や厳格な管理などクリアすべき課題もございます。現在は、まだ合意に至っていない状況でございます。

地理的表示登録の取組につきましては、まずは生産者団体内部での十分な検討と合意が必要

不可欠でありますことから、産業労働部といたしましては、今後とも関係市町と連携して、生産者団体の動きを注視しますとともに、必要に応じて情報提供や助言などを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 要するに地理的表示保護制度は、地名が付いた生産品に国が保障するわけですので、これは積極的に県として取り組むべき問題なんですよ。

昨年も質問していたんですが、現在、何団体が申請しているんですか、国に対して。どういう品物を、どういう地名の付いた製品を申請しているんですか。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 水産物に関しましては、水産加工品で申請済のものが1件、これは「アゴ」でございます。それから、申請を検討しているものがもう1件ございます。

しかしながら、登録要件である「生産地と結びついた品質等の特性を有すること」に関して、水産物においては、特に要件を満たすことは厳しい面がございます。

これに加えて、生産者団体の合意形成、品質管理対策の作成、名称使用の年数が概ね25年以上、こういった登録もあり、水産物では全国的にもこれまで登録されたものはなく、登録に向けた事前段階である公示手続に至っているものも全くないような状況でございます。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 本県農産物について、県と市が連携して申請に向けた指導・助言を行いました結果、「対馬しいたけ」が昨年10月に、「対州そば」が同12月に申請をされまして、現在、国において審査中でございます。

本制度は、地域ブランドの保護、あるいは差別化による認知度向上、販路拡大に有効な手段と考えておりまして、これらの制度の趣旨や目的に合致したその他の品目につきましても、品質管理基準や品目特性などの登録申請要件にかかる課題整理を行いながら、また、産地の意向も踏まえながら協議を進めるなど、新たな登録品目の掘り起こしにも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 長崎にはいろんな名産品があるわけです、地名が付いた名前がね。これはぜひ積極的に取り組んで、県外に打って出るような気概を持って、その業界団体と話をし、品質管理を含めまして、ぜひ取り組んでいただくように強く要望しておきたいと思います。

5、アジアのゲートウェイ対策について。

(1) 長崎港松が枝地区2バース化について。

①計画の進捗状況。

今、長崎県はアジアのゲートウェイ、アジアの玄関口という形で、空港は24時間化について検討が進められております。

海の方は、既に皆さんご存じのように客船がかなりの数が入っておりまして、今、松が枝地区の2バース化について計画がありますが、その進捗状況について、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 長崎港で、現在、クルーズ船の寄港が急激に増加しまして、今年は前年度比50%増の約200隻が見込まれております。そのうち半数の約110隻が10万トンを超え、ということで大型化が進んでいる状況です。

クルーズ客船の大型化に対応するため、既存岸壁の改良工事が、国直轄事業として、昨年度の補正予算及び今年度において予算化され、今

後、工事に着手する予定と聞いております。

県といたしましては、引き続き2バース目の早期事業化について、国に対し要望してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) そうしたら、2バース化につきましては、今からということですね。まだ決定していないということですね。

②関係する中小造船への対応。

2バース化に向けて、方向性としてはかなり強い姿勢で要望していくと思うんですが、2バース化によって、そこに関係する中小造船があるんです、小曾根、浪の平地区に。この辺は従来の造船技術を持ったところでありますので、この雇用がなくならないように、また、技術が伝承できるような対応を、ぜひ今後とも連携を取って、2バース化に向けての努力をよろしくをお願いをしておきたいと思います。

(2) 交流拠点施設の方針。

①コンベンションホール等。

昔、「ナガサキ・アーバンルネッサンス計画」というのがありました。その時に、今のメットライフ生命長崎ビルのあるところにコンベンションホールをもってきて、その隣にホテルをつくらうという計画があったんですが、県として、ああいう大きな「ナガサキ・アーバンルネッサンス計画」の中にコンベンションホールが打ち出されたんですが、コンベンションホール等につきまして、アジアのゲートウェイとして必要じゃないかと私は思っているんですが、県としての考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 長崎市内にコンベンションホールが必要ではないかというお尋

ねでございますが、「ナガサキ・アーバンルネッサンス2001構想」は、昭和61年に策定いたしましたけれども、この間の社会情勢等の変化を踏まえて、数次の見直しを行ってきております。

その中核的プロジェクトである水辺の森公園とか県美術館は、主要な社会基盤整備が進んだことから、一定の役割を終えたものということでございます。

お尋ねの長崎市のコンベンション施設につきましては、現在、市においてMICE施設を中核とした複合施設として検討がなされておまして、事業主体である長崎市において最終的に判断をされるものというふうに考えております。

ただ、交流人口の拡大については、県政の重要な柱でありますので、コンベンションの誘致につきましては、施設の整備いかに関わらず、全県的視野で、これまで同様に積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) やっぱりアジアの玄関口としての対応も、よく各方面と協議をしながら対策を打っていただきたいと思います。

(3) 九州新幹線西九州ルートの活用。

今度は陸の方の関係ですが、新幹線の関係で、アジアの玄関口としての機能を有するには、西九州ルートの活用が欠かせないと思うんですが、県として、新幹線をどのように活用するのか、フル規格を望むのか、見解を求めたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 九州新幹線西九州ルートにつきましては、昭和62年にJR九州が、早岐回り及びフル規格では収支改善効果があらわれないということで、平成3年当時の佐賀県知事から、博多から武雄までは在来線を活

用するスーパー特急方式とすることが提案されまして、協議、調整を重ねた結果、着工に至り、現在ではフリーゲージトレイン方式となっているところでございます。

こうした経緯を踏まえて全線フル規格化を考えた時に、財源の問題であるとか、投資効果の検証、並行在来線の問題であるとか、解決すべきさまざまな課題が生じまして、特に財源問題につきましては、地元負担が生じてまいりますので、地元の合意が必要ということでございます。

したがって、現時点では、国土交通省や鉄道・運輸機構によるフリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発の状況を注視しながら、新幹線の開業効果が早期に発現できるように、関係6者で合意した平成34年度の開業を目指して全力で取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 当面はフル規格じゃなくて、フリーゲージトレインの方向だろうと思うんですが、長崎から福岡、中国・関西方面に乗り換えなしで行けるような体制をつくるべきと、そうすることによって関西方面からも長崎に来ていただくという形になろうかと思っておりますので、そういう方向で今後、協議を進めていただきたいと思います。

6、奨学金の現状について。

(1) 県内の利用状況。

県内の育英会で奨学金事業をしておりますが、現況は子どもの何割の人が利用して、そのうち無利子、有利子の割合につきまして、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 公益財団法

人長崎県育英会において実施しております奨学金事業は、全て無利子でございます。

受給人数等についてであります。大学等においては、平成23年度382名で、県内出身の大学生等に占める受給者の割合は1.6%でありまして、その後も受給率は1%台で推移し、平成27年度では324名に貸与しておりまして、受給率は1.5%となっております。

また、高校におきましては、平成23年度に3,485名に貸与しておりまして、県内高校生に占める受給者の割合は8.0%でありましたが、年々減少し、平成27年度では2,614名で、受給率は6.5%となっております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 県の育英会は無利子で、国の制度ですか、有利子になっているのは。その状況はわかりませんか。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 日本学生支援機構という団体で貸し付けを、有利子と無利子がございますが、すみません、私どもはその貸付状況についてのデータは持ちあわせておりません。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 全国の労働者福祉協議会が調べている状況でいきますと、かなり実質賃金下がってきているものですから、かなり奨学金を利用している人が増えてきております。そういう面では、県の利用率がわずかなので、この辺の無利子の枠を今後とも広げる考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 日本学生支援機構においては、無利子枠をここ2～3年拡大をされておりますので、今後とも、そういう方

向でいくのではないかと考えておりますし、マスコミ報道によりますと、政府の方でも給付型の奨学金について検討をはじめるといような報道もあっておりますので、そういう検討をはじめられるのではないかというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 子どもたちの学ぶ環境づくりを、ぜひとも知恵を絞っていただきまして、今後とも、前向きに検討していただくように要望しておきたいと思います。

7、県内経済、雇用の実態について。

(1) 非正規社員の正社員化への状況。

昨年の6月定例会でも質問しておりましたが、非正規社員を正社員化するのに、「キャリアアップ助成金」によりまして、正社員化に向けて取り組んでいるということで、去年は17名だったですか、その成果があると言っていたんですが、最大60万円ぐらいの支給があるんですが、その正社員化の今日までの成果につきまして、お示しいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 国の「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の正規化など、企業内でのキャリアアップを促進することを目的として、平成25年度に創設されております。この助成金を利用して、正規雇用労働者として雇用された方は、平成26年度が24名、平成27年度が179名で、合計203名となっております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 平成27年度に179名の正社員化が実現しているということは、私は非常に喜ばしいことだと思っています。

今は平成28年度ですが、現在、「キャリアア

ップ助成金」を申請している件数は何件ぐらいありますか。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 「キャリアアップ助成金」は、事業主が3年から5年の計画を策定いたしまして、その間に正規化した人数の実績に応じて支給されることとなっております。計画の提出に当たりましては、正規化する目標人数が必須事項となっていないということでございまして、人数までは把握をされておられません。

ただ、事業主からは、平成27年度までに723件の計画が提出をされているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 今日まで、平成27年度までに200名近くの方が非正規労働者から正社員化されておりますので、この事業にも積極的に取り組んでいただいて、もっともっと事業主の方に、こういう制度があるということをもう少し広めていただきますように要望しておきたいと思っています。

8、福田バイパスについて。

今、福田バイパスにつきましては、国道202号、女神大橋が架かりまして、外海町あるいは琴海町の人たちが、国道202号を使って女神大橋から高速道路に乗るという新たなルートができて、交通量も増えているようでございます。

福田バイパスにつきましては、大浜トンネルの出口から小江までのバイパスの計画について、もう10年以上、期成会の皆さんが頑張って取り組んでおりますけれども、安全・安心の観点と、ここの道路は大きな事故がありますと迂回路がありませんので、迂回路のためにぜひ必要なバ

イパスと私は思っているんですが、この辺の取組の状況につきまして、事業化に向けての現在の進捗につきまして、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 福田バイパスの新規事業化の件です。

この新規事業化につきましては、現状の通過交通量が少ないうえ、整備に多額の費用が見込まれるということから、県といたしましては長期的な課題というふうに考えております。

しかしながら、福田地区の現道は通学路であることはもとより、沿道開発が進んだことから歩道整備などが必要と考え、これまで歩道743メートル、バス停車帯11カ所、右折帯1カ所を整備してまいりました。

引き続き、現在事業中の歩道整備を鋭意進めるとともに、今後も地域の皆様のご意見をお聞きしながら、必要な現道対策を実施してまいります。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 現道の改修につきましては、歩道の改修だとかですね。学校の通学路でもあるんです。土木部長も現場を見ていただきたいと思うんですけど、あそこは結構ダンプの通る道でもありまして、非常に危ない道路なんです。交通量の増加もあると思うんですけども、ぜひ、バイパスの目途について、長期的な課題だと今答弁をされましたけれども、長期的といいますと、どうなんですか、いつごろなんですか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 長期的というのは、現在行われている対策、事業の後ということですから、その後の課題というふうに考えております。いつということは、今の段階では言えま

せん。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) そうしたら、今の歩道整備をまず優先的にやると、その後の話だと、こういうことですか。残念ですね。もう時間がありませんので。

9、カタカナ用語の使用について。

委員会の資料の中にも、かなりのカタカナ用語が出てくるんです。特に、厚生労働省あたりの本庁からくる新たな造語というんですか、横文字が非常に多いような感じがいたします。

県として、何かそういうカタカナ用語の解釈の載ったものを出してもらわないと、一つひとつ聞くのも恥ずかしいんですけど、しかし、聞いておかないといかんと思います。

それぞれの部長たちも、横文字が出てきた時に認識が、これはどういう意味だというのが本当にわかっているのかどうなのか、私もよくわからないんですけど。(発言する者あり)

だから、県としての基準を、あるいは解説用語集をつくっていただけないものでしょうか。

(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) カタカナ用語の公用文での使用につきましては、職員向けの文書作成の手引きの中で、一般化していない外来語とか専門用語は、安易に使用せず、注釈をつけたり、読む人の立場に立って工夫をするように指導をしているところでございますので、そういった周知を改めて行っていきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時47分 散会 —

第 8 目 目

平成28年6月定例会

平成28年6月8日

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成28年6月8日（水曜日）

出席議員（44名）

2番 坂本 浩 君
 3番 宮本 法 広 君
 4番 麻生 隆 君
 5番 大場 博文 君
 6番 里脇 清隆 君
 7番 近藤 智昭 君
 8番 山口 経正 君
 9番 大久保 潔重 君
 10番 浅田 眞澄美 君
 11番 松島 完 君
 12番 友田 吉泰 君
 13番 堀江 ひとみ 君
 14番 川崎 祥司 君
 15番 深堀 浩 君
 16番 山田 朋子 君
 17番 宅島 寿一 君
 18番 山本 由夫 君
 19番 吉村 洋 君
 20番 ごう まなみ 君
 21番 山本 啓介 君
 22番 中島 浩介 君
 23番 前田 哲也 君
 24番 西川 克己 君
 25番 中村 和弥 君
 26番 外間 雅広 君
 欠 番
 28番 中山 功 君
 29番 山田 博司 君
 30番 高比良 元 君
 31番 小林 克敏 君
 32番 久野 哲 君
 33番 渡辺 敏勝 君
 34番 吉村 庄二 君

35番 下条ふみまさ 君
 36番 徳永 達也 君
 37番 中島 廣義 君
 38番 瀬川 光之 君
 39番 坂本 智徳 君
 40番 溝口 芙美雄 君
 41番 橋村 松太郎 君
 42番 野本 三雄 君
 43番 三好 徳明 君
 44番 八江 利春 君
 45番 宮内 雪夫 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（1名）

1番 吉村 正寿 君

説明のため出席した者

知 事 中村 法道 君
 副 知 事 濱本 磨毅 君
 副 知 事 里見 晋 君
 総務部長 上田 裕司 君
 県民生活部長 吉浜 隆雄 君
 環境部長 太田 彰幸 君
 福祉保健部長 沢水 清明 君
 総務部秘書広報局長 木村 伸次郎 君
 企画振興部長 辻本 政美 君
 文化観光国際部長 松川 久和 君
 土木部長 浅野 和広 君
 農林部長 加藤 兼仁 君
 水産部長 熊谷 徹 君
 産業労働部長 古川 敬三 君
 危機管理監 西浦 泰治 君
 福祉保健部 永松 和人 君
 こども政策局長 新井 忠洋 君
 会計管理者

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員	葺 本 昭 晴 君
代表監査委員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員	平 松 喜一朗 君
公安委員会委員	川 添 忠 彦 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) (拍手) 【登壇】 おはようございます。

2日目、トップバッターとして質問させていただきます自由民主党・活正の会、前田哲也で

ございます。

恥ずかしながら被災地には入れておりませんが、被災地支援を思う気持ちは皆様と同じでございます。自分にできる支援に取り組んでいきたいと思いますが、一日も早い復興をご祈念いたします。

また、知事におかれましては、日々激務のことと存じます。心身ともにトップとして厳しい中で県政運営を展開される知事、本当に健康にはご留意されてください。

それでは、質問に入らせていただきます。

1、喫緊の課題に対しての知事の認識と取組。

(1) 県庁舎・幸町工場跡地活用について。

県庁舎跡地活用について、今、長崎市からは、公会堂にかわるホール機能が求められ、住民からは、跡地に市役所をとの住民投票の直接請求が行われていて、多くの市民の方から公会堂の存廃、M I C Eの計画を含めて、長崎市のまちづくりが迷走しているとご意見を受けます。私も同感であります。このことについて、私は、県が県庁舎跡地の整備案を示しきれずに今日に至っていることにも迷走の責任の一端があると思っています。今般、質問するに当たり、長崎市議会での動きもあっていますので、まず、その点からお尋ねいたします。

先週末の報道によりますと、去る3日に、里見副知事が市議会の代表と市庁舎の県庁舎跡地建て替えの件で面談したとの報道があります。

報道によると、新市庁舎の建設可能性について、里見副知事は、「市側でしっかり議論すべきであって、土地が貸せるか貸せないかはお答えしかねる」と発言したとあり、一方、市議会議長は、「これまでの議論を重ねているので、今さら県庁跡地に市役所をつくるという話には

ならない」ということだったと、両者の会談内容の認識の食い違いが指摘されています。

そこで改めて、まず知事に、この件について、ご所見をお尋ねいたします。

以下、対面演壇席より質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 前田議員のご質問にお答えをいたします。

県庁舎跡地の活用についてのお尋ねでございます。

県庁舎の跡地活用につきましては、平成21年度から検討に着手し、県議会や二度にわたる有識者懇話会などにおいて、さまざまなご議論をいただきながら検討を進めてきたところであります。

長崎市も参画したこの懇話会では、一部の委員の皆様からは、市役所としての活用という意見もありましたが、長崎市からは県に対して、市庁舎という提案はいただいてこなかったところであります。

さらに、昨年8月に、市並びに市議会から、県庁舎跡地の活用について、ホール機能を含む市の提案に対する特別の配慮を求めるご要望もいただいたところであり、それが市及び市議会のお考えであるとお聞きをしてきたところであります。

こうした経過を踏まえまして、去る2月、定例県議会において、跡地活用については、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」といった3つの方向性を中心に、引き続き検討を進めたい旨、ご報告をさせていただき、その後、「まちづくり・経済雇用対策特別委員会」を設置していただき、ご議論をいただいているところであります。

こうした中、去る6月3日の市議会との面談の際には、こういう現状をご説明するとともに、県庁舎跡地を市役所として利用できるのかとのお尋ねに対して、市庁舎の位置をどこにするかという問題については、まずは市や市議会で議論していただくべき課題であるとお答えをしたと聞いているところであります。

県といたしましては、今後とも、県議会のご意見をお伺いしながら、県庁舎跡地活用の検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) ありがとうございます。

過去に、同様の質疑の中で、跡地に市役所について、知事、どうなんですかという話において、本会議の答弁の中では、「仮の話の質問には答えない」という答弁を知事がされました。ということは、仮の話の質問には答えないということの裏を返せば、正式に話があれば検討できるという、今般、市民の会の方は読み替えたんじゃないのかなと私は思っていて、そうであるならば、今も知事から答弁がありましたが、やはり今までの経緯を踏まえた中で、仮の話であったとしても、その可能性というものは極めて低いというような答弁をしてもいいのではないかとことを私は思っています。

今日は折しも、市議会の中で総務委員会が閉会中の集中審査で、この住民投票について議論をしているとお伺いしています。そうした中で、県としては、まずもって整備案を粛々とつくっていくという作業が大事だと思っています。その作成状況の進捗をお聞きしたいと思っております。

ましたが、このことについては担当部署より、鋭意取り組んでいるということです。

ただ、今回そのやりとりをする中で、一つだけちょっと腑に落ちないことがあったので、そのことだけ確認をさせていただきたいと思います。

それは私は再三、整備案を早期に示してほしいということをこの議場で何度も訴えてまいりました。そうした中で、知事は、今年度末という目標をもって整備案というものを示したいというような方向を示されました。私は、今年度末の整備案というものは、整備方針並びにそれぞれの今3つの柱と言われた、その建物に対しての経済効果や事業費であったり、財源等のシミュレーション、そういうものが合わさったものが整備案という認識をしていたわけですが、しかし、担当部署と打ち合わせする中では、そうではないと。今年度末に示す整備方針というものは、今現在ある3つの柱に肉付けをしたものとして方針を示し、議員が言ったようなシミュレーションというものは来年度の末ぐらいにしなければならないというようなやりとりをさせていただいているのですが、その辺は私自身としては、年度末に、そういった経済効果、事業費、財源のシミュレーションがセットになった整備案が出ると思っておったのですが、そのことについて、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 整備方針それから基本構想ということで、平成28年度は整備方針を決めまして、来年度に基本構想をつくっていかうというふうに思っているところでございます。

整備方針は、大体整備方向の骨格のところをつくりあげていかうというふうに思っております。

す。それを受けまして、整備基本構想を来年度つくっていくわけでございますけれども、その中で、施設の用途であるとか、機能、規模、これに基づきます施設の配置、そういったものを含めまして事業費、財源、経済効果等もあわせて示していこうというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 私自身の勝手な思い違いだと言われたら、それまでなのですが、しかし、例えば、図書館というものをつくるに当たって、そこが整備方針として示されて、そこにいろんな肉付けをしていって、その1年後に、事業費であったり、財源、経済効果というものが出るのだったら、それはそれでいいと思います。しかし、今回の場合は、3つの施設、3つの柱というものの組み合わせがある中で、そういったものを含めて議会として、年度末に出た整備案に対して、もし仮に、いいとか悪いとかという判断を下すということであれば、それは一つのものを突き進めていくのではなくて、組み合わせの中で、その組み合わせを了とするというような判断を議会が求められるとするならば、そこにはやはり事業費であったり、経済効果、財源の裏付けがないと、そういった整備方針自身も了とすることは、私はなかなか判断がつかねると思うのですが、その点については、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) まずは、今年の2月にお示ししました3つの方向性について、外部の有識者等のご意見もいただきながら検討を重ねているところでございますけれども、いろいろなホール機能におきましても、どの程度の質の高さを求めていくのか、各種グレードがご

ございますので、そういったものをしっかり固めたいというふうな思いがあります。そのうえで、基本構想の中で、具体的なものを設定していくというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 来年度の年末という話になったら、まさしく県庁の新しいところができあがって、引っ越しをするような時期、そういう時期にはじめてそういった経済効果や事業費、財源等が出されるということであるならば、当初に返った段階で、これまで私は「迷走」という言葉を使っておりますが、この県庁跡地のにぎわいに対して市民の方、県民の方が大いに不安を持つ中で、そういった示す時期というのは余りにも遅すぎると思いますし、そうであるならば、その整備方針というものは、もっともっと早く示せたんじゃないのかということを見聞しておき、また、この後の続きは委員会で質問させてもらいたいと思います。

それでは一方、今あったホール機能についての検討も進められているということでありましたが、昨年8月に市の方から、公会堂の代替という形で県の方に、一緒につくることができませんかというような、平たく言えば、そういうような提案があっているわけですが、それからほぼ1年近くたつ中で、せんだって、県の方としては、1,000席の案のみが収支が合うというような新聞記事を見させてもらいました。正式には委員会の方で報告があると思いますが、この今考えている1,000席の案というものは、市が言う公会堂の代替施設の、市長は今回、公会堂の解体予算を6月議会に計上しているみたいですが、その理由として、新聞報道によりますと、県が県庁舎跡地に1,000席程度のホールを

つくりたいという方針を示した公会堂の代替施設のめどが立ち、解体できる状況になったということ言われているみたいですが、県としては、収支が合うと言ったこの1,000席というのは、市が提案している公会堂の代替用地のホール機能と合致するというような認識をお互いに持っているということよろしいですか。1点確認させてください。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 2月の定例会において、ホールの規模について、興行採算性の観点から、1,000席程度が優位性があるというふうにお答えしておりますけれども、ホールの席数に関しましては、これまで長崎市からの提案があった1,000席から1,200席という規模感と方向性は一致しているというふうに認識しております。

現在、長崎市と県で考えるホールの主な用途、それから機能面である質の高さ、程度につきまして協議を重ねているところでございまして、今後、整備方針のできるだけ早い取りまとめに向けて、市との協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 協議のスピード感というものをもう少し持ってほしいと思っております。

一方で、こういった跡地活用の問題がまだまだ一定の方向、結論が出ない中で、長崎市の中の民間の動きも出ておりまして、三菱幸町工場跡地の問題についても協議がなされていると聞いています。せんだっての同僚議員もこの点を質問しましたが、県と市はオブザーバー的に参加し、意見を求められているということですが、私は、再三申し上げているように、県庁跡地や市役所、それから駅裏、そして新たに出てきた

この三菱幸町工場跡地を含めて、知事や市長たちとしては、まちづくりを考えるうえには、面としてのこれからのまちづくりを考えてほしいということを意見しておりますが、そういう意味においては、三菱幸町工場跡地についても、県がもっと主体的に関わるべきではないか、もっと平たく言えば、県と市が協議する中で、この広大な土地をどのような形で長崎市の中で有効に活用していこうという、ただ単にオブザーバーで意見を求められたこと、例えば、用途地域の変更等について意見を述べるだけではなくて、もっと県と市として、どのような使い方があるかも含めて、関わっていくべきだと思いますが、相手あってのことだと思いますが、この点については、今どのような取組をなされているのでしょうか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 三菱幸町工場の跡地は、長崎市の中心部に位置する約7ヘクタールに及ぶ広大な土地であることから、三菱重工におかれましても、今後のまちづくりを進めるうえで重要な土地であると認識をされているところでございます。そのうえで、今年の2月に、「幸町工場跡地活用検討会」が設置されているところでございます。

検討会といたしましては、本年度末までに一定の方向性を示す予定でございまして、将来のまちづくりに貢献する活用案となるよう、県としても、地元長崎市とともに会議に参加させていただいているところでございます。

幸町工場跡地の活用につきましては、一義的には三菱重工が自社の資産の有効活用策を検討されるものと考えておりますけれども、議員ご指摘のとおり、歴史や平和といった本県の特性を活かし、質の高い雇用の場の創出など、本県

の活性化につながる土地活用となるよう、今後も意見を発してまいりたいというふうに思っております。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) この件についても、委員会でも引き続き質疑をさせていただきたいと思います。

(2)「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」登録について。

教会群の世界遺産登録についても、アドバイザー契約を結んだイコモスの助言もあり、14ある構成資産のうち2つが外れる結果になりました。

知事は、非常に残念という趣旨のコメントを発していますが、構成資産を一つ失った田平教会を構成資産に持つ平戸市長は、新聞の中では、総括をしてほしいという発言があったやに聞きます。

県として、今回この2つの構成資産が外れたこと、そして当初は14の構成資産でいけると言っていたことも含めまして、どのような総括をし、これからどう取り組もうとしているのか、知事にご所見をお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) イコモスの中間報告では、「伝来」、「禁教」、「復活」といったストーリーの中で、世界遺産としての顕著な普遍的価値は、「禁教期」にあるという指摘でありましたことから、これまでの14資産について、それぞれ禁教期との関連を見出して推薦書素案を構築し、国へ提出していたところであります。

今回、イコモスの専門家から、2つの資産への助言に対しまして、国、県、市において、それぞれ反論、説明を繰り返してまいったところではありますが、最終的に受け入れられることが

なかったところであり、極めて残念に思っているところでもあります。

早期かつ確実な登録を目指すためには、苦渋の決断ではありましたが、「日野江城跡」と「田平天主堂」を除く12資産で推薦書を再構成することを関係県、市町長で合意をいたしたところでもあります。

今後も、国内推薦決定並びに平成30年度の登録実現に向けて全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

総括についてのお話が出ましたが、これはその都度、その都度、「世界遺産登録推進会議」、いわゆる首長会議でも、さまざまな議論をして、承認をしながら、ステップを踏んできたところでありまして、そういったこれまでの経緯はそれぞれ共有できているものと考えているところでもあります。

○議長(田中愛国君) 前田議員一23番。

○23番(前田哲也君) 振り返ってみると、教会群の世界遺産は本当に苦難の連続であります。登録の目標年度にいたしましても、当初は平成26年だったものが平成27年度になり、平成28年度になり、そして今は平成30年度となっております。

構成資産につきましても、当初平成19年、35県内の資産プラス県外の資産8施設の43資産からはじまったものが、平成22年には30資産になり、平成24年に14資産、そして今現在、12構成資産というふうに、地域の方々を巻き込んだ中で、地域の活性化のための一つの手段として、世界遺産という中で地域活性化を図ろうという中では、このような結果になっていることは、地域の方々にとっても非常に歯がゆい思いというか、悶々とした思いがあると思います。

ですから、ここまで苦労したからこそ、私は

平成30年度の登録を絶対成し遂げなければいけないと思っていますし、このチャンスしかないという認識を持つ中で、今、総括と言ったのは、私がやりとりの中で、県としての責任はどうなんだということも言っていたので、多分、そういうことを受けての今、総括については、「その都度、その都度、会議の中で了解していた」というような知事の答弁だったと思うんですが、私が言っている総括はそういうことではなくて、まさしくおっしゃったような、14資産でいけると言ったものが2資産が外れてしまった、それはイコモスと県との間での認識の違い、ボタンのかけ違いであって、それが何だったのかということをはっきりと、この際、説明を受けておかないと、これは掘り下げたものにしておかないと、今後のことについても、なかなか新しい推薦書に対する不安の声はなくならないと私は思っています。

そういう意味で、今回2資産が外れたことに対して、県としては、十分な説明ができたと言っていました。しかし、イコモスはそれについて、物証がないとだめだということで、外すようにというような指導があったといいます。なぜ見解が違ってきたのか、イコモスの守秘義務もあるのかもしれませんが、ここをきっちりと議場において総括、まさしくこれは総括なんです、そこを担当部長の方からしていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) イコモスの関係の2資産に対する指摘等についてのお尋ねでございますが、「日野江城跡」と「田平天主堂」の2資産については、イコモスの現地視察をした専門家に対し、その重要性、価値について粘り強く説明を続けてまいりました。

具体的には、「日野江城跡」については、「その城下で形成された強固なキリシタンの信仰組織が、その後の『島原・天草一揆』の際に原城に立てこもったものであり、伝来から禁教に至る重要な過程の資産である」ということ、また「田平天主堂」については、「禁教期に潜伏キリシタンが移り住んだものの、信仰の発覚により追放されたこと、その後、解禁後に、外海地方などからカトリックに復帰した潜伏キリシタンが移住し、信仰を継続した特異な歴史を有する資産である」ということを強く説明しました。

しかしながら、イコモスの専門家からは、「日野江城跡」については、「伝来期のみの資産であり、禁教期における潜伏キリシタンの文化的伝統との直接的な関連がない」、また「田平天主堂」については、「禁教期における潜伏キリシタンの文化的伝統との関連が薄く、再来日した宣教師の指導による解禁後の移住による集落である」ということで、禁教期に焦点を当て直したOUV（顕著な普遍的価値）には貢献しないという指摘でございました。そのような違いがあったということでございます。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) このことについても委員会の中でやりとりしたいと思いますが、要は、教会群に普遍的価値を主体的に当てて世界遺産で進んだわけですが、「禁教」というふうにイコモスの方が、要は、スポットがちょっと違っていたということ、そうなった時に今後考えられることは、教会群を中心として構成資産を組んで、そこにバッファーゾーンもかけながらストーリーを描いてきていたものが、こういった形で、もっと「禁教」に焦点を当てなさいということであるならば、これから、本来ならば、時間があれば、新しい追加の構成資産等の検討

に入ってもいいと思うんですが、当然、文化財の指定等を考えた時に、そういう時間はありません。そうすると、今現在の構成資産の肉付けをもっと強くすること、それからストーリーの中で、この「禁教」のところをどう表現するかだと思っております。

お手元に、議長の許可を得て写真を配らせていただいておりますが、これは長崎市の如己堂の近くにある「聖フランシスコ・ザベリオ堂跡」の写真であります。何が言いたいかというと、こういった当時の浦上村からの弾圧、それから信仰を続けてきた歴史が、「大浦天主堂」と「日本二十六聖人」が構成資産から抜け落ちた時に、このストーリーも少し薄くなっております。しかし、実際はこういうものがあって、今までは民家であったので、こういった立て看をもって歴史を伝えてきていたのですが、このうえにあるように、そういう民家を取り壊されて、今後、マンションが建つような計画がなされておって、この立て看自体も外されるようなおそれもありまして、そうした時に、こういった歴史というものをどうやって伝えるかというのを地元の方々が非常に不安視されていまして、こういうところを公有化していただいて、教会の責任において、こういう歴史を伝えたいというようなこともあっておりますし、今のストーリーの中には、「浦上四番崩れ」みたいなものはなかなか強い表現で盛り込まれていないというようなことを確認させていただきます。

そういうことを含めまして、今後取り組むとして、やはりストーリーをもう一度、再構築する必要があると思いますが、その点について、今後の取組というものはどのようなことを考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 議員ご指摘のとおり、本県には、「日本二十六聖人殉教」の地や「浦上四番崩れ」のほか、日本のキリスト教の歴史や禁教期を語るうえで重要な出来事が数多くあり、既に推薦書にも記述しているところではありますが、今後も、イコモスからの助言や学術委員会のご意見を伺いながら、海外の方にも、よりわかりやすく理解していただけるよう、詳しく記述を加えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 前田議員一23番。

○23番(前田哲也君) 報道等の中では、名称等の変更も検討するようなお話も出ております。そういったことを踏まえて考えた時に、やはり今言ったような私の意見も含めてしっかりと、もうあとはストーリーの中で補っていくしかないのですから、そこは強く望んでおきたいと思えますし、今後につきましては、中身の密度を濃くすることもですが、やはり政府・官邸等に対して、最終的にはこれは閣議決定ですので、強く要請活動というものを展開していきたいということを要望しておきたいと思えます。

2、医療・福祉行政について。

(1) 地域医療構想策定の進捗と県としての指導力の発揮。

地域医療構想の策定について、過去に、病床の削減ありきで進むのは大変危険であるという意見をし、県も同じ認識を示しました。

地域ごとの医療の現況を検証する中で、解決すべき医療課題の共通の認識と官民の病院間の機能連携・分担を図ることで、その地域の医療を守る、質を向上させる、そのためのガイダンスが地域医療構想であるという認識を持っています。

現在の策定状況について、ご答弁いただきました

と思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 地域医療構想の策定に当たりましては、昨年8月から、県全体の会議、そして8つの構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」というものを開催いたしまして、地域の課題、あるいはあるべき医療供給体制等、そういう整備について議論を重ねておりまして、今般、構想の素案を取りまとめたところでございます。

今後は、県議会並びに関係団体への意見徴取、そしてパブリックコメント等を行いまして、そのご意見を反映しながら構想案を取りまとめまして、10月に予定しております医療審議会でご審議いただきまして、現在のところ、11月頃の策定を目指してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 前田議員一23番。

○23番(前田哲也君) 概要の中を拝見させていただくと、都市部における地域の完結型に移行していくことが重要であるということをうたわれておりました。

そうする中で、民間の病院の今後の、どうやって自分たちの病院が将来、医療に関わっていくのか、そしてその収支も含めたところで生き残っていくのかということとあわせて、大事なことは、長崎市であれば、大学病院や市民病院や原爆病院など300床以上の公的病院が果たすべき役割をしっかりと位置づける、それは急性期医療に特化した形だと思っていて、ほかの民間病院でできることを回復期や慢性期において、そこを分担していくことが大事であると思っていますが、例えば、長崎市の事例を挙げますと、長崎市民病院が進めているような計画に関しましては、地域医療構想の思いとか趣旨にちょっと反するような形で今、計画がなされているよ

うなことも聞く中で、ぜひ、この際、お願いしたいのは、ブロックごとの地域医療構想について、しっかりとそれが守られていくというか、その構想について進んでいくような県としての指導とか助言をやっていただきたいということを要望しておきたいと思いますし、ちょっとはしょった形で恐縮ではありますが、これだけ医療を取り巻く環境が変わっていく中で、私は、県の医療政策が全ての県内の医療を取りまとめているとするならば、現場の方々は事務職で、何年か置きにずっと異動でかわられております。そうした中で、やはり5年、10年先の医療を見据えて、非常に厳しい中で、この長崎県の医療を一定の位置で守っていくというためには、医療にたけた方が過去においてはいましたように、政策監的な役割で医療の専門家の方がトップに立って、そういう目配り、もしくは現場の声というものをしっかりと医療政策の中に反映していくべきだと思いますが、今は保健所の方が兼務されておりますが、こういった組織のトップに専門の方を置くということについて検討がされないのか、お尋ねしたいと思います。

それと、私が聞いているのは、適材の方がおられれば、そういう検討もできるのではないかという話の中で、大学側にそういう人材を求めたら、大学側も、しっかりそのことは受け止めますというようなことを聞いておりますので、そういうことも含めまして、今の県としての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 医療行政を取り巻くさまざまな課題については、やっぱり専門的な見地で検討し、対応していかなければいけない課題も数多くあると考えているところであり、そういった中で、行政の中にも医師の資格を持った

方を配置しているところでもあります。

ただ、先ほどからご議論いただいておりますように、大きな圏域等の諸課題等に取り組む際には、やはりそういった経験等もお備えの方々の知恵をおかりすることも必要だろうと考えているところではありますが、現状を申し上げますと、こうした諸課題については、長崎県病院企業団の企業長にさまざまな面でご相談をし、アドバイスをいただきながら、政策の実現に取り組んでいるところでもあります。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 病院企業団の企業長にご相談し、アドバイスをいただいているということですが、県下全般の医療政策を見の中で、また既存の人材や施設の活用を図る中では、やはりそういった専門的な立場の方を置かれることが、私は、これから先、誤りなき道を進んでいくという中では非常に有効だと思いますので、ご検討をしていただきたいことを要望しておきます。

(2) 国保の都道府県化に向けた取組と目指す効果について。

平成30年から国民健康保険の財政責任主体は都道府県に移管されます。全国的にも赤字自治体が増えており、赤字総額の増加も看過できない状況であります。直近の本県の各自治体の財政状況はどのような状況にあるのか、そしてまた、それに伴う一人当たりの医療費の現況というものは、全国的な中で、長崎県というのはどういう状況にあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 本県市町の国保全体の財政状況でございますけれども、平成26年度で見ますと、15億5,900万円の赤字となっ

ておりまして、黒字の団体が7市町、赤字の団体が14市町ということで、県全体の3分の2が赤字という厳しい状況にあると認識をしております。

また、一人当たりの医療費でございますけれども、これは年間で39万3,631円ということで、全国平均の年間額が33万3,461円でありますから、これと比較いたしますと6万170円高くなっているということで、順位を申し上げれば、高い方から6番目というような状況でございます。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 今、福祉保健部長からありましたように、全国を見た時に、私は、概ね赤字ばかりなのかなと思いましたが、都道府県によっては黒字で経営されているところもあります。平成30年に向かって今からやるべきことというのは、各自治体がいかにして収支を改善していくかということもあると思うんですけれども、まさしく県が平成30年からその主体になるわけですから、今、多分、作業部会等で各自治体等も鋭意、事務的なこれからの切り替えについては協議されていると思うんですが、やはりこの際、いかにして健康の維持という意味で適切な、効果的な国保の事業をやっていくかということとあわせて、医療費の適正化に向けては、県が主体的に取り組んでいただきたいと思います。

そうした中で一つご指摘しておきたいのは、特定健診受診率が各市町において非常にばらつきがあります。そして、そのことが、市町で特定健診が高いから医療費が低いのかといたら、そういう相関性は実はないのですが、しかし、予防という意味では、やはり生活習慣病とかそういういったものについては、特定健診が高いほど、その効果が出ているということがありますので、これは国保の次には後期高齢につながる話であ

りまして、これから医療費を適正化していくという中では、都道府県で取り組む国民健康保険事業にどう県が主体的に臨むのかというのが、これから本県の中では大きな課題であると思いますので、そのことについては集中的にと申しますか、しっかりとしたプロジェクト等も組んで取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

(3) 周産期母子医療センターについての検討状況。

検討は、るる大学の間でやられているということであります。

それと、もうこの質問も今回が3回目となります。昨年12月定例会の質疑の中では、福祉保健部長からは、「現場としては2カ所目の設置の必要性を認識している」ということでしたが、「大学といろんな協議がある」ということでした。そして、知事からは、「総括的には必要だと、人口減少、少子化を迎える中で、女性の方が安心して産んでもらえる環境をつくるためには、これは大きな優先課題だと認識をしている」というような答弁、それから最後には、「しかし、これまでの経緯も私、まだ十分話を聞いていないので、基本的な考えを申し上げたが、しっかりと細かいところの話を聞いたうえで判断させていただきたい」というのが、半年前の知事の答弁でした。

その後、鋭意進捗する中で、また知事もいろんな報告を担当部局から聞いていると思いますので、現時点において、知事の長崎大学病院における周産期母子医療センターの設置についての見解、認識をお聞きしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 議員ご指摘のとおり、今回の長崎大学病院の計画につきましては、昨年

の11月定例会において、細かいところまで話を聞いたうえで判断したいと、こう申し上げてきたところであります。

県による支援が、単に長崎大学病院の施設や設備整備への支援ということだけではなくて、この計画の実現によって、離島やへき地を含むさまざまな地域の人材の確保・育成につながるのかどうか、あるいは本県の周産期医療の課題解決にどのように効果を発揮、期待できるのか、そういった点を含めて、十分に見極めをしていく必要があるものと思っているところであります。

このため、総合周産期母子医療センターの整備に向けて必要となる支援策、あるいは長崎大学病院の人材育成計画が実効性あるものとなるよう、今、長崎大学病院と協議を重ねているところであり、今後、大学の整備計画のスケジュール等も踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 長崎大学の整備計画の進行を見極めながら検討していきたいというのですが、私はさきの議会でも申し上げたと思うんですが、これは大学の整備計画というのはもちろん事実であります、私は、県として主体的に取り組む問題ではないかということを意見してきました。そういう意味において、先ほど知事からるる答弁があったわけで、そのことは了としながらも、聞き方を変えますと、大学の整備計画に委ねようとするならば、大学が仮に、財政的に検討を重ねたうえで、難しいと判断した場合、県はどうするつもりでしょうか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 財政的に難しいからどうするか、こうするかという観点だけではなくて、

それはこの医療機能を維持していくためには、相当の財政負担が生ずるということはもちろん配慮しなければいけない観点であると思いますけれども、今、専門人材が不足する中で、それぞれの地域医療の質を維持するために、非常に苦労を重ねながら今の体制を維持してきているわけでありまして、長崎大学にこういった医療機能が集約されることによって、そうした地域への影響がないのか、あるいはプラスの効果があるのかどうかというのをやっぱりしっかり議論をし、そういった貢献が期待できるということであれば、県もこれは積極的に進めていかなければいけない課題であると、これは基本的な方針はさきの議会でも申し上げてきたとおりであります。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 私の勘違いでしょうか、前回の答弁よりも、逆に少し慎重な意見が知事の方から出ているような気がするのですが、今おっしゃったようなことは、前回の中で多分、福祉保健部長ともやりとりしていたし、そのことについて大学側も鋭意望んでいるということは意見してきてたはずなんです、私が言いたいのは、周産期医療という政策的色合いの濃い部分を、一大学病院の判断や財政上の運営に頼っていては、それは県としては、政策の推進に主体的に関わっているとは言えないと私は思っていて、今、知事がるるおっしゃったことは、もっともなことであります。しかし、そういうことも踏まえて、そこも含めて、しっかりと県として主体的に関わっていくならば、もっと言えば、逆に言うと、県の方から大学病院に対する助言とかがあっていいと思いますし、これは財政の話ではないと言いますが、やはり財政も大きな問題でありますので、そういうことが非

常にネックとなっているならば、国に対して、県と大学病院が一緒になって働きかけてみるような作業が私はこの半年間の中であってもしっかりしたんじゃないのかなと思っています。

いみじくも今回の震災におきまして、熊本県は2カ所の周産期母子医療センターを抱えておりますけれども、そのうちの母子で7例、それから新生児で27例が県外搬出をやむなくしております。その受け皿は福岡県と佐賀県でありまして、長崎県は受け皿となることができませんでした。それはもちろん、大村の医療センターが満杯であるという状況の中で、県は、県外に搬出している事例もある中で、県外の子どもたちまでは預かれないという現状は重々わかりますが、今後、こういった震災等も考えた時に、本県の果たすべき役割は、本県の子どもたちを守るということですが、やはりそういった震災等で県外搬出を余儀なくされるような子どもたちを受け入れる役割も本県が積極的に担っていくべき問題だと私は思っています。

それで、この件につきましては非常に切実でありまして、県の医師会におきまして、実は、12月に理事会を開きまして、知事宛ての要望書を出すことを決定いたしました。しかしながら、この要望書が知事の目に通ったというか、福祉保健部長にお出しされたのは昨日であります。この間に、いろんな部局間での調整はあったと思うんですが、この要望書の思いというのは、現場の切実な声を知事にどうしても聞いてほしいという思いでつくってございましたが、今現在、知事とお会いすることができない状況であることは、非常に残念な思いがいたしております。

そうする中で、るるわかりました。知事の思いもよくわかりましたので、とにかく前に向かって進む中で、現場の声の代弁として、ぜひ知

事に大学の現場を見てほしいというような声が挙がっております。多分、まだこれは正式に挙がっていない話かもしれませんが、知事、もしよろしければ、これから県として周産期医療に主体的に関わっていく中で、現場を見てほしいという要請、もしくは知事自らが、皆さん方の現場をしっかりとこの目で見たいというようなご希望があれば、積極的に大学側は対応すると言っていますが、この際、視察をしてほしいということを要望したいと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) そうした機会をいただけるということであれば、ぜひ設けてまいりたいと考えております。

先ほど、姿勢がむしろ後退しているのではないかというお話でありましたけれども、決してそういうことではなくて、そういった機能そのものは必要で、いかに人材を確保し、その総数を増やして育成していくのか、そういった機能が十分果たせるのかどうか、そういった点を含めて、今、協議を大学病院側と進めさせていただいているわけありますので、決してこういった課題について、県の役割を放棄しているところではなくて、よりそういった観点を含めて、大学病院と力を合わせて組み立てていかなければならないと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) ありがとうございます。私のそういった取り違えだったのかもしれませんが。

機会があれば現場を見てくださるということなので、ぜひ見ていただきたいこととあわせて、国の方に対する要請活動というものも今後必要

と思いますので、そういった際には、ぜひ県も一緒になって要請活動を展開していただきたいということを最後に要望しておきます。

（4）人工内耳の購入費等に対する公的助成の検討状況。

人工内耳装着の補助は請願として採択されておりますけれども、その後の検討状況について、担当部署の方からご答弁いただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 人工内耳の助成につきましては、本来、国において、補装具への位置づけ、あるいは医療保険の対象とすることが望ましいということから、これまで「九州各県保健医療福祉主管部長会議」等におきまして、国への要望を行ってまいりました。

また、この間、昨年来、市町にもお話を聞いておりますけれども、国の補助事業である日常生活用具給付等事業というものがありますけれども、この活用を働きかけながら、人工内耳の支援に対するさまざまな市町の意見をお聞きして、協議を進めているところでございます。

申し上げるまでもなく、事業化を含めた支援策の構築につきましては、実施主体となるべき市町が認識を共有して、同じ方向性を持つということが何よりも重要であると考えておりまして、今後、支援策を具現化するために、県と市町でワーキンググループを設置して協議をするということにしておりまして、その内容を踏まえまして、県内の市町全体の意見統一を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) ありがとうございます。

手続的に、一義的にやっぱり市町ですので、

確かに福祉保健部長がおっしゃった日常生活用具給付等事業ということで対応していただければいいんでしょうけれども、各市町においても財政が逼迫する中で、人工内耳に対してだけ、そこを追加するというのは、やはりほかのいろんな障害を見た時に、そこだけどうしてというのは多分出てくると思っていて、なかなか市町の自治体の判断だけでは難しいと私は思っています。

そういう中で、ワーキンググループを設置したというのは一歩前進だというふうな評価をいたしますけれども、どうなんでしょうか、知事、私は前にも多分意見したと思うんですが、この人工内耳に関しましては、九州の中でも長崎県が一番術数が多い。それは優秀なドクターがいること、それからそれについて療養するスタッフたち、医療関係者が充実していること、それと特別支援において、長崎県は全国的にも珍しく手話と口を使ったという、両方を使ってやっている、そういう人工内耳でお悩み的小朋友を持つお父さん、お母さんから見たら非常にいい環境にある中で、よその県から、長崎県で療育したいということで、仕事をやめて引っ越してきて治療を受けているご夫婦もかいま見るところであります。

そうしたところにおいて、せっかく来てみたけれども、支援制度がないというのは、先進的に取り組んでいる本県においては大変残念な状況でありまして、しかしながら、言われるとおり、人工内耳に特化して支援制度を県が主体的に、積極的にやるというのは非常に難しいと思っておりますが、数にして県下で50人程度と言われておりまして、5年に1回の取り替えということであれば、単年で90万円近くの費用になります。その費用の多寡がどうなんだということ

はあるかもしれませんが、市の方でそういう負担について負担感があるということであれば、これは通常、国が2分の1、県がその4分の1、市町が4分の1となっているんでしょうけれども、その比率を変えてでも、県が8分の3、市町が8分の1、そういうふうな負担の見直しがあってもいいと私は思っていて、そうした時に、いろんな障害がある方の悩みに応える、支援をするための財源をどこから持ってくるかというのが多分これからの課題だと思っているんですが、私はこういったいろんなハンディを抱えている方の支援というのは優先課題だと思う中で、そういった財源確保について、これから県として、どういうふうに取り組もうとしているのか、またお考えなのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 財源確保につきましては、九州各県の部長会議とか、あるいは国の方の担当部署にも当然お話をしていこうということにもなるでしょうし、ただ、この人工内耳だけ負担比率を変えろというようなことは、今の支援事業、そういう枠組みから、そこだけ変えろという話になると、どうしてもここは不均衡の部分も出てきますし、市町の方で、そういうことが本当に可能なかどうかという意見もあろうかと思います。

そういう中で、そういう課題も踏まえながら、当然そこはワーキングの中で話をしていくべきことだと思っておりますので、その意見を踏まえて、今後また協議をしていきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 補装具のどういうものについて支援をするかというのは自治体が決め

るんですが、財源を考えると、やみくもにそれを増やすことは多分できないと思っているんですけれども、そこをニーズがある中で、本当に支援をしたいということであるならば、財源のことがもしそれをちゅうちょする理由の一つになるとするならば、それに対して、人工内耳だけではなくて、そのほかの全体的なことも含めて負担の見直しというか、あってもいいんじゃないのかなと思っているわけです。

ただ、しかし、それが県にしわ寄せがくるという話では、それはそれで県としても、整合性というか、バランスが悪いと思うので、一義的にはやっぱり国に求めていかなければいけないかもしれませんが、しかし、喫緊の経過措置の中では、そういうことも検討をしてもいいのではないかなと思ったので意見しただけで、人工内耳に特化したということではありませんので、その点をご理解をいただきたいと思いますし、これからのワーキングの中での議論というものに期待をしたいと思います。

3、地方創生の視点での教育の展開について。

(1) 独自の教育行政の取組。

昨日の同僚議員の質疑の中でも、教育について、もっと主体的、積極的に取り組むべきだというようなご意見、そして人を育てること、教育こそが、人が大きな財産じゃないかというようなお話もありました。私も同感であります。地方創生においては、人材育成が最も大事な課題だと思っています。

従来の教育振興計画をもととして知事がつくられた「長崎県教育大綱」、または、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が新たに作成された中で、地方創生の中でこの人材育成をどう位置づけ、そして教育分野に今後どう取り組もうとされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 今、前田議員からも人材育成の重要性についてご指摘がございましたが、私どもも、将来にわたって地域の活性化を図っていくためには、人材育成が極めて重要であるというふうに認識をしております。殊に、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、これらの変化にしっかりと対応できる人材育成に力を注ぐ必要があると考えているところでございます。

そのため、議員からのご指摘がございましたけれども、本県の教育等に関する総合的な施策の根本となる方針を定めた「長崎県教育大綱」におきましても、将来を担う子どもたちの育成に当たり、「確かな学力を身につけ、自己実現ができる人材の育成」、「グローバル化に対応できる人材の育成」、「県内産業や地域を支える若者の地元定着の促進」、「ふるさと教育及び子どもたちを育み、見守る取組の推進」、「一人ひとりに目の行き届いた対応と関係機関における連携強化」、「子どもたちの社会性の醸成及び体験活動の推進」の6つの取組を重点的に進めることとしているところであります。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) 今、教育委員会教育長から、6つの取組に重点的に取り組むということでありました。それが「長崎県教育大綱」の中でうたわれているわけですが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に入っている部分で、県内産業や地域を支える若者の地元定着の促進、それからふるさと教育や子どもたちを育み、見守る取組の推進等については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の交付金事業が使えるので、それは多分、十分な展開がなされると思うんですが、知事が自らつくりあげた

教育大綱の中で、そういったほかの項目についても重点的にやりたいんだけど、予算がなかなか組めないという部分が多分あるんじゃないのかなと私は思っています。

(2) 教育分野での市長会の要望から見えてくる課題。

一方で、各市長会から県に対して教育施策の要望が出ております。見させてもらおうと8項目、9項目挙がっているのですが、全てが人材であったり、その財源であったり、そういったものに対する要望でありまして、もう5年も6年も同じような要望が出ているんです。全学年少人数学級編制と少人数指導のための加配措置の拡大について、少人数学級編制に伴う財政支援措置について、派遣指導主事の配置について、養護教諭の配置について、学校事務職員の配置について。このことは、「長崎県教育大綱」で知事が目指されている「確かな学力を身につけ、自己実現ができる人材の育成」、「グローバル化に対応できる人材の育成」、多分、こういう「長崎県教育大綱」の目標とも合致したものであると思うんですが、しかし、この要望を満たそうと思ったら何十億円というお金がかかるようなことになっています。

30人学級とした場合に、人件費は52億円、35人学級とした場合に、人件費が18億円、派遣指導主事の配置について11億円、養護教諭の配置について、未配置校15校に配置した場合には1億2,500万円と、残念ながら、各市長会が毎年毎年要望していることですが、これだけの財源をかけるわけにはいきません。できないと私は思う中で、さりとて、市長会からこのような要望が出ていること、そして、これから知事も含めた総合教育会議の中で目指していこうというこの教育の展開については、やはり一つには、

子どもにける教育の財源をどうやって確保するかということが大きな課題だと思っていて、そのために、この新しい教育委員会制度というのは、予算とリンクさせるための制度改正になっていると思っていて、その中に予算の権限を持つ総合教育会議のトップとして、知事が自らそこに座っておられると思っていて、これから教育が大事と言いながら、しかし、その教育にはやはりお金がかかる。そのお金を今までは教育委員会の中だけで何とかやりくりしていたけれども、これは県政全般の財政の予算の中から何とかしてひねり出すということを考えなければいけないというふうに私は思っています。

事前に財政課に、こういった教育にけるものに対して、今の基金等で何か充てられるものがないかということをお聞きしましたが、見当たらないというような回答でしたが、知事、知事が定めた「長崎県教育大綱」に対して、人材育成という視点で、この財源の確保について、今後どのように取り組もうとしているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) さまざまな施策を推進するうえで、財源の確保というのは欠かせない課題であります。特に、市長会からご要望をいただいております、いわゆる少人数学級編制、これになると、国を通した施策として取り組んでいただかないと、各地方独自の取組では、やはり実現不可能な額になってくるわけありますので、そういった働きかけは、これからも続けていかなければいけないと思っております。またあわせて、さまざまな人材育成という観点から活用できる財源等については、交付金であれ、あるいはさまざまな補助金の活用であれ、積極的に対応していかなければいけないと思ってい

るところであります。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君) せっかく新しい制度になったわけですから、国に要望することは要望としながらも、県の財政の中で、大変厳しいんでしょうけれども、教育に充てられるような先ほどの要望について、一部でも応えられるような部分があれば、しっかりと対応していただきたいということを要望しておきます。

(3) 若者の学びの場の創出。

私は、地方創生の中での教育を、実は、学びの場というふうに置き換えております。そうした中では、今、学校関係のことを言いましたけれども、社会人になっても学ぶ場がないと、社会減がなかなか減らない中で、長崎に帰ってこいよ、仕事はできたんだから帰ってこいよと言っても、やはり帰ってきた先に、自己啓発を高める、学ぶような場がないと、なかなか若者たちはそこに定住しようというふうにはならないと私は思っていて、そういう意味において、社会人の学びの場という視点で見た時に、本県の環境というものはどういったふうに今認識をしているのか、そして学びの場が必要だという同じ認識に立つならば、これから先、社会人がそのような自分の仕事の中でのスキルをアップするような学び、もしくはいろんな方々と出会っていく中で自己啓発を高めていくような出会いの場を含めた学ぶような場について、今後、県としてどういうふうに取り組んでいこうとしているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 生涯学習という観点からお答えをさせていただきますと、議員もご指摘がございましたとおり、県民一人ひとりが自己研さんを深め、生きる喜びや張り

あいなど、生きがいを感じながら積極的に地域の活動に参加していくためには、それぞれのライフステージに応じた学習機会を得ることができ、社会の実現が大切であるというふうに考えております。

そういった意味で、現在、県におきましては、県民大学講座等を市町それからNPO、大学等と連携して主催をしておりますが、その若者が参加しやすいような条件整備、講座の内容等、検討を進めたいと思いますし、長崎市とか佐世保市においては、市において独自の若者を対象にしたまちづくり塾等がありますので、その辺の連携も深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

○副議長(中島廣義君) 会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。

山口議員—8番。

○8番(山口経正君) (拍手) **〔登壇〕** 皆さん、こんにちは。

自由民主党・活正の会、西彼杵郡選出の山口経正でございます。

今回は、こうして2回目の質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

質問に入ります前に、私からも、去る4月14日、16日に発生しました「熊本・大分大地震」により被災された多くの方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

そしてまた、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

そして、本日、お忙しい中に、私の応援に駆けつけてくださいました傍聴の皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

この場に立ちますと緊張いたしておりますけれども、前向きな答弁を引き出せるよう、一生懸命頑張ってまいります。

今回は、地域とまちづくりの観点で課題となっている事項を、大項目で3点に絞り、お尋ねをいたします。

執行部側には、明確なご答弁をお願いいたします。

1、大村湾の環境保全と活用について。

大村湾は、皆さんご案内のとおり、陸地に囲まれて波静かな内水として、長崎県の中央に位置しております。面積は320平方キロメートル、沿岸線の長さは360キロメートル、平均水深14.8メートルで、琵琶湖の半分ほどの大きさであり、流域の自治体5市5町を抱えております。流域人口は約28万人で、大村湾と何らかの関わりを持ちながら暮らしておられます。

私は、今回の質問に先立ち、環大村湾の市と町を訪問させていただき、それぞれの現状と課題を聞くことができました。

各市長、町長をはじめ、担当者の皆様方には大変お世話になり、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

(1) 閉鎖性水域大村湾の環境保全対策について。

大村湾は、佐世保湾を通して東シナ海と接している二重閉鎖の極めて閉鎖性が高い海域であります。太古の昔、大村湾は、盆地状の地形をしており、海水面の上昇とともに海水が流れ込んで湾となったということでもあります。そのため、窒素やリン酸など富栄養化の要因といわれる物質が蓄積しやすい形状となっており、沿岸

域の人口増加とともに環境負荷がかかりやすい状態にあります。年によっては赤潮や酸素が少ない水の塊が発生するなど、生態系に悪影響を及ぼす要因ともなっております。

大村湾は一つであり、一体的な取組で対策の効果を高める必要があります。県としての取組と方向性をお伺いいたします。

(2) 流域下水道の高度処理について。

現在、下水道事業は、9自治体12処理場で運営され、大分水質は改善された状況にあります。しかし、窒素やリン酸は排出基準を満たすものの、富栄養化のもととなっている状況には変わりありません。これまでも高度処理の必要性は述べられていましたが、財政的に見れば新たな住民負担につながることから、なかなか進まなかったようであります。

今年度、大村湾南部流域下水道では高度処理施設の建設が始まるとのことですが、湾岸自治体の現状と今後の見通しをお伺いいたします。

(3) 環境保全と密接な漁業振興について。

大村湾は、海水の入れ替わりが少ないことや海流が弱いことなどで富栄養化が進んでいる状況にあります。しかし、食物連鎖によって底生生物などが富栄養分を吸収し、それらの海産物を消費することで湾外へ持ち出すことができると言われております。特に、二枚貝の浄化と吸収の能力は高く、湾内での増・養殖に対する期待は大きいものがあります。

そして、波静かな入り江を求めて産卵にくる魚種も多いことから、ゆりかご機能としての役割もあります。そのゆりかご機能を高めるためには、種苗放流や藻場回復も重要な対策であります。

現在、9漁協、5市4町で構成する「大村湾栽培漁業推進協議会」が受け皿となり、ヒラメな

どの放流が行われており、種苗センターから生産原価を割った価格で稚魚などの提供がなされていると伺っております。特に、大村湾に放流されたヒラメは、湾内だけでなく長崎県沿岸の資源になっていることが確認されております。

大村湾の漁業振興について、県の考え方と対応をお尋ねいたします。

(4) 湾岸の県立自然公園の保全について。

豊かな自然を守っていくことは、海健康や景観にも寄与しているところであります。近年の海岸は人工護岸が多い中、自然海岸は、樹木が木陰を提供して、魚付き林と呼ばれる小魚の生息の場や魚が寄りつく森となっております。近年では、保水力を高める水源涵養と海を守る目的で、奥山に植林活動がなされるようになってきております。

「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」の中でも、山から海まで一体となった里海づくりとして取りあげられておりますが、大村湾に接する県立自然公園の保全も、模範的な取組として重要であります。県の取組をお伺いいたします。

(5) 大村湾の観光への活用について。

大村湾における観光の取組は、海洋レジャーやマリンスポーツ、海に感謝するイベントや海産物直売所などがあります。

平成26年から平成30年までの第3期の行動計画で、食と歴史、文化など地域資源を活かした観光地づくりを目指すとなっております。

また、環大村湾自治体5市5町で組織するネットワーク会議でも観光への期待は大きく、平成26年に開催された「大村湾サミット」で、観光分野の課題についても話し合われております。

長崎県は、集客力の高い長崎市と佐世保市という2大観光拠点を有しておりますが、県内周遊をいかに増やすかという課題も抱えておりま

す。真ん中に位置する大村湾の観光活用を、県としてどのように捉えて振興していくのか、お伺いいたします。

2、地場産業の育成と地域経済について。

昨年、県や市町は、「まち・ひと・しごと創世総合戦略」を策定しました。まさに地方創世の時代、いかに知恵を絞り活性化を図るか、真価が問われることとなります。県でも、加速化交付金や新型交付金を活用して、雇用対策や経済対策など、重点的に取り組むようになっております。

そこで、質問いたします。

(1) 地場中小企業の競争力強化策について。

本県の課題の一つとして、若者の県外流出が止まらないことが挙げられております。雇用の受け皿等が不足していることや、魅力ある職場として選択肢が少ないなど要因はさまざまありますが、地場の中小企業の競争力を高め、安定した魅力ある企業へと成長していくことが必要だと感じております。

県でも、地域経済を支える産業の強化を掲げ、総合計画の部門別計画として本年3月に「ながさき産業振興プラン」を策定し、今後5年間で各種施策を講じていかれると思いますが、地場中小企業の振興対策の方向性と具体的取組について、お伺いをいたします。

(2) 商工関係団体（商工会・商工会議所・中小企業団体中央会）の取組強化について。

地域経済の基礎的な位置で商工会や商工会議所の会員の皆様方が頑張っておられますが、零細な経営体が多いのが現状であります。

自治体としては、商工振興や地域活性化のために商工会、商工会議所と連携して進める事業が多いようでございます。しかし、マンパワーの不足で十分な効果を発揮できないと聞き及ん

でおります。特に、商工会の運営は、県や市町の支援が大きなウエートを占めているので、大変厳しいということでありました。地域経済の活性化や地域を支える活動のためにも、県の取組強化が求められております。

また、地域経済において、中小企業団体中央会の取組の果たす役割は大きく、景気動向に関する調査、中小企業における人材育成や振興支援、新事業展開のサポートなど、その仕事は多岐にわたるようであります。その中で、異業種による協業化で地域に元気が出てきた事例もあります。

こうした商工団体の今後の取組強化について、お尋ねをいたします。

(3) 商業振興におけるまちなか活性化推進事業の検証について。

改正「まちづくり三法」を受けて、コンパクトシティの構築を推進するため、県は、「まちなか活性化推進ガイドライン」を平成19年11月に策定しました。これにより、まちなか商業振興事業がはじまりましたが、まちなか指定を要件として平成26年度まで事業対応がなされています。平成27年度からは、後継事業として地域拠点商店街支援事業が進められています。

もちろん計画、実行、評価、改善というPDCAサイクルに照らし後継事業がはじまったと思いますが、この事業でまちなかの商業振興がどのように図られたと検証しているのか、お伺いをいたします。

(4) 大規模小売店舗の地域貢献について。

地方創世の時代となり、地域経済がどうすれば活発に回っていくか、大きな課題となっております。

地場の中小企業事業者は、地域に根をおろし、経済活動以外にも文化、環境に関する活動や防

犯、防災に関する活動、教育に関する活動など多岐にわたって地域社会に責任と貢献を果たしながら事業を続けておられます。このような活動は、住民からの信頼度向上や社員が誇りを持って働く効果をもたらしております。業績アップや、ひいては地域コミュニティの活性化、地方創世にもつながるものといえます。

一方、大手企業も、企業イメージを高めるために、福祉活動への関与やボランティア団体への寄付など地域貢献をアピールするようになってまいりましたが、まだまだ浸透していないように感じます。昨年度、全国的にプレミアム付き商品券が発行されましたが、商品券の取扱期間中だけ商工会に加入し、それ以外はあまり地元で協力的ではないという事例もあったと伺いました。

このような事例を踏まえ、本県においても、大規模小売店舗の地域貢献に対する意識を醸成する取組を推進すべきだと考えますが、県のお考えをお尋ねいたします。

3、都市計画とまちづくりについて。

日本の人口は、平成22年をピークに減少傾向に転じており、「国立社会保障・人口問題研究所」、社人研といいますが、この推計では、平成60年ごろには1億人を割り込むという予測がなされております。

国は、平成18年の改正「まちづくり三法」を契機に、人口減少社会に対応するコンパクトシティ構築に向けた施策を展開するようになりました。都市計画やまちづくりは、県や市でも長期スパンで論じられておりますが、取り巻く環境の変化を受けて適宜見直していくことも重要であります。

そこで質問いたします。

(1) まちなか活性化推進ガイドラインの運用

について。

先にも述べましたが、このガイドラインは、「まちづくり三法」の改正後、策定され、まちなかにおける居住推進や商業振興、公共施設の整備、改善などが目的に掲げられておりまして、まちなか区域を指定して活性化に向けた取組が示されております。

平成26年には、改正「都市再生特別措置法」に基づき、国は、立地適正化計画をコンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進という形で打ち出してきました。総合的に、今日の課題である医療、福祉や子育て支援に関することなど、支援措置がなされるようであります。

今後は、ガイドラインとの整合性はどのように図られるのか、お尋ねをいたします。

また、まちなか指定のこれからの方向性についてもお示しいたきたい。

(2) 都市計画におけるまちなか活性化推進事業の検証について。

この事業は、「にぎわいの都市づくり基本方針」に沿って策定された先ほどのガイドラインにより、誘導と支援という2つの柱のうち支援事業として平成20年から平成26年まで実施されました。

都市計画としては、広場の造成、歩道整備など主にハード面の整備が実施されておりますが、これまで計画認定の経緯と、まちなか活性化の事業効果の検証状況をお尋ねいたします。

(3) 準都市計画区域指定について。

都市計画の区域設定がなされて以来、年月の経過とともに都市計画区域の外の白地地域にまで宅地需要が広がって、虫食いの宅地開発されたところが県内にも見受けられます。無秩序な都市化、いわゆるスプロール化は、まちづくりにおいて支障を来してしまうおそれがありま

す。

改正「まちづくり三法」で、準都市計画区域指定権限は都道府県へと移行されました。県内のスプロール化が進んでいる状況の把握と、指定権者として県の考え方についてお伺いをいたします。

（4）都市計画区域の線引きの見直しと用途地域変更について。

線引きの見直しには社人研の人口推計が考慮されて、市街化区域を拡大しない方向だと聞き及んでおりますが、市町は、独自の人口ビジョンを作成し、増加を目標とするところもございます。今後の見直しの考え方をお伺いいたします。

また、市街化区域内に住居専用や商業、準工業といった用途を指定する用途地域は市町の決定で、県との協議が必要となるようです。用途地域変更は、まちづくりに大きく影響を与えることになります。

今年度、県では3世代同居・近居促進事業がはじめられますが、住宅リフォームに助成する事業内容のようでございます。例えば、第1種低層住居専用地域に高層の2世帯住宅を建てようとしても、規制があって建てられません。同居、近居は、既存住宅地であるまちなかの居住推進の施策につながるものであります。こうした施策を誘導するために、用途地域の変更、見直しも必要となります。県の今後の方向性をお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わり、再質問は、対面演壇席にて行います。

よろしくお願い申し上げます。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大村湾の環境保全について、湾岸自治体の一体的な取組が必要ではないかとお尋ねでございます。

大村湾は、日本有数の閉鎖性水域であり、その環境保全対策につきましては、沿岸市町と連携した下水道の整備や浄化槽の普及促進、事業場等への排水規制などの汚水処理対策を中心に取組を進めてきたところであります。

その結果、水質は概ね改善傾向にあり、平成23年度と平成25年度においては、水質汚濁の指標でありますCODについて、湾内全観測地点の平均値が、環境基準値であります2.0mg/Lを達成したところであります。

しかしながら、湾の奥部等で基準を上回っていること、海底の貧酸素化、生物の生息域の縮小など、湾が抱える問題の解決までには至っていない状況であります。

このため、平成26年3月に策定いたしました「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」では、自律的な再生能力と持続的な活用ができる里海づくりに向けた取組を進め、「宝の海大村湾」の実現を目指してまいることといたしております。

具体的には、これまでの取組に加え、浅場の造成や漂流・漂着ごみ対策などに取り組んでまいりますとともに、湾岸の自治体による会議等を通して、連携の強化と大村湾の活性化を目指してまいることといたしております。

また、本年4月の組織改正におきましては、「地域環境課」を新設いたしまして、閉鎖性水域の環境保全対策などについて機動的に取り組んでいくことといたしているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係の部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(中島廣義君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 私からは2点、お答えをさせていただきます。

下水道処理場の高度処理に係る現状と今後の見通しについてのお尋ねでございますが、県では、大村湾、佐世保湾の水質基準を達成するため、下水道整備の基本計画として、「大村湾流域別下水道整備総合計画」を平成27年3月に策定いたしております。

この計画では、富栄養化の原因となる窒素やリンを削減するため、大村湾岸にある全ての下水処理場の高度処理化を進めることとし、各自治体は、国の補助事業を活用して整備する予定としております。

県及び大村市が管理する下水処理場において、今年度から高度処理化のための詳細設計及び整備に着手し、平成31年度の一部供用開始に向け取り組んでまいることとしております。

その他の施設につきましては、汚水処理タンク内に送る空気量や滞留時間の調整などの運転管理の工夫を行ったうえで、窒素などの削減効果を見極めながら高度処理化の整備に取り組む予定でございます。

次に、県立自然公園の保全に係る県の取組についてのお尋ねでございますが、大村湾周辺は、針尾瀬戸や大崎半島、湾西部のリアス式海岸など多様で美しい景観が見られるほか、湾南部の琴ノ尾岳や鳴鼓岳から大村湾や西彼杵半島、さらに多良岳を一望できることから、これらの風景地を長崎県立自然公園条例に基づき大村湾県立公園に指定しております。

また、山と海とのつながりという点では、大村湾に流れ込む一部の河川の源流部である多良岳周辺も多良岳県立公園に指定しております。

県立自然公園内におきましては、工作物の新築など各種行為を行う場合に、事前の許可や届

出を義務づけ、行為者に自然環境の保全や風景の保護への配慮を求めています。

さらに、生物多様性保全の観点から、希少種を保護する活動や緑化活動などを支援するとともに、大村湾周辺の自然や歴史等を紹介したガイドブックやマップを作成し、普及、啓発を図ってきたところです。

県としましては、県立自然公園の保全も含め、山から海を一体と考えた自然環境の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 環境保全としての二枚貝養殖の振興やゆりかご機能を活用したヒラメ資源の増大についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、カキなどの二枚貝類には水質浄化機能があり、貝類養殖は環境保全にも資するものであると認識しております。

こうした役割が十分に発揮され、安定した養殖生産を行っていくためには、適正な密度での養殖の実施や、経営改善のための指導、支援を通じて養殖業の振興を図る必要があると考えております。

また、湾内は、静穏で砂地に恵まれた環境からヒラメの稚魚の成育に適しております。成長に伴って湾外にも回遊するため、本年度から、湾外に放流されていた種苗を順次、湾内への集中的な種苗放流に移行させることとしております。

さらに、湾内の藻場は、魚のえさ場や隠れ場として重要であり、その保全や造成に取り組んでおります。これらにより資源を効果的に増殖し、漁業の振興を図ってまいります。

○副議長(中島廣義君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 大村湾の観光への活用について、県はどのように捉えて振

興しようとしているのかとのお尋ねでございますが、現在、大村湾沿岸5市5町では、一体となって大村湾の特性を活かした地域活性化を目指すため、「大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワーク」を構築されているところであります。

県としましては、それぞれの市町が開発しました着地型体験プログラムなどを周遊ルート化し、旅行商品造成に向けたセールスを行うとともに、マスメディアに対する情報発信を行っております。

また、大村湾沿岸の市町とともにJR九州に要望を重ねた結果、昨年11月に、大村湾を堪能するスイーツ列車の運行が実現したところであります。

大村湾の観光活用に関しましては、さまざまな可能性があるかと認識しておりますが、まずは地元市町の連携と主体性が発揮されることが必要であると考えており、県では、地元が積極的に実施する事業について、21世紀まちづくり推進総合補助金などによる支援を行うとともに、具体的な成功事例の他自治体への広がりを促進してまいります。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 私からは、地場産業の育成と地域経済についての4点について、お答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、「ながさき産業振興プラン」における地場中小企業の振興対策について、方向性と具体的な取組についてのお尋ねでございます。

若者の県内定着促進を図っていくためには、力強い産業の育成と良質な雇用の場が必要というふうに考えております。

この実現に向けまして、本年3月に、「総合計

画チャレンジ2020」の部門別計画でございます「ながさき産業振興プラン」を策定し、「生産性／競争力を高める」、「新たな需要を発掘／創出する」、「働く場を創る／改善する」、「有能な人材を育成／獲得する」、この4つの基本方針のもと、本県の製造業、サービス産業の付加価値の向上等を図っていくこととしております。

具体的には、地場中小企業向けの施策として、製造業では、複数企業によります共同受発注システムの開発、技術力向上によるものづくり企業の競争力の強化、高度加工や希少素材の活用等による食料品製造業の高付加価値化、サービス産業では、宿泊業の生産性向上、地域の拠点となる商店街の取組支援などを進めてまいります。

また、誰もが働きやすい良質な職場環境づくりを推進するため、アドバイザー派遣や実践企業認証制度の創設、製造業や建設業などの人手不足分野における新たな職業訓練モデルの構築などの産業人材の育成、確保にも取り組み、本県産業の振興に向けた各種施策を積極的に推進してまいります。

2点目、商工団体の今後の取組強化についてのお尋ねでございます。

中小企業、小規模企業は、地域の特色を活かした事業活動を行うことにより地元の需要に応え、雇用を担うなど地域経済の安定と活力の向上に貢献する重要な存在でございます。

一方、人口減少、高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷など社会構造が変化している中、中小企業、小規模企業を取り巻く環境は厳しくなっておりまして、商工会等には、金融、税務等の日常的な経営改善指導に加え、新たな事業の展開、創出など需要を見据えた計画的な経営を促進していくことが求められております。

また、地域に根差した中小企業、小規模企業の活力向上には、地域に存在する魅力を掘り起し、創造的な発想・展開により地域のブランド化を進め、にぎわいを創出することが必要となっています。

このような状況に対応するため、県におきましては、平成27年度から、地域ビジネス発展支援事業を創設し、商工会連合会や商工会議所に広域経営指導員等を配置して、地域資源を活用した商品開発や販路拡大の後押しをしております。

その結果、例えば五島市商工会では、ツバキを活用した化粧品等の商品開発に取り組み、大手量販店との商談会での成約につながっております。

また、松浦商工会議所では、自社ブランドを持たない繊維関係3者で統一ブランドをつくり、試作品の開発を行っております。

今後とも、地域資源を活用した商品開発や販路拡大につながるよう努めてまいります。

3点目、まちなか活性化推進事業で、まちなかの商業振興がどのように図られたと検証しているのかとのお尋ねでございますが、県といたしましては、平成20年度から平成26年度にかけて、まちなか活性化推進事業を実施し、市町が策定した「まちなか活性化基本計画」に基づき、商店街の機能向上を図る共同施設の整備や、商店街の活性化に関する専門的知識を有する外部人材の招へい事業等に支援を行ってまいりました。

例えば、長崎浜市商店街等におけます銀聯カード端末整備事業では、外国人観光客の買い物環境の利便性向上が図られ、クルーズ船観光客の取り込みにより売り上げが増加したことなど、本事業による成果は一定あったものと認識して

おります。

4点目、本県においても大規模小売店舗の地域貢献に対する意識を醸成する取組を推進すべきと考えるがどうかというお尋ねでございます。

県といたしましては、大規模小売店舗も地域の一員であり、地元住民、自治体及び既存の商店街等と連携して地域貢献活動に参加することは、活力あるまちづくりや地域商業の活性化を図るうえで重要であると考えております。

平成27年4月施行の長崎県中小企業、小規模企業の振興に関する条例におきましても、「大企業者の役割」といたしまして、中小企業関係団体への加入等を通じて中小企業者との意思疎通を図るとともに、中小企業の振興及び中小企業関係団体が行う豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動に協力するよう求めています。

また、大規模小売店舗が出店する際の届け出資料として、地域社会への貢献方針などを記載した、「まちなみづくり等への配慮等」に関する計画書も提出していただいております。大規模小売店舗の地域貢献への意識づけと、その取組の促進を図っているところでございます。

○副議長(中島廣義君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 私からは、都市計画とまちづくりについて、4点お答えしたいと思います。

まず1点目、「まちなか活性化推進ガイドライン」の運用について、立地適正化計画との整合をどのように図るのか、また、まちなか指定のこれからの方向性はとのお尋ねです。

「まちなか活性化推進ガイドライン」は、都市機能の拡散につながる大規模集客施設の郊外での立地を抑制し、広域的な集客拠点となる「まちなか」に適切に誘導することを目的とし、「まちなか」指定基準、活性化の取組の在り方、

県の支援策を示したものであります。

一方、立地適正化計画は、商業、医療、福祉や居住等のさまざまな都市機能を適切に誘導することを目的とし、「都市機能誘導区域」等を設定するなど、都市全体を見渡したマスタープランとして市町が策定するものであります。

どちらもコンパクトなまちづくりを進めるという基本的な考え方は同じであり、誘導する施設が一部重複しておりますので、市町が両方の施策を使って計画を立案する場合には、整合を図っていただく必要があると考えております。

また、県が市町の提案に応じて行う「まちなか」指定は、大規模集客施設の適切な立地誘導のために、今後必要であるというふうに考えております。

2点目、都市計画におけるまちなか活性化推進事業の検証についてでございます。

「まちなか活性化基本計画」の認定の経緯と事業効果の検証についてのお尋ねです。

まちなか活性化基本計画は、「まちなか」、または「準まちなか」の基準に従い対象区域を設定し、活性化の方針、実施する事業、目標などを盛り込んだ計画として、平成20年度から平成26年度までに、市町から申請のあった22地区の計画を県が認定しております。

また、まちなか活性化推進事業は、計画に基づく事業に対し県が支援したものであり、7地区でハード事業への支援を行いました。

まちなか活性化基本計画に基づくハードとソフトの事業を合わせて行った結果、商店街通行量等の目標達成状況から、支援した事業の効果は発揮されたものと考えております。

3点目、準都市計画区域の指定について、県内のスプロール化が進んでいる状況の把握について、また、指定権者としての県の考え方はと

のお尋ねです。

準都市計画区域は、積極的な整備や開発を行う必要はないものの、用途の混在や無秩序な開発を防止することにより、生活環境や自然環境を保全する必要がある区域について、県が指定するものであります。

スプロール化につきましては、明確な基準はなく、調査で把握するといった性格のものではないことから、それぞれの地域において、問題となっているかどうか重要であるというふうに考えております。

現在のところ、市町からの問題提起はありませんが、指定権者である県としましては、今後とも、主体的に市町との情報交換を行うなど状況の把握に努めてまいります。

また、準都市計画区域の指定については、地域の実情に精通し、まちづくりの主体となる市町の意向を十分尊重していきたいというふうに考えております。

最後に、都市計画区域の線引きの今後の見直しの考え方、また、用途地域変更についての今後の方向性のお尋ねでございます。

県が線引きの見直しを行う際には、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値に基づく将来人口の見通しから、その人口に応じた市街化区域の面積を設定することになります。

一方、各市町において、地方創世の推進に向け「人口ビジョン」が策定されておりますが、この「人口ビジョン」では、将来人口の目標値が「国立社会保障・人口問題研究所」の推定値より高く設定されている場合があります。

次回の線引きの見直しの際には、各市町が策定している「人口ビジョン」を、線引きの見直しの基礎となる将来人口の見通しに反映させることについて、市町の意見を踏まえつつ、都市

計画手続の際に同意が必要となる国とも協議したいと考えております。

用途地域の変更ににつきましては、市町が決定権者となっておりますが、都市計画決定手続において、市は県と協議し、町は県と協議したうえで、その同意が必要となっております。

県は、都市計画法に規定されている「市町の区域を超える広域の見地から調整を図る観点」及び「県が定める都市計画との適合を図る観点」の2つの観点で、支障がない限り市町の意向を尊重して進めております。

○副議長(中島廣義君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) 丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。おかげで残り時間が20分となりましたので、再質問を準備しておりましたけれども、全部はできないこともありますので、ご容赦いただきたいと思います。

最初に大村湾の環境保全と活用についてでございます。

先ほど、いろいろとご答弁いただきまして、その取組については一緒になってやっていかなければならないと感じる次第でございます。

6月は、環境保全の「環境月間」ということでありまして、各自治体とも清掃活動、一斉清掃を行っているわけでありまして。こうした中で、周りのことだけじゃなくて、海の環境保全という形も一つはPRをしていただきたいと思います。特に大村湾は、流れ込む河川に対して住民の皆さんも気を使っていただくような、そういうPRも必要ではないかと思っております。

それから、平成29年度の政府施策に関する提案・要望に、大村湾の環境保全策の推進を取りあげていただいているように、下水道の高度処理には大きな財政負担を伴うということでありまして。技術革新によって、現状の処理体制の中

で排水の改善がある程度進むということでありまして。1日の処理能力との兼ね合いも考慮に入れなくてはなりません。

循環型社会と言われて久しいわけでありまして、高度処理された水は、農業用水や下水道用水、これは福岡市で実例がございます。それとか散水用水等に使える可能性が増えてまいります。水資源には限りがありまして、下水道処理水の再利用という選択肢も増えてくるということでもありますので、これはやっぱり大村湾の環境負荷を軽減するということになってよいかなと思います。

こうした意味で、高度処理化に向けた財源確保に期待するところでありますけれども、「湖沼水質保全特別措置法」のように、法における措置も超閉鎖性水域では必要ではないかと考えておりますけれども、ご見解をお聞かせください。

○副議長(中島廣義君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) まず、県として大村湾の環境保全への啓発の取組についてのお尋ねでございますが、大村湾の第3期行動計画におきましては、施策の一つの柱といたしまして「みんなで取り組む里海づくり」を掲げておりまして、自然とのふれあいや環境教育、海岸清掃等の活動等を通じまして、環境に配慮する意識の高揚を図ることとしております。

学校や地域における環境教育への環境アドバイザーの派遣や資材の提供、各種イベントにおけるパネルの展示などを行いまして、沿岸市町等と連携を図りながら、県民の大村湾の環境保全に対する理解を深めてまいっているところでございます。

それから、ご提案の大村湾の特別措置法の提案についてでございますが、過去の政府施策に関する提案・要望におきまして、大村湾の環境

保全等のための特別措置法の制定を提案し、実現に至らなかったという経緯がありまして、現在は、地元負担軽減のための補助率のかさ上げや財源確保等に切り替えて要望いたしているところでございます。

多額の費用を伴う下水道の高度処理化を促進するうえで、自治体の財政負担の軽減は不可欠と考えております。高度処理方法の検討や段階的な整備等によるコスト縮減を図るとともに、引き続き、国に財源確保等を要望してまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) その財源確保については一生懸命取り組んでいただきたいと申し添えておきます。

それからまた、大村湾の環境保全と漁業振興が密接に関係しているということを先ほども述べましたけれども、沿岸自治体を訪ねた際にも、環境保全と密接な関係にある漁業振興は必要だという認識を首長さん方からもお伺いしております。首長さん方の中には、増・養殖に対して期待の声もありましたけれども、現状は、漁業者の高齢化、担い手不足などでなかなか進まないようでございます。

各地の農産物直売所では、「じげもの」といわれる魚、海産物を扱うところも多くありますが、消費者にも人気で、商品が足りなくなってくる、品薄になってくるという状況も見られます。

豊かな海を取り戻すためには、人の手を加える必要がございます。大村湾の栽培漁業の課題をどのように把握しておられるのか、お伺いをいたします。

○副議長(中島廣義君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 大村湾での栽培漁業

の課題についてのお尋ねでございますが、現在、地元関係漁協等からの要望の強い魚介類を対象に栽培漁業が行われておりますが、必ずしも期待した漁獲の増大につながっていないという状況にあり、放流効果を的確に把握し、その改善を図っていくことが重要な課題であると考えております。

特に、大村湾の特産物として需要の高いナマコは、湾内の漁獲量が全体として減少傾向で推移しておりますが、従来は標識をつけることができないため、放流種苗に由来する個体であるかどうかを判別できず、的確な放流効果の把握が困難な状況にありました。

このため昨年度から、DNAを指標とし、放流種苗を識別する新たな調査手法を導入したところであり、これにより放流効果や課題の的確な把握に努めているところでございます。

今後とも、栽培漁業の対象魚介類の放流効果を的確に把握し、適切な放流の場所やサイズ、時期などの実現により、効果的な栽培漁業の推進に努めてまいります。

○副議長(中島廣義君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) 長与浦でも赤貝の放流、栽培漁業が行われております。これも、年月がたたないと成果が見られないということであり、カキの養殖も行われております。

このカキであります。カキ1個で、1日当たり400リットルの海水の濾過能力があるということで、カキ養殖は水質浄化には効果が高いようでございます。

大村湾でも品質がよいものがとれる割には、なかなか普及が進まない。漁業者に原因を伺ってみますと、貝の清掃などで人手を要するということでありまして、なかなか進まない要因がそこにあるということでありました。

先日、ある漁協の組合長から、住民参加型で養殖体験を通じた間接オーナー制度ができないかとのアイデアをいただきました。漁業権との兼ね合いで、直接のオーナーにはなれないということでもありますけれども、体験料を払って、年に何回かの養殖のお手伝いをし、労働の対価としてカキを受け取るという仕組みであります。実現すると、沿岸住民や、それ以外の方々にも大村湾に愛着を持ってもらう機会ともなります。環境保全、漁業振興、地域づくりにかなうものではないかと思われませんが、こうした取り組みについて見解をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長(中島廣義君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 多くの方々がカキ養殖の生産現場を訪れたり、また、生産者との交流等の体験を通じて、地元産のカキのすばらしさや水産業、そして環境保全の大切さについて理解を深めていただくことは、重要な取組の一つであるというふうに考えております。

県としては、関係漁協やカキ養殖業者などとの意見交換を実施してまいりまして、今後、どのように養殖体験の機会をつくっていくかということについて検討してまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) 大村湾の観光についても質問を用意しておりましたが、時間の都合で割愛させていただきます。ぜひ、大村湾の一体的な取組となるように、県としても力を入れていただきたいと思います。

それから、地場産業の育成と地域経済についてであります。

地場中小企業の取組については、答弁にて意気込みを聞かせていただきました。継続して効

果が発揮されるように期待しておきたいと思います。

また、商工会の人的支援につきましては、2月定例会で、同会派の同僚議員の一般質問でもあっておりましたが、人件費補助も含め、小規模事業者に対する効果的な経営支援体制について論議していくという答弁をしておられますので、早くご判断いただいて、商工会の皆さんが望むような支援をぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほど、事業の検証の中で効果はあったと言われましたけれども、1点だけ、空き店舗対策については、2～3年事業を続けたけれども、やっぱり採算に合わないということで事業中止になった例もございます。そういった例をちゃんと検証していただきたいと思っております。

それから、あと10分しかありませんので、ちょっと飛ばします。

商工会独自の地域貢献という形で、一つのメニューをつくって、そういったPRといいますか、会員皆様方の認識も再認識もして、そして地域社会へアピールするということも大事になってこようかと思います。

5月31日の長崎新聞に、まさにタイムリーな記事が載りました。

中小企業庁の「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に、五島市の「(有)イー・ウィンド」という会社が、地域貢献部門で選定されております。まずはお祝いを申し上げたいと思います。

地元出身者を積極的に雇用して貢献したという選定理由でございまして、今回は長崎県から選定されたのは、この「(有)イー・ウィンド」だけですから、こういう事例が県内にもっと増えてもらいたいという思いがございまして。

そこで、地域貢献を地域活性化に結びつける

ような雰囲気や仕組みづくりも大事じゃないか
と思います。地域貢献度のポイント化ランキン
グ、地域貢献のメニューやニーズ、それから地
域コミュニティづくりと話題は多い中で、関係
団体や地域住民とともに知恵を絞る場の設定が
できないかと私は思いますけれども、いかがで
しょうか。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 商工会が主体と
なって、市町や地域住民との意見交換の実施に
よりまして、地域ニーズを反映した形で地域貢
献を行うことは、地域の小規模事業者、さら
には商工会の活動について、より理解を深めて
いただくことにつながるというふうに考えてお
ります。そういう意味では、非常に有用であると
考えているところでございます。

各商工会では、地域の活性化や商工会に対す
るニーズ等を協議する場として、地元の行政機
関や関係機関との懇談会を開催していますので、
ご提案の「地域貢献について知恵を絞る場の設
定」につきましては、このような場の活用も含
めて商工会にお伝えしてまいりたいと考えてお
ります。

○副議長(中島廣義君) 山口議員―8番。

○8番(山口経正君) そういう場もよろしくお
願いしたいと思います。

それから、大型店の地域貢献を自治体の条例
等で明確にするよう求める団体もございます。
縛りをきつくすれば企業誘致に影響が出ると、
痛しかゆしのところがありますけれども、既に
22都道府県で「地域貢献ガイドライン」という
ものも策定されております。九州でも熊本県と
宮崎県が策定をしておりますので、いろんな参
考事例はあると思いますので、早くこの地域貢
献のガイドラインというものを本県においても

策定をしていただきたいと、ご要望をいたして
おきます。

それから、都市計画とまちづくりについてで
ございます。

まず、このガイドラインです。平成19年11月
につくられています、まちなかのガイドライン、
その考え方を今後とも継続していくということ
でありましたけれども、県としては、にぎわい
の都市づくり基本方針と大店の集客施設等の立
地ガイドライン、まちなかのガイドラインをセ
ットとして策定しておられます。

このガイドラインのねらいは、大規模小売店
舗のまちなかへの誘導、それからまちなか活性
化への支援という2本立てでございました。こ
のガイドラインには、支援の内容がたくさん掲
載されております。支援の事業は、平成26年度
で終了したと先ほどもおっしゃっています。こ
のガイドラインの改訂が必要な時期になってお
ります。そういったことは必要であるというふ
うにお考えですか。

○副議長(中島廣義君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 議員ご指摘のとおり、
このガイドラインにつきましては、活性化推進
事業が平成26年で終了して、その制度もなくな
っていると。まちなか活性化基本計画の計画期
間も今年度ということになっております。

ただ、先ほど申しましたように、まちなか活
性化のためには大規模集客施設の「まちなか」
への誘導の指針というのは、引き続き必要と考
えておりますので、この考え方を残して改訂に
向けた作業を進めたいというふうに考えており
ます。

○副議長(中島廣義君) 山口議員―8番。

○8番(山口経正君) 改訂をするというお答え
をいただきましたけれども、いろんなプロセス

を踏んで改訂しなければならないと思いますので、いつごろまでにという時期を明らかにできますか。

○副議長(中島廣義君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) ガイドラインにつきましては、大規模集客施設の適切な立地誘導の考え方を残すと先ほど申しましたが、それに加えて、新たに創設された、先ほど答弁の中で申し上げました立地適正化計画等との関連性、その辺を整理して、現計画が終了するのが今年度ということですから、今年度をめどに、できるだけ早めに改訂したいというふうに考えております。

○副議長(中島廣義君) 山口議員一八番。

○八番(山口経正君) ぜひ、そういういろんなプロセスを皆さんにわかるように示しながら改訂をしていただきたいと思います。

今、国では、人口が減少する地方都市に核となる市を定めて、圏域全体でコンパクトシティ化を進めようとする「定住自立圏構想」、それに続いて「連携中枢都市圏構想」が打ち出されております。こうした中で、地域経済の牽引や人口のダム機能を高めるという形で、圏域全体の発展ということ、生活向上、商業振興などを考える時代となっております。

この賑わいの都市づくり基本方針を策定した時期には、その圏域での発展という考え方が薄かったように見ております。都市計画を取り巻く環境の変化を受けて、こうしたことに敏感に、改訂の方針、プロセスも考えていただきたいと思います。

それから、そういういろんな計画、先ほども申し上げましたけれども、都市計画マスタープラン、そしてまた中心市街地活性化基本計画など、いろんな形で出ております。しかし、コン

セプトはコンパクトシティというものが下敷きになっております。ですから、そういった相関図も仕上げていただきたいと思います。

それから、地区計画、用途区域でありますけれども、これはやっぱりまちづくりに大きく影響するということで、先ほどの施策誘導的なそういう形も必要ではないかというふうに思います。

そして、ちょっと苦言を呈したいと思いますけれども、許認可権限を司る者は、とかく高圧的な態度に見えることがあります。私も身近に聞き及んでおりますので、そういうことがないよう十分にご配慮いただくことを申し入れておきます。

それから、最後に知事に質問いたしますけれども、今回、私は3項目の質問をさせていただきました。これまで質問と答弁のかみ合わせのために、何度となく担当部局とやりとりをさせていただきました。総合計画に基づく部門別計画、それから機関ごとの行動計画、プラン、こういったものがありますけれども、知事が日ごろ口にされる「横串を通す」とか、「部局横断的」という言葉がありますが、今回の計画やプランの遂行のためには、ぜひこの横断、連携が強化されることが必要だと思いますけれども、知事はどのようにお考えですか。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のとおり、行政課題が非常に複雑・多様化する中で、総合的なまちづくりを進めていこうとする際には、これまで以上に各部局、縦割り行政ではなくて、横の連携を図りながら課題に取り組んでいく必要があると考えているところでありますので、そういった取組について、さらに意を配してまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 午前中の会議はこれにとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時14分 休憩 —

— 午後 1時30分 開議 —

○副議長(中島廣義君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) (拍手) **〔登壇〕** こんにちは。

自由民主党・活正の会、南松浦郡選出の近藤智昭でございます。

昨年11月定例会に引き続き、本定例会で一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

まず、本年4月の「熊本地震」により被災された方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

知事はじめ、関係各位の適切なご答弁をお願いします。

1、離島振興に係る県の取組について。

(1) 国境離島新法制定に係る県の取組方針について。

全国各地の国境に接した離島の保全、人口維持を図る「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」、いわゆる国境離島新法が、今年4月、国会で可決され、平成29年度から施行されることとなりました。

これにより、対馬、壱岐、五島の各離島地域の維持・発展に、国が今後さらに積極的に関与していくこととなりました。

これも一重に、とりわけ谷川衆議院議員や金

子参議院議員をはじめ、本県選出の国会議員の皆様のお力添えの賜物であり、ご尽力に対し、この場をおかりし、深く感謝申し上げます。

私も、新法が成立した日、県議会議員の同志とともに、参議院本会議場で喜びを分かち合いました。

さて、これからこの新法を活かして離島振興に取り組むのは、我々に課せられた使命であります。深刻な人口減少など、衰退していく離島に残された時間は多くありません。この際、大胆な施策の取組を県に期待するところであります。一方で、厳しい財政状況もある中、離島振興に今後どのような覚悟で挑まれるか、知事の見解をお伺いします。

(2) 基幹産業である農林水産業の担い手、雇用対策について。

離島の維持・振興に担い手の確保や雇用の創出が一番重要であることは、議論の余地もありません。とりわけ基幹産業である第一次産業の振興なくして離島振興はあり得ません。

しかしながら、第一次産業の足元の状況を確認しますと、厳しい数字が並びます。例えば、新上五島町において、昭和35年当時、約2万5,000人いた就業者人口が、平成22年には3分の1の8,600人程度まで減少し、うち第一次産業の就業者については、昭和35年当時の約1万8,000人から、平成22年は1,000人を切るまでに減少しております。全就業者に対する第一次産業の就業者比率についても、昭和35年の7割強から平成22年には1割程度となるなど、第一次産業の置かれている状況は厳しさを増しています。

このような中、農林水産業における離島の担い手及び雇用対策は、現状どのようになっており、今後どのような展望をもっていけるか、お伺いします。

2、交流人口対策について。

(1) 離島への宿泊施設の誘致について。

先日、対馬市に大手ホテルチェーンの「東横イン」が進出するという発表がありました。対馬においては、今後、韓国から多数訪れる観光客が宿泊し、地元の経済効果が高まることを期待されています。

離島地域の実情に応じた良質な宿泊施設の整備は、今後、新たな観光客を増加させる意味でも重要です。

私の地元である新上五島町では、「MARGHERITA」というリゾートホテルがあり、これまでと違った良質なリゾートを求める客層に支えられ、新上五島町全体の宿泊数が伸びております。地元の宿泊施設と客層が重ならず、時代にマッチしたホテルなどの誘致ができれば、結果として、地元の経済的波及効果は高まりますが、県の考えと現時点の取組状況について、お尋ねします。

(2) 離島へのスポーツ合宿の誘致について。

離島に新たなホテルなどのハードの施設が整備される場合に大切なのは、これまでと違う新たな誘客ができなければ、誘致したホテルも既存の宿泊施設も共倒れとなることです。

そのような観点から、宿泊施設のハード整備と観光客誘致のソフト対策は車の両輪であり、一体的取組が重要となります。

ソフト対策として、経済的効果をより高める宿泊型観光を考える場合、中長期の滞在を目指した取組が必要です。

そこで、時間的、経済的に余裕があるリタイヤ世代へのアプローチが効果的ではないかと考えます。健康を意識するリタイヤ世代に対し、例えば、健康診断などと一体化したスポーツ大会、合宿の誘致などができないかと考えます。

大人が満足できる宿泊施設の誘致とともに、誘客対策として、このような取組を民間企業とともに作りあげられないかと考えますが、県のご見解をお尋ねします。

3、熊本地震の観光への影響対策について。

(1) 修学旅行のルート設定について。

地震については、少しずつ落ち着きを取り戻している状況の中、本県を含め、今後、影響が残るのは観光面ではないかと考えます。観光については、地震がおさまった後も震災のイメージからくる消費の自粛ムードに大きく影響される可能性があります。

このような中、政府は、熊本地震により宿泊キャンセルなどの影響を受けている九州のホテルや旅館を支援するため、九州各県が「九州観光支援旅行券」などを発行し、需要の回復に向けた取組を2016年度補正予算で、長崎県においては16億9,000万円の財政支援を発表されました。

観光産業が受けた被害状況に応じて交付金を配布し、夏の旅行シーズンに間に合うよう、7月初旬には旅行券を使って旅行ができるようにする予定とのことです。

また、海外から訪れる観光客向けの取組も強化し、九州への旅行者が特に多い韓国や台湾、香港の旅行会社から担当を招きPRするなど、風評被害を抑えるなどの情報発信に力を入れるとのことです。

こうした国の対策は、今後の誘客対策としては有効な取組だと考えますが、本県の特徴的な団体旅行であり、強みでもある修学旅行については、一旦キャンセルされた学校については、今年は取り戻すことはできません。特に、本県と熊本県を周遊するコースは、ほとんどがキャンセルになっていると聞いております。

こうした中、本県の離島については、幸い大きな揺れもなく、地震の影響は余り受けていない状況であります。このように本県離島地域については、安心して修学旅行を受け入れられることが立証されたと考えますが、今後、安全で震災にも強い修学旅行ルートとして離島を含めた経路をこれまで以上に強く打ち出せないか、その可能性をお尋ねします。

4、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について。

これまで県議会においても、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の登録実現を目指し、さまざまな取組を行ってまいりました。

このような中、国においては、今年1月に示されたイコモスの中間報告の内容が非常に厳しいものであったことから、一旦推薦を取り下げました。構成資産の多くは、人口流出や高齢化が急速に進む離島や半島地域に所在しており、一日も早く世界遺産を実現し、その効果を地域振興に結びつけていくことが望まれます。

県におかれましては、現在もイコモスや国との協議を持続し、本年度の国内推薦、平成30年の登録実現を目指しているとのことですが、我々県議会議員としても、これまで以上に積極的に支援をしていかなければならないと考えております。

いよいよ7月の国の文化審議会において、今年の国内推薦資産が決められるとお聞きしておりますが、登録実現に向けた今後の見通しについて、お伺いします。

5、T P Pを契機とした攻めの農林水産業について。

(1) 農林水産物の輸出展開について。

世界最大規模の自由貿易協定である環太平洋経済連携協定、いわゆるT P Pの影響と水産物

の輸出戦略については、昨年の11月定例会で質問いたしました。国内の人口減少により国内需要が頭打ちとなる中、今後、稼ぐ農林水産業となるためには、外国への輸出の取組が不可欠であり、昨年の11月定例会の私の質問に対しても、県水産物の輸出を平成26年度の11億円から平成32年度までに30億円に伸ばすという答弁をいただきました。

ここで大事なことは、スピードです。外貨を稼ぐ取組は、本県だけが考えているわけではなく、当然、他県も取組を進めています。他県との競争に勝ってシェアを取得していくことが必要であります。

しかしながら、現在、本県の取組が遅れているのではないかと思えるデータがあります。農林水産省が公表している「農林水産物・食品の輸出取組事例（平成27年度版）」に掲載されている本県事例は、農林部、水産部おのこの1件の計2件です。九州・沖縄で下から2番目の事例であります。

ちなみに、件数が一番多い鹿児島県は6件、続いて福岡県の5件、佐賀県、宮崎県の4件となっており、他県に比べて本県の件数が少ないことがわかります。早くマーケットに出てシェアを取得することが利益を得ることは、この件に限らず明白です。

現在、各部で個々の商品ごとに輸出の取組を進めているようですが、この際、農林部と水産部は連携して早急に農林水産物の一体的な輸出展開を行うべきではないかと思えます。取組が遅れることにより他県との差がますます広がると考えますが、農水産物の取組状況について、お尋ねします。

(2) 長崎漁港における水産物輸出の取組について。

先日、水産庁は、2020年の水産物輸出額を、2015年比3割増の3,500億円に引き上げるため、水産物の欧米やアジアへの輸出を担う強化漁港を2020年度までに全国で70カ所から80カ所、整備する方針を打ち出しました。水産物の取扱量が原則5,000トン以上、またはホタテやサケなど養殖業水産物の取扱量が原則1,000トンであることを満たす漁港を「流通輸出拠点漁港」とする方針です。

このような方針に該当する漁港は、全国150カ所に上るところですが、水揚げから出荷まで衛生的に管理できる設備があり、EUなどの厳しい輸出基準を満たす高度な管理体制の漁港となると、青森県の八戸港や鹿児島県の枕崎港などに限定され、全国150カ所の2割程度、30カ所ぐらいとなります。

今後、農林水産物の輸出に力を入れる本県において、この水産庁の基準を満たす漁港は長崎漁港があります。長崎漁港を活用して具体的にどの品目を伸ばす予定なのか、お伺いします。

6、プログラミング教育について。

情報化が進む現代社会において、未来を担う子どもたちの情報活用能力を育むことは、教育上の大きな課題であると考えます。

そのような中、先日、文部科学省が小学校においてプログラミング教育の必修化を検討しているという報道に触れたところであり、大きな関心を寄せています。

本県においては、学力向上に資するICT活用事業として県内に2校のICT活用拠点校を設置したり、遠隔地間における交流学习を研究する取組が展開されているようですが、プログラミングに関する教育について、どのような取組をされているのか。

また、現在、国では、次期学習指導要領改訂

に向けての検討が行われていると聞きますが、プログラミングに関する教育は、学習指導要領にどのように反映されるのか、お尋ねします。

7、特殊詐欺の現状と対策について。

県民の安全・安心を脅かす犯罪に、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺があり、社会問題となっております。

特殊詐欺の被害状況については、県警察本部のホームページに統計が公表されていますが、過去5年間の状況を確認したところ、平成23年以降、4年連続で認知件数が増加しており、被害額も平成24年度以降は毎年4億円を超え、特に、平成26年度は6億円を超えるなど、被害が拡大傾向にあるのは一目瞭然であります。

本年に入りまして、4月末現在、昨年同期を上回る39件を認知しており、そのうち33件が65歳以上の高齢者の方が被害者であり、非常に憂慮すべき事態にあるということが私の率直な意見です。

もちろん、県警察本部が特殊詐欺の抑止に向けた取組を推進していることは存じております。テレビや新聞等において、銀行など金融機関の職員、コンビニエンスストアの店員が、現金の振り込みや電子マネーの購入を思いとどまらせて被害を未然に防ぎ、警察署長の表彰を受けているというニュースをよく目にしますので、警察等が県民の被害を防止するために、このような関係機関・団体と連携して被害防止に取り組んでいるものと承知しております。

そこで、県警察本部長にお伺いします。

特殊詐欺の被害を防止するために、県警察本部において、現在の特殊詐欺の被害状況や傾向等について、どのように把握し、分析し、そして対策としてどのような取組を推進しているのか、今後推進する予定なのか、お伺いします。

8、長崎県の県政世論調査について。

先般、県は、昨年11月から12月に行った「県政世論調査」を公表しました。この調査は、県内全域の幅広い対象者から、県民の日常生活の意識の変化や県の政策に対する県民の意識を総合的に把握することができ、とても重要な資料であると思います。

今回の調査を見ると、県民は、福祉、保健、医療の充実に力を入れるべきだと思っていることがわかりました。

私は、この調査を実施することは、すばらしいことと思っています。しかし、実施することが目的ではなく、調査結果を活用することが大事なことと考えますが、この調査結果を踏まえた県の見解をお伺いします。

また、県民が福祉、保健、医療の分野が最も重要な政策と考えていることについて、どのように受け止め、今後、県としてどのような方針で進めていこうと考えているのか、見解をお伺いします。

9、若年層の人口流出を防ぐ都市のダム機能の充実について。

今年3月、「長崎県立上五島高等学校電気情報科」の51名が、「第一種電気工事士」に合格し、合格数日本一の快挙を成し遂げました。

このような離島の優秀な子どもたちのほとんどが、現在、進学や就職で離島を離れざるを得ない状況にあります。離島を離れた子どもたちの多くは県外へと向かい、一旦県外に出た子どもたちは、その後、就職や結婚と人生を歩み始め、故郷への足が遠のいていきます。その後、県外へ出た子どものもとへ年老いた親たちが向かいます。

ここで注意すべき点は、このような県外への人口流出は、人のみならず、資本の流出も意味

することを認識する必要があります。県内大手地銀2行の経営統合は、本県の人口流出の厳しさを象徴したものと言えます。

このような中、本県の中核都市である長崎市や佐世保市のいわゆる都市のダム機能が高まれば、県外への流出は防げるという話が昨今聞かれます。

県は、市町との連携をよく口にされますが、他県に比べ劣っているダム機能を高める取組を両都市と連携してはじめるべきではないかと考えますが、現在の取組状況と今後の方針をお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終了し、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 近藤議員のご質問にお答えをいたします。

国境離島新法に係る今後の県の取組方針についてのお尋ねでございます。

本県では、離島振興を県政の最重要課題ととらえ、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に「しまは日本の宝」戦略を掲げ、戦略製品の輸送コストの支援、「ながさきしまねプロジェクト」などを実施し、離島経済の活性化や生活環境の向上に力を注いでいるところであります。

こうした中、今年4月、県民の悲願でありました国境離島新法が、県選出国會議員や県會議員、関係団体の皆様方のご尽力により成立いたしました。

我が国の外縁部に位置し、本土から遠く離れた国境離島が、これからも領海や排他的経済水域等保全などの国家的な役割を担い続けていくためには、そこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことが極めて重要であります。

法律には、離島振興法に掲げられた対策に加えて、特に、雇用の創出や、運賃・料金の低廉化、国境海域で操業する漁業者の安定的な経営の確保等に必要な特別の措置を講ずることとされております。

県といたしましては、今後、国が定める基本方針に基づき、県議会、関係市町等のご意見をいただきながら、国境離島地域の事業者の事業拡大、専門的な知識・技術を有する人材の確保・育成など、より具体的な成果が期待できるよう、県計画を策定し、しまの人口減少に歯止めをかけるために全力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのご質問につきましては、関係の部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(中島廣義君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 離島農業の担い手対策の現状がどのようになっている、今後、どのように取り組もうとしているのかとのお尋ねでございます。

離島地区では、軽量・高単価なアスパラガスや肉用牛、価格が安定している契約栽培のブロッコリー、高菜など、地域特性を踏まえた品目の産地計画を推進し、生産拡大と所得向上、担い手の育成に努めてまいりました。

この結果、平成24年と比較して平成26年の産地計画の販売額は、7億円増の119億円となったほか、農業所得600万円を確保する経営規模に達した農家数も平成27年には31戸増の150戸となり、この間、78名が新たに就農しております。

しかしながら、離島では、販売農家の減少率、高齢化率ともに県平均を上回り、かつ、耕作放棄地率は県平均を大きく上回る地域もあるなど、生産規模の縮小や農村の集落機能の低下が危惧されているところでございます。

このような状況を踏まえまして、畜産クラスターの活用による肉用牛の増頭や放牧の導入、排水改善によるアスパラガスの単収向上など、品目ごとに品質向上、多収化、コスト縮減を徹底し、所得向上による担い手育成を図りますほか、集落営農の法人化と収益品目の導入、林業、水産業等との複合経営体の育成も進めてまいります。

また、規模拡大が難しい地域では、耕作放棄地を活用した、かんころ原料甘藷や対州そば等の地域特産品目の産地化、直売所を核とした少量・多品目産地の育成や、地域内流通の拡大等によりまして所得確保を図りますとともに、機械利用組合・作業受託組織など、地域農業を支える担い手の育成にも取り組んでまいります。

さらに、今般成立いたしました国境離島新法を活用しながら、市町、関係団体と一体となって離島農業の担い手を育成してまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 私の方から3点、お答えさせていただきます。

まず第1点目としまして、水産業における離島の担い手及び雇用対策についてでございます。

本県の離島において、水産業は就業人口の11.3%が従事するなど、地域の基幹産業であり、担い手の確保や漁業経営の安定を通じた雇用の場の確保は、極めて重要な課題であると認識しております。

県では、漁業就業を希望する者への技術習得研修、独立に際しての初期投資軽減のためのリース漁船取得など、国の制度を積極的に活用しつつ、担い手の確保に取り組んでおります。

また、離島地域の重要な雇用の場となっている定置網やまき網漁業について、生産設備の改

善と加工、流通、観光等を一体として取り組む優良な経営モデルづくりを進め、安定した雇用の場の確保を図ってまいります。

さらに、30代までの若年層の就業割合が高い養殖業について、需要が高まっている海外への輸出拡大に取り組むことを通じて、生産の増大や雇用の場の確保に取り組んでいくこととしております。

次に、T P Pに関連して、農林部と水産部が連携した農林水産物の輸出取組の状況についてのお尋ねでございます。

水産部では、平成24年6月以降、佐世保魚市場が中心となり、ハワイへの鮮魚輸出に取り組んでまいりました。

そうした中で、取引先に鮮魚のみならず農産物のニーズがあることが判明したことから、農林部と連携して売り込みを実施し、平成27年以降、大葉やれんこん、漬け物等の輸出が行われております。

また、昨年8月にベトナムで開催された「越日文化交流フェスティバル2016」や、11月に開催されたラスベガスの「シーフードショー」において、本県産の水産物と農産物を同時に出品・P Rし、輸出の実現に向けて取り組んでいるところです。

新たな輸出先の開拓や輸出拡大に当たっては、農林部をはじめ、関係部局との情報共有を密にし、県産農林水産物の一体的な売り込みなどを通じ、輸出促進に連携して取り組んでまいります。

3点目、長崎漁港を活用して具体的にどの品目を輸出して伸ばしていくのかとのお尋ねでございます。

現在、長崎漁港に水揚げされた天然魚や養殖魚は、長崎魚市が主体となって「長崎鮮魚」として中国向け輸出が行われており、今後も現地

でのニーズが高い養殖マグロや季節に応じた旬の天然魚を主体に輸出を伸ばしていく計画としております。

県では、平成23年度から長崎漁港の高度衛生化を進めており、鮮度保持と衛生管理の強化を目的として整備される低温競り場なども活用し、輸出拡大に取り組むこととしております。

また、長崎漁港区域においては、養殖業者がH A C C P認証の水産加工場を整備し、米国等に向け、ブリ類を輸出するという計画も進められているところでございます。

今後とも、長崎漁港を活用した本県水産物の輸出拡大に関係者と連携して取り組んでまいります。

○副議長(中島廣義君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 私からも3点お答えさせていただきます。

まず、離島への宿泊施設の誘致に対する県の考えと取組状況についてのお尋ねでございます。

既存の宿泊施設と異なる客層をターゲットとする新たなホテル等の誘致は、観光地としての魅力を高めるとともに、多様な観光客のニーズに、これまで以上に応えられるようになることから、観光客の増加につながり、地域の雇用創出や所得向上を図るうえからも有効な施策であると考えております。

このような新たな施設の誘致については、これまで同様、まずは地元市町の意向等を十分に尊重すべきと考えており、そのうえで県としてもどのような協力ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、安全で震災にも強い修学旅行ルートとして離島を含めたルートをこれまで以上に強く打ち出せないかとお尋ねでございます。

熊本地震による本県への春から夏にかけての

実施予定でありました修学旅行のキャンセル数は、熊本県を周遊するコースの約9,500人泊を含め、全体で約4万5,000人泊に上っております。

そのため、県としては、風評被害を払拭し、失われた修学旅行需要を取り戻せるよう、市町や関係団体、民間事業者と一体となって、例年より多くの学校等を訪問するなど、きめ細やかな誘致活動を展開しているところであります。

そのような中、議員ご提案の離島コースの打ち出しにつきましては、新たな旅行需要の獲得に向けて、一つの有効な要素になると思われます。しかしながら、天候不良による欠航に対する懸念や、交通費に対する割高感などの課題が一方でございます。

このため、離島ならではの魅力とあわせて、離島航路の季節ごとの運航率や、苓崎市、五島市、新上五島町が独自に設けております修学旅行に対する補助制度を学校等へ丁寧に説明し、理解を得ていくことが必要であると考えております。

今後とも、地元市町とも連携しながら誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、長崎の教会群の世界遺産登録実現に向けた今後の見通しについてでございます。

ご承知のとおり、平成30年の世界遺産登録を実現するためには、今年の国内推薦を得る必要がございます。

現在まで、イコモスや文化庁とも協議を行いながら、3月に国へ提出した推薦書素案について、世界遺産としての顕著な普遍的価値や構成資産などの見直しを進めてきたところであり、イコモスからの助言に沿った推薦書とすることにより、確実な登録に結びつくものと考えております。

今後とも、推薦書の熟度をさらに高めるなど、

7月の国の文化審議会において推薦候補として選定されるよう、引き続き、本県選出国會議員並びに県議會議員の皆様のご支援を賜りながら全力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 私の方から2点、回答させていただきます。

まず、リタイヤ世代を対象としたスポーツ合宿等の誘致対策についての考えはどうかということでございます。

リタイヤ世代の宿泊を伴うスポーツ合宿等の誘致は、離島における交流人口の拡大や地域の活性化に資するものであると考えております。

今後、このような取組について、高齢者の安全に配慮した医療救護体制等の整備を含め、市町や団体等と協議をしながら、受け入れを希望する市町とスポーツコミッションが連携して誘致活動を行ってまいります。

2点目、県は、地方都市と連携して人口のダム機能強化について取り組む必要があると思うが、今の取組と今後の展望についてのお尋ねでございます。

本県では、県庁所在地等の人口のダム機能が低いことが人口減少の一つの要因となっており、県としても、離島・半島地域などから転出せざるを得ない若年層を県内にとどめることができれば、人口減少の抑制に効果があるものと認識しております。

そのため、まずは長崎市や佐世保市等の都市部において、良質な雇用を生み出し、若年層の雇用の受け皿をつくることが重要と考えており、造船業をはじめとした製造業の競争力強化や新産業の創出、金融機関のバックオフィス機能の集積や企業の本社機能の誘致等に力を入れているところでございます。

また、離島・半島地域等の高校生や保護者などに県内企業の魅力や情報を確実に伝えるとともに、県内で就職し、暮らすことの意義等を理解していただくことが重要と考えており、県内企業の就職相談会の実施や就職応援サイト「Nなび」の活用促進、県内企業と連携したインターンシップの推進、高校等での啓発活動などに力を入れております。

今後は、さらに長崎市や佐世保市等とともに、連携しながら、連携中枢都市圏の形成など、市町相互間の連携強化の取組等に対しましても積極的に支援を行ってまいります。

○副議長(中島廣義君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) プログラミング教育に関するお尋ねでございます。

プログラミング教育とは、コンピュータプログラムをつくる知識や技術を覚えることが目的ではなく、コンピュータを利用した計測や制御の基本的な仕組みについて学んだり、情報処理の手順を考え、簡単なプログラムを作成したりすることを通して、児童・生徒の論理的思考力等の育成を目指す教育であります。

国では、本年4月、このプログラミング教育に関する有識者会議が設置され、小学校において実施するプログラミング教育の意義や発達段階に応じたプログラミング教育のあり方などについて議論されているところであります。

具体的には、現在、中学校技術の授業で行われているプログラミング教育を小学校段階で実施するに当たり、育成すべき資質・能力や、効果的な教育のあり方、必要な条件整備等について検討が進められております。

今後、この有識者会議での議論が、次期学習指導要領にどのように反映されるのか、その動向を注視してまいります。

また、必修化された際には、各学校におけるICT環境の違い、指導者の人材確保などを踏まえた実施が必要であると捉えております。

そのため、複数の離島を有する本県においては、地理的要因や学校規模等の要件により、学校間に格差を生じることがないように配慮する必要があると考えているところであります。

○副議長(中島廣義君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 特殊詐欺の現状と対策について、お答え申し上げます。

まず、県内の特殊詐欺の被害状況や傾向等についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、ここ数年、特殊詐欺の認知件数は年々増加しておりまして、本年も4月末現在で39件と、被害に歯止めがかかっていない状況であります。

本年の特徴といたしましては、昨年9月以降多発しております還付金等詐欺が15件と最も多くなっておりまして、これは公的機関等の職員を名乗る犯人が、被害者に医療費等の還付があると称して携帯電話で指示をいたしまして、ATMで現金を送金させてしまうといった手口であります。

また、架空請求詐欺は12件でありまして、これは名義貸しに係るトラブルの解決金支払いを名目にして現金をだまし取る、あるいは有料サイト利用料等を名目に、コンビニエンスストアで購入させた電子マネーをだまし取るといった手口であります。

これらの2つの手口で、認知件数全体の約7割を占めております。

なお、被害者別では65歳以上の高齢者が全体の約8割を占めているといった状況でございます。

次に、被害を抑止するための対策としてどの

ような取組を推進しており、今後、推進していく予定なのかとのお尋ねでございますが、県警察本部では、「だまされた振り作戦」などによりまして徹底検挙を図りますとともに、抑止対策といたしまして、次の3点を重点に取り組んでいるところであります。

その1点目は、「犯人からの電話を遮断するための対策」でありまして、被害防止効果のあります自動通話録音警告機の設置及び携帯電話機の非通知着信拒否設定を推奨しているところであります。

2点目でございますが、「県民の抵抗力を高めるための広報啓発」でありまして、タイムリーな情報提供、各種会合や訪問活動時の防犯指導、コールセンター事業等に取り組んでいるところであります。

3点目でございますが、「関係機関・団体との連携による水際対策」でありまして、金融機関等に県民への声かけの徹底を働きかけ、また、合同訓練も実施しているところでございまして、実際に被害の未然防止への件数は、昨年中は170件でございましたが、本年も4月末現在で53件と、前年同期比で10件増加をしておりますなど、県民の被害防止意識の向上がうかがえるところでございます。

今後におきましても、悪質・巧妙化する手口に的確に対応いたしますため、以上の施策を効果的に推進し、特殊詐欺の被害防止に努めてまいります。

○副議長(中島廣義君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 「県政世論調査」結果の活用についてのお尋ねでございます。

今回の調査結果では、今後、力を入れていくべき分野上位6項目において、前回1位の雇用対策が5位に、前回、2位、3位の福祉、保健・医

療の充実が1位、2位に繰り上がるなど、順位に変動がっております。

これは、雇用環境が改善傾向にある反面、人口減少、少子・高齢化が進行する中、健康や将来の生活設計に不安を抱えている現状が背景にあるのではないかと考えております。

「県政世論調査」は、県政運営の基礎資料として活用することを目的としておりますので、「県政世論調査」結果全般について、今後の県政運営に活かせるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 「県政世論調査」のお尋ねでございますけれども、今回の調査結果では、高い年齢層ほど福祉や保健・医療の充実が必要と考える割合が高くなっていることから、必要な時に必要な支援が受けられる体制の整備や、健康の保持・増進に向けた施策の推進が急務であることを改めて強く認識したところでございます。

現在、県におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えまして、今年度中に「地域医療構想」を策定し、目指すべき医療提供体制の構築に向け、医療機能の分化・連携、あるいは在宅医療の充実を図ってまいります。

また、高齢者の方々に医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指して市町が進める取組を支援してまいることとしております。

さらには、県民の皆様が生涯を通じて健康で元気に暮らせるよう、食生活の改善や運動などを通した生活習慣病の予防や特定検診受診率の向上を進めてまいります。

今回の調査結果を踏まえまして、さらに具体的なニーズの把握に努めながら、市町及び関係

団体とも連携いたしまして、県民の皆様が安心して暮らすことができるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 近藤議員一7番。

○7番(近藤智昭君) ありがたい答弁をたくさんいただきまして、本当にありがとうございます。

あと幾つか、追加質問ということで再質問をさせていただきます。

今年10月には、高齢者を中心とした健康と福祉の祭典である「全国健康福祉祭（ねんりんピック長崎2016）」が開催され、全国から約1万人の選手たちが本県に集まります。このねんりんピックは、県内外の高齢者が、健康や生きがいづくりの一環としてスポーツへの理解を深めるいい機会であると考えます。

また、県内15の市町で実施されるスポーツや文化の交流大会は、五島で剣道と俳句、壱岐でウォークラリーと、離島でも実施が予定されております。

「ねんりんピック長崎2016」は、高齢者を対象としたスポーツ大会、合宿の離島への誘致も含めた本県のPRの絶好の機会だと思いますが、県の見解をお尋ねします。

○副議長(中島廣義君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 「ねんりんピック長崎2016」は、高齢者が元気で生きがいを見つけ、人と人とのつながりを大切にし、これを未来につなげるとともに、多くの参加者の皆様に、ながさきを感じてもらえる大会とすることを目指しているところでございます。

この一環といたしまして、選手の方々には開催1カ月前には大会の総合プログラムを送付することとしておりまして、その際に観光等の情報も提供できるように関係機関と調整を進めてい

るところであります。

また、総合開会式会場には、県や各市町のPRブース、あるいはパンフレットを配置することとしておりまして、既に、離島地域の3市2町からも参加希望をいただいているところでございます。

このような場を活用いたしまして、市町、あるいは関係部局と連携しながら、離島での高齢者を対象としたスポーツ合宿の情報を含めた本県のPRに努めてまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 近藤議員一7番。

○7番(近藤智昭君) この「ねんりんピック長崎2016」のパンフレットの1ページに、基本方針とか、大会目標、これは4つあるんですね。

「1、元気で生きがいを生む大会、2、人と人とのつながりを結ぶ大会、3、未来へつなげる大会、4、長崎を感じてもらえる大会」、こういうふうな立派な目標を立てて、この大会の準備を現在進めていただいていることに本当に感謝申し上げます。

それで、残念ながら、今回のねんりんピックに新上五島町の種目開催はないんですね。私も、以前は体育教員として生徒の体力向上に関わって、生涯スポーツ、生涯体育、やっぱり自分の健康に気を使いながら、スポーツで自分の人生を最後まで頑張ってもらおうということが目的で、学校体育の中にもその目的がしっかり入っております。

今回のねんりんピックの本県での開催を機に、高齢者が健康を意識し、スポーツなどを通して交流の輪が広がっていくことを本当に望みます。

グランドゴルフというのがありますが、新上五島町でのグランドゴルフのメンバーは200人から300人でありまして、暑い中、いろんな大会を現在行っております。そういうことを見て

いたら高齢者のスポーツに対する意欲、健康に対する意欲が高まっているんじゃないかと思っています。

「ねんりんピック長崎2016」が大成功となるよう、県民の皆様とともに、我々、県議会議員も支援していきたいと思っています。ぜひこの大会が成功するように願っています。

2番目ですけれども、離島の漁業者が夢や希望を持つことができるような収益性の高い経営体の育成が不可欠だと思いますが、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、水産部長、よろしくお願いします。

○副議長(中島廣義君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 県では、今年3月に策定した「長崎県水産業振興基本計画」の4つの基本目標の一つとして、収益性の高い魅力ある経営体の育成を掲げております。その目標達成のため、経営改善や新たな事業展開を目指す経営体に対しまして、県、系統団体などが連携し、経営指導や改善計画の策定指導に取り組むとともに、必要な機器等の整備についても支援を行うこととしております。

このような取組を通じ、漁業者が夢や希望を持つことができる魅力ある経営体の育成を推進してまいります。

○副議長(中島廣義君) 近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) 水産部長、夢をどうもありがとうございました。

私は、先日の土曜日、新上五島町において、県政報告の機会をいただきました。その時にたくさんの方に集まいただき、新上五島町の町長とともに、町民との意見交換会という形で2時間ぐらい、時間をいただきました。その場に漁業に従事されている方も多く参加していただいたので、たくさんのご意見をいただき、今、

自分の中でいろいろ考えております。

内容として、あと思ったのは、「大分頑張ってきたけれど、もう漁師としてやっていけない。跡を継ぐ者もおらんし、所有している船の処分に困っているとやけど」とか、また、若い漁師さんは、「漁業をやろうと思って一生懸命頑張って借金を抱えて今現在やっている。今から機械が壊れたらどうしようか、設備投資にこれ以上の借り入れはできない」、「なかなか先が見えない」というふうな意見をいただきました。「先が見えない」という意見が多いんですね。やっぱり夢を持つことは大事じゃないのかなと思います。

それで、私は、今日のこの質問があるから、その時に県の方に夢を語ってもらおうと。それで、担当の方との打ち合わせの時に何回も呼んで、「水産で夢を語ってくれないか」と。方針とかなんとかじゃないんです、夢でいいんです。今、新上五島町の人たちは、夢を語るという状況にない。だから、夢を語らせることから、本人たちのやる気とか町の力とか、新上五島町にはもっと力があるはずですよ。そういうものを引き出していこうと思って、こういう質問を今させていただきます。

現在、多分、インターネットでこの答えを、町の人たちと今日は約束してきたんですよ、ちゃんとインターネットで見ておってくれと。（発言する者あり）県の夢のあるそういう対策をここで語ってもらうからということですね。自分も漁業振興を一生懸命頑張らないと、やっぱり新上五島町は漁業です。（発言する者あり）

そこで、漁業振興にもっと一生懸命頑張りたいと思いますので、水産関係の皆様にもうおすがりするしかありませんので、ぜひよろ

しく願います。（発言する者あり）水産部長、一言願います。

○副議長(中島廣義君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 先ほど、夢、希望が持てるような経営体の育成ということのご指摘をいただきました。

私どもも、できるだけ県庁職員を現場に派遣いたしまして、さまざまな現場の意見等を十分に伺いつつ、先ほど議員からのご指摘がございましたような、例えば、古い船をどうするんだろうかと、新しい機械が必要な場合どうするんだろうかというような、そうした一つひとつのご要望等についても、さまざまなツールがございます。先ほど申しあげました県の県営支援ということもございます。また、T P Pの中ではリース漁船というものがございます。また、離島再生支援交付金の中にもそういったメニューがございます。そういったメニューを使いながら、今後、業を魅力あるものとしていくということにつきましては、できるだけ現場の方々と意見を交換しながら詰めていきたいと思っております。ご理解のほどよろしく願います。（発言する者あり）

○副議長(中島廣義君) 近藤議員一7番。

○7番(近藤智昭君) 水産部長、どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

次に、先ほど、企画振興部長よりご答弁いただきましたが、五島市や新上五島町においては、若者は、長崎市や佐世保市を飛び越えて福岡市へ流出しているのが現状です。五島地域からの人口交流は地理的なものや経済的な関わりを見て、やはり本県の主要都市の中でも県庁所在地の長崎市や第二の都市である佐世保市において、働く場所を求める若者を惹きつけるなどして何とか歯止めがかけられないか考えるべきではな

いかと思います。

九州各県における転出過剰カバー率を見ると、鹿児島市や宮崎市などに比べて長崎市や佐世保市のカバー率は極端に低いため、この現状をどうにかして打開しなければならないと思います。五島市などは長崎市に頼るしかないんですね。それで、この前の新聞記事でも、もうおわかりと思うんですけど、宮崎市とか鹿児島市は県内の人口のダム機能が60%近くあるわけです。長崎市、佐世保市においては、これが10%を切っているわけですね。新上五島町について言ったら、佐世保市がもう少しそのカバーができる都市であったら、もっと人口流出が少なくなるんじゃないか。

私は、この前、佐世保市まで直接行きました。そして、佐世保市の担当の方と意見交換会ということで少しやらせていただきました。やっぱり佐世保市、長崎市にしっかり頑張っていただかないと、そのためには中枢都市の形成による都市機能の強化、生活サービス向上に向けての離島都市と周辺市町を含めた長崎市及び佐世保市との連携強化について、県も積極的に関わりあいながら進めていく必要があると思いますけれども、県の考えをお尋ねします。（発言する者あり）

○副議長(中島廣義君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 県におきましても、各市町からの県内、県外への転出状況や具体的な転出先等について分析を行っております。

離島地域などから進学、就職に伴って域外に転出する場合、その多くが県外に目が向いている状況にありまして、議員ご指摘のとおり、五島地域についても、県内では長崎市、佐世保市への転出が多いものの、福岡県をはじめ、県外に比べると少ない状況でございます。

長崎市や佐世保市の人口のダム機能の強化に向けて、両市の周辺地域の市町のみならず、五島市や新上五島町等と連携を図ることは、県としても大変重要なことと考えております。

進学、就職の各段階において、県内大学の情報発信の強化に向けた働きかけや、県内企業と連携した離島等の高校生のインターンシップへの支援など、関係市町に加え、高校、大学、民間等も含めた連携強化に向け、県としても積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(中島廣義君) 近藤議員一7番。

○7番(近藤智昭君) どうもありがとうございました。私は、南松浦郡の一人の県議会議員として、特に、五島市とか新上五島町の人口流出とか、そういうことをしっかり止めるため、皆様に今からいろいろご支援いただいたり、お願いしたり、皆様のもとに行って行動しますので、何とぞよろしくお願いします。

新上五島町をよろしく願います。

質問を終わります。(拍手)

○副議長(中島廣義君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時40分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本啓介議員一21番。

○21番(山本啓介君) (拍手) **【登壇】** 皆さん、こんにちは。

自由民主党・活正の会の山本啓介でございます。

まず、冒頭、「熊本地震」におきまして、お

亡くなりになりました皆様方に心からのお悔やみを申し上げ、併せまして、被災されました皆様方に心からのお見舞いと一日も早い平和が訪れますことをお祈り申し上げたいと思います。

本日、最後の質問ということで、全力を尽くして質問をしてまいりたいと考えておりますので、知事、関係部局長の皆様におかれましても、全力の答弁を心からお願いを申し上げたいというふうに思います。

1、農業振興について。

神道と農業、そして、地域コミュニティには古くから密接につながりがあります。

神道は、日本人の暮らしの中から生まれた信仰と言えます。遠い昔、私たちの祖先は、稲作をはじめとした農耕や漁労などを通じて、自然との関わりの中で生活を営んできました。自然の中で連綿と続く命の尊さを実感し、あらゆるものを生み出す生命力も神々の働きとして捉えたのです。

そして、清浄な山や岩、木や滝など、自然物を神宿るものとして祀りました。やがて、祀りの場所には建物が建てられ、神社が誕生したのです。

このように、日本列島の各地で発生した神々への信仰は、大和朝廷による国土統一に伴い、形を整えていきました。

そして、6世紀に仏教が伝来した際、この日本固有の信仰は、仏教に対して神道という言葉であらわされるようになりました。

神道の信仰が形となったものが祭りです。祭りは、稲作を中心に暮らしを営んできた日本の姿を反映し、春には豊作を、夏には風雨の害が少ないことを祈り、秋には収穫を感謝するものなどがあり、地域を挙げて行われています。

神道の持つ理念には、古代から培われてきた

日本人の英知や価値観が生きています。それは鎮守の森に代表される、自然を守り、自然と人間とがともに生きていくこと、祭りを通じて地域社会の和を保ち、一体感を高めていくこと、子孫の繁栄を願い、家庭から地域、さらには皇室をいただく日本という国の限りない発展を祈ることなどです。

これは、神社本庁の神道の紹介をしている文章から抜粋をいたしました。

ここにあるように、農業は、最も人々の心との関わりが深い産業であります。また、暦の多くのお祭りは、農業に関わることばかりであります。そして、最も古くから人々の中に存在し、国家の役割を果たしてきた産業であります。そんな農業の質問を、まず、行います。

農地と組織と農家、現在、農地の集約と組織化が進められています。そして、それを支える農家は、現在、高齢化と担い手不足に悩まされています。

特異な本県の地形において考える時、農業について、そして、農業という産業の可能性について、まず、お考えをお聞かせください。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山本啓介議員のご質問にお答えいたします。

本県は、離島・半島や中山間地域を多く有し、生産条件では決して恵まれた環境の中にはございませんけれども、農業に携わる皆様方は、創意工夫と努力の積み重ねにより、それぞれの地域の特性を活かした多様な農業を展開してこられたところであります。

本県においても、農業は、地域を、経済を支える重要な基幹産業となっているわけであります。しかしながら、担い手の高齢化に伴うさまざまな課題が生じておりますし、また、今後、

生産規模の縮小や、農山村地域の活力低下が危惧されるところであります。

このため、県といたしましては、今後の農業のあるべき姿をしっかりと描きながら、農業でしっかりと生計を維持できるような仕組みを組み立てていかなければならないと考えておりました。力強い経営体を育成することで、農山村地域に人を呼び込み、地域が賑わいを取り戻す、そういう地域社会の実現を目指していかなければならないと考えているところであります。

したがって、それぞれの地域の特性を活かしながら、具体的には、離島・半島地域での肉用牛やアスパラガスなどの軽量・高単価の施設園芸や畜産、中山間地域での果樹やお茶、基盤整備地域での露地野菜などをベースに置きながら、品目別戦略を再度構築し直し、品質向上や多収化、コスト縮減の徹底による生産拡大、所得向上を図ってまいりますとともに、基盤整備、農地集積による経営規模の拡大、集落営農組織の法人化と収益作物の導入等を進め、担い手の確保、雇用型経営体の育成に、さらに力を注いでいきたいと考えております。

こうした取組を進めることによって、今後とも、農業が地域の基幹産業として成り立ち得るよう、市町、関係団体と一体となって、農業所得の向上、産業の振興に力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ありがとうございます。

今、しっかりとご答弁をいただいたというふうに認識いたします。

私が冒頭申し上げたのは、まさしく、日本人の心の歴史であるような気がしてならないので

すが、そういったものと農業というのは切っても切れない。かつてから、日本人は土と向き合いながら、自然と向き合いながら、人生を歩み、そして、子孫をつなげてきたというふうに理解をしているので、テクニックや技術や、いろんな支援措置など、そういう部分ではなくて、そもそも農家の方々が何を守っているのかということがしっかりと真ん中になれば、私は農業政策というのは難しいんじゃないかなということ、今回、勉強すればするほど痛感をいたしましたので、知事に問わせていただきました。

知事は、まさしく、具体的なそういった部分には触れませんが、本県においても、また日本においても、農業というのは非常に大事な礎であるというようなことを、認識をお示しいただいたというふうに理解いたします。

(1) 基盤整備事業について。

そのうえで、最も農業において重要である基盤整備事業について、幾つかお尋ねしたいと思います。

農村が持つ景観や防災的な機能を維持していくためにも、長期的な視点で農地を守っていくことが必要であります。

現在、本県の約4万9,000ヘクタールの農地のうち、既に山林化している農地等は、速やかに整理をすべきであり、利用可能な荒廃農地約5,000ヘクタールを利用していくことで、農地を農地として利用していくことが重要であると考えます。

さらに、生産性の向上を図るためにも、基盤整備が進められているところではありますが、基盤整備された農地もしっかりと守っていくことが必要であると考えます。

そこで、基盤整備施設の老朽化における対応について、お尋ねをいたします。

農業の生産性向上を図り、効率的な農業を営むために、用排水路等の施設をこれまで整備してきており、地域農業の発展に貢献しているところでありますが、施設整備から年数が経過し、施設が老朽化して、施設の機能を発揮できなくなっているとの声が地域から挙がっています。これまで整備してきた施設の老朽化対策として、県としてどのように対応していくのか、お考えをお示してください。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 農業用排水施設の老朽化対策のお尋ねでございます。

整備されたダムや用排水路などの農業水利施設の機能を長期にわたって保持するためには、適切な維持管理に加えて、長寿命化のための機能保全対策が重要であります。

このため、水田で100ヘクタール、畑で20ヘクタール以上の受益地を持つ基幹的な農業水利施設のうち、現在、平成19年度までに完成した129施設の機能診断を終了し、優先度が高い10施設の対策工事に着手したところであります。また、ほかの施設につきましても、地元と協議のうえ、順次着手してまいります。

さらに、そのほかの小規模な農業水利施設の老朽化対策につきましても、国の補助事業を活用して、市町、土地改良区と連携して、現地調査を行いながら、計画的に進めてまいります。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 今、農林部長からは、そういった部分について、既に地元調査を行っているというふうな話であったと理解しますが、その調査、聞き取り等々を行われているんだと思うんですけども、その現状について、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

また、中身について、どのようなお声があっ

たり、老朽化としてどのような顕著なものがあるのか、お示ししたいしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 現在のところは、先ほど言いました、10年近く以前に建設しました、平成19年度以前までの地区129カ所で保全の現地調査によりまして、老朽化の状況の調査を行っているところでございまして、そのうち、緊急に対応する必要があるところが10施設、これについて、現在、もう補修の工事にとりかかっております。

併せまして、同じく一定の対応が必要であるとわかっているのが24施設ございまして、地元の皆様方と、現在、これを協議しているところでございます。

先ほど言いましたとおり、それ以外につきましても協議を進めながら、現地確認をしながら行ってまいりたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 私の聞き方がまずかったですね。

私の今回のこの質問は、地元からそういうお声があったということが起因になっておりまして、できましたら、農林部長からどういう声が挙がっているとか、動き出しはそのルーティンの中でされたんですか。じゃなくて、いろんな声も挙がっていたと思うんですけども、そういった部分について、ちょっとご披露いただければありがたいんです。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) このダムとか、用水排水路施設は、先ほど議員ご指摘のとおり、大変重要な施設でございますけれども、高齢化に伴って、なかなか管理が困難になってきているという状況で、機能が十分に発揮できないよう

な状況が出てきていたりするような状況がございまして、これを、例えば、水漏れが起こっているとか、そういう状況がございます。現地の方からは、そういったところを対応していただきたいとか、そういう声がございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 二度手間になるような質問をして申しわけございません。

ただ、大事なのは、やはり利用者の方々の声を聞いて、そして、現地に赴き、それらについての対応をしていくという取組が最もはまる対応なのかなと私は思っておりますので、今後も利用者の声を聞きながら、そういうことを進めていきたいというふうに思っております。

そして、今の説明の中で、「高齢化によって」というところが出ました。高齢化によって保全が難しい基盤整備地区での対応について、あぜ道や用水路、排水路などの農業用施設について、これを管理する農業者も年々高齢化が進行しており、管理が困難な状況となっていると聞いています。施設管理に対する助成について、県としてどのような対策を講じているのか、お願いします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 農地、あるいは農業用施設は、農家の高齢化等に伴いまして、その管理が困難となります一方、地域住民の方々にも、水源涵養や良好な環境の形成等、多面的機能の恩恵を及ぼしていますことから、国において、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を推進しますため、多面的機能支払交付金制度が創設されているところでございます。

県におきましては、この交付金を活用して、制度が創設されました平成19年度からこれまで、農地維持活動として延べ約13万3,000ヘクター

ル、農業用施設の長寿命化活動として延べ水路69キロメートル、農道30キロメートル、ため池76カ所について、農業者と地域住民が行う保全管理活動を支援してまいりました。

県では、本交付金を積極的に活用して、地域の実情も踏まえながら、効率的な活動を可能とするような組織の広域化等を市町と連携して推進をして、実施地域のさらなる拡大を図ってまいりたいと思います。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) このことも、ぜひ現地に足を運んで、速やかな対応というものを進めていただきたいと思います。

そして、今回、この取組において、恐らく農地をうまく利用していこうとすれば、農業経営を安定化させていくためには、水田では水稻を栽培するだけでなく、市場のニーズに合わせた高収益となる作物の生産が可能となる農地をどのように整備していくか、これも重要な課題であるかというふうに思いますが、お考えをお示してください。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 議員ご指摘のとおり、農業所得の向上を図るためには、米、麦、大豆に加えまして、たまねぎ等の加工用業務野菜やアスパラガス、葉たばこ等の高収益作物の作付拡大が必要であると考えております。

このため、生産者やJAなどの関係団体と連携をして、まずは営農計画を立てたうえで、水田の汎用化を図るための暗渠排水や高収益作物の作付が可能となります灌漑施設などの基盤整備を進めているところでございます。

本県は、農地の基盤整備が全国に比べ遅れていますことから、市町と一体となって新規地区の掘り起こしを行いますとともに、国の関係予

算を確保したうえで、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 現在、本県における基幹的農業従事者の年齢比というものが、今、手元に、事前に資料をいただいているのであるんですが、2015年で全体の構成比、15歳から85歳以上までというような数値になっていますけれども、65歳から79歳がほぼ45%を占めるというような状態で、高齢化というのは、こういう数値を言わなくても非常に進んでいることが明らかであると同時に、本県の場合は非常に特異な地形をしておりますので、当然その地域、その地域で高齢化が進んでいることを考えれば、農業に取り組んでいく力というのが弱まっているというのは、簡単に理解ができるんだと思います。

(2) 農地の有効活用について。

農地を守っていくためにも人が必要であります。高齢化などで農家戸数が減少している状況であり、この農地を誰が担っていくのが課題であります。

県では、10年後の経営面積3万7,800ヘクタールを担う人材として、認定農業者や新規認定就農者、集落営農組織、参入法人などの産業の担い手で約8割に当たる約3万ヘクタールの農地を担うことを目指していると聞いています。これは、事前にいろいろと資料をいただき、説明していただいた内容であります。

要するに、県では、本県の農業として、この経営耕地面積を3万7,800ヘクタールにまずしようとする。そのためには、今、荒廃地となっているところも使えるようにして、そして、現在、使っている部分もあわせもって、全体で3万7,800ヘクタールという数字を出す。そして、

この農地をしっかりと活用し、生産していく人々を、さまざまなカテゴリーに分けていますが、全体の約8割に当たる3万ヘクタールをそういった方々に担っていただくというふうな話だと理解しています。

しかしながら、直近の平成27年のデータによると、平成22年の調査、3万3,499ヘクタールであったことに對し、経営耕地面積が3万756ヘクタールと、かなり減っております。これは県の予測値からかなり下回った数値であるというふうに思っております。これが発表されたのが最近であれば、評価というものは難しいのかもしれませんが、まず、このことについて、予測されていた農地面積、経営耕地面積が下回っていた、このことについての受け止めをまずお聞かせください。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 議員ご指摘のとおり、2015、最近の農業センサスでございますけれども、公表されました平成27年の経営耕地面積は3万756ヘクタールでございます。

私どもが、今回の「新ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定した時の想定推計の面積が3万2,500ヘクタールでございました。これとの差が約1,700ヘクタールぐらい乖離、つまり、さらに減少をしているという状況でございます。

これの主な要因は、私ども販売農家の推計も行っておりますが、その減少が想定以上に減少していたというのが最大の原因と思っております。

したがって、今回、計画を立てましたが、これをさらに、今の計画を加速化しないといけないということを思っております、しっかり対応しないといけないというのが今回の評価で

ございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 思ったよりも少なかった。1,700ヘクタールほど少なかったと。販売農家が減少しているということを認識しているというようなことでございます。

併せて、予測より少なかったわけですから、この農地の利活用を進めていくと、これを加速化しなければならないというのは当然であると思います。先ほど、冒頭申し上げたとおり、農地と農家と組織化、この3つについて取り組んでいる以上は、もちろん国の政策の流れではございますが、先ほども言います、何度も言いますけれども、本県は地域ごとの取組をするしかないんですね。県下全域で減ったという言い方なのか、それとも、各地域ごとに減っていると、いろいろな分析が必要だと思います。その辺についてもしっかりと分析をしながら、地域ごとの農地と農家と組織化の取組をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

次に、新しい農業人材について、質問したいと思います。

農業の高齢化が進展し、就業者が大きく減少する中、異業種から担い手の確保をすることも一つの手段であると考えています。一方、離島などでは、建設業における公共事業が減少する中、人材を確保していくことが課題と聞いています。

このような中、建設業における人材の流出を防ぐこと、農業の新たな担い手を確保していくことから、異業種からの参入を進めることは一つの方策であると考えます。

そこで、県として異業種からの参入について、現状とこれからの対応について、お尋ねします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) まずは、農業分野以外からの企業参入の現状でございますけれども、平成22年度から平成26年度までの5年間をとってみますと27件、これまでの累計では56件となっております。このうち、建設業からも12件の参入実績がっております。

次に、県の対応でございますけれども、担い手の減少や高齢化が進展します中、異業種からの農業参入者は、地域農業の重要な担い手の一つと考えておりますが、一方で、農業の経験に乏しく、技術力等の課題を抱えておりますことから、地域と一体となって育成していく必要があると考えております。

そのため、県では、相談窓口を設置し、農業参入を志向する企業等への税理士等の専門家や普及指導員の派遣、参入を求める地域とのマッチング、参入後の技術支援等を行い、地域と一体となって、産地拡大に取り組む異業種の農業参入を推進しているところでございます。

さらに、肉用牛が主力品目となっております離島部におきましては、島内の建設業者を中心に説明会を開催し、肉用牛経営への参入を呼びかけているところでございまして、引き続き地元市町や関係団体と連携をしながら、農業参入、あるいは地域農業の振興を図ってまいりたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 離島・半島においては特にですけれども、既存のさまざまな事業所、その地にしっかりと足をつけて、腰を据えてやっている事業所の雇用も、また農業人材であり、農業を支える、農家を支える人材であります。ぜひとも、そういった観点も、地域振興や産業労働の観点も共有しながら、ともに情報を共有しながら進めていっていただきたいというふう

に思います。

さらに、農地の貸し借りの際に、未相続や不在地主の農地がネックとなり、必要な同意が取れず、担い手への農地集積がうまく進まない事例があると地元で聞きました。本県に未相続や不在地主の農地がどれくらい存在しているのか、また、未相続農地等について、どのように貸し借りを進めていこうとしているのかをお伺いします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) まずは、本県におけます未相続や不在地主農地の状況でございます。

平成20年の耕作放棄地全体調査の結果によりますと、解消可能な耕作放棄地約6,000ヘクタールのうち、未相続農地が20%、不在地主農地が12%を占めております。

なお、現在、国におきまして、本年8月をめぐりに、新たな未相続農地等の実態調査を行っているところでございます。

また、未相続農地等の貸し借りについてでございますけれども、平成21年の「農業経営基盤強化促進法」の改正によりまして、未相続農地の共有持ち分のうち、過半の同意があれば5年以内の利用権を設定することが可能となったこと、さらには、平成26年の「農地法」改正によりまして、過半の権利者を確定できない場合であっても、遊休農地や、そのおそれがある農地につきましては、知事が農地中間管理機構への権利設定を行うことができる制度が設けられましたことから、これらの制度を農業委員会や市町、生産者等に周知をして活用しながら、未相続農地等の貸し借りを進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 時間もございませんし、

本会議でございますので、詳しく掘り下げませんが、今日、質疑をしているほとんどの内容が地元からの現場の声でございますので、ご説明いただいた内容は、なるほどという形になるんですが、地元の方々や現場の方々のご理解いただかないと、これは何の意味もありません。ぜひとも、先ほどの新たな取組等についても、しっかりと周知をしていただきまして、地元の方と連携して進めていただきたいというふうに思います。

最後に、農地を担う法人化推進について、お尋ねします。

農地を守り、地域を支える集落営農法人の設立当初においては、経営が不安定であり、支援が必要と思っています。

県としての集落営農法人への法人設立初期段階への支援は、どのような対策を講じていますか。また、ここ1～2年で集落営農法人の設立が進んでいると聞いていますが、現地での聞き取り調査等を、現在、積極的にやっていたというふうに聞いています。そして、それが現状、どのような形で、また、それをいつまでに終えるのか。経営実態や課題を把握したうえで、今後の支援の拡充等、そういったものは考えているのか、お願いします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 集落営農法人の設立当初におきましては、法人経理事務の不慣れや新規品目導入による経費負担等が多いことが課題となっております。そのために、県では、平成27年度から法人設立初期の経営安定を図りますため、集落営農法人経営安定支援事業を創設したところでございます。

その概要につきましては、税務事務に関する専門家の派遣や事務職員の雇用経費、新規品目

の導入にかかる経費等に対して、法人設立後、3年のうち1年に限り、対象経費の2分の1以内、上限30万円を限度に支援をするものであり、平成27年度の事業実績は10法人、本年度は18法人に対して支援を計画しているところでございます。

また、集落営農法人に対する設立前後の支援策のあり方につきましては、現在、集落営農法人や特定農業団体等に対し、その経営実態や課題を把握いたしますため、7月中旬を期限として、経営管理や労務管理の方法や経営状況、経営上の課題等について、アンケート調査を実施しております。それに基づきまして、それを踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 現在の取組についてご説明いただいたわけですが、今ある初期運営費用支援などの支援事業を、今、説明いただいたんだと思いますが、私が地元で聞いたのは、例えば、基本的にはご自身たちの取組で努力していただくことが基本ではあるんですけれども、例えば皆さんで持ち寄って、そして、いろんな時間を持ち寄って、都合を持ち寄って取り組んでいるということは基本でしょうから、常にそこに常駐をしていただくような人材が何とか設置できないかとか、全体のバランスの中の中核をなす事務的能力のある方をいただけないかとか、そういった部分が出ています。

当然、農業に取り組む方々が法人化という形でやられているわけですから、いろんな都合や不都合というものがあるんだとは理解します。その中で、打ち出していただいているこういった支援事業が、果たして効果があるのかどうかを常に見ながら、聞きながら、そういう形で

め細かな対応をしながら育てていただきたい、そのような思いがございます。ぜひとも、地元にしかりと目を向けながら、現場に目を向けながらの取組をお願い申し上げたいと思います。

農業について、最後のお尋ねいたします。

冒頭、話をしましたとおり、農業には、かつてから現在に至るまで、地域の役割があります。国土の役割があります。自らの人生を歩みつつ、それらを担う農家の方々がいらっしゃいます。

他方で、農地と農家、そして、組織を分割で考える時に、その方向性は、食べるためにつくる農業から、売るためにつくる農業への変化であるというふうに私は理解いたしました。

その際、特異な地形を有する我が県は、それぞれの地域での消費完結型を目指しつつ、県外からの外貨獲得につながる独自性の高い取組も果たさなければならないと思います。農地の集約の仕方、組織化のあり方、農家のライフスタイルやビジネスモデルにとどまらず、品種の開発や新しい設備、機械の導入、新しい農業産業構造の構築など、長崎ならではのモデルを生み出す必要があると思いますが、最後にご見解をお願いします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 離島・半島や中山間地を多く有し、平坦な農地が少ない一方、大消費地から遠いなど、生産条件や立地条件に恵まれないう中で、本県農業が産業として成り立っていくためには、高品質で生産性の高い農業や、定時・定量・定質の出荷など、実需者ニーズに対応した産地化を進め、産地間競争に打ち勝っていかなければならないと考えております。

このため、品質向上を図るためのいちごや中晩柑、小菊等花卉のオリジナル品種の開発や、優秀な種雄牛の造成、繁殖雌牛群の整備、生産

性向上を図るための炭酸ガス発生装置や自動開閉装置等ICTを活用した複合環境制御技術の導入、長崎型新肥育技術や、ICTを活用し、遠隔管理を可能とした放牧の拡大、あるいは、定時・定量・定質出荷のための基盤整備や集荷施設の整備など、全国のトップ産地を目標として、産地計画を基盤とした生産拡大と所得向上を図りますとともに、農地の集積による雇用型経営体や集落営農法人の育成、異業種参入など、地域農業を支える担い手を育成して、産業として成り立つようにしっかりと構造改革を進めていかなければいけないと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ありがとうございます。ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。そして、その時に、先ほど申し上げましたとおり、何度も言いますが、農地と組織、そして農家、この3つのカテゴリーについて、地元、現場をしっかりと見ていただきたいということ、本県全部を一律で見るのではなくて、地域ごとの農業の実情というのがあるんだと思います。そして、また、地域ごとの人と人とのつながりにも実情がいろいろあると思いますので、そういったものにも目を向けたきめ細かな対応をお願いしたいと思います。

2、観光振興について。

(1) 本県への入り口について。

本県への入り口はさまざまであります。陸路、空路によるもののほかは、博多港、唐津東港、天草港、熊本新港、長洲港、鬼池港、三池港、大変多くの入り口があります。まず、これらの港を、県としてどのような位置づけをされているのか。また、各入口における観光客の動向やリサーチに取り組んで、戦略などの構築に活かしておられるのかを、まず、お尋ねします。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) ご指摘の県外の各港につきましては、本県離島への送客や広域観光の推進による誘客拡大を図るうえで、本県と他県を結ぶ重要な交通結節点であると認識しております。

また、県外の港での観光客の動向等の調査につきましては、現在、実施していませんが、県観光統計調査や観光動向調査、インターネットリサーチ調査などによって、旅行者数のほか、旅行者のニーズや移動手段等に関するデータ収集を行っており、これらの調査結果を誘客対策等に活かしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 今、文化観光国際部長の説明の中では、さらっと「やっていません」ということをおっしゃったというふうに理解するんですけども、交通結節点について、そういった取組、リサーチをせずに、統計やインターネットなどによる調査などによって行っているということでありますけれども、なぜ、やらないんですか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) これまで、どちらかといいますと、発地、旅行を選ぶスタートする地点での調査、そういったものに力点を置いておりますのと、また、県内に着きましたからの港、空港での調査に重点を置いておりました。今回、県外にある港という調査ポイントという視点は、欠けていたということでございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 欠けていたと、全くやっていなかったということを、重ねて今、ご答弁いただいたんだと思うんですけども、福岡

市、非常に多くの人口がございます。150万人、本県よりも多くの人口がございます。もちろん、熊本県や佐賀県というチャンネルは、本県としてはありがたい入口であるというふうに思いますし、観光についてのリサーチを進め、そして取り組み、各地域の方々と関わりを持つことによって、観光だけにとどまらない人のつながりというもの、またはビジネスのつながりというものの広がりを感じていますが、そのことについても全く感じていなかったということなのか。感じていたけれども、やる必要がないというふうな判断をしたのか。いずれにしてもやっていないということを何度も説明されました。

地元の市町は、その地域で、福岡市なら壱岐市、対馬市、または熊本県の方、天草では恐らく島原市や南島原市、そういったところが既に取り組んでいることはご承知だと思います。

地元の市町、関係市町が取り組んでいらっしゃるのに無関心であるという実態はなぜなんだろう。いま一度答弁を求めます。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 先ほども答弁させていただきましたが、当然福岡も熊本も含めまして、私どもの重要な観光誘客のターゲット市場でございます。その調査の手法としましては、そのターミナルは活用していませんが、福岡の市場、北九州、そういったものにつきましては、先ほど申し上げましたような調査手法によってリサーチをしていたということでございます。

一方で、博多港国際ターミナル、それから熊本の港等におきまして、それぞれの自治体が着地してからのご案内をするための案内施設を設けている。これは調査というより、次の旅行地、旅行先で、訪問される方がスムーズに旅行でき

るように、そういう案内機能を重視したものと
いうふうに理解しておりました。そういうこと
でございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 佐世保港は、佐世保市
が管理をし、さまざまな取組をしていると聞いて
います。

長崎港は、長崎市であります、長崎県が管
理し、さまざまな取組をし、観光の効果もたく
さん出ている。クルーズ船が多く泊まり、断ら
なければいけないぐらいクルーズ船が押し寄せ
ていると。そして、長崎市には、多くの観光客
がインバウンド、外国からも来られています。

そういった取組は非常に積極的にされている
んですが、それ以外の地区については、私は足
りてないというふうな理解をしているんですけ
れども、今のご説明も、戦略があって求める統
計ならまだしも、国が定めた統計によってとら
れた統計を、右から左に受け止めて、そのこと
によって費用対効果を今語られましたけれども、
本来ならば、地元の関係市町が取り組んでいる
ことがわかっているわけですから、そこは関わり
がもてる地点として、県も乗り出して、きめ
細かな対応をしようと思えば、当然それらの一
つひとつの港も我が県のツール、戦力になると
私は思うんですけれども、もう同じ答弁になる
と思うので聞きませんが。

2015年の訪日外国人観光客数は、前年比47%
増の1万9,073万人と、3年連続で過去最高を更
新し続けております。外国人観光客消費額も前
年比71%増の3兆4,771億円と、過去最高を記録
しています。

2016年3月、政府は、訪日外国人観光客数の
目標人数を2020年に4,000万人とし、訪日外国
人の旅行消費額を2032年に8兆円を目指すこと

を発表しました。

観光庁は、外国人旅行者の不便や障害、不安
等を徹底的に解消するとともに、訪日外国人旅
行者の満足度を一層高めることが重要だとして
います。

このため、国、地方公共団体、民間事業者等
が連携し、訪日外国人旅行者の受け入れ環境の
整備、充実を総合的に推進することで、全国的
に訪日外国人旅行者が安心して快適に移動、滞
在、観光することができる環境を提供し、訪日
外国人旅行者の訪問を促進するとともに、満足
度を高め、リピーターの増加を図ることを目指
しているとのことです。

我が県は、この国の取組におけるインバウン
ド、どれだけの人々を長崎県へ導こうとしてい
るのでしょうか。

先ほどの取組で、私は博多港の話もしました。
福岡県には、多くの方々が外国からお見えにな
っています。そういったことを考える際に、直
接本県にインバウンドするということは少ない
にしても、我が国に訪れる外国人が長崎を訪れ
たいというふうな時には、恐らく先ほど挙げた
港も一つのツールとして使われるんだと思いま
す。

PRするには無関心でありましたが、それを
受け入れる際のさまざまな準備についてはやる
という話は、一つ欠けているような気がします。
PRもやっていただきたい、整備もやっていた
だきたい、そのことをことと併せて、4,000万
人の外国人を長崎県へどのように導かれるのか、
お尋ねします。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) まず、先ほ
どのご質問の関係でございますが、せっかく博
多港、それから熊本、それぞれの壱岐市、島原

市の拠点がございますので、そういったところでの情報収集につきましては、引き続き地元市とも協力をお願いして検討してまいりたいと思っています。

次に、今、ご質問のございました外国人観光客の入り込みの関係でございますが、議員ご案内のとおり、国におきましては、外国人観光客の入り込み客数につきまして4,000万人を目標とされる中、本県では、より大きな経済効果が期待できる延べ宿泊者数の増を目指すこととして、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」におきまして、外国人延べ宿泊者数を、基準年である平成26年の51万9,000人から、平成32年には100万人とする目標を掲げております。

国におきましては、東京や大阪、京都のいわゆるゴールデンルートに偏っております外国人観光客を地方に広げ、観光消費額の増加や雇用の拡大などを図り、地方創生につなげていくこととしております。

県におきましても、国の補助制度や新型交付金などを活用し、九州観光推進機構や他県との連携を図りながら、海外市場の特性に応じた観光誘客に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ぜひ、得られたつながりや、得ているつてはフル活用していただきたいというふうに申し上げたいと思います。

(2) 航空路について。

観光の玄関口としての空港整備について、お尋ねします。

先ほども申し上げましたとおり、2020年までに訪日外国人観光客4,000万人を目指して観光立国に取り組んでおります。

本県の離島においても、国内観光客はもちろ

ん、外国人観光客の受け入れを増加させ、交流の活性化を図っていく必要があります。

航空機で入ってくる観光客は、まず空港のターミナルビルで出迎えられることとなりますが、例えば、それぞれの空港ターミナルにおいて、外国語表記、または日本人利用者にとっても、飛行機の待ち時間をつぶすために過ごせる時間、空間、そういったものがあるのか、少し疑問でございます。

県として、各空港ビルディングや地元市との連携を果たし、玄関口としての役割を果たせるよう整備を行っていく必要があると私は思います。

次に、就航率の向上について、併せてお尋ねいたします。

オリエンタルエアブリッジの航空機は、天候による欠航や機材の不具合による欠航だけでなく、予備機がないため、機体整備による計画的な運休もございます。就航率は96%というふうに聞いておりますが、この整備による運休はカウントされておられません。これらをカウントすれば、実際の就航率、昨年は88%まで落ちることを確認いたしました。

航空路線は、観光客にとって離島を訪問する大切な手段であります。欠航や整備運休で便数が少なくなることは、交流人口の拡大に大きなマイナスであると考えます。

就航率の向上には、機材を新しくすることや空港の誘導施設の整備等もありますが、機材回しができていないことが最も問題であると思います。それらの対応について検討すべきであります。ご見解をお伺いします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) まず、空港ターミナルの関係について、お答え申し上げます。

空港ターミナルビルは、株式会社である各空港のターミナルビル会社が所有しておりまして、利用者へのサービスを提供しております。

それぞれの空港について申し上げますと、長崎空港では、免税店の拡充、それから介護士、介助士の知識を持つ空港コンセルジュの配置による高齢者、身体が不自由な方に対するお手伝いや外貨の両替、観光案内を実施するとともに、インターネット環境を強化するために空港Wi-Fiの整備、それから4カ国語表示へのホームページ改修など、外国人観光客にも対応できるサービス向上に努めているところでございます。

また、各離島空港においても、福江空港、壱岐空港ではWi-Fiが整備をされておりまして、情報通信環境が強化されているほか、対馬空港でも無料のパソコンの設置によるホームページでの観光情報の発信など、利便性の向上に努めているところでございます。

今後とも、長崎空港、離島空港とも、空の玄関口として、お客様に喜ばれる空港となるよう、各空港ビル会社や地元市と連携をいたしまして、地域情報の発信、外国語表記など、利便性の向上などに努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、就航率の向上でございますけれども、就航率の向上には予備機を用意することが考えられますが、これまで検討してまいりましたけれども、収支採算性の面から非常に厳しいというふうな結論が導かれております。

しかしながら、離島地域の振興に向けて、交流人口を拡大させていくうえで、航空機の安定的な就航は重要であると考えておりまして、現行機材の更新時期も近づいていることから、「離島航空路線再生協議会」の意見をお聞きし

ながら、就航率を高めるためにどのような方策が講じられるか、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 壱岐空港は、誘導システムがないため、有視界飛行、見えなければ降りません。降りれば飛んでいきますけれども、降りなければ、我々は飛べないんですが、その中でも非常に高い技術をお持ちなのか、毎回、見えていないのになと思いいながらしっかりと降りていただく、すばらしいなと思いいながら利用をさせていただいています。

しかしながら、故障は、もうパイロットの技術ではどうしようもないんだと思います。それらの中の再生スキームからの維持スキームということでORCが取り組んでいただいていますけれども、しっかりと地元自治体や空港ビル、今、関連している航空会社ANAですか、そういった部分がしっかりと連携をしながら、支援をし、ぜひとも、この離島航空路というものを維持していただきたいし、さらなる利用しやすい環境づくりにご協力をいただきたいということをお願い申し上げまして、3番目の質問は少し時間がございませんので、割愛をさせていただきます。ご了承ください。

(3) 国立公園及び国定公園の積極的活用について。

観光振興の中で、国立公園及び国定公園の積極的活用について、お尋ねいたします。

先般、徳永議員の質問に対し、ナショナルパーク等の例を引きながらご説明はいただいたわけですが、国立公園や国定公園は、保護と利用をバランスよく保ちながら、公園の利用を推進することが目的となっております。かつて、景勝地や観光地は、自然のすばらしさだけ

で利用者の増加につながっていましたが、最近ではそれがつながっていない状況であります。この現状を変えていく新しい空間づくりや積極的な誘客に取り組めないか、お尋ねをしたいと思います。先ほど言いますとおり、国立公園については、環境省が「国立公園満喫プロジェクト」、「世界水準のナショナルパーク」、昨日の答弁の中でいただいております。それらについての詳しい説明と、これが国定公園にも活かさないのかという部分について、その観点で答弁を求めたいと思います。

○議長(田中愛国君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) まず、取組についてのお答えをしたいと思います。現在、全国の実然公園利用者数は、ここ数年、ほぼ横ばいで推移をしております。長崎県内の自然公園利用者数も年間1,400万人前後で、全国と同じ傾向を示しております。

それから、利用者を受け入れる施設の整備につきましては、これまで国の国庫補助金や交付金を活用いたしまして実施してまいりましたが、整備から長い年数が経ちまして、老朽化や利用形態に合わない施設などの再整備や、バリアフリー化に現在取り組んでいるところでございます。

ソフト面としましては、自然ふれあい情報強化事業といたしまして、九州自然歩道や自然公園内の興味ポイントやアクセスなどを掲載したルートマップの作成、それから携帯電話を利用して容易に情報を入手できるようにするなど、利用者の利便性向上を図っているところでございます。

議員からご指摘がありました、新たな国の動きといたしまして、環境省で「国立公園満喫プロジェクト」として、世界水準のナショナルパ

ークを目指すという動きがございます。これは、北米などの国立公園が原生的でダイナミックな自然を楽しむ公園となっておりますけれども、日本の国立公園につきましては、すぐれた自然のみならず、その自然に恵まれた伝統文化や食などの地域特有の人の暮らしに触れられる公園であり、これらのポテンシャルを活用し、また、再整備を行うことで世界を魅了するナショナルパークジャパンとしてブランド化をして、インバウンド対策を行っていかうというものでございます。

このような動きを含めまして、国定公園への波及ということでございますけれども、現在、国の方のこの動きは、全国32の国立公園の中から5つ程度を選んで整備をしていくということでお伺いしておりますが、選ばれなかった公園についても波及をさせていくというような考えも示されておりますので、今後、そういう動向も見ながら、また、県として、地元の市町等とも協議をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ありがとうございます。ぜひ、これを国定公園にもしっかりとつなげていただきたい。そのためには、国立の方のナショナルパークを本県にしっかりゲットしていただいて、それによる波及効果というものを期待したいというふうに思います。

アメリカにおいては、1872年から、このナショナルパークという制度があるそうです。公園内のホテル、キャンプ場、レストラン、またツアー、それらの管理や運営は、契約の民間企業が行いながら、多くの観光客を招いているというようなことでございます。

我々が先ほどから何度も言っているインバウ

ンドについて、非常に魅力のある地域がこの長崎県に多くあるんだと思います。それはどのように見せるかということで観光客の数、インバウンドの数、外国人観光客の数は増えていくんだと思いますので、環境の分野ではありますが、観光の観点もしっかり積極的に、誘客の観点もしっかり積極的にその立場で進めていただく、そういう考え方も必要ではないかなというふうに思っておりますので、要望しておきたいと思っています。

10分残りましたので、最後の質問をさせていただきますと思います。

3、地域振興について。

(1) 県が果たすべき役割について。

知事に対しまして、少し大きなお話を、大きな質問をしようというふうに思います。地域振興についてであります。

これまで、長崎県が取り組んできました地域振興とは何なのかと、私自身が考えることですが、それは「元気で継続的な地域経済を生み出す構造をつくり出すこと」、そのように考えています。

かつて、島では、建設業が経済の主たる動力でした。公共事業が届けられ、建設業者が受注し、島内の経済を回す。メインの産業が地域の外からお金を入れて、地域の中に回し、周辺の産業が活性化され、雇用が維持され、新しい雇用も生まれると。それが地域経済、地域振興の核だったのかなというふうに思っています。現在、それはございません。しかし、振り返ってみれば、その頃も既に人口減少ははじまりました。

持続性のない産業が主たる動力であったことを振り返りつつも、もう一度地域の核となる産業を見極め、官民で盛り上げ、域外から金を呼

び込み、域内を回す、その勢いでほかの産業を巻き込んで雇用を維持したり生んでいったりする、そのことを愚直に進めていくことが、まず、地域経済というものを盛り上げる、再生するための早道なのかなというふうに思っています。

この6年間、私は知事に対し、地域ごとの取組をお願いします、地域ごとに行政がもっと深く入り込んでお願いします、そういうやりとりをさせていただき、知事は、まさしく、振興局を強化したり、人材を強化したり、地域ごとの取組を強化していただいたというふうに感じております。そのことについて、心からの感謝を申し上げます。

そして、そのうえで、先ほど言うようにメインとなる産業、これが今、それぞれの地域にないんだというふうに思います。このメインとなる産業の磨きあげというか、際立たせ方、そのことまで踏み込んで、県としての取組を地元基礎自治体とやっていただけないかなと、その考え方についてのお答えを求めたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 地域の特性に応じた産業の育て方というのが必要ではないかというお話でありますけれども、先ほど議員もお触れになられたように、離島地域を例に考えますと、地域の基幹産業は水産業がメインであり、そしてまた、陸上部分においては建設業が非常に大切な役割を担ってきたわけでありまして、非常に厳しい財政状況の中、公共事業費が削減される中で、構造が大きく変わってまいりました。

これまで、長年の経過の中で、さまざまな企業誘致にも力を注いできたところでありましたけれども、例えば、製造業を例にとりますと、ものを運ぶという産業でありますので、ものづ

くり産業ということになると、輸送コスト、これが本土とどうしてもやはり競争条件の中で劣後すると。そうであれば、研究・開発型の企業でありますとか、あるいはオフィス機能等について、これは積極的に取り組んでいかなければいけない、IT関連産業を含めてですね。そういう方向性を持って取り組んできているところでもありますけれども、思うように具体的な成果に結びつかない。

したがって、大きな方向性としては、地域の基幹産業の一つであります農業、水産業、これはしっかり大切にしていかなければいけない。

それともう一つは、やはり大きな可能性を感じておりますのは、交流人口の拡大、即ち観光産業というのを離島地域にどうやって根づかせていくかというのは、極めて重要な視点ではなからうかと考えているところであります。

これまでも、さまざまな地域の特色、特性を活かした地域振興並びに産業振興に取り組んできたところでありまして、今回の総合計画の中では、各市町の皆さんとも協議を重ねて、振興局単位を基本として地域別計画も策定をいたしました。

各市町においては、この3月までに総合戦略も策定をされたところでありますので、そういった市町の皆様方ともしっかりと地域の特性を分析しつつ、四つに組んで取り組んでいけるような戦略を練っていかなければいけないと、こう考えているところであります。

大ざっぱに申しますと、先ほど申し上げたような方向性というのを、可能性を感じているところでもありますけれども、これから具体的な戦略づくりに結びつけていく必要があるのではないかと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) まさしく、私も同じことを、今、申し上げるつもりでございました。やはり本県においてメインとなっていたいただきたいのが、観光立県をぜひとも目指していただきたい。何度も言っているのかもしれませんが、本気でもう一度目指していただきたい。

本県の特长的な自然や環境や文化財などを積極的に整備することで、国の内外の観光客を招き、観光ビジネスなどで人々が落とすお金を本県の経済を支える基盤の一つとして確立する、そのぐらいの気構えでお願いしたいというふうに思います。

そして、その時に獲得した財源によって、今回の問題提起なんですけれども、私は先ほど、地域経済が回っていても、人口減少ははじまっていたと申し上げました。社会減と自然減ですけれども、社会減については数値のとおり、15歳から24歳が多いと。2030年、本県が目指す人口の数が出ています。人口ビジョンの中で、24歳から今年生まれる人、この期間の人たちをどうこの県にとどめるかという発想も一つ必要なのかもしれません。

そして、当然、今を生きる人々の暮らしを支える雇用と所得がなければならぬので、先ほど言う地域経済を回す構造上の核を際立たせる作業に、本県がもう一步踏み込んでいただきたいというのもございます。

しかし、全てにおいて大きな要因は、やはり出生数だというふうに思います。全て右肩下がりでありますけれども、出生数が一番顕著に下がっています。出生数が減っている理由は社会減であるというふうな説明も受けました。

そこで、産み、育てやすい環境づくりに全力を尽くしていただきたいのですが、先ほど言う

財源がございません。しかし、県の予算上、3%ほどのこども政策局の予算ですので、もう少し迫力が足りないのかなというふうに思っています。

当然、そのこども政策局だけで対応しているわけではないというのは理解しますが、もう少しお金を回してほしいと。高齢者福祉にかかるものは、国から、かためてきますので、手の加えようがございません。または、公共投資関連の予算となりますけれども、これらを大きく失うことは、経済の刺激を失うことにもなります。どちらを取るかの議論はできないので、ぜひとも、この国に求めるということ、そして、本県としても独自の取組をして、国に対して具体的な求めるものと同時に、独自の取組によって財源の確保を積極的に進めていくということが重要であるというふうに思っています。

その一つとして、私は知事と同じように観光立県を目指すことによって、財源の確保につなげるということもやっていただきたいというふうに思います。

残り2分を切っているかと思いますが、最後に答弁を求めたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 出生数をいかに確保していくのか、これは地域に関わらず共通の課題になってきているところであります。しかしながら、離島地域においては、幸いにして合計特殊出生率は高い状況で推移しておりまして、むしろ、社会減をどうやってとどめていくのかといった観点から、これからますます重要になってくるのではなかろうかと思っているところであります。

県全体として、まだまだ人口規模を維持できるような出生率を確保できていないわけであり

ますので、もっともっと子育てしていただきやすいような環境を整える。そのためには、医療費の助成であるとか、あるいは、保育料、幼稚園の各使用料等の低廉化等に力を入れていきたいと考えているわけでありますけれども、やはり効果のあるような施策を展開してまいりますためには、10億円を超える財源が必要になってまいります。やっぱり国策としての支援を、これまで以上に強く求めていく必要があるのではなかろうかと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時42分 散会 —

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

-
- 1 開 議
- 2 県政一般に対する質問
- 3 上程議案委員会付託
- 4 請願上程、委員会付託
- 5 散 会

平成28年6月9日（木曜日）

出席議員（44名）

2番 坂 本 浩 君
 3番 宮 本 法 広 君
 4番 麻 生 隆 君
 5番 大 場 博 文 君
 6番 里 脇 清 隆 君
 7番 近 藤 智 昭 君
 8番 山 口 経 正 君
 9番 大久保 潔 重 君
 10番 浅 田 眞澄美 君
 11番 松 島 完 君
 12番 友 田 吉 泰 君
 13番 堀 江 ひとみ 君
 14番 川 崎 祥 司 君
 15番 深 堀 浩 君
 16番 山 田 朋 子 君
 17番 宅 島 寿 一 君
 18番 山 本 由 夫 君
 19番 吉 村 洋 君
 20番 ご う まなみ 君
 21番 山 本 啓 介 君
 22番 中 島 浩 介 君
 23番 前 田 哲 也 君
 24番 西 川 克 己 君
 25番 中 村 和 弥 君
 26番 外 間 雅 広 君
 欠 番
 28番 中 山 功 君
 29番 山 田 博 司 君
 30番 高比良 元 君
 31番 小 林 克 敏 君
 32番 久 野 哲 君
 33番 渡 辺 敏 勝 君
 34番 吉 村 庄 二 君

35番 下 条ふみまさ 君
 36番 徳 永 達 也 君
 37番 中 島 廣 義 君
 38番 瀬 川 光 之 君
 39番 坂 本 智 徳 君
 40番 溝 口 芙美雄 君
 41番 橋 村 松太郎 君
 42番 野 本 三 雄 君
 43番 三 好 徳 明 君
 44番 八 江 利 春 君
 45番 宮 内 雪 夫 君
 46番 田 中 愛 国 君

欠席議員（1名）

1番 吉 村 正 寿 君

説明のため出席した者

知 事 中 村 法 道 君
 副 知 事 濱 本 磨毅穂 君
 副 知 事 里 見 晋 君
 総 務 部 長 上 田 裕 司 君
 県 民 生 活 部 長 吉 浜 隆 雄 君
 環 境 部 長 太 田 彰 幸 君
 福 祉 保 健 部 長 沢 水 清 明 君
 総務部秘書広報局長 木 村 伸次郎 君
 企 画 振 興 部 長 辻 本 政 美 君
 文 化 観 光 国 際 部 長 松 川 久 和 君
 土 木 部 長 浅 野 和 広 君
 農 林 部 長 加 藤 兼 仁 君
 水 産 部 長 熊 谷 徹 君
 産 業 労 働 部 長 古 川 敬 三 君
 危 機 管 理 監 西 浦 泰 治 君
 福 祉 保 健 部 永 松 和 人 君
 こども政策局長 新 井 忠 洋 君
 会 計 管 理 者

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員	堀 江 憲 二 君
代表監査委員長	石 橋 和 正 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員長	坂 井 俊 之 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議 事 課 主 任 主 事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) (拍手)〔登壇〕 おはようございます。

佐世保市・北松浦郡選出、改革21の久野 哲でございます。

今日は6月9日、偶然にも私は69回目の誕生日をいただくことになりました。(拍手・発言する者あり) その機会をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

質問に入る前に、私の方からも、今回の「熊本地震」について触れさせていただきたいと思っています。

4月14日、熊本県を中心に大きな地震が発生いたしました。1995年の「阪神・淡路大震災」と同規模、あるいはそれ以上という九州内陸部の地震では、過去100年で最大級の地震というふうに言われておるわけでございます。この地震で多くの尊い命が犠牲となられたわけでありますけれども、亡くなられた方々に謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

また、家屋の倒壊、そして避難生活、心的ストレス障害等々、被災者の皆様方には大変なご心痛かと思っておりますけれども、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い心的外傷の回復と、そして、一日も早い復旧・復興を願っておる次第でございます。

また、震災対応のため、各自治体、関係者をはじめ多くの機関、ボランティアの皆様方の活動に心からおねぎらいを申し上げる次第でございます。

それでは、質問通告に従い、順次質問をさせていただきますが、執行部の明快なご答弁をお願い申し上げておきたいと思っています。

1、知事の政治姿勢について。

中村県政2期目の折り返し点に入ったわけでございますけれども、ここに来て、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の全面開業が、当初予定のフリーゲージトレイン導入の場合、2025年春以降の3年遅れということになり、しかし、本県といたしましては、何としてでも

2022年開業を前提に、「リレー方式」を導入することで、関係6者間で合意がなされたところでございます。

また、本年夏、本登録が期待されておりました「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が、今年の2月9日に推薦が取り下げ決定をいたしております。

さらには、国営諫早湾干拓問題、そして、県と佐世保市が計画から40年という石木ダム建設事業が、今年度からさらに6年間延長という、また、本年度から「県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、特に、本県においては人口減少対策等々、最も重視しなければならない問題ばかりが山積をいたしておるわけでございますが、特に、2項目について、お尋ねをいたします。

①九州新幹線西九州ルート及びJR佐世保線の輸送改善について。

九州を地理的に見ても、ルートとしてはやはり鹿児島ルート、そして長崎ルート、この2ルートだというふうに思います。

しかし、鹿児島ルートに比べ長崎ルートは、開業があまりにも遅過ぎると、そして、フリーゲージトレインの実用化に向け、2014年10月、60万キロ耐久走行試験をはじめたけれども、1カ月3万キロを超えたところで不具合が発生し、走行試験中断、そうなれば車両の量産化が間に合わず、2022年度の開業はどうなるのか、大変心配をいたしておるところでございます。

しかし、本県としては何としてでも2022年度から可能な限り前倒しにということで、さきの11月定例会で意見書を可決いたしましたところでございます。

フリーゲージトレインが間に合わないとするならば、在来線特急と新幹線を乗り継ぐ「リレー方式」を導入することになったところでござ

いますけれども、私は、新幹線を活用した魅力ある本県のまちづくり、そして、その効果を最大限に発揮するために、いずれかの方式で一日も早い開業を望んでいることに変わりはないことをまず申し上げておきたいと思えます。

ただ、私が、そして県北の人間として申し上げたいことは、前にも一回この質問をさせていただいたことがございますけれども、もう一回内容を話をさせていただきたいというふうに思えます。

それは、当時1974年、原子力船「むつ」が放射能漏れを起こして、その修理の受入先がなく、50日間漂流をしている原子力船「むつ」を、当時の辻一三佐世保市長が修理受け入れを表明、そして佐世保重工（SSK）で修理することが決まったわけであります。

その見返りに、長崎新幹線の工事着工は他の路線に遅れることがないように進めていくということでございました。しかし、採算面、あるいはまた、短絡路路的に、やはり佐世保を通らず長崎ルートであるという国策に協力をしてきたわけでございます。協力はしたが、その見返りがいまだにないというのが、県北の皆様方の見方でございます。

佐世保線へフリーゲージトレインの乗り入れ、これは佐賀県と十分な連携が必要というふうに思えます。もし乗り入れが決まるとするならば、現在の路線では、恐らく強度的にも無理があるのではないかというふうに思えます。

実は、昨日の新聞の中では、この佐世保ルートの件につきましては、もしフリーゲージトレインが通るとするならば、枕木の追加等の軌道強化、あるいは急カーブをやわらげる改良等々というようなことが挙げられておるわけでございますけれども、やはりフリーゲージトレイン

の重量を考えていくなれば、これは線路の基盤整備からの乗り入れ事前準備が必要不可欠というふうに思います。

この佐世保線については、知事の口からあまり聞こえてこないわけでありすけれども、一体、佐世保線について、知事はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

以降の質問につきましては、対面演壇席より質問をさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 久野議員のご質問にお答えをいたします。

J R佐世保線の輸送改善について、どう考えているのかというお尋ねでございます。

J R佐世保線の輸送改善につきましては、極めて重要な課題であると認識をいたしております。

そのため、フリーゲージトレインにつきましては、政府施策要望等において、実用化に向けた技術開発を促進していただきたいということにあわせて、佐世保市への乗り入れのための整備、実証運行などを国に対して重ねて訴えてきているところであります。

また、平成27年度には、県と佐世保市が共同で、J R佐世保線の高速化、フリーゲージトレインの導入の可能性も含め、複数の輸送改善手段について調査を行ったところであります。

今後は、調査結果のさらなる精査を行い、佐世保市やJ R九州とも協議を進めながら、引き続き検討を深めてまいりたいと考えているところであります。

そしてまた、J R大村線についてもお触れになられましたけれども、この大村線につきましても、佐世保市と長崎市を結ぶ幹線鉄道と認識

をいたしているところであり、J R九州に対しまして、輸送力の強化、利便性の向上等について要望を進めてきているところであります。

県といたしましては、今後とも輸送改善について、沿線自治体の意向を踏まえながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ありがとうございます。

今、知事の方からご説明をいただきました。また、今年の4月1日から、おかげさまで佐世保市は、いわゆる県内2番目の中核市に移行し、県北及び西九州北部地域の拠点都市として、圏域全体の発展を牽引する中心的な役割を果たしていかなければならないというわけでございます。

しかし、県北の交通アクセス一つ考えてみても、西九州自動車道路、これもまた、片側1車線、そしてJ R佐世保線においても、博多—佐世保間、特急みどりでありますけれども、昨日の新聞にも載っておりました。最高速度95キロというふうに記載をされておりますけれども、これは一部分であって、この特急みどりは平均時速は66キロなんですね。佐世保線の特急みどりは66キロが平均です。

それからまた、大村線においてもシーサイドライナーが走っておるわけでございますけれども、これはディーゼルカーですね。これは時速が44キロなんです。昔からこの点は全く変わっていないというふうに思います。いわゆる進展がないというふうに思うわけでございます。

だから、一般質問で県北議員の皆さん方からよく言われるのが、「南高北低」という言葉が

出るように、私もそのとおりだと思います。

今は、知事は長崎ルートで頭がいっぱいというふうに思っておりますけれども、しかし、佐世保線についても、先ほどお話をいただきました。ちょっと安心をいたしましたけれども、まずは長崎新幹線と同時進行で、佐世保線についても輸送改善が遅れないような形の中でやっていただきたいというふうに思うわけでございます。そうしますと、やっぱり佐世保線の輸送改善がまず遅れないように、これは長崎新幹線と佐世保線の、特に、フリーゲージトレインというふうになると思いますが、同時進行について、ぜひひとつこの見解をもう一回お聞かせいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) この佐世保線の輸送改善につきましては、これまでも地元の皆様方と一緒に検討委員会を立ち上げて、さまざまな課題について整理を行っているところであります。

佐世保線の輸送改善を目指す場合に、一つは、フリーゲージトレインの開発可能性、そして、それが導入可能となった時にどのような課題が佐世保線に生じてくるのか、そういったことも精査をし、また、費用対効果も見極めていかなければならないということで調査を進め、その内容をさらに精査をしているところでございます。

この輸送改善を図るためには、本県だけの検討でも足らざるところがありまして、佐賀県とも十分な協議を進めていかなければならない課題になってくるわけでありまして、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) もう一つは、JR佐世

保線についてもやっぱりミクロ的な視点で現状把握をしっかりと行って、そしてまた、佐世保線の将来を見据えた中で、特に、リゾート施設ハウステンボスもあるわけです。そして、さらには九十九島をはじめ、いわゆる西海国立公園等々の素晴らしい観光施設があるわけですから、新幹線長崎ルートはもちろんでありますけれども、佐世保線の輸送改善にも積極的に活動をお願い申し上げておきたいというふうに、これはご要望を申し上げておきたいと思います。

②石木ダム建設促進について。

石木ダムの建設事業でございますが、既にこの計画から40年以上経過をいたしておるところでございますが、県は、従来の2016年度から、工期をさらに6年間延長するというところになっていてございますけれども、新たな工期で事業を進めていかれるというふうに思っております。

こうした中、ますます反対地権者の皆様方の活動は活発化し、報道も多くなされておるわけでございますけれども、一方で、事業の必要性について県民の理解が進んでいないのではないかなというふうな点が危惧されるところでございます。

石木ダムについては、「なぜ石木ダムなのか」、「なぜ石木ダムが必要なのか」ということになるわけでございますけれども、大きく言えば、ご案内のとおり、2つだというふうに思うんですね。

佐世保市では、まず、平成6年には、最大43時間の断水をするなど9カ月近くに及ぶ大渇水がございました。その後も平成17年、平成19年の減圧給水制限など、ほぼ2年に一度ぐらいはやっているわけです。

それから、もう一点は何かといえば、一方、川棚川周辺の方々については、昭和23年以降、4回にわたる水害により、床下・床上浸水が延べ3,300戸以上という甚大な被害を受けております。これは県民の安全・安心に関わる重大な事態であるというふうに思っております。

こうした災害を過去のものと捉えるわけにはいかないというふうに思うわけでございますけれども、私は、今日の自然災害発生状況を見る時に、あの3.11の大津波、そして集中豪雨による大洪水、そして今回、熊本・大分両県を中心とする大地震、この自然災害を鑑みる時には、必ず大洪水が再び起こる可能性が十分ある、このことを認識しておかなければならないというふうに思います。災害は起こってからでは遅いので、十分に起こり得る災害に備えた石木ダム事業、利水、治水、両面の公益性、必要性を私からも強く訴えをしておきたいというふうに思います。

本議会の開催初日に知事の所信で、この点について述べられましたが、石木ダム建設について知事の姿勢を再確認させていただきたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 石木ダムの建設につきましては、今、議員からのご指摘をいただきましたように、川棚川の抜本的な治水対策、そして、佐世保市の慢性的な水源不足解消のためには必要不可欠な事業であると考えているところであります。

こうしたことから、事業認定がなされたすべての用地について、先月までに県の収用委員会に裁決を申請しているところであり、用地の確保に向けた手続を進めてまいりますとともに、工事につきましても、付け替え県道工事等の進

捗を図ってまいりたいと考えております。

昨年9月には、関東東北豪雨による甚大な被害が発生したところであり、国においても防災・減災対策の必要性が指摘されているところであります。いつでも起こり得る災害に備え、さらには、県北地域の発展のためにも、ダムは早期に完成させていく必要があると考えているところであり、今後とも、佐世保市、川棚町とも一体となって事業の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) 現在、この石木ダム事業については、大変な難局を迎えておるわけでございます。事業の必要性はもとより、ただ、やっぱり8割の皆様方のご理解をいただいて、既に立ち退き、移転をされているわけでございますけれども、この方々のお気持ちもやはり酌まなければならないというふうに思うわけでございますけれども、この8割の皆様方に対してのお気持ちをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 既にさまざまな曲折を経て今日に至っているわけでありましてけれども、それぞれの地権者の方々がさまざまな事情の中で苦渋の判断をされ、協力をしてきていただいたという思いは、これはしっかりと大切にしていかなければいけない。そういった思いを活かしていくためにも、この石木ダムの建設はしっかりと前に進めていかなければいけないと考えているところであります。

引き続き、今後とも全力を注いでまいりたいと思います。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) 今日の世界的な異常気

象でございますから、先ほど申し上げましたように、まず大洪水があれば、必ず大渇水があるというふうに、そのように私も思うわけでございますけれども、何とかひとつ、地権者の皆様方のご理解がいただけるよう、全力で取り組んでいただきたい、このことをご要望申し上げておきたいと思います。

2、災害に強い強靱な県土づくり。

①強靱な強化対策について。

冒頭申し上げましたように、熊本県を中心に大規模な地震が発生をいたしました。今日の気象状況、あるいは地質変動等々を推察する時、自然災害というのは、いつ、どこで、どのような災害が発生しても不思議ではない今日の現状ではなかろうかというふうに思うわけでございます。

もしもの災害が発生した場合、まず一つには、何といっても県民の生命と財産を守ること、それからもう一つは、いかにして最小限にその災害を食い止めることができるかということ、それからもう一つは、災害時の万全な緊急対策、各機関との連携がいかにできているのかということではないかというふうに思うわけでございますが、いろんな対策があるというふうに思います。

そこで、本県として、「強靱な県土づくり」というふうにありますが、今日までの大きな災害を教訓として、新たな強靱な強化対策というのがあるのかないのか、検討されているのかどうか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 県におきましては、「国土強靱化基本法」に基づきまして、大規模自然災害から県民の生命と財産を守り、経

済活動を安全に営むことができる地域づくりを進めるために、昨年の12月に「長崎県国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

このたびの熊本地震では震度7の地震が2度発生をいたしまして、余震が1,600回以上発生するなど、前例のない地震活動により、大きな被害が発生をしております。そうした特異性から、災害対策においても、これまで見られなかったさまざまな影響が生じているところでございます。

このような状況を踏まえまして、さる5月27日に、庁内の国土強靱化の推進体制であります「長崎県国土強靱化推進本部会議」を開催いたしまして、熊本地震を教訓とした課題や問題点を関係部局で共有するとともに、国土強靱化地域計画の見直しについて検討を開始したところでございます。

行政庁舎被災時の代替施設の確保や、支援物資の搬送体制の構築などをはじめ、しっかりとした検証を行い、本計画で十分でないものがないか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ②防災関係事業の促進について。

本県においては、地すべりの危険箇所数が全国で第2位ということになっております。それからまた、急傾斜地崩壊の危険区域が5戸以上で、全国で第3位ということです。それから、土石流の危険渓流数が全国で第7位というように、危険箇所が非常に多い、災害の発生しやすい状況にあるわけでございます。早急な対策が必要だと思いますけれども、この点についてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 土砂災害の取組状況でございます。

議員ご指摘のとおり、土砂災害を防止する施設整備については、非常に箇所が多いということで、6,585箇所と非常に多いところでございます。保全家屋が多い箇所とか、福祉施設のある箇所など、優先度の高いところから順次事業に取り組んでおります。今後も必要な予算確保に努め、整備促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、施設整備につきましては、多大な費用と時間を要することから、あわせて、災害発生前の確実な避難につながるように、土砂災害警戒区域の指定や適切な情報の提供を進め、警戒避難体制の整備を図るなど、ハード、ソフトの対策を進めまして、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ありがとうございます。

災害がもし起こった時にはどうなるのかというようなことで、その未然の対策はやはり必要というふうに思いますので、この点については、ぜひひとつ取組をよろしく願いを申し上げておきたいと思います。

3、待機児童対策について。

①待機児童が減らない理由は。

今年に入ってからはこの新聞にも、熊本の地震がある前までは、待機児童対策について、それぞれ、この項目について新聞に記載をされておりました。本題については緊急と、やはり抜本対策が急務であると、そのように思いますし、これは前回も質問があっておりましたけれども、私の方からもあえて質問をさせていただ

きたいと思います。

この問題が大きく取り上げられたのは、ご案内のとおり、「保育園落ちた」という匿名でブログを利用した、かなり厳しい親の怒りが爆発した内容がクローズアップされたからではないでしょうか。

このブログで、政府が目覚めたように、保育所に入所できずにいる待機児童の解消に向けた緊急対策を公表されたということでございます。

大変厳しい内容のブログでございましたけれども、しかし、この一人のブログによって国を動かしたということは、小さいお子さんを持つ全国の若い奥様方は大変喜んだんじゃないかなというふうに思います。

そこでお尋ねをいたしますけれども、認可保育所は年々増えているというふうに聞くわけでございますけれども、待機児童が減らないということは一体どういうことなのか、本県についてのみお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 待機児童の解消に向けまして、県内では平成26年度から、子ども・子育て支援の新しい制度がはじまりました平成27年度当初にかけまして、約2,700名分の定員が増やされて受け皿の拡大が図られたところであります。

こういう対策を講じているにもかかわらず、待機児童が減らないという理由といたしましては、雇用情勢が改善し、就業の機会が拡大していること、さらには、子ども・子育て支援新制度におきまして入所要件が緩和されて、短時間の勤務など、保護者の働き方の多様化に合わせた保育所の利用が可能になったことなど、保育

の需要が増大しているということが考えられます。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) 厚生労働省は、定義から外れて待機児童と認定されなかった子どもが、昨年4月時点で4万9,000人というようなことなんです。こういうふうなデータが出ているわけでありまして、同時点で、自治体が待機児童と認定したのは2万3,167名、その2倍以上が、いわゆる潜在的な待機児童がやっぱりいたということになるわけでございます。

では、本県において、昨年4月時点でどれくらいの待機児童がいたのか調査をされたこと、何名ぐらいか、おわかりでしょうか。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 本県におきます昨年4月1日現在の待機児童数でございますが、1市2町で合計42名でございました。

また、特定の保育施設を希望して入所できないという場合など、厚生労働省が示している待機児童の定義に当てはまらない、いわゆる潜在待機児童数と言われておりますものは、県内4市2町で合計288名というふうになっております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) 県内で42名ですか。そうですか。そうしたら、意外と少ない方でもあるんですね。

そうした時に認可保育所、年々増えているというふうに先ほど申し上げましたけれども、本県において認可保育所、あるいは認可外保育所、これは後、何といいますか、増設といいますか、この部分についてはそんなに多くしなくても、この42名が完全に入るということになるわけですかね。増設等々の問題、これはお考えでしょ

うか。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 先ほども申し上げましたように、雇用情勢の改善でありますとか、利用者の条件の拡大等々によりまして、もう少し必要ではないかというふうに思っております。

それで、平成27年度に、昨年度でございますが、各市町が策定いたしました「待機児童解消加速化プラン」というのによりますと、平成30年度までに34施設において、あと1,630名ほどの保育所定員の拡大を図るというような計画となっております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ありがとうございます。

②保育士の処遇改善について。

問題は、やっぱり保育所の増設はできたが、保育士の確保が大変難しいということなんですね。なぜならば、これはやっぱり給料が安いということなんですよ、早い話が。全産業平均より10万円以上、やっぱり下回るというデータも出ておりますし、せっかく資格を持っても、保育士の処遇改善がなかなか進まない、この問題については人材が定着をしないということでございますが、これはあくまでも国の事業でありますけれども、この点について、この人材が定着しない、これから定着させるために、じゃどうするのかというようなことで、県としてどのような考え方、捉え方をされておりますでしょうか。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 先ほど国の調査によりますと、県内でございますが、保育士と全職種との給与の格差が、勤続年数や年齢に違いはございますが、月額8万5,000円程度とな

っております。保育士の確保や定着を難しくしている要因の一つではないかというふうに思っております。

県といたしましては、保育士の給与などの処遇につきまして、国が定めました給付費を原資としていることから、これらの改善につきまして、国へ要望を行ってきたところですが、給与水準や実態に即した配置基準の見直しなど、さらなる改善が必要であると考えておりまして、この点につきましても、引き続き国に要望を行っていききたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ありがとうございます。

まず、政府は、保育の受け皿を50万人増やすというようなことで、2017年度末の待機児童解消を掲げているところでございますけれども、ところが、先日のある新聞に、74市区調査によりますと、「待機児童、48市区が未解消」と。そして、「27市区が全く見通せず」と。そして、「待機児童ゼロがわずか20市区のみ」ということで、半分以上の市区は、政府が言う2017年度までの待機児童解消が見通せないという調査結果が出ておるわけでございますけれども、この調査結果を県としてどのように捉えておられるのかなというふうに思います。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 先ほどの調査は大都市の例でございますが、先ほどもご答弁いたしましたように、実態に応じて保育の需要量とかの策定をいたしております。

平成30年度までに1,600名ほど増やすという計画でございますが、平成27年度におきましても、約700名ほどの拡大が図られております。この結果が、今回、まだ数字が手元にありませんので、どのような効果をもたらされているか

というのはわかりませんが、一応適宜、そういう実態に応じて計画を見直しまして、需要に対処していきたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ③大胆な財源確保で人口減少に歯止め。

待機児童の解消、このことを考えてみますと、やっぱり大胆な財源を含め、スピーディな環境整備を講じていかなければならないというふうに思うわけでございますけれども、ますます人口減少、少子化に歯止めがかからないというふうに思うわけでございますけれども、この点について、やはり人口減少の歯止め策の中にも、やっぱり少子化対策というふうに思うんですけれども、この歯止め対策についてはどんなお考えでしょうか。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 子どもといいますが、子育て環境の整備ということにつきまして、昨年4月に施行されました「子ども・子育て支援新制度」におきまして、消費税引き上げによる増収分等を活用いたしまして、教育・保育の受け皿を増やし、支援の量を拡充するとともに、3歳児に対する職員配置の見直しでありますとか、保育の体制強化、職員研修の充実など、支援の質の向上が一定図られてきております。

ただ、新制度の完全実施に必要な財源が年間1兆円を超えるというふうな算定がされておりますが、現段階では7,000億円程度の確保の見通ししか立っていないという状況でございます。

このため、県といたしましては、当該制度の確実な実施に向けた財源確保を国に対して強く求めながら、子育て環境の整備に取り組んでま

いりたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ぜひひとつ、子育て支援等々も含めて、人口減少に歯止めがかかるように、ぜひ財源等々についてもご検討をお願いしたいというふうに思います。

保育にかける日本の予算というのは、欧州に比べると非常に低水準、これはデータは出ているわけですが、やはり日本は低い水準で、保育にかかる問題についてはそういうような状況でございます。

今回、やっと一人のブログで国が動き出した現状でございますので、県としても何とか財源を確保して、専門性を高めるための人材育成に力を入れていただきたいということを特に要望をしておきたいというふうに思います。

4、T P P大筋合意について。

これもさきにもいろいろと質問等々がありますが、なるべく重複をしないような形で質問をさせていただきたいと思います。

これは、環太平洋パートナーシップ（T P P）の協定交渉が大筋合意をいたしたということでございますが、このT P Pは、ものの関税だけでなく、幅広い分野で、実は21世紀型のいわゆるルールを構築するというものでございまして、正直言って、私もこのT P Pは大変勉強不足でよくわからないというのが本音でございますが、特に、この問題については農業問題について、これはJ Aの幹部の皆さん方に話を聞いてみても、T P Pについてはかなり消極的な考えということでございます。

例えば、我が国の米の余剰が続いているわけでございますけれども、外国からの米を輸入するならば、当然米が増えるということになるわけですね。そうなれば、当然米の価格が下がっ

てくるということだろうと思いますが、価格が下がれば、米作農家にとっては大変な痛手になるというふうに思いますが、これもよく考えてみると、地域の崩壊につながりかねないかなというふうな心配を実はいたしておるところでございます。

①本県の農業・水産業に対する影響は。

そこで、T P Pは国の事業でございますけれども、国の意向をしっかりとつかんで、本県として地域の実情に即した、例えばJ A、あるいは農業生産者等々の関係者に対して、きめ細かな説明、あるいは配慮が必要かというふうに思うわけでございますけれども、国の説明会等々があっているかどうか、これはわかりませんが、県としてもやはりこの点については、我が長崎県の農業、あるいはまた水産業に対して、こういうふうなT P Pの問題については皆さん方がご理解をいただけるようなというか、こういうふうなきちんとした県としての説明も必要ではないかというふうに思っておるわけでございますが、県として、こういうふうな説明会等々についてあっているのかどうか、その点、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) T P Pに関して関係者との協議、あるいは説明会に関するお尋ねでございます。

農林部におきましては、昨年10月5日のT P P大筋合意を受けまして、関係団体への情報提供や情報収集を行いますとともに、10月28日には、J Aグループや畜産関係団体、法人協会などの農業団体、市町会、町村会で構成いたします「T P P対策連絡会議」を立ち上げまして、情報共有、団体からの意見聴取、要望の取りまとめを行ったところでございます。

これを踏まえまして、11月11日には、国に対して生産者等へ丁寧な説明を行うこと、体質強化や経営安定対策、中山間地域対策など必要な対応をとっていただきたいことなどの要請活動を行ったところでございます。

また、11月25日に公表されました国の政策大綱を踏まえまして、12月7日には、県と関係団体と合同で財務省、農林水産省に対して、体質強化につながる農地の基盤整備、収益力向上に必要な集出荷施設整備や機械導入、増頭のための牛舎整備等にかかる予算の確保に向けて要請を行うなど、関係団体と連携した対応を行ってまいったところでございます。

なお、これは国の主催でございますが、1月14日には、長崎市におきまして県別説明会が開催されまして、関係団体や市町、県機関などから約200名が出席をしたところでございます。

今後とも、生産現場や関係団体の皆様としっかり連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 水産部におきましては、昨年10月5日のTPP大筋合意を受けまして、その内容や経緯につきまして情報収集を行った後に、漁業関係団体等と情報共有を行うとともに、関係者の意見や要望について何うように努めておりました。

11月8日には、水産庁関係者などが来県しまして、そうした中で、県漁連で開催された会議におきまして、漁業団体や現場生産者から、本県水産業のおかれた現状を踏まえ、想定される影響や対策について発言があり、その後、意見交換も行っております。それらを踏まえ、11月11日には、農林部と合同で国への要請活動を行っております。

先ほど農林部から説明があった長崎市で行われた県別説明会のほか、水産を対象とした水産関係県や、漁業団体を対象とした全国やブロック別の説明会に県としても参加し、国から説明のあった農林水産業への影響試算の考え方などにつきまして、漁業関係者や市町に情報提供をいたしているところでございます。

今後とも、漁業関係者や市町と十分に連携して対処してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ありがとうございます。

TPPによって本県の農業、あるいはまた水産業、これから一体どのように変わっていくのかなというのが、私ども非常に心配があるわけでございますけれども、このTPPの合意のもとにいくならばメリット、恐らくメリットはないというふうに、私は今まで見た中であるんですけれども、恐らくメリットはあまりないかなというふうに思うんですが、その点、メリットがどうなのか、デメリットがどうなのか、そこらあたりについて両部長にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) TPP協定に関する本県農業への影響でございますけれども、肉用牛や豚、柑橘類をはじめとしまして、野菜、米など本県で生産される多くの品目におきまして、価格の低下や輸入品との置き換わりによる、生産額への影響に加えまして、集落の維持や農山村地域が有する多面的機能の低下などの影響が懸念されております。

一方、国の影響試算によりますと、国内対策によりまして、国内生産量は維持されているところでございますけれども、対策の全体像や予

算総額がまだ示されておりません。

そういった中で、影響が国の想定にとどまるのか、万全な対策と十分な予算が確保されるのか、体質強化に限界があります中山間地域の対策はしっかり講じられるのかなどの懸念があるところでございまして、まだまだ現場では不安、懸念の声があるところでございます。

このため、県といたしましては、JA等関係団体とともに体質強化や経営安定対策、中山間地域対策など必要な対応を繰り返し国に対して要請してまいったところでございます。

今後とも、こういうTPPという厳しい環境の中にありましても、国の対策をしっかりと取り込んで、不足する対応についても国に対して求めて、本県の農業の構造改革を進めることで、農業者の皆様が将来にわたり意欲を持って経営を続けていけるよう、生産者、関係団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 今回のTPP大筋合意による水産への影響でございますが、国の影響試算でも示されている関税削減等による価格の下落による影響、このほかに、水産物の消費が安価な肉類へシフトする魚離れが想定されております。こうしたことにより、本県のまき網、定置網などの幅広い漁業や養殖業の経営悪化などの影響が懸念されております。

一方で、関税が撤廃される国への水産物の輸出拡大という面では、期待される面もございます。

県といたしましては、関税削減等による長期的な影響が懸念されることから、国に対して長期にわたる十分な検証と万全の対策を講じるよう、引き続き求めていくとともに、国のTPP

関連対策予算を積極的に活用し、漁業者が意欲を持って漁業経営を継続できるよう、漁業関係者や市町とも十分に連携し、水産業の競争力強化、水産物の輸出拡大に取り組んでまいることとしております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ありがとうございます。

TPPの協定の交渉と並行して行われておりますけれども、日米並行交渉では防かび剤について、いわゆる農薬と食品添加物の承認のための審議を合同で行おうというようなことになっているようでございますけれども、皆様方が一番心配されているのは、やっぱり食の安全・安心だろうというふうに思うわけでございます。これはあくまでも国と国との輸入規制の中で実施されるわけで、問題はないというふうに思いますけれども、この点について、県としてはどのような見解をお持ちなのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 国は、「TPP協定によりまして、我が国の食品の安全を確保するための制度の変更は求められるものではない」としてございまして、食品添加物、残留農薬基準など国内の個別の食品安全基準が、輸入食品に対しまして緩和されることはございません。

また、国の方で、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努めますとともに、輸入食品監視指導計画に基づきます検査等を着実に実施していくということにしております。

このため、TPP協定によりまして、我が国の食の安全・安心が脅かされることはないものと考えております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) ②固定資産税半減（農地バンク）で競争力につながるのか。

保有農地を、いわゆる農地中間管理機構に貸し付けた場合、最大で15年以上貸し付けた場合は5年間、それから10年以上15年未満は3年間、固定資産税を半減するという優遇策を導入することになっておるわけでございますけれども、これはT P Pの発効をにらんで担い手への農地集約を加速して、いわゆる国内農業の競争力を強化していくための策というようなことになっているようでございますけれども、では、本県では、この固定資産税を半減することによって、いわゆる農地中間管理事業を活用した農地集積が進み、競争力の強化につながるというふうにお考えなのかどうか、その点、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 今回、農地中間管理機構への農地の貸し付けを促進することを目的に、農地の固定資産税を半減する税制改正が平成28年4月から施行されたところでございます。

その概要は、所有する全農地を新たにまとめて、農地中間管理機構に10年以上貸し付けた農地の所有者が対象となりまして、15年以上農地中間管理機構に貸し付けた場合は5年間、10年以上15年未満貸し付けた場合は3年間、固定資産税が半減されることとなっております。

現在、農地中間管理機構へ農地を貸し出す際には、農地の出し手となった地域や個人に交付される協力金などの優遇措置がございます。これらの優遇措置に加えまして、今回の税制改正による固定資産税の半減措置についても、農地の所有者に周知、活用しながら、担い手への農地集積、規模拡大、競争力強化につなげてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) 平成28年度というようになことで話がされました。2016年度の税制改正で、いわゆる遊休農地は課税、つまり固定資産税を強化しますと、バンクが借り受けた農地については課税を軽減しますと、税制改正が決まっているわけでございますけれども、農地バンクに貸せる遊休農地であれば問題はないというふうに思うんですけれども、しかし、場所的にどうしても中山間地等々がございますので、貸したいけれども、借りてくれない遊休地もかなりあるというふうに思うわけでありますけれども、そういう遊休地の持ち主である農家にとっては、やはり税金は課税されるし、大変な痛手につながるのではないかというふうに思うわけでありまして、この点については、現状に変わりないんですかね。平成29年度からまた新たなあれが出るんですかね、これは。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 今回、遊休農地の解消促進を目的としまして、固定資産税を課税強化する税制改正が、平成29年4月から施行されることとなっております。

その内容について、ご説明いたしますと、農地法に基づきまして、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と貸借に関する協議を行うよう勧告をした遊休農地、これが課税強化の対象となります。

この協議勧告が行われますのは、農業委員会による利用意向調査におきまして、機構への貸し付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限られます。

したがって、中山間地域等の使い勝手が悪く、借り手が見つからない農地でありましても、所

有者が機構への貸し付けの意思を表明した場合には、課税強化の対象にはならないこととなっております。農地の所有者にとっては大きな負担にはつながらないのではないかと考えているところでございます。

県といたしましては、今回の税制改正による課税強化策や軽減措置とあわせまして、中山間地域では借り手の使い勝手がよくなるような条件整備等も行いながら、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積、遊休農地の解消を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) 平成28年度までは私も知っておりましたけれども、平成29年度からまた新たに変わるというようなことですね。

要は、所有者が機構へ貸し付ける意思があれば、機構側の事情でその土地を使おうが使うまいが、これは勧告が行われることはないというようなことで理解していいんですか。これは、平成29年4月1日からということでもいいんですね。はい、ありがとうございます。わかりました。

5、佐世保縦貫線（国道35号線）早期事業化について。

①早期事業化に向けた取組みについて。

これも前段、さきの議会で吉村 洋議員からの質問がございましたが、私の方からも質問させていただきます。

これは佐世保市の最重要課題の項目の1項目でございます。

この佐世保縦貫都市計画は、決定年が昭和21年なんです。延長8,540メートル、幅が36メートルというようなことで整備をされている。要は佐世保駅から向こう、北の方ということになるわけですが、要はその手前の方ですね。佐世保駅からの手前、いわゆる70年経過を

した今日においても、その残りの部分、いわゆる潮見交差点から福石町交差点の710メートルの間ですけれども、これがなかなか整備が進まない、慢性的な交通渋滞が今なお続いております。

先ほども西九州自動車道の交通渋滞の話をしていただきました。朝のラッシュ時は、大塔から佐世保までの高速道路、これも渋滞です。それから、今申し上げますように、潮見交差点から福石町交差点も渋滞、ちょうど同じところの、場所は違うんですけれども、同じ区域ぐらいいになると思うんですけれども、非常に渋滞が続いておるとというのが現状でございます。

道路の渋滞解消のみならず、背後地の有効活用と高度利用により、商店街の再生と地域の活性化、さらには住宅供給によるまちなか定住促進など、いわゆる佐世保市の玄関口にふさわしいまちづくりにつながると、これがきちんとできればつながるというふうに私は確信をいたしておるところでございます。

そこで、都市計画道路の決定権を持つ県として、この区間、図面上ではおわかりというふうには思いますが、実際にこの現場に立ち会ったことがあられるかどうか、まずお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 議員ご指摘の区間でございます。担当職員はもちろん行っていますが、私自身も現場の方に行きまして、その状況を確認してまいりました。それとともに、佐世保市の幹部の皆様方と直接お会いしまして意見交換を行ったところでございます。

○議長(田中愛国君) 久野議員—32番。

○32番(久野 哲君) 現場を見ていただいたということでございますけれども、事何かある

時にはやっぱり、人からいろいろと聞かれても、まず現場を見るということですね。これは大変なことだろうというふうに思います。

そういった意味で、70年間、これが全然進まない。たった710メートルですけれども、この国道横にはやっぱり住宅もあるし、商店街もあると、非常に難しいところなんです。しかし、何とかこの区間を県としてもぜひ取り組んでいただきますようお願いをいたすところでございますが、これは国道ですから、あくまでも国の事業、国が判断をすることであります。しかし、現場の状況とか実態が把握できているのは、やはり県と市の行政だろうというふうに思います。いかに県と市で国からの予算確保ができるかということにつながるというふうに思うんですけれども、国道両側の移転、先ほど申し上げましたように、この退き等々の問題については、710メートル、大変な事業であるというふうに私も思います。しかし、これが佐世保の玄関口として、そしてまた、新たに中核市になったというようなことを考えてみますと、何としてもこれは早期に、ぜひひとつ事業化ができますように、国へ働きかけをお願い申し上げておきたいというふうに思います。

時間が4分余りましたけれども、以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長(田中愛国君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時5分から再開いたします。

— 午前10時58分 休憩 —

— 午前11時 6分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君)（拍手）**〔登壇〕** 県民主役の会、高比良 元でございます。

質問通告に基づき、第一に、熊本大地震を教訓とする地震等災害への備えについて質問いたしますが、まずもって、このたびの大地震により、お亡くなりになられた皆様に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には謹んでお見舞いを申し上げる次第であります。

1、熊本大地震を教訓とする地震等災害への備えについて。

(1) 災害予防計画について。

①土砂災害の警戒・避難。

この「熊本大地震」を教訓として、また、昭和57年の「長崎大水害」の経験からも、この際、「地域防災計画」を徹底的に見直し、また、検証することを通じて、計画を収れんさせ、県民のセーフティネットをより高めていかなければならないと思います。

「長崎県地震発生想定検証委員会」の想定活断層による震度予測では、地震規模マグニチュード7.7、震度6強を最高に、県南地区を中心に震度5以上の地震の発生が各地で予測をされております。

一方、本県の土砂災害危険箇所は、地域防災計画によると、保全対象人家1戸以上について、国交省所管分で土石流危険渓流4,914箇所、急傾斜地崩壊危険箇所8,497箇所、地すべり危険箇所1,169箇所、林野庁所管で山腹崩壊危険地区1,520箇所、崩壊土砂流出危険地区1,019箇所、地すべり危険地区149箇所、合計1万7,268箇所が指定をされております。

これらについては、国庫補助事業等で砂防事

業等が毎年行われているところではありますが、対象箇所数が膨大なため、地震や集中豪雨等によって、いつ土砂災害等に見舞われるか、わからないという現状にあるわけであります。

したがって、今後、通常砂防事業等を重点的、計画的に進めていく必要がありますが、指定箇所全体をカバーすることは、短期的には、物理的、経済的に不可能に近いと思います。

そこで、過去に土石流災害を受けた地区や、受けるおそれの高い地区に、例えば、雨量計等をより多く設置し、いち早く危険度を把握し、地域住民の自主避難や市町の警戒・避難体制の確立に役立つ情報として提供するシステムを幅広く構築することが重要だと考えますが、まずはこの点について、現状と対策をお尋ねいたします。

以下の質問は、対面演壇席から一問一答で行います。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 本県は、急峻な山地、谷地、がけ地が多いといった地形から、議員ご指摘のとおり、土砂災害危険箇所が非常に多い状況です。このため、住居や公的施設等への影響を勘案しながら、順次、砂防施設の整備を進めておりますが、整備が追いついていないというのが現状でございます。

そのため、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する取組といたしまして、県内207箇所に設置した雨量計のデータから判定される土砂災害の危険度情報をインターネットで提供しております。

今後は、蓄積された土砂災害の実績により、さらに発生予測の精度を高めるとともに、各家庭に届きやすいテレビを通じた情報提供の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) より多くの施設系と雨量計は設置をして、多角的に情報ツールを活用しながら、即座に伝達をしていくと、これが何より大事だと思いますので、よろしく取組をお願いしたいというふうに思います。

ところで、住民への災害危険区域を含む防災マップの周知が必要だというふうに思います。これは、どれだけ普及し、防災意識の高揚につながっているのか、この際、検証をしてみる必要があるというふうに思います。

熊本大地震の被災者へのアンケート調査では、「防災マップを見たことがない」と答える人が多かったと報じられておりますが、県民への周知のための取組状況と今後の対応について、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 県では、土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、地域住民の円滑な避難行動につなげるため、平成26年度から市町が作成する「土砂災害ハザードマップ」の作成支援を行っております。

この結果、平成27年度末現在で、指定箇所数1万5,000箇所に対するハザードマップの作成率は約7割になっております。そのうち、各家庭に配布された割合は、現状で約6割の状況です。

また、ハザードマップの重要性、有効性について、市町との防災関係会議や、土砂法の警戒区域指定時に行える住民説明会で説明を行うとともに、ハザードマップを活用した防災訓練等を通じて、県民への普及啓発を図っているというところでございます。

今後とも、市町や防災部局と緊密に連携しながら、さらなる普及に努め、県民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

○議長(田中愛国君) 高比良議員一30番。

○30番(高比良 元君) これは市町の努力によるというところが大きいんだと思うんだけど、せっかくつくった防災マップも公民館等には掲示をしているけれども、それぞれの住民の手元にはなかなか届かないといったような状況もあるやに聞いているので、そういったところは市町の取組をさらに加速させるように、県としても促進方をお願いしたいというふうに思います。

②地震防災研究事業5カ年計画等における各種主要施設の耐震化について。

公立高校では、全ての学校で耐震化工事が終了しておりますものの、小中学校では、いまだ6市の70棟が基準未適となっていると。国の補助率がかさ上げされております平成32年度までに全て完了すべきだというふうに思いますが、どうか。また、私立の小中高校、それから幼稚園、保育園の実態はどうか、耐震化がなされていない箇所には、具体的にどうやって促進をしていくのか、併せてお尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 平成28年4月1日現在の県内市町立小中学校の耐震性のある建物は、2,193棟中2,123棟で、耐震化率は96.8%となっております。

また、議員ご指摘のございました耐震性のない、残る70棟のうち33棟は、平成28年度中に改修や建て替え及び解体される予定であり、本年度末の耐震化率は98.3%となる見込みであります。

残る耐震性のない建物についても、市町においては、今後、統廃合や老朽化に伴う建て替えなどが計画されており、順次耐震化が図られる予定であります、現在のところ、具体的な完

了年度が未定の市もあります。

国においては、学校施設環境改善交付金のかさ上げ措置を本年度から平成32年度まで5年間延長しておりますので、その制度の活用により、できるだけ早い時期に完了するよう、県としては、引き続き、設置者である市町に耐震化の前倒しを要請してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 私立小中高等学校の耐震化の状況ですけれども、平成28年4月1日現在で156棟の建物のうち、耐震性があるものは120棟となっております、耐震化率は76.9%となっております。

このため、耐震化の促進を図っていきますため、今年度から、緊急防災・減災事業債を活用し、指定避難所とされている施設につきましては、補助率を6分の1から3分の1に引き上げ措置を行っているところでございまして、今年度はさらに13棟の耐震化により、耐震化率を85.3%に引き上げることを目指しまして、現在、国の予算の確保に働きかけを行っているところでございます。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 私の方からは、私立の幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園における耐震化の率を回答させていただきます。

平成28年4月1日現在で、幼稚園で72.2%、保育所87.7%、幼保連携型認定こども園86.4%の耐震化率となっております。

耐震化が未実施の施設の中には、少子化等により将来の見通しが立ちにくい状況にあり、資金面での手当てが難しいことなどから、耐震化の工事を見合わせている施設も見られます。

県といたしましては、特に、耐震化が遅れて

おります幼稚園に対しまして、今年度から避難所の指定を要件として補助率のかさ上げを行うなど、未耐震の施設に対しまして、市町とも連携し、引き続き、耐震化の実施について働きかけを行っていくことといたしております。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 耐震化については、例えば、ほかに病院でありますとか、あるいは県営アパートとか、そういったところがあるのでありますけれども、ちょっと時間の関係で先に進みたいというふうに思います。

③災害の最小値化の取り組み。

防災の観点から、短期間にいろいろ手を打っていくということについては、物理的、経済的になかなか無理があろうというのが実態だというふうに思います。その意味では、二次災害も含めて、減災の観点からソフト・ハードの取組をしていくことがとりわけ重要だというふうに思います。いわゆる災害の最小値化への取組いかんであります。

そのために、いろいろなシミュレーションを多々やりながら、可能な実効策を講じる必要があるというふうに思います。例えば、住家をより安全なところにシフトをする都市政策、あるいは住宅政策を進めながら、空きスペースを一次防災の拠点とすることや、あるいは、公の情報ネットワークと民間のSNSを含めたコンピューターのネットをつないで、情報連絡の多様化を図るということ。さらには、自主防災組織のカバー率や役割意識、個人の防災意識を醸成するといったことや、避難や物資輸送について、本県としては、特に、海上輸送の活用や避難所として大型船舶を借り上げるといったこと。さらには、家屋の危険度判定や、罹災証明等の行政の事務処理の迅速化のための体制を確立する

等々であります。

熊本大地震を教訓として、こういったいろんなことが想定されるわけではありますが、このうち、本県においては、特に、集中豪雨による災害を想定した取組が特に肝要だというふうに思います。水害に対する備えとしては、日本のモデル県ともなる取組があってほしいというふうに思います。災害の最小値化のために、もっとなすべきことがあるというふうに思いますが、知事にお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 今回の熊本地震においては、さまざまな課題が指摘されているところでありまして、県民の防災意識の問題、自主防災組織率の課題、被災者のニーズの把握、情報発信、罹災証明でありますとか、建物の危険度判定にかかる人員不足など、そういったもろもろの課題が顕在化してきているわけでありまして、県といたしましては、こうした課題について、それぞれの担当部署で検証を進めて、地域防災計画にしっかりと反映をさせていく、そして、事前に対応が必要な部分については、これからの政策の中に反映させていかなければならないと考えているところであります。

また、併せて、市町、あるいは関係機関との連携を強化しながら、インフラの老朽化、耐震対策などのハード面、そして、防災意識の問題等を含めたソフト面、両面から災害の被害を最小限にとどめることができるような対策を推進してまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 本県において、災害を研究して、その成果を各分野において浸透させるための人や、あるいは組織というのはどういうふうになっているのか。

災害経験を科学的、あるいは工学的に分析をし、さらなる技術構築をしながら、再発に際しても災害の程度を少なく抑えるための先回りの予防的措置や住民に対する減災のための意識づけや訓練を定着させるといったことが、私としては何より重要だというふうに考えているわけです。この点も含めて、もう一度知事の考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 災害発生が一旦生じてまいりますと、直ちに対応するというのは行政側、あるいは民間側においても非常に困難な状況に直面してくるわけでありますので、あらかじめ想定される場面を思い描きながらシミュレーションをし、予防をしていくことが極めて重要であると、こう考えております。したがって、それぞれの知見を有する皆様方との意見交換などの場を設けながら、これからの対策に活かしていかなければならないと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) (2) 災害応急対策について。

①避難所の確保、整備、運営等。

地域防災計画では、避難所について、公共施設については非構造部材も含めて耐震化を図るとともに、防災拠点として必要な機能整備を行うと。特に、学校施設については、避難所としての利用を想定した施設整備に努め、併せて必要な設備や機能の整備を図るというふうにされています。

これらについて、指定避難所の施設、設備、機器等の整備の充足率はどうなっているのか。併せて、学校はもとより、施設管理者の災害時の対応スキルを身につけさせるための取組はど

うなっているのか、併せてお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 指定避難所として指定されております学校におけるハード的な部分の耐震化率につきましては95.2%、同じく公民館等については64.5%ということになっております。

また、避難所における設備、あるいは機器の整備につきましては、これは、地域防災計画はもとより、国の方からも「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」というのが示されておりまして、毎年、国の説明会を受けまして、その後に市町に対して担当者会議等の場で同指針に基づいて説明をいたして、対応の依頼を行っておりますが、今回の熊本地震を踏まえまして、整備状況の調査を行うことといたしております。

それと、避難所の施設管理者等を対象とした研修、あるいは地域住民も参加するワークショップ等の実施、避難所生活が長期化した場合などの、それぞれの各段階での対応についても、国の指針に基づきまして、これも市町に対して担当者会議等で説明をして、対応の依頼を行っておりますけれども、これも同様に、今後の実施状況を、調査を行うということにさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 今回の熊本の大地震の中で、ある避難所においてはYMCAが指定管理者になっておって、こういう災害時の対応についてのスキルを十分指定管理者が身につけておったといったことによって、避難所の運営が円滑に行われたといった事例があります。他方、そうでないところについては、混乱がかなり惹起されたというようなことも聞いておりま

すので、今、福祉保健部長から答弁があったことについては、さらに加速を図るように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

ところで、今回の熊本地震では、想定を超えた多くの被災者が避難所に集まり、陣取り合戦の雑魚寝状態、人があふれ、車中暮らしの人もいるという実態でありました。

なぜ多くの人が避難所にいるのかというと、精神的・肉体的苦痛を抱えながらも、そこにいなければ情報や支援物資が得られないからであります。

今回の大地震でも支援物資が余るところと、逆に届かないところの差が顕著に出ました。これらの教訓を活かすには、指定避難所以外にも予備的な避難所をより多く確保し、被災者が避難生活を送れるため必要なシステムを構築しておく必要があるというふうに思います。そのためには、情報通信の確保と支援物資の移送の確立が不可欠であると思いますが、このことについて見解を求めます。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 避難所につきましては、市町が平時から必要数を指定しておくこととなっておりますが、災害時に地域の大多数の住民が指定避難所に避難してきた場合の対応、あるいは、在宅等での避難を余儀なくされた方々に対する対応については検討が必要であろうかと考えております。

そのためには、ご指摘のとおり、避難所と災害対策本部間等での情報伝達の方法の確保や、あるいは必要な物資を避難所等に届けるための支援物資の移送体制の確立が不可欠であると考えておりますので、今回の熊本地震での課題を踏まえまして、今後、市町とも協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 次に、避難所の運営に限らないんですけども、大規模災害の発生によって、今回も全国から多数の、あるいは海外からも含めてボランティアが駆けつけております。しかし、今回の大地震では、余震が続いたということもあって、一定期間、災害ボランティアの受付がなされなかったと。ボランティア団体に知恵や行動力があっても、役所や社協は受け付けをしなかった。そのために当初のボランティアは点の活動でしかなかったといったことが実態だと聞かされております。

国際的な災害ボランティアとして、韓国経由である有名な団体が入ったということでありますけれども、そこはなかなか情報も得られないままに、そのまま帰ってしまったという、そういうふうな実態もあったといったことも聞いています。

安全の確保や計画的な活動の確保といったことが手伝って、こういったことになっているというふうに思いますが、それでは被災者にとってみれば、いわば被災者は蚊帳の外に置かれてしまうということになります。

もっと早期にボランティア団体で協力して、ボランティアを有効に活用するやり方、例えば、情報提供の仕方を事前に整備しておくとか、あるいは、また、可及的速やかにボランティアセンターを開設するというようなことが必要だというふうに思いますが、この点についての考え方をお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 本県では、災害が発生しました際には、「長崎県総合防災ポータル」におきまして、被害状況、避難状況、そして道路交通規制状況などを随時発信していく

ことといたしております。

一方で、被災地におきまして災害ボランティア活動が的確に行われますためには、今回の熊本地震の教訓を踏まえ、と、「災害ボランティアセンター」を直ちに開設することが重要であります。

このため、センターの開設手順等を定め、また「活動マニュアル」を策定いたしますとともに、センターの開設に当たりましては、実務経験のあります災害ボランティアコーディネーターの協力を得ることとしているところでございます。

センターを直ちに開設することによりまして、被災地支援に必要な情報の収集・発信を行い、災害ボランティア活動の円滑な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) (3) 災害復旧計画について。

①被災者の生活確保。

家がなくなったために避難所から戻れない人たちのためには、応急仮設住宅の建設が必要になります。この建設用地は、地域防災計画では、市町があらかじめ定めた建設予定地のうちから、災害の状況に応じて選定をするということになっています。

しかし、熊本では、実際は建築予定地が定められていないところも多く、予定地を確保するところから作業がはじまって、したがって、入居がかなり遅れるという、そういう結果となっています。予定地だけでは足りないといった状況や、予定地に予定どおり建てられないといったような例もあります。この点、本県の状況はどうなっているのか。また、事前の必要戸数の総定数を建設予定地は満たしているのか、併せ

てお尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 応急仮設住宅の必要者数につきましては、過去の被害想定から人口の5%と想定をしております、現在の推定人口約137万人から算定いたしますと、必要者数は約7万人になります。

県の防災計画におきましては、応急仮設住宅の建設用地については、市町と連携をして、あらかじめ選定しておくということになっておりまして、県・市町の所有地等について、平成22年2月に応急仮設住宅の建設可能用地リストを作成しているところでございます。

このリストでは、敷地面積で合計約257万平方メートルが建設可能用地ということになっておりますが、標準的な仮設住宅の部分で単純に算定いたしますと、戸数で約3万6,000戸分、入居可能人数で約10万8,000人分の仮設住宅用地の確保がされるということになっております。

しかしながら、前回の調査から一定期間が経過しているということもございますので、今後、改めて調査を行い、市町とも連携しながら、仮設住宅の建設用地の確保等にも努めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 2、県庁舎跡地活用問題について。

(1) 長崎市の提案の取り扱い。

ご案内のとおり、県庁舎跡地に長崎市役所の移転をとすることをめぐる「住民投票条例案」が、約3万人の有権者の署名に裏打ちをされて、去る5月25日、長崎市議会に上程をされました。

条例提案者である田上市長は、「これまでに県議会や市議会の論議も踏まえて慎重に検討を重ねてきた結果、公会堂跡地に市役所を建設す

るという方針に至ったから、条例案には反対である」という意見を述べておりますが、市議会では、3万人近い署名は重いという考えで一致していると報じられておりますものの、「市民の声を聞いて行政運営に活かすべき」と賛同する者と、「市庁舎を県有地に移転できるのか見通せない中で、住民投票を実施する意味があるのか」と疑問視する者に分かれ、所管の委員会が継続審査というふうになりました。

そして、いみじくも昨日、市議会の所管の委員会が開催をされ、委員会としては、条例案は否決をしたとのことであります。しかしながら、本会議での採決がまだ残っておりますので、最終的に決着はついていないというふうに思います。

市議会の所管の委員会で否決した要因は、先般、市議会の議長等が県を訪ねた折、協議後に、「県は、今さら、県庁舎跡地に市役所をとという話にはならないとの立場」と報道陣に語り、かつ「市庁舎移転を協議できない時期まで来ていると受け取った」と市議会議長が委員会で釈明したことが大きいというふうに聞いております。そのため、県庁舎跡地の活用は、既に方向性が出ており、市の庁舎を移転するのは困難として条例案を否決したと。

しかし、昨日の審議で、知事は、これまでの経緯を説明したものの、「市庁舎をどうするかは、市や市議会の問題であり、県として土地を貸す、貸さないという議論以前の問題であると答えた」と聞いている」と答弁をされました。認識というか、受け止め方、発言が違うわけですよ。

さきに県の意向を確認する必要があるという市議会議員の主張には、私は、本来は住民投票後の問題ではないかと思うわけですが、

それはそれとして、一定知事の考えを、再度、公式の場において確認をしておきたいというふうに思うんです。そうでなければ、一定の、一連の動きの中で、県としては大変不本意だというふうに思うからであります。

そこで、今からちょうど2年前の平成26年6月定例会で、私がこの県庁舎の跡地活用問題をたどした時に、知事は、まず、「県庁舎の跡地活用については、平成26年4月に県庁舎跡地活用検討懇話会から提言をいただいたところであり、現在、その提言を踏まえつつ、具体的な検討に着手した段階であって、公会堂代替施設を県庁舎跡地に整備するということについては、県としては何も決めていないし、また、具体的な提案もいただいていない状況である」と答えられました。

しからばということで、私の提案として、「県庁舎の跡地には、長崎市のまちの成り立ち、あるいは、この地がこれまで果たしてきた役割、今でも市の中心部の人たちが県庁移転に反対をする理由、加えて、県庁舎が移転した場合には本館だけでなく、別館や県警本部庁舎、新別館、あるいは、民間の多くの借り上げビルも空き家になり、人がいない、まちが動かないということになってしまうおそれがあるということ、そして、また、県としては、新たな箱物整備のために巨額の財政投資をしなくてもよい等々を総合的に勘案する時は、県庁の跡地には市庁舎を他の公共施設と合わせた複合的な施設として建設することが最も望ましいと考えるので、具体的に今は何も決まっていらないのであれば、跡地活用の検討の中で市庁舎のことも俎上に上げてはどうか」と質問をいたしました。

しかし、それに対して、知事は、「県庁舎跡地活用検討懇話会の提言を踏まえつつ、県・市

で連携を図りながら検討を進めていくということになる」ということを前置きをしながら、「市役所の庁舎の移転については、市の方から具体的な提案は一度もいただいたことがない」というふうに答えられました。つけ加えて、「市の庁舎をどこに建設するかということについては、長崎市にとって極めて重要な事項であり、まずは市の意向を大切にしていかなければならないのではないかと考えている」とも述べられたのであります。

しからば、今日、仮に市議会の本会議で、長崎市が住民投票条例を制定して、そして、その結果、県庁舎の跡地での市庁舎建設の住民の意見が多数となったことをもって、市として市庁舎建設の候補地、予定地の一つとして県庁舎跡地を考えたい、については、県に県庁舎跡地での市庁舎建設について検討の俎上に上げてほしいという正式な申し入れがあった場合、知事はこれを受けて、現在、検討している作業に加えて、そのことを俎上に上げる考えがあるか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) この県庁舎の跡地活用の問題については、先ほど議員もお触れになりましたけれども、これまで県議会、あるいは二度にわたる懇話会からの提言などの経過を経て、去る2月、県議会に対して、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化・芸術ホール」といった3つの方向性をお示しし、その後、「まちづくり・経済雇用対策特別委員会」を設置していただき、ご議論をいただいているところであります。

先ほど、お触れになりましたように、この間、長崎市からは、「県庁舎跡地に市役所を」というご提案は一度もいただいたことがなかつ

たところであり、そもそも、市役所の位置については、まずは市や市議会で議論していただくべき課題であろうと考えております。

仮の問題として、市から県庁舎跡地に市役所を建設したいとの申し出があった場合にどうするのかというお尋ねでありますけれども、仮定のお話であり、この場でお答えいたしかねるところであります。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 知事としては、これまでの経緯からも、今言われたような答弁になることは予測にかたくないところであります。（発言する者あり）しかし、これまでの検討経過があるかもしれませんけれども、証文の出し忘れということで済ませてはならんというふうに思うんです。

住民投票という直接請求によって、まさに地方自治における住民の参政権の行使によって得られた結果として、市民の多数が県庁舎の跡地には市役所がいいということになった時は、自治体を運営する者は、最大限それを受け止めるのは民主主義と地方自治の基本だというふうに私は思うんです。ましてや、検討作業は、いまだ半ばであります。

もちろん、市としてもそういったことを県に申し入れるには、他の問題も手伝って、腹をくくらなければならないでしょうが、そうした過程を通じて、正式に県に申し入れがなされた時は、民主主義のルールとして、県としてもこれを受け止めて、中身について、検討や議論をしていかなければならないのではないのでしょうか。

市民であって県民でありますし、県内の3分の1の人口を占めるところからの申し出は、率直に受けてしかるべきだというふうに私は思います。

しかし、今、住民投票条例も成立をしていないし、ましてや、投票結果もわからないという中で、したがって、長崎市から正式な申し出もないままに、現時点で県庁舎の跡地に市役所を建てられる可能性があるのかと尋ねられても答えようがないし、これまでの経緯だけで言えば否定的な言い方にしかならないと、それはそのとおりだというふうに思います。

だから、私は、今すぐ市役所移転の問題を自主的に検討の俎上に上げろと言っているのではありません。繰り返しになりますが、あくまで一定の民主的なプロセスを経て、市からの申し入れが正式になされたとした場合の知事の立ち方を聞いているのであります。仮定の問題には答えられないといったことではなくて、立ち方として、知事の答弁を再度お願いしたいと思えます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 経過については、先ほど申し上げたような経過にあるわけでありまして、そういう現状、経過を踏まえて、まずは市の方でご判断をいただく必要があると考えております。その後で、市のご判断として、県にお申し出をいただいたら、その段階で検討をしてまいりたいと思えます。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 承知しました。否定も肯定もしないといったことでありますけれども、逆に言えば、市の意気込みいかんの問題だということだというふうに理解をします。

それでは、少し質問を変えますが、懇話会の提言にあるホール機能のことですけれども、「ホール機能については、長崎市が公会堂の代替施設の建設を申し入れる中で、同じく長崎市が計画しているMICE施設のホールとの重複

を避ける必要がある。ついては、MICEのホールの内容が示されていない、オーソライズされていない以上、長崎市からの申し入れに沿って公会堂の代替施設と言える芸術・文化ホールをつくるとは言えない」と知事は言ってきたというふうに思うんです。

そして、さらに、事務方が整理したペーパーですが、これは当然知事も認識をしているというふうに思いますが、「県は、文化拠点としてアルカスSASEBOを整備済みであり、また、時津のカナリーホールやシーハット大村等、県下の文化ホールの充足状況を鑑みて、新たな県立ホール、県立文化ホールをつくる必要はないとの判断から、平成15年に文化施設整備基金を廃止をした。よって、音楽専用ホールの整備が現時点で必要とまでは言えない」と記されています。これは、300席であろうと、500席であろうと、1,000席であろうと同じだというふうに思うんです。

そして、そのペーパーには、加えて、「県としては、文化施設整備の経緯から、中規模の平土間の多目的交流スペースの整備を中心に検討する」と書かれているわけであります。

しかし、こういった経緯や整理がありながら、県と長崎市の職員の間でホール機能について何回か協議がなされております。

そして、また、さきの本会議でこれに関連する質問に、知事は、「芸術・文化ホールは、興行採算性の観点からは1,000席に優位性がある」というふうに答えられて、いかにも1,000席の文化ホールをつくることを決定したのではないかととられるような答弁をされました。

加えて、昨日、企画振興部長は、「市が公会堂代替施設として提案している内容と一致しており、今後、一緒に質の高さについて詰めてい

きたい」というふうに答弁をしました。私としては、いつ、そのようになっていったのか、非常に不可解なわけであります。

先ほど述べましたように、知事は、「ホール機能の重複は避ける」と言っているのに、MICE施設のホール機能について、長崎市からボールが返ってきていないんじゃないでしょうか。

一方、市が、さきの長崎市議会の総務委員会で示した資料によると、交流拠点用地の活用の仕方として幾つか示しながらも、やはりMICE機能を中核としたものが一番いいんだと。そして、そのモデルプランはメインホールで3,000平米、メッセ等の展示スペースで3,000平米、会議室等で3,000平米、多目的ホールで1,500平米だと述べております。

メインホールや展示スペースは、体育館のフロアのような平土間だと記されているわけですが、多目的ホールについては、中身が示されていません。

果たして、この案が市議会の賛同を得るかどうか分かりませんが、多目的ホールというのは一体何なのかも含めて、市当局内部の考え方も固まっていないといった現状であるように見受けられます。

逆に言えば、県庁舎の跡地問題での決着を見ていたと、そして、市長は公会堂の代替施設のめどがついたとまで言っているわけであります。

しかし、県としての考え方の手順は、知事がこれまで答弁してきたように、逆ではありませんか。そうであれば、県としては、これまでのいろんな経緯から、ホールについては平土間の中規模の多目的交流スペースの整備を中心に検討していくということをはっきり挙げるべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) ただいま、市の方と事務的に協議しておりますのは、まずは、県議会に対しまして整備方針を固めたうえで協議をさせていただきたいということで、その過程の中で協議をしているところでございます。

県庁跡地に検討しているホールについては、2月の定例会において、「歴史あるこの地にふさわしい文化の中心となる質の高い文化・芸術ホール」という方向性をお示しいたしまして、特別委員会をはじめ、県議会のご意見をいただきながら検討を進めているところでございます。

ホールの席数については、興行採算性の観点から1,000席程度に優位性があるということで、そういったホールの規模的な問題につきましては、長崎市から提案があったホールの規模感と方向性が一致するのではないかとということで考えているところでございます。

現在、整備方針という案の取りまとめに向けて、県と長崎市がそれぞれ考える主な用途、それから、それに応じた機能面などについて協議を行っているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 今、私の方が指摘をさせていただいたこれまでの経緯、いつもこれまでの経緯といったことを答弁をされるので、逆にこれまでの経緯といったことについてお話をさせていただいた。そのプロセスというか、この点はしっかり踏まえて、今後の作業内容というか、進め方、あるいは、いろんな枠組みの構築といったことについては腐心をしてもらいたいというふうに思うんです。

どうも、今までやってきたことと、いつの間にか違うようなやり方になってしまっているのではないか。その結果として、長崎市長はああ

いうふうな発言までしているといったことは、県としては、これは不本意だというふうに思うんですよ。ですから、その辺も含めて、県としての立場を、これまで踏襲してきた立場をそれこそ崩さずにやってもらいたいというふうに思います。

このホールのことに限らず、県庁舎の移転によって、別館や県警本部も壊され、そして、新別館や、その他多くの民間の借り上げスペースもあいてしまうということになります。人もいなくなり、したがって、先ほど言いましたけれども、まちも動かなくなってしまう可能性もあります。

その一方で、本館の跡地、第一別館も含まれるかもしれませんが、そこだけが多額な費用をかけて、いわば観光的な施設になると。しかし、稼働状況についての見通しは、まだ示されていません。そういうことが、県都長崎市の一番中心部のまちなか整備のあり方として進んでいいのかといったことについては、私は長崎市選出の議員として、なかなか納得がいくものではありませんと、明確に述べさせていただく次第です。

今日の質疑の中で、知事は、仮定の話にはなかなか答えにくい、答えられないということを前提としつつも、「市が正式に県の方に打診をしてきた時には、それはその時に考える」というような答弁がありました。それでもって、私としては了としたいというふうに思います。

つけ加えて言うならば、県警本部跡地や、場合によっては第三別館、さらには江戸町公園の敷地の活用も視野に入れて、市の庁舎と懇話会の提言にあるものをうまく組み合わせて、他の先進地にも見られるような複合的な施設を県・市でつくり、にぎわいの場をつくっていくこと

が土地利用のあり方として有用だと主張させていただきまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

3、被爆体験者の援護対策について。

(1) 直近の高裁判決・地裁判決を受けての知事の所見。

まず、今年に入って、被爆体験者の訴訟が去る2月22日、長崎地裁であり、5月23日には福岡高裁でありました。

この2つは、訴訟物は基本的に同じでありながら、それぞれ異なる判決で、したがって、理由も違います。

長崎地裁は、証拠として提出された被曝線量に着目をして、「25ミリシーベルト以上の被曝線量を受けた者は健康被害を生ずる可能性がある」として、「原告のうちの9人を被爆者として認定すべきだ」という判決を下しました。

これに対して、第1陣の控訴審である福岡高裁は、「放射線による健康被害が認められるのは、爆心地から7.5キロメートルまでであり、したがって、原告は全て爆心地から半径12キロメートル以内にあるものの、7.5キロメートル以遠であるから、被爆者援護法第1条第3号の被爆者には当たらない」という判決を下しました。

私もこの福岡高裁の判決を法廷で聞き、判決文も読みました。しかし、それは法律解釈に重大な誤りがあり、評価に値しない不当な判決であると私は考えておりますが、まずは、この両判決を受けての知事の所見をお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 被爆者健康手帳の交付等を求めた2月の被爆体験者訴訟第2陣の第一審判決、そして、また、先月の第1陣控訴審判決につきましては、判断が分かれることとなったところではありますが、いずれにいたしましても、

どちらの裁判も継続中でありますので、今後の司法判断をしっかりと見極めていかなければならないと考えております。

裁判の争点となりました、この被爆者健康手帳交付の要件であります「被爆者援護法第1条第3号」に規定する「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の影響を受けるような事情の下にあった者」について、その事実の立証責任を控訴人らに求めたということについては、高裁、地裁とも同様の判断がなされたところであり、これは裁判の厳しさとして一定受け止めざるを得ないものと考えているところであります。

そうした一方で、被爆県の知事といたしましては、さきの判決の中で、一定科学的な根拠として、今後、確立されていく可能性もあるのではないかとの思いもございましたけれども、結果として、そうならなかったわけでありまして、一部残念な気持ちもありますけれども、今後とも、被爆者援護施策の一層の充実に向けて、引き続き長崎市と連携しながら取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 「被爆者援護施策の充実に向けて、長崎市とともに積極的に取り組んでいかなければならないというふうに考えている」というふうなコメントがありました。

それで、もう一度お尋ねしますが、県は、国や長崎市とともに被爆体験者と裁判で争っているといったのは、それは事実であります。しかし、それはそれとして、被爆体験者は何も過当な要求をしているわけではないんですから、同じく原爆の辛酸をなめながら、被爆者と区別した不合理な取り扱いを改善をしてくれと言っているだけなんです。被爆から71年も経った今日

でも、肉体的にも精神的にも苦しんでいる県民なわけです。

そこで、知事は、憲法に保障された地方自治の自治体の長として、統括権、代表権を有する県民の選良であるからには、国の法定受託事務がどうかという前に、県民に寄り添って政治や行政を進めなければならないというふうに思うんですが、知事は一体、国なのか、県民である被爆体験者なのか、どちらを向いておるのか、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) それは、両方とも立場を持っているわけでありますので、どちらか一方に決めろというのは、なかなか難しい立場であります。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 県民の代表としての知事、政治家の知事としては、やっぱり被爆体験者に寄り添って、ぜひ、いろんな考え方を進めてもらいたいということを強くお願いしたいというふうに思うんです。

(2) 制度見直しについての国及び国会議員等への申し入れについて。

第2陣の第一審判決後、原告団の代表は、厚労省や国会議員を回りまして、現行制度の改善を訴えてきました。その中で、自民党の「原爆被爆者救済を進める議員連盟」の会合において、本県選出の富岡代議士は、「救済の方向で考えていかなければならない」と強く主張をされ、また、金子代議士は、「長崎県や長崎市は、なぜ控訴したのか」と発言したとも聞いております。全体として救済に向かわなければならないという空気だったということです。また、厚労省も、被爆体験者に寄り添う姿勢が見られたそうであります。国は、こうした状況に

あります。

そこで、今こそ、知事は、「被爆体験者は、被爆者だ」という認識に立って、制度改善について、政治決着するよう関係者に強く訴えていくべきではないか。県民から負託を受けた長崎県知事として、先頭に立って国の誤りを是正するよう行動すべきだと思うし、また、そうであってほしいと願うわけではありますが、知事の見解を再度求めます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 被爆者援護施策の充実については、これまでも、あらゆる機会を捉えて要望活動等を行ってきているところであり、これからも、そういった意味では被爆者の方々の思いを共有する立場から、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 国は、新たな科学的知見を持ってこいといったことを言っているわけですね。その基本懇の整理からはじまって、ずっとそのことを繰り返している。しかし、その発見は、なかなか難しい。だから、通常型の要望、陳情をするだけでは、なかなか解決につながっていかないと。そういう思いがあって、今、私がお願いしたようなことについての取組が、率直に申し上げて、少し腰が引けていると、そういうふうな状況にあったというふうに思うんです。

しかし、知事、その国が言う新たな科学的・医学的知見というのは、不可能なことを求めているというふうに思いませんか。

なんとなれば、その被曝線量と健康被害の発生の因果関係は、医学的にまだ通説になったものはないんです。そもそも、個人に対して、原爆落下時に被曝線量が幾らだったとか、国が測

定したといったことはないではありませんか。

(発言する者あり)

「被爆者援護法の第1条第3号」は、「原爆放射能の影響を受ける事情のもとにあった者」と規定をされているわけであって、「原爆放射能が健康被害を引き起こした高度の蓋然性を立証できるもの」といったことは、どこにも規定はないのであります。

そもそも、健康被害の有無よりも、生活環境が放射能で汚染された事実を重視すべきでありますし、また、一步譲っても、被爆体験者には被爆者と同様の急性症状が見られたというのは、これまでの調査で明らかなわけであります。

放射能被害は、その可能性を広く見渡し、懸念のある者を広く救済しなければ、本当に誠実な被爆者を救い漏らすことになるというふうに思うんです。そうした思いを持って、長崎市は被爆地域の拡大要求をさらに積極的に取り組んでいくといったことも報じられておりますが、歩調を合わせて、知事として、より積極的な取組をお願いしたいというふうに思うんですが、いま一度答弁を求めます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 確かに、基本懇以降、その科学的な根拠を求められると、大変厳しい状況にあるわけでありますけれども、そういった中で被爆地域の拡大を直ちに求めているかどうかというのは、これまた、なかなか難しい状況であろうと考えております。

さまざまな訴訟等の場において、被爆者健康手帳の交付拡大等について取組が進められているわけでありますけれども、そういった中で一定の基準、判断というのが示されていくのではないかと。今回も訴訟の中でそういった期待感もあったわけでありますけれども、控訴審では

それが退けられたというところであり、今後の推移をしっかりと見極めて対応していかなければいけないと思っているところでもあります。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 訴訟は訴訟として新たな展開が行われていますけれども、そういったことよりは基本的にやっぱり立法政策の問題だというふうに認識をしていますから、そういう意味では、政治家知事、被爆県長崎の代表の知事として、県民被爆者、被爆体験者に寄り添った、そういう取組こそがあってしかるべきだというふうに思います。ぜひその辺は力を入れてもらいたい、ここは強く要望したいというふうに思うんです。

かつて、このことで議論をした時に、被爆体験者の制度、被爆地域の拡大要求をする中で被爆体験者の制度ができた。これは苦渋の決断だと、そういうふうな、いわば、この問題は決着をしたと言わんばかりのそういうふうな話、答弁がありました。しかし、私は、到底、決着したというふうには思いません。なぜなら、その安易で無責任な妥協は、現実として、こうした大きな矛盾と差別を生んでいるからであります。そうであれば、やはりその改善を率直に、積極的に求めていくといったことが不可欠だというふうに思うんです。

今言いましたように、裁判の判決も原爆落下時の長崎市の行政区域を全部被爆地域としたことは、立法政策だというふうに言っています。そうであれば、半径12キロ圏域を等しく被爆地域とすることも立法政策であって、したがって、政治的にできないことではないというふうに思います。(発言する者あり)

長崎市は、今回の福岡高裁の判決の後も、被爆地域の拡大を国に求めていくと言っています。

どうか、知事においては、そういったことを認識をさらに深めていただき、積極的な国に対する制度改善を先頭に立ってやっていくというような、そういう強い決意を持って取組をしていただくことを、本当に心から念願をいたす次第であります。(発言する者あり・拍手)

(3) 放射線影響研究会の検討内容等の申し入れについて。

今、長崎市が中心となって、放射能人体影響について、新たな科学的知見を見出そうとしている「原爆放射線影響研究会」が開かれています。しかし、その研究会では、低線量による外部被曝や放射能降下物による内部被曝による健康被害について、いまだ十分な検討がなされていないというふうに思います。

そうした中で、本田医師の調査解析の資料が裁判所に提出をされたり、フランス、イギリス、アメリカの原子力施設労働者の後方視的国際研究において、100ミリシーベルト以下の低線量被曝でも、がん死亡のリスク上昇が確認をされたということが報告をされているわけであります。これは朝長先生の資料として提出をされている。したがって、これらを研究会での検討の俎上にあげることが必要だというふうに思いますが、その研究会に参加している県として、こちら辺について十分検討するよう申し入れるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 本研究会におきます研究対象、これにつきましては原爆被爆者援護行政の課題に関係する研究の中から、委員間で協議を決定されるということでございまして、その関係資料につきましては、各委員の専門分野については自ら提出をし、それ以外は交

流のある他の専門家の協力を得て収集されているということで聞いております。

議員からお話がありましたけれども、本田医師の研究に関する根拠として示されました米国のマンハッタン管区原子爆弾調査団の調査、これについても、この研究会の研究の対象とはなっておるところでございます。現在、この研究会におきましては、低線量被曝の影響に関する研究ということで、国際的な状況も含めて、国際的な観点の調査も含めて議論がなされているところでありまして、県といたしましても、事務局、オブザーバーとして参加をしておりますので、しっかり見極めていきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) よろしく、県として関わっていただくことを要望いたしておきます。

4、長崎県亜熱帯植物園の存廃について。

(1) 基本的な考え方。

野母崎にある亜熱帯植物園は、昭和38年の設立以来、半世紀にわたって貴重植物の鑑賞や教育・学習・体験の場、また、県民の憩いの場として利用され、野母崎地域のシンボルとして親しまれてきた施設であります。

この間、施設整備として50億円以上を投資し、現在、ピーク時より少なくなったとはいえ、年間3万人を超える入園者もいるわけであります。しかしながら、この亜熱帯植物園が地すべり地帯にあり、平成25年度から実施した地すべり調査や専門家の検証により、当面の地すべり対策工事として、最低でも31億円の経費が必要であり、抜本的な対策を講じるには、さらに多額の費用を要するということが明らかになったわけでありまして。また、この間にも植物園一帯の地すべりは進行しており、既に入園者の立ち入り

範囲にもその影響が生じているという状況にあります。

こうした中で、「将来にわたる入園者の安全確保が難しい現状や植物園を取り巻く環境等の変化を踏まえると、まことに苦渋の選択ではあるが、一般入場者に対する営業を停止せざるを得ない」と、本定例会の冒頭、知事は述べられました。

しかし、地元では、安全対策に金にかかるだろうが、それでも亜熱帯植物園は存続してほしいという強い要望がありますことから、いま一度、知事の所見をお伺いいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 亜熱帯植物園につきましては、昭和44年の開設以来、植物の鑑賞、また、観光レクリエーション施設として、多くの県民の皆様方、あるいは観光客の皆様方に親しまれて、平成10年のリニューアルオープン時には、年間12万人の方々にご来場いただくなど、野母崎地域の観光シンボルとして大切な役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、平成18年に地すべりが発生いたしました以来、安全性の確保というのが極めて大きな課題となっております、ご指摘のとおり、現在も植物園一帯の地すべりが進行しているところであり、既に来園者の立ち入る範囲にもその影響が生じているところであります。

これまで、野母崎地域のシンボルとして、あるいはシンボルとして住民の方々に長年にわたって親しまれてきた施設であるということは十分に認識をいたしておりますけれども、やはり入園者の安全確保というのを最優先に考えなければいけないという状況にあるわけでありまして、必要とされる対策を講じていくというには、巨額の財源が伴ってくるわけでありまして、今

の状況では極めて難しいと判断をいたしているところでもあります。また、この植物園の役割自体も、開園当初と比べますと、取り巻く環境が大きく変化しつつあるというのも、また事実であります。

そういう状況から、私といたしましては、本当に苦渋の思いでありましたけれども、現在の指定管理が終了する、平成29年3月末を一定の目途として、営業を停止せざるを得ないと考え、先般、その旨を表明させていただいたところでもあります。

なお、今後は、地域の活性化に向けた長崎市と地元との協議の場に参画してまいりますとともに、閉園後の防災対策等について、検討を進めていかなければならないと考えているところでもあります。

○議長(田中愛国君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 私も地元の議員として、まことに断腸の思いでありますけれども、今の知事の考えについては受け入れざるを得ないというふうに思っています。

ただ、来年度1年間だけは、これは全ての入園者を全てクローズをするというのではなくて、例えば、地すべり地区と一定離れたところにある野外ステージの広場とか、あるいは体験栽培温室とか、入り口の売店とか、そういったものについて、例えば天気のいい土日等に限って、安全を確保しながら、憩いの場として利用を認めるといったようなことについても、要するに廃園についてのソフトランディングについても十分に配慮をして、検討していただきたいというふうに思いますし、それから、廃園をして、それで終わりという話になると、これは野母崎の地域振興にとって大変打撃が大きいというふうになってきます。今、知事も言われましたけ

れども、今、地元の方ではいろんな地域振興策を講じようといったことで真剣な協議がなされておりますので、については、県としても、これまで植物園が果たしてきた役割を踏まえて、にぎわいの創出、あるいは地域の活性化に向けて市の取組を後押しをするとともに、自らも知恵を出して協議に参画することを通じて、成果物には積極的な財政支援をする取組を行っていたくことを強く要望をする次第であります。

時間になりました。

石木ダムの問題については、次回に譲りたいというふうに思います。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(田中愛国君) 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時 8分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(中島廣義君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) (拍手)〔登壇〕 前進・邁進の会、松浦市選出、友田吉泰でございます。

まず冒頭に、先般発生しました「熊本地震」によってお亡くなりになられた方に、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、今、なお避難生活を送っておられる被災者の皆様方に心からのお見舞いと、あわせて長崎県民の皆様のご親戚やご友人、大切な方もいらっしゃるかもしれません。一日も早い復旧と復興を願うものであります。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1、人口ビジョン目標達成のための取り組みについて。

①子どもたちが長崎県で暮らし続けることを「選択」するために必要な取り組み。

本県をはじめ、多くの地方自治体が直面している人口の急激な減少を克服するため、国の強い指導力のもと、本県においても、平成27年10月に「長崎県長期人口ビジョン」とその実施計画とも言える「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の克服と地方創生に向けて、対策を推進してきているところであります。

本県の人口減少の主たる要因は、少子化の影響もさることながら、若い人たちが、就職、進学のために県外へ転出することによって生じる社会減の影響が大きく、前述のビジョンや総合戦略を策定するに当たって、高校生や大学生を対象としたアンケート調査を実施して、必要な対策が計画に盛り込まれたところであります。

しかしながら、全国の自治体が人口ビジョンを策定し、それぞれの地方に人を残そうとすると、これまで地方から人を集めて成り立っていた地域や企業は、人を集めるための条件をさらに高めて求人を行うことが予想されます。

今回のこの計画策定のために実施されたアンケートは、これから就職する高校生や大学生に対し、どうすれば県内に就職してもらえるかを主眼として行われており、これにより導き出された答えは、主に長崎県が克服すべき弱みであり、このアンケートに基づいて策定された総合戦略は、長崎県の弱みを克服するための計画、こうやってしまうと、強みを伸ばすという点もありますので、こう断定するのはどうかと思いますけれども、人を残すためという意味では、やはり弱みではないかと思っています。この弱みを中心となっています。確かに弱みを克服することも重要ではありますが、長崎県が持つ人

が暮らすうえでの強みを把握して、それをさらに伸ばすことも重要ではないかと考えています。

そこで、見方を変えて提案をしたいと思えます。

県の調査結果によれば、長崎県の産業別の現金給与総額は、16分野の調査産業の合計で全国よりも6万4,000円も低いにもかかわらず、給与面で優位な地域ではなく、長崎県内を選んで暮らしている県民が多数おられます。中村知事をはじめ、この議場におられるほとんどの方は、まさに長崎県で暮らすことを選択した方々であり、それぞれに選択した理由があるはずであります。私は、その理由にこそ長崎県の人を残す強みがあるのではないかと考え、この強みを把握するためのヒントが隠されていると思っています。

そこでお尋ねいたします。

知事は、長崎県で暮らす人々が長崎県を選択した理由、私が言う人を残す強みをどのようにお考えになるのか、ご自身の体験を踏まえ、お聞かせいただければ幸いです。

また、あわせて長崎県の強みを把握するために、県内で働く人々を対象にしたアンケート調査を実施し、長崎を選択した理由を分析するお考えがないか、お尋ねいたします。

あとの質問は、対面演壇席で行わせていただきます。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 友田議員のご質問にお答えいたします。

県内で暮らす方々が長崎県を選択した理由や強みについてのお尋ねでございますが、私は、長崎県は、人が優しく、特色のある歴史文化、豊かな自然に恵まれ、またおいしい食べものがたくさんある等、多くの魅力を有していると考え

えております。

また、県外から来られた方々にもよくお話をお聞きしますけれども、「長崎は、非常に暮らしやすく、外から来た方々を温かく迎え入れる県民性がある」とおっしゃっていただいているようなところであり、このようなことが長崎県の強みにつながっていくのではないかと考えております。

県内に残られた方々を対象にした意識調査につきましては、これまでも高校生や大学生等を対象にしたアンケートを実施しておりますので、その内容を長崎県の強み・弱み両面から分析を行って、活用を図ってまいりますとともに、アンケートにとどまらず、県内に残られた方々から直接さまざまなご意見をお聞きしながら、県内定着の促進に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

また、先般、長崎の暮らしやすさ指標なども取りまとめて周知に努めているところでありますので、さらにその内容を深めて、今後の施策に活かしていきたいと考えているところでございます。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 私がこの質問をしたのには、ちょっとこのビジョンを見て気になることがございました。このビジョンを作成するに当たってのアンケート調査の進路等の希望調査によると、高校生や大学生に「希望する就職先はどこですか」というお尋ねが 있습니다。そうすると、高校生の場合、全体の47%、このうち男性の52%、女性の30%が、希望する就職先を「県外」と答えておられます。長崎県内の高校生の半分は県外に就職したい、これを希望

しておられるわけですね。そして、大学生、長崎県内の大学に通っている長崎県内出身者の大学生ですら33.3%、3人に1人は県外に就職したいと考えておられるんです。

既に、県民の多くの若い人たちの志向はこういう形で県外に向いているんです。この県外志向を、まず県内に向ける努力をしなければ、私は社会減の克服は難しいんじゃないかと思いました。ですから、それを克服するためには、やはり残っていらっしゃる方々に、なぜ残ったんですかということをお尋ねして、その残ったきっかけをしっかりと私たちが受け継いで、これから生まれてくる子どもたちにしっかりそのことを伝えていくことが、社会減を克服する大切なポイントではないかなと思っているわけです。

社会減の均衡を目指す2040年度、これは先般も山本啓介議員からありましたけれども、2040年に社会減の均衡を図る、転入転出を同じにするためには、最も転出の多い、その時24歳になるという今年生まれた子どもたち、その時15歳になるという今後10年後に生まれる子どもたちが、職業選択をするまでに長崎県に残ろうという思いを強く持っていただかなければいけないんじゃないか。そのためには、やはり残っている方々にいろいろ聞いてみる必要があるんじゃないかと思いますけれども、こういった点で、もう一度お考えをお聞かせいただければと思います。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君) 実際の就職動向等をお尋ねしてみますと、県内に残っておられる方々、例えば、知人、友人が多くいるからとか、自宅から通勤ができるとか、あるいは通勤時間が短くて済むとか、さまざまな選択肢があるわけがあります。

したがって、そういった強みをどうやって活かしていくかということに直接つながらないような選択肢も数多くあるわけでありまして、これからやっぱりしっかりと若い方々、次世代の方々がふるさとを選択していただく。これは今議会でもご議論をいただいておりますように、ふるさとに対する特別の思いを持っていただいて、これから活躍いただけるような環境をつくるとか、さまざまな選択肢があると思いますので、そういった観点からしっかりとアンケートも進め、そして施策の中に活かしていかなければいけないのではないかと考えているところでもあります。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 今、長崎県で暮らしている人たちの思いを、ぜひこれからは活かしていただきたいと思いますし、私もこの質問をするに当たって、多くの方にお話を聞いてみました。やはり今知事がおっしゃるとおり、友人、知人がいる、近くて自宅から通えるからとか、そういう方もいらっしゃいましたが、先祖代々の土地があるからとか、親をみななければいけないからとか、そういったことを言われる方が割と多いわけです。

では、私たちの世代、少なくとも私自身にそのことを問うたとしても、子どもを本当にもともと自宅に残そうという思いで子育てをしてきたかと問われると、そこは正直クエスチョンマークなんです。これまでの私たちの世代は、多分そういう方々が多いと思うんです。このところを少し県内志向にシフトするような、そういった動機づけというものをやっていかないと、子どもたちの志向がこれだけの情報化社会で外に向いているのに、内に向けようと、県内志向にしようという努力をしないまま、このままや

っていても、この社会減の克服は難しいという思いがありますので、（発言する者あり）ぜひ知事おっしゃったように県民の意見をよく聞いていただいて、必要な対策は講じていただきたいと思います。

あとの質問に影響しますので、この質問は、この程度でとどめたいと思います。

2、地域経済構造分析への対応について。

①中村教授の講演を受けて県は今後どのように対応するのか。

本件については、昨年の9月定例会一般質問に登壇した際、長崎県においても、その導入を図るべきではないかと提案をし、一定のやりとりの後、「まずはその提唱者である岡山大学経済学部の中村良平教授を長崎県に招聘して、話を伺ってみてはどうか」と提案をいたしましたところ、知事から「中村良平教授から、しっかりとお話を聞かせていただいて、また具体的に検討を進めてまいりたい」との答弁をいただきました。

これを受けて、去る5月19日、メルカつきまちにおいて、県主催で中村教授による「地方創生に活かす地域経済構造分析」と題した講演会が催され、県職員や市町の担当者をはじめ、県内のシンクタンクや銀行など、経済界からも参加がなされていました。私も、当初予定されていた視察が中止になりましたので、参加をさせていただいて講演を聞きました。改めて、その時に中村教授がおっしゃった「地域経済の歯車を読み解き、空回りをなくすこと」という、この地域経済構造分析の必要性を強く感じたところでありました。

さて、知事に答弁いただいたとおり、まずは中村教授の話を聞いていただきました。知事の答弁の後半にある「その後、また具体的に検討

を進めてまいりたい」という、この検討段階に入るかと思いますが、中村教授の講演を受けて、県では、この地域経済構造分析について、今後どのように対応していかれるのか、お尋ねします。

○副議長(中島廣義君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 議員ご発言の通り、去る5月19日に岡山大学の中村教授をお招きしまして、講演会を開催いたしました。私もその際参加をさせていただきまして、お話を聞かせていただきました。

そのお話によりますと、地域経済構造分析によって、例えば、地域経済を支えている産業は何か、あるいは他地域と比べて比較優位な産業は何かといったことが分析をできまして、地域の産業政策を立案するうえで、客観的しかも基礎的なデータを把握できることが確認をできるということがわかりました。

国が運用する「RE S A S（リーサス）」においても、昨年12月に同様の分析機能が追加されたところでございまして、各市町においてもRE S A Sを十分に活用しながら、地域の経済分析をしっかり進めていただくことが必要であると考えているところでございます。

このため、県においては、今年度、各地域に出向きまして、市町や経済団体等に対しまして、RE S A Sの実践的な活用方法を個別にサポートしていくこととしておりまして、これには県も一緒になって、RE S A Sを活用した経済分析を促進することで、各地域における効果的な地方創生事業の構築に活かしていけるのではないかと考えているところでございます。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 総務省のRE S A Sそのものが、中村教授の考えておられる地域経済

構造分析の考え方をもとにつくられていくシステムでありますから、RE S A Sによってやっていきたいということでもありますけれども、先般の5月19日の講演を受けて、市町からも多数見えていました。その後、主催者である県に、市町から、何かもっとこの話を聞きたいとか、そういったお話があつていればお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長(中島廣義君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) ちょっと私の方まではあがってきておりませんけれども、こちらの方から積極的に各市町の方に対しまして、そういった手法を使って地域産業を見つめる、あるいは分析をして地域の産業振興につなげていくということについて、さらに働きかけをしていきたいと思っています。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 中村教授の当日配布された資料には、「地域みずからが、まちの経済を分析できる情報と知識（理論と手法）が必要である」と。「まちの経済のデータという情報と分析の理論と方法という2つの知識が必要なんだと。これらがなかったことが、地域政策の多くが空振りになった要因である」と、このように言われています。このRE S A Sの情報だけではだめですから、それをどう使うかという手法は、やはり先般、中村教授の方で講演をいただいた、この地域経済構造分析のやり方なんだろうと思います。ぜひ積極的に県も市町に対して、その働きかけをしていただいて、各地域で政策の空振りがないように指導力を発揮していただきたいと思っています。

ちなみに、先般、消防大会で金澤雲仙市長さんとお会いしました。私が去年9月定例会で質問した時も「あれはおもしろいね」ということ

だったものですから、お尋ねをしたら、雲仙市では、中村教授を呼んでもっと深く研究したいということをおっしゃっていました。それは県で講演会を開いていただいたからだろうと思っています。

いみじくも中村知事がおっしゃいました。「この地域経済構造分析、首長さんがやる気になるかどうかなんだ」と。「こんなもの関係ないよと言う人もいれば、これは大事だと言う人もいる」と。そのことを考えていただきたいと思いますし、昨年、内閣府の方がいらっしゃって、こんなふうなことを言われました。地方創生の講演ですよ。「これからの政策は、勘と経験と思い込みではだめだ」と。勘と経験と思い込み。しっかりとデータを分析してやらなきゃだめだよということを、国も言われているわけですから、この地域経済構造分析、大事だと思いますから、ぜひ県下各地で取り組まれて、政策の空振りがないように、県としての指導力を求めたいと思います。もう一度企画振興部長の方から答弁をいただきたいと思います。

○副議長(中島廣義君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 先ほども答弁させていただきましたけれども、今年度各地域に出向きまして、市町あるいは経済団体に対してRESASの実践的な活用方法を個別にサポートしていきたいと思っておるところでございます。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) では、よろしくお願いします。

3、県外需要を県内に取り込むためのビジネスモデルの構築について。

(1) ながさき親孝行プロジェクト（仮称）。

①県外需要の獲得にかかる県の取組状況につ

いて。

人口減少、特に若い世代の人口流出が著しい本県において、地域経済の維持・活性化を図るためには、県外需要を県内に取り込む視点が必要であると考えます。

県外需要の獲得にかかる県の考えと、例えば、サービス産業分野におけるこれまでの県の取組がどうか、お尋ねをいたします。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 人口減少に伴います消費の低迷が見込まれる中、県内経済の活性化を図るためには、県内需要の掘り起こしに加えて、議員ご指摘のとおり、県外需要の獲得が重要であると考えております。

お尋ねの本県のサービス産業振興施策におけます県外需要の獲得を図る事業といたしましては、成長拡大するネット通販への県内企業の参入を支援する事業でございますとか、増加する観光客の受け皿となる宿泊業のより質の高いサービスの提供による付加価値の向上等を支援する事業などに取り組んでいるところでございます。

今後も、県外需要の獲得に向けまして、引き続き関係事業の推進を図ってまいります。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 県外需要の獲得については現在もやっているということについてはわかりました。

②県外で暮らす本県出身者を対象としたビジネスモデルの構築について（商工会・商工会議所を活用したビジネスモデルの構築）。

昨年参加させていただいた長崎県商工会連合会のベストプラクティス発表会で、新上五島町商工会の指導員の方が、「宅配弁当事業の島外への販売促進」という事業を発表されました。

この事業は、奈良尾町で宅配弁当事業を展開する業者の方が、新上五島町の島外で暮らす子どもなどから注文を受けて、ふるさとで暮らす高齢の親御さんに栄養管理された弁当を宅配するというものであります。

事業の展開に際しては、ターゲットとなる島外で暮らす子どもの方々が多く帰省されるお盆の時期に、フェリーターミナルでリーフレットを配布したり、夏祭り会場でPRうちわを配布するなどの宣伝活動を積極的に行われるとともに、この弁当事業に特化した専用のホームページを開設して、島外への周知を図った結果、域外の購買力獲得に一定の効果をもたらしたというものであります。

私は、このお話を大変興味深く聞き、その着眼点に感銘を受けたところであります。その後、この事業をヒントに新たなビジネスモデルを構築できないかと、私なりに試行を重ね、今回「ながさき親孝行プロジェクト」という仮称で事業案を取りまとめて提案をさせていただきたいと思います。県のお考えをお聞かせいただければと思います。

人口減少が続く本県は、見方を変えれば、それだけ多くの長崎県出身者が県外に居住していることを裏づけています。県外への転出が最も多い、15歳から24歳と言われますが、ここでは18歳から22歳の転出状況について、県統計課でまとめたいただいたデータがありまして、これによれば、平成9年から平成27年まで、この18年間で18歳から22歳に限って言えば19万1,267人が県外へ転出しています。この年齢層だけでも年間1万人が県外へ転出していることになります。この数値をもとに、現在19歳から60歳まで、いわゆる現役世代と言われる方々の県外にいらっしゃる転出人口を推計すると、およそ40

から50万人、これはあくまでもその世代だけの累積ですから、場合によっては、これ以上の年齢の方も移動しておられるでしょうから、ひょっとすると60万～70万というような長崎県出身の方が現役世代で県外に暮らしておられるということが推定されるわけであります。そして、その多くが県内に親御さんを残したまま、県外で家庭を持ち、年々年をとっていく親御さんを気遣いながらもなかなか帰省もできず、ましてUターンして一緒に暮らすことも容易にできない中で生活を送っておられると考えています。この事業は、そういった方々を対象にしたビジネスモデルであります。

長崎県が主導して長崎で暮らす親御さん向けのサービス、今申し上げた弁当もそうでしょう。例えば、実家のリフォームや庭木の手入れ、家電製品の交換など、例を挙げれば、それぞれの業者の方にお尋ねすれば、もっともっと多くのサービスが出てくると思います。こういったサービスを提供する仕組みを、もう一度申し上げます、県が主導して県内各地の商工会議所や商工会、業界団体と連携してつくりあげ、今年3月に東京に開設したアンテナショップ「日本橋長崎館」や「ふるさと回帰支援センター」、四谷にある「長崎よかもんショップ」、そして、本県ゆかりの場所等において、それらをPRするとともに、長崎県人会や同窓会などのネットワーク、またSNS等を使って本県出身者へのアプローチを行い、長崎県が県外で暮らす本県出身者の皆さんの親孝行のお手伝いをしてはどうかというものであります。

この取組は、親孝行された親御さんはもとより、親孝行した本人もその事業を請け負う県内業者も、さらには長崎県やその親御さんが暮らす自治体も全てがハッピーになる事業であると

考えています。

最近はやりのふるさと納税は、納税を獲得する自治体はいいですけども、それを出している自治体にとっては、これは決してハッピーな事業ではありません。それに比べ、これだともっと皆さんがハッピーになれる。私はそのように自負しておるわけであります。

また、経済の観点から言えば、この取組は、域内経済への依存度が高い建築業やサービス業に県外需要をもたらし、それらの産業が移出産業の一翼を担うことで、域際収支の改善にもつながるものと考えています。

さらに、その先の目標を申し上げれば、実家のリフォーム等を促すことで、長崎県へのＵターンをする動機づけになるのではないかと、そんな効果にも期待をしたいと思うわけですが、以上、私が提案をします、この「ながさき親孝行プロジェクト（仮称）」について、県のご所見をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 議員からご紹介のございました「宅配弁当事業の島外への販売促進」につきましては、県外からの注文に加えて、町内でのPR効果も生じているということでございまして、業績は順調に推移していると伺っております。

ご提案いただきました、例えば、実家のリフォームでありますとか、庭木の手入れ、このような事業をさらに拡大させまして、さまざまな事業者のサービスを大都市圏やゆかりの会等で発信する試みは、新たな需要の発掘につながる可能性を持ち、有用であると考えております。このようなビジネスモデルを広く展開できないか、市町、商工会等と一緒に検討してまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 先般、アンテナショップに私も行きまして、お話を伺ってきました。おもしろい取組かもしれないということでありました。県の担当部局と事前にやりとりをしたら、既に商工会等でそれぞれの地域内のサービスを紹介したホームページ等々もできているわけです。しかし、これを東京で暮らす方々が十分知らない、そこになかなかアクセスもしないし、今、リフォームとか、いろんなサービスはインターネットを検索すればいっぱい出てくるんです。出てくるんだけど、果たして、それが信用できる業者なのかというのはなかなか見分けがつかないんです。

ですから、県がそのバックにいて、県がちゃんとやりますということを明確にすることで、いろんな方々が県内の業者を選んでいただく。できれば、自分のふるさとの隣の自治体ではなくて、自分のふるさとの自治体の業者さんから選んでいただくような、そんな仕組みをぜひつくったらどうかと思っています。そうなれば、県内21市町それぞれが取り組んでいただく必要があると思います。

ただ、一遍にこれをやろうと言っても、なかなか難しい点があると思います。ぜひモデル地域等を定めて、こんなことをやったらどうですかということで、やられてみてはどうかと思いますけれども、アンテナショップの活用という点でも、こういった取組は他の自治体ではやっていないと私は聞いていますので、東京の「日本橋 長崎館」を在京のマスコミにPRするうえでも、こんなちょっととがった取組をなさってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) この取組を県が

主導してはどうかというお話もございましたけれども、地元の事業者の実態をよく把握しているのは、まさに地元の商工会等であろうかと思っています。そういう意味では、そこの選別を県が行うというのは、一方でなかなか難しい点もあるのかなと思っております。

ただ、商工会側にとってみれば、そこの部分の選別というのも会員の中から選別するのがなかなか難しいところもあろうかと思えます。ただ、議員おっしゃいますように、そこの部分、信用がおけない事業者といいますか、その辺の担保はどうしても必要になってこようかと思えます。その辺は市町、商工会等と検討をする中で、議論、検討を進めていきたいと思っております。

また、アンテナショップでのそういうふうな情報の発信ということにつきましては、そこにとどまらず、本県関係のゆかりの場所とかというのもございますので、それも踏まえて、実施するに当たりましては、そういう形の分で発信を広くしていきたいと思っております。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) この件については、昨年の11月定例会に担当課にはこんな考えどうですかということで、私の考えを示して、検討してほしいということを伝えていました。県としても、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、毎月750万円もの家賃を払って東京の一等地に長崎県のアンテナショップをせっかく置いているわけです。あの有効活用の意味も含めて、長崎県のいろんなサービスをあの場所でアピールする。商品をつくっている製造業の皆さんは、あそこに展示して商売することはできます。しかし、サービス業というのは、あそこに持って行って、あのフロアに並べてという

のがなかなかできないわけです。同じ県内の業者です。そういった方々にも県外需要を取り込んで、もうけていただく。その発信源が東京のアンテナショップであったり、東京の県人会であったり、そういった県ゆかりの場所であっていいんじゃないか、そういう思いがありますので、私は今、産業労働部長の答弁は前向きな答弁だと受け止めました。

まだまだ私の提案は熟していないと思いますから、ぜひ優秀なスタッフのもとで磨きあげていただいて、こんな考え方で取り組んでいただきたいと思いますが、改めて産業労働部長のお考えをお示しいただければと思います。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) そもそも議員がご提案になりました親孝行という点ですね、離れて暮らす子どもにとって、ふるさとの親、特に、ひとり暮らしをしているという状況とかあれば、なおさら心配でありましょうし、親孝行したいというお気持ちは大切で大事にしたいと思っております。それが県外需要を県内に取り込むという形につながれば、地域活性化にも非常にありがたいことだと考えております。

繰り返しになりますが、市町、商工会等々としっかり検討をしてまいりたいと思っております。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) どうそれを売り込むか、やっぱりマスコミにどうPRするか、重要なキャッチコピーというのが必要なのかなと思って、私も浅はかな知恵で考えたのは、「あの福山さんも、実家のリフォームをされました」なんていうのはいいんじゃないかなと思っております。そんなおもしろいキャッチフレーズで東京でやれば、マスコミも食いついてくれるような気が

してなりません。ぜひ検討いただければと思います。

4. 将来の地域医療のあり方について。

(1) 地域医療機能推進機構 伊万里松浦病院の松浦市への移転開設に対する県の姿勢。

本件は、さきの2月定例会において、吉村洋議員から質問がなされ、その際に福祉保健部長から「佐世保・県北医療圏は、病床過剰地域であり、通常は病床の増加や新たな病床の開設はできないが、救急病床等特定の病床に係る特例や2次医療機関を越えた病院移転の特例があり、その適用を受けるためには、諸条件の整備が必要であることから、まずは松浦市、地元医師会、地域医療機能推進機構（JCHO）のこの3者で十分に協議し、課題を整理してほしい」との答弁がなされています。

その後の動きとして、いまだJCHOから正式な意思表示がないため、この3者での協議は進んでおりませんが、松浦市に対しては、地域自治会連合会をはじめとする市内11団体から、このJCHOの誘致を求める要望書が市議会に提出をされ、市民の期待は高まっている状況にあります。

一方、地元医師会には賛否両論がありまして、地域医療を支えるための設備投資や多くの医療スタッフを確保している医療機関からは厳しい意見も出されています。

このような中、去る5月27日に行われた松浦市の県への要望活動において、本件を重点項目の一つとして要望を行った際、松浦市長から「地元医師会の理解を得るために、市と市議会で努力をする」との決意が述べられました。また、市議会議長からは「既存の医療機関とJCHOがwin-winの関係になるように努力したい」といった考えも示されております。

現時点で、JCHOから、松浦市への移転開設に対する正式な意思表示がなされていない時点においては、残念ながら、午前中にもありましたように仮定の議論にしかならないわけですが、一般質問の機会は年1回しかなく、本件は松浦市民の関心も高く、さらに松浦市が要望している重要案件であることから、一定の仮定のもとでありますけれども、現時点における県の考えをお尋ねしたいと思います。

2月定例会における吉村洋議員への回答で、県が松浦市側に求めた「3者協議による課題の整理」が、市や市議会の努力によって整った場合、この問題は県にげたが預けられることになります。その際にネックとなるのが、地域医療計画との整合性をどのように図るかということになります。

佐世保・県北医療圏は、基準病床数3,858床に対し既存病床数が4,789床で、931床の超過状態にあり、病院の開設に関しては、知事の許可が必要とされています。

松浦市において3者協議が調い、JCHOから長崎県に対し病院の移転開設の申請がなされた場合、県はどのように対処しようとお考えなのか、現時点でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長(中島廣義君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 佐世保・県北医療圏につきましては、病床過剰地域でありますけれども、松浦市には救急告示病院がなく、救急搬送の7割弱が市外に搬送している状況でありまして、救急医療などの地域の医療提供体制の確保は、県といたしましても、重要な課題であると認識をしております。

この伊万里松浦病院につきましては、入院患者の4割弱が松浦市民でございます。また、松

浦市立中央診療所の指定管理者として、人工透析を含む外来診療を担い、同診療所での訪問看護ステーションを展開するなど、松浦市の医療の大きな役割を果たしていると認識をしております。

そのため、病床過剰地域において、通常であれば議員ご指摘のとおり、医院の開設あるいは増床を行うことができませんけれども、今回の案件につきましては、地元の協議が調うということが前提になりますけれども、救急医療等の特定病床に係る特例、あるいは公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に伴う特例、こういう措置が適用できないかなどを検討、対応してまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 対応するという、現時点でこれ以上やりとりをしても、今おっしゃるとおり、地元の協議を調えるということが先決だろうと思います。そのことは多分、今、市の関係者の方もしっかりこの中継を見ておられるでしょうから、そのことは地元委ねなければいけないと思います。

あえて少し申し上げたいと思います。

今、福祉保健部長からありましたとおり、松浦市内に現在、救急告示病院はありませんけれども、市内の医療は既存の医療機関によって維持をされて、救急医療は、市内の医療機関が輪番制で対応されるとともに、対応が困難な場合は佐世保市や佐賀県の医療機関との連携により対応している状況にあります。しかしながら、今年になって民間医院の一つが閉院するなど、近い将来、医療の維持確保に不安があるのは否めない状況にあります。

県においても、「松浦市の医療体制については、医師、看護師等医療従事者の減少による一

次及び二次救急医療の低下が大きな課題」との認識を持っておられると伺っています。

松浦市をはじめとする佐世保・県北医療圏は、現時点では病床過剰の状況にはあるものの、県も課題として捉えておられるとおり、将来は医療の提供が不足することも予想がされることから、このことがJCHOの移転開設に対し松浦市が積極的な姿勢を示している最大の要因であると考えています。

将来への不安がある中で示された今回のJCHO側の意向は、松浦市にとって大変魅力的であることは間違いなく、友広松浦市長の言葉を借りるなら「まさに千載一遇のチャンス」と言われています。

そこで、今、福祉保健部長の方から「地元協議が調うことで対応したい」ということでありましたので、これ以下の質問については、もう割愛しますけれども、ぜひ先ほどの答弁、地元がそういう形になることが前提でありますけれども、その際には今の答弁のように対応していただきたいと思います。こういった点でよろしいか、もう一度その点についてお答えください。

○副議長(中島廣義君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 今、友田議員の方からお話がありましたけれども、去る5月27日、松浦市の要望に際しましては、私も同席をさせていただきました。

松浦市の要望に関しましては、地域医療機能推進機構からの松浦市への移転についての表明、かつやっぱり地元での調整が整うことが前提ということになりますけれども、松浦市の将来の医療体制の確保のために、特例措置の適用を含めて、県といたしましても、松浦市あるいは関係者と協議を行いまして、地域医療の課題解決に向けて努力はしていきたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) では、次の質問に移ります。

5、国史跡「鷹島神崎遺跡」の保存と活用について。

(1) 水中考古学専門機関の設置を国に求める上での県の対応。

①県としての主体的な関わりの必要性（水中文献館〔研究員〕の松浦市への配置）。

鷹島神崎遺跡の保存と活用につきましては、平成24年3月に海底遺跡としては、国内初の国史跡に指定されたことを受け、平成24年以降、県では、毎年国への政府施策要望で重点項目に掲げて、「水中考古学の専門機関を松浦市鷹島に設置し、水中遺跡の調査研究及び保存管理等についても国策で取り組む」よう求めています。今年度も、来月には文部科学大臣に対して直接要望されると伺っています。

地元松浦市、中でも30年以上にわたり、この遺跡の調査研究を行ってきた鷹島町では、この遺跡の利活用による地域活性化に大きな期待を寄せており、先日地元自治会長やボランティアガイドの方など総勢20名以上が松浦市長に対して、国への働きかけを強く求められたところでもあります。

松浦市におかれても、5月27日に行われた県への要望活動において、県に対し同様の要望がなされたところであります。

国におかれても、中長期的な視点で一定前向きな対応がなされていることは理解しておりますけれども、地元や長崎県が求めている「研究機関の設置や元寇沈没船の引き揚げ、この保存処理から展示館の設置」、この実現には相当な予算を要することから、国策として取り組むうえでの「国としての相応のメリット」を明確に

示さなければ、他の重要施策と同列に並ぶことは難しいのではないかと、このように考えています。

そのような中、先般、琉球大学の池田教授らが行方組んでおられる科学研究費による研究成果報告会に参加をさせていただいて、大変興味深い話を伺いました。

それによると、現在研究が進められている保存処理の方法は、従来の樹脂による処理方法や糖類を使った保存処理の方法で課題となっている点を克服し、高温多湿なアジアの環境でも安全かつ比較的安価に保存できる方法であり、この技術が確立されれば、近年、中国、タイ、インドネシア、ベトナムで次々と発見されている沈没船の保存に大いに役立つと報告がされました。

日本で開発された研究成果をアジアの国々に提供し、文化の交流を図ることで相互理解がさらに深まり、ひいてはそのことを原点として経済交流にも大いに貢献できるものと思われ、これこそが元寇船を引き揚げ、保存・展示するうえでの国のメリットに通じるものではないかと感じてきた次第です。

今後、国のメリットをしっかりと構築し、国を動かすためには、県としても、これまで以上により主体的な関わりが必要ではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

松浦市鷹島町に水中考古学専門機関の設置を国に求めるうえで、県としても、松浦市に水中文献館、これは研究ができる研究員を配置し、国のメリットの構築をはじめ、市と一緒に、さらに調査研究を進めていくお考えがないか、お尋ねいたします。

○副議長(中島廣義君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 鷹島への水中考古学の専門研究機関の設置は、国にとっても国内の水中遺跡の調査研究及び保存管理技術の向上が図られ、海洋国家として東アジア地域をはじめとする諸外国との研究・文化交流の促進につながることから、その設置について議員ご指摘のとおり、国に対し要望をしているところであります。

県としては、遺跡の内容を解明し、価値を高めるため、市と連携した調査を実施するとともに、出土遺物の保存処理など市に対する技術的支援を行っております。

また、県の文化財専門職員に潜水士の資格を取得させ、潜水調査ができる職員の育成を図っているところであります。

しかしながら、県としては、県内全域の文化財調査研究を支援していることから、調査の時期と時間が限定されている当該水中調査のために、市へ専門職員を常時配置することは人員体制上、困難であると考えております。

今後とも、国の水中考古学の研究拠点設置に向けて、引き続き技術的支援を行うとともに、市とより一層の連携を図りながら調査研究を進め、遺跡の内容解明に努めてまいります。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 人員配置の関係上、松浦市への配置は難しいということでありましたが、確かに現状において人を配置するのはコストもかかるし、限られた人ですから、難しいというのはわかります。しかし、そこを押してでもやるだけの価値が、私はこの元寇の遺跡にはあると思っています。

以前も本壇で少し発言をしたことがありますけれども、この遺跡は、元が日本を襲ってきた時の船なんですね。この構造は、高麗の船なん

です。現韓国です。韓国の高麗の人たちがモンゴルの属国にされて、そしてモンゴルからの命令で船をつくって、そして日本を攻めてきている。これは私が思っているのは、今、日韓関係とかいろんな難しい問題がありますよ。その原点は戦争です。この戦争の歴史をもう一度文化財として研究していくことは、今さまざまな問題が生じている日韓関係、あるいは日中関係、こういったところにもこれを原点に話し合う機会になるんじゃないか。そういった役割も一つの文化財としてではなく、まさに国が抱えているさまざまな問題を解決できるツールになるんじゃないかと、私はそう思うんです。

そのことをやはり県と一緒に研究していく。これを松浦市だけでやりなさいと言ったって無理です。もちろん壱岐の「長崎県埋蔵文化財センター」からいらっしゃって、共同研究はわかる。わかるけれども、今申し上げたような壮大なものを成し遂げようとするなら、一定の期間はやはり県も一緒になって、それをつくりあげていくといった努力が必要なんじゃないか、このように思いますが、私が今後段で申し上げた、そういった点の価値についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長(中島廣義君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 私も鷹島海底遺跡の価値については、議員と同様の認識を持っております。そういった意味では、現状でも先ほどお話がありましたけれども、あの壱岐の「長崎県埋蔵文化財センター」から職員を派遣して、松浦市とともに調査に取り組んでいるところでございますが、現在のところ、研究員をそこに配置した際、これは議員ご承知のことかもしれませんが、結局1日の潜水調査というのが1人で1時間しかできない。言えば1日2回、

1回の潜水時間は30分というふうに規定をされているということ。それと、主にその調査をする時期が、水温や気候が安定している6月から10月のうち約1カ月程度であるという意味で、限られた人員を常駐させた場合に、ほかの遺跡調査等が遅滞をすることになるという懸念もあるものですから、先ほどのような答弁をさせていただきました。

なお、私どもも、仮にこの遺跡調査の途中であっても、中国、韓国との博物館協定等もごございますので、そういった意味では、この遺跡を題材にした文化交流というのは現在でもできると思っておりますし、そういう動きもしてみたいと考えておるところでございます。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 具体的な作業内容等からすると、そこまで要らないんじゃないか、そこまでできないんじゃないかというようなことなんですけれども、松浦市においても一方的にただ国や県にやってくださいとお願いするだけではいけないので、松浦市としても今も文化財課というのはありますけれども、来年度以降そういった専門の職員を置いて、さらにその内容を特化した体制を取りたいと言われているわけです。その中で、その指導をする立場からも県の方がいらっしゃることで、調査研究の成果というのがより高まっていくと思っています。現時点では難しいということでもありますけれども、この調査は続いています。もっとすごいものが出てくるかもしれませんので、ぜひ今後とも、引き続き県としても主体的に関わることをお願いしたいと思います。

先日松浦市への鷹島の方々の要望活動の時に、友広松浦市長も国に対して要望しているけれども、その時に文部科学省か文化庁かどっち

からかわかりませんが、「今2隻ですけど、5隻ぐらい発見されればいいんですけどね」というようなお話があったと。（発言する者あり）ちゃんと池田教授のデータではあるんですよ。ただ、これを発見するにはまだ時間がかかるんです。

でも、先般、私が聞きに行ったこの調査研究の発表会では、こんなことを言われているんです。海底にあるものは揚げない方がいいという議論もあるわけです。そのままにしておいた方がいいよという議論もあるんです。でも、鷹島では、もう2隻見つかっていると。1隻は揚げて、アジアの環境に合った処理方法を行って展示できるようにする研究ができる。それがアジアに適合するかどうかの研究ができる。もう一隻は海底にそのまま置いて、その状況を見ることができるということなんです。ぜひ、こういった点も松浦市と一緒に、国にこういった点を強く訴えてほしいと思うんです。

教育委員会教育長の範疇かもしれませんが、ぜひ中村知事にお尋ねしたいと思います。

国に対して要望するうえで、県が一緒になって、この遺跡のメリットをつくりあげるということについてはどのようにお考えでしょうか。国と色々な問題で直接折衝されている知事として、国のメリットをしっかりと構築したうえで、この遺跡を国に国策でやってくれと求めていることについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長(中島廣義君) 知事。

○知事(中村法道君) この鷹島神崎遺跡に関連して、国の専門研究機関を現地に配置してくれというのは、既に私自身も文部科学大臣に、また、つい先日も文化庁長官にもお話をし、要望を重ねてきたところであります。

私どもが申し上げていますのは、水中遺跡については、例えば、隣の韓国でありますとか、中国と比較いたしましても、国内の研究体制が極めて弱い。国として、これからリーダーシップを発揮してもらうべき課題になってくるのは間違いないのではないかとということを申し上げております。具体的に検討される過程の中で、こういった体制が必要になるのかということも、おのずと出てくるものと思っております。その過程の中で、国としてのメリット等がより強く発信できれば、それにこしたことはないのではなかろうかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地元松浦市と一緒に、国の現地研究機関の設置に向けて、これからも力を入れていかなければいけないと思っております。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 一緒になってやるということですので、これまでも一緒になってやっていただいておりますけれども、より濃密な、そして主体的な県の対応を要望しておきたいと思います。

6、電源三法交付金制度の見直しを国に求めるための対応について。

①本県と同様の課題を抱える自治体間での協議会の設置と要望活動への取組。

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害が及ぼす影響範囲が見直され、それ以前は発電所から半径10キロメートルの範囲に定められていた「防災対策を重点的に充実すべき範囲(EPZ)」が、新たに半径30キロメートルを範囲とする「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」として指定されました。その面積は、従前の9倍もの広さに拡大されました。これにより、本県

では、従前の松浦市鷹島町の一部のみから、松浦市全域、平戸市、佐世保市、壱岐市の一部がUPZの範囲に入り、企業立地の推進などに不利な条件をこうむることになりました。

一方、原子力発電所の立地県と立地自治体に対して国が交付する電源三法交付金の対象は、依然として見直しが行われず、一方的に不利な条件のみが押しつけられた形になっています。

これを受け、長崎県では、政府施策要望を通じて、国に対し、電源立地地域対策交付金等の適用範囲の拡大を求めています。これまで具体的な進展が見られず、本県単独の要望ではなかなか進まないのではないかと感じているところであります。

そこで、国を動かすために、本県と同様にUPZの範囲にありながら、立地県及び立地自治体ではないという理由で、この交付金の対象外となっている全国の自治体に呼びかけ、協議会等を結成して、交付金の適用範囲の見直しを国に働きかけてはどうかと思いますが、県のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 原子力発電施設に係る電源交付金の対象地域につきましては、今年度の政府施策要望の重点項目として、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)を含む市町村に拡大していただくよう、国に要望をしているところでございます。

ご提案いただきました他の自治体との協議会の設置につきましては、本県と同様の要望をする都府県がなかったことなどから、直ちに自治体間の協議会を設置することは難しい状況にあるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、玄海原子力発電所との地理的近接性、佐賀県側の交付

金措置を受けている自治体との均衡など、本県の特殊事情を踏まえながら、松浦市をはじめ関係自治体と連携して要望を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) 全国の自治体には、こんな要望をしているところはないということです。皆さんも言えない理由があるのかなという気がいたしますけれども、一つだけ認識を同じかどうか確認をしたいと思います。

私が今申し上げた、EPZからUPZになってその範囲が30キロに広がって、少なくとも交付金は対象外になっているにもかかわらず、こういった不利な条件の範囲内に一方的に我々は課せられた。このことについては同じ認識ですか。

○副議長(中島廣義君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 認識は同じでございます。そういうことで重点項目として要望をさせていただいておるところでございます。

○副議長(中島廣義君) 友田議員—12番。

○12番(友田吉泰君) わかりました。まずは全国の自治体等へ働きかける前に、地元と県は同じ意識だということが確認できました。やはり長崎県だけでこの問題を解決するのは正直難しいと思います。限られたパイを取りあう形になるわけですから、現在その交付金の対象となっている地域からすれば、自分のところの配分が少なくなってくる、こんなことは許されないよということになるでしょう。しかし、少なくともそれまでは「鷹島町の10キロの範囲の外にいれば大丈夫です」と言われたんです。そして、橋が架かったんです。橋が架かったら、橋の上もUPZの範囲になって危ない範囲に入れられて、その橋を渡っていかないと、鷹島の方々は本土の方に逃げられないんですよ。もちろん船

で行けばいいじゃないかと、あるかもしれません。地元自治体のほとんどの方々は陸路で逃げられる。しかし、鷹島においては、あの本島に唯一架かっている橋からしか逃げられない。この実態をしっかりと訴えて、今後とも、力強く国に働きかけていただくことを申し上げて終わります。

○副議長(中島廣義君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時40分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

中山議員—28番。

○28番(中山 功君) (拍手)〔登壇〕長崎創生の会の中山 功でございます。

本日は、郷土愛にあふれる県民のご支援を背に受けて、一問一答方式で質問いたしますので、知事はじめ関係理事者の明快な答弁を期待いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1) 長崎県亜熱帯植物園の存続について。

①今、なぜ園の廃止を検討しなければならないのかについて。

同園は、昭和38年の「長崎県亜熱帯植物苗ほ園」の開園以来、植物観賞や教育、学習、体験の場、また、県民の憩いの場として愛されてきた野母崎地区が誇る県有施設でもあります。(発言する者あり)同園は、年間3万人を超える交流拠点施設であるとともに、職員を地元から採用するなど、この地域の経済や雇用に大きく貢献をしています。

そして今、軍艦島の世界遺産登録や国道499

号整備進捗を契機と捉え、軍艦島に見える田の子地区を再整備することにより、交流人口を増やし、にぎわいを取り戻したいと、地域住民が主体となってワークショップを開催していると聞いています。

今回の同園の廃止を検討しているとの県の提案は、この地域住民の主体的な活動に冷や水をかけるようなものであるとともに、さらに地域力に衰退をもたらすものと考えています。

今、なぜ、長崎県亜熱帯植物園の廃止を検討しなければならないのか、お尋ねをいたします。

あとは、対面演壇席より再質問をいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中山議員のご質問にお答えをいたします。

長崎県亜熱帯植物園につきましては、昭和44年の開設以来、これまで多くの観光客の皆様にご利用され、そしてまた地元の方々、振興公社など多くの関係者の皆様方に支えられ、地域のシンボルとして野母崎地域の振興に大きな役割を果たしてまいりました。

これまで県といたしましては、何とか亜熱帯植物園を存続させる方法がないものか、さまざまな角度から検討を重ねてまいりました。

しかしながら、亜熱帯植物園一帯の地すべりは現在も進行しているところであり、既に入園者の立ち入る範囲にもその影響が生じているところでもあります。現状では、調査前の平成25年度と比べましても、明らかに地すべりが海側に進行しているところであり、最近は降雨量に関係なく地すべりの進行が見られますことから、将来にわたる入園者の安全確保が難しい状況にあると考えているところでもあります。

そのため、大変残念であり、苦渋の決断ではありますが、現在の指定管理が終了する平成29

年3月末を一定の目途に、営業を停止せざるを得ないと判断し、その旨を表明させていただいたところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) ②地すべり対策費31億円の事業内容等について。

今、知事から丁寧な説明がございまして、入園者の安全対策のために地すべり対策に31億円の多額な費用がかかるということでありましたが、具体的にお尋ねしていきたいと考えております。

まず、地すべり対策費の31億円の内訳、そして、その整備計画はどのように検討されたのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 地すべり対策に要する概算事業費約31億円の内訳につきましては、対策工事に必要な調査、設計等に要する費用としまして約6億円、対策工事の費用として約25億円となっております。

この対策工事費約25億円の内訳としましては、現在、立ち入り禁止としております「子ども冒険広場」に隣接するエリア、また、来園者駐車場付近も含む箇所になりますが、この付近一帯の地下水の水抜きのための工事等として約11億2,000万円、このエリアの海岸に接する末端部分の護岸工事等として約7億5,000万円、進入路上部からの落石対策のための工事費として約6億円、大温室のアンカー工事費としまして約1,800万円、最後にビジターセンターの上部の地下水の水抜きのための工事費として約1,200万円となっているところでございます。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 費用はわかりました。この整備についての検討は全くされなかったんですか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) この事業費に基づきまして、何年の事業期間がかかるかとか、また、地すべりの対策の専門家、外部の専門家にも見ていただきまして検証していただきました。その結果、最低で31億円、抜本的な将来的な対策をとるためには、さらに多額の費用を要するという結論をいただいた次第でございます。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 対策費はわかりました。整備検討についてはしていなかった。そうすると、考えられるのは、31億円ありきというような感じがするわけです。

それじゃ、閉園後の防災対策が必要になってくると思うんです。そうすると、今回の地すべり対策費31億円の中に入っているのか、その事業費はどの程度かかるのか、検討しましたか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 最終的な防災対策工事としまして、最低でも7億円以上は必要ではないかというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) この2年間、4,750万円ほどかけて調査してきているわけですね。地すべり対策費が約31億円で、閉園後の防災対策が7億円ということでございますね。

それじゃ、この防災対策はいつごろ始めるようになっていますか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) これはまだ、園の閉園後、いつから取りかかると、その設計

については今後調査等も必要でございますので、それを踏まえて工事期間は考えていかなければならないと考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) この工事は、閉園しようが閉園しまいが、やらなきゃいけない工事なんですよ。（発言する者あり）やはりここはセツトとして、きちんと対策を練るべきだと思います。

私は、知事の政治姿勢で聞いているんですよ。これは知事に答えていただかないことには、話がかみ合っていてこないわけでありますから、次から知事をお願いしたいんですがね。

この地すべり対策費の25億円、今説明がありました。そうすると、知事、園内にかかる工事費というのは、この25億円のどの程度になりますか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 園内にかかる対策工事費はほぼ、先ほど申し上げた31億円、これ全て園内の防災対策に必要な工事費見込み額であります。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) ここが非常にですね、議論せにゃいかんわけでございますが、先ほど私が聞いた範囲では、今まで言ったのは園周辺ですよ、知事。園内のものは、大温室アンカー工事費1,800万円、ビジターセンターの地下水の排水工事費1,200万円、それ以外は周辺じゃないですか。違いますか。園内ですか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 園内をどの範囲で捉えるかということなんでしょうけれども、来園者の方々の安全を確保するためには、入場口から園の方にお入りいただける部分でありますとか、

そういった箇所の安全対策は必要不可欠でありますので。

そしてまた、今、現に入場者の方々においていただいていない地域であっても、そこがすべることによって、さらにそのすべる範囲が拡大して他の園内施設にも影響を与えるわけでありますので、そういった工事費に最低で31億円見込んでいるということであります。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) この辺は明確にしていたかねばいかんのですけれども、園内と園周辺という、これは莫大な広さがあるんですよ、知事、この広さは。進入道ばかりではないですよ。東京ドームの何倍ぐらいの広さがあるんですよ、この周辺は。それを含めて対策工事をやるということですか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど申し上げたように、来園者の方々の安全・安心を確保するうえで最低限、現時点で対策を講じないといけない経費の見積もりが31億円だと判断をいたしております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) それでは、安全対策について、お尋ねします。

入園者の安全は、万全な対策を講じていると考えております。現在、同園が実施している地すべり観測に伴う安全対策マニュアルの内容と、その管理費用について、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 申し訳ございません。現在、手元にございませので、お答えしかねます。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 現在、園を開園してお

って、このマニュアルによって24時間監視体制をひいているわけでしょう。それをきちんと担当部長が把握していないということはおかしいじゃないか。その管理費用は幾らかかりますか。再度答弁をいただきます。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 手元にマニュアルはございませんが、24時間、伸縮計、そして雨量計でもってテレメータで警報を発するようになっておりまして、その異常がありましたら担当、そして課長、そして私まで届くようになっております。

そして、年間の維持管理費でございますが、約6,200万円でございます。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 安全マニュアルにかかるものについては、私の資料では171万円となっていますよ。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 先ほどの答弁を訂正させていただきます。

平成28年度で、通常管理運営経費が5,323万7,000円でございます。訂正させていただきます。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 私が言っているのは、マニュアルに伴う安全管理対策に対する管理費用ですよ。わかりますか。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) その内訳を私、手元に持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告させていただければと思います。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 私がもらった資料では、

171万円の費用をかけて24時間の管理体制をばっちりひいているんですよ。それを言いたかったんです、私は。

そのうえでお聞きしますけれども、入園者の安全確保は、直ちに入園禁止措置をとらなくても、指定管理者の契約が切れる来年3月末日までは、現在の安全体制で支障がないと考えているのか、知事にお尋ねします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど申し上げたように、現在も地すべりが進んでいるわけでありまして、その安全確保は、まず第一に最優先させていかなければいけない課題であると考えているわけでありまして。

したがって、まだ地元のご了解もいただいていない状況でありますので、閉園の時期を見定めて、ご了解がいただけるということであれば、そういうスケジュールのもとで、さまざまな準備作業を進めていかなければならないと考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) いや、知事、そうじゃなくて、入園者の安全確保は、直ちに入園禁止措置をとらずに指定管理者の契約が切れる3月末日まではやると言っているんでしょう、その期間は、安全については支障はないですかと私は確認しているんですよ。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 現在の伸縮計、または雨量計等でのソフト対策でもって監視しながら入園者の安全管理を図っておりますが、先ほどもご説明しましたが、既に地すべりの影響は入園者の立ち入る範囲まで拡大してきておりまして、だんだん、これは日々拡大してきている事実がございます。

その観点から、今後、長期間影響していく、早い段階で営業停止の見極めをすることが必要ではないかということで、今回、指定管理の時期を一つの節目として判断した次第でございます。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 正確に教えてくださいよ。(発言する者あり) 来年の3月末までは今の形で運営するんでしょう。この間は安全かと私は言っているんだよ。イエスかノーかで答えればいい。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 失礼しました。先ほど申し上げましたように、雨量計、伸縮計などの自動観測器で24時間、常時監視しております。この間、入園者の安全に十分配慮して営業したいと考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) イエスかノーで教えてくださいよ。(発言する者あり) 安全なはずだろうが、違うとね。安全確保をしておらんと、安全なはずじゃないの。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 現在はまだ開園をいたしているわけでありまして、万全の監視体制で運営をさせていただいている状況であると理解をいたしております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 万全な体制でやっているんですよ。

そこを前提にして、それじゃ、指定管理が切れる来年4月1日以降、これが安全確保できないという根拠について、お尋ねいたします。示してください。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) これは自然のことでございますので、今、知事が答弁いたしましたように万全の体制で、監視のもと営業を行っておりますが、いつかはそういう判断をしなければいけない。安全管理のソフト対策では限界がきつつありますので、そういった意味では、一定の時期に営業停止という判断をせざるを得ないということで、来年3月を目途というふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) もう少し明確に回答してもらわねば、それは地元の人も県民も納得しませんよ。（発言する者あり）契約が切れるまではよくて、やって、契約が切れなかったら先はやれないと。もう少し明確に答えてくださいよ。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 繰り返しますが、来年3月までは万全の体制で営業してまいりたいと、ソフト的な対策でもってということでございます。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) なかなか納得がいきませんが。

私は、当分の期間、ハード面の整備は必要最小限にとどめて、現在の安全体制で入園者の安全確保は十分にできるのではないかとの思いに至っております。入園者の安全確保はできると考えておりますが、知事、いかがでございましょうか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 現在の安全管理体制は、今、担当部長からお答えをいたしましたように、伸縮計等情報を取りながら、何らかの異常数値が感知された場合には、直ちにソフト対策を講

じていくという体制でありますけれども、既に地すべりは徐々に進行中でありまして、これを将来にわたって維持していくうえでは、できるだけ早く対策に着手をしないと、将来にわたって安全が確保できるということに関しては課題があると認識をいたしているわけであります。

したがって、最低限でも31億円、さらに将来にわたって安全にできるよう、その周辺地域まで含めると、まだ数値は具体的には把握できておりませんが、相当多額の対策費用が必要になってくると、こういう状況であると理解をいたしております。

したがって、いつまでが安全かというのは、なかなか技術的にも断定しかねる状況でありますけれども、やるとすれば対策工事は一刻も早くやらないといけない状況であると考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 知事が言うように入園者の安全確保が第一でありますよね。

ただ、この報告書を読みますと、地すべり変動状況、園のメイン施設、大温室ブロック変動なし、ビジター上方ブロック変動なし、Cブロック、Dブロック変動なしと、こういう報告もあるわけですよ。

そこで、少し視点を変えて質問いたします。

地元には、廃止ありきではないかとの声もあります。

同園は、開園以来50数年の歴史と50億円の巨額の投資を実施し、地域振興に貢献している。このことを考えると、確かに防災専門家の意見を聞くことも大事だと思いますけれど、同時に同園の再生ビジョン、地域創世のプロや同園の経営の専門家の意見を聞く必要はなかったのか、これについて知事にお尋ねします。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 園のあり方につきましては、植物園の専門家とか学校の関係者、さまざまな方にあり方というのはお聞きをしてまいっております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) この報告書にはないですよ、その説明は。知事の報告にはないですよ、そういう話は。あるならあるで、きちんと報告すべきじゃありませんか。

この野母崎地区は、県主導で実施した市町村合併により、町長というリーダーを失い、県立野母崎高校を廃止するも、その跡地活用は何も見えていません。

このたび長崎県亜熱帯植物園も廃止になりますと、知事は「地域が輝く長崎県づくり」と常々おっしゃっておりますので、私もそれについては大いに意を強くしているところでありますが、この地区の住民は、切り捨てられたとの思いを強く持つのではないかなと思います。そういう意味からしまして、園の存廃について再検討することはできないか、知事にお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) この間、長崎県亜熱帯植物園の今後の道筋をどう立てていくかということにつきましては、対策工事に要する財源をいかに確保するかということだけではなくて、その規模を縮小したうえで植物園の機能を野母崎地域に残すことができないのか、あるいは、植物園が持っている機能を他の県営施設等に付加するようなことができないか、教育的機能は今後どう考えればいいのか、そういった観点等も含めてさまざまな方々からも、あるいは学校関係者、教育関係者の方々も含めて、ご意見等をお伺いしてきたところであります。

そういった中で、これまで申し上げておりますように、今のまま維持していくためには相当の対策経費が必要である、しかも、それは直ちにかからないといけないというような状況であるわけでありますので、そういった中で現在地で、そのまま継続するということについては、これは難しいと判断せざるを得ない状況であるということについてはご理解を賜りたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 知事が、いろいろな立場で苦渋の決断をしたということについてはそうでしょう。

ただ、この地域は人口がものすごく減っているんですよ。野母町では江戸時代より減少していて、歯止めがかからない現実があります。

確かに将来にわたって入園者の安全確保ができないとの見方は一定、私も理解します。現時点では、地すべりの専門家も、園内で地すべりが発生する可能性は低いと見ていること、また、地すべりへの安全対策は十分に機能していること、さらに、開園以来50数年にわたり、がけ崩れ等による1人のけが人も出していないこと等を考えると、ぜひもう一回、再検討をしてほしいと思いますが、再度、知事にお尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 何度も申し上げますけれども、これまで対策経費がどの程度になるのかだけではなくて、将来的にどういう形で動いていくんだろうかというような観点から専門家の方々のお話も聞いてきたところであります。現在すべて面だけではなくて、将来的にはその周辺地域を巻き込む地すべりの発生のおそれがあるというような外部有識者の方々のお声

もいただいているわけでありまして、特に、亜熱帯植物園には家族連れ、子どもさん方も数多くお迎えをしていかなければいけない施設でありますので、安全・安心だけは最低限、何としても確保していかなければいけない、そういう使命を担っているわけであります。

そういった状況が確保できないということであれば、一定判断をせざるを得ないということですので、その基本的な考え方を申し上げたところであります。ご理解をいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 私が専門家という話をしたのは、皆さんからもらった報告書を読んだ話ですよ。

知事は、本年6月定例会に、同園を平成29年3月末を一定のめどとして、やむを得ず営業を停止するという報告をしているので、知事の答弁も理解できるところはあるんですよ。

ただ、知事は、常々職員に対して、地域経営の責任者としての自覚を持ち、具体的な成果を県民に還元しようと言いつけていますよね。そうすると、同園を含めた野母崎地域振興の再生ビジョンを示して、地元と協議することはできないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) これまで本会議でご議論いただいておりますように、現在、長崎市においては、野母崎地域の活性化策について検討を進めておられる。その際、その協議の場に県も参加してくれるようにというお話をいただいたところでありますので、そういった協議の場に県も参加させていただいて、地元の皆様方と一緒に知恵を出しあいながら、具体的にどういう活性化方策があるのか、そしてまた、なおかつ、県としてどういう役割を果

たしていけばいいのか、そういった点も含めて検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) ぜひ、ここは県の総力を挙げて、野母崎地区が他の地区のモデルになるような野母崎地区振興策を期待しておきたいと思います。

実は私は、6月5日に同園の現地調査をいたしました。園内、園周辺全体を含めて、私は安定しているという見方をしております。

その際、永吉さんとばったり出会って立ち話をしたんですが、同氏に言わせれば、中村知事が知事選初出馬の折、野母崎地区で決起集会が開催されたと、その時に「こぎ出せ！長崎」コールの陣頭指揮を執ったということでありまして、9日は病院の予約を入れているため参加できないが、「同園を含む野母崎地区の振興を中村知事によろしく伝えてください」とのことでしたので、伝えておきます。

ぜひひとつ、同園を含む野母崎地区の振興策に、県の総力を挙げて取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思います。

2、農業行政について。

(1) 日本一長崎びわ産地の再構築について。

①事業内容について。

長崎びわは、塩害等の幾多の自然災害と闘い生き抜いてきた、びわ農家の不屈の農業魂に支えられて、今日の日本一のびわ産地があると考えています。

本年1月24日、25日の記録的な寒波の影響を受けて、本県特産の露地びわが壊滅的な被害をこうむりました。このことを重く受け止められた中村知事は、3月25日、大崎びわ園の現地調査をするとともに、日本一のびわ産地を守ると

いう決意をもって、びわ生産者との意見交換会を実施したと聞いています。

その後、県が中心になって、生産者、国、市、ＪＡが協議した結果、6月定例会に予算が計上されていると思います。その事業内容について、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 今年1月の寒害により大きな被害が発生いたしましたびわ産地の維持、拡大を図るため、災害に強い日本一のびわ産地緊急対策事業、約2,800万円を今回補正予算として計上させていただいております。

その事業内容につきましては、びわ共済への加入推進に必要な園地利用状況調査等にかかる経費への支援、簡易ハウス導入にかかる農家負担軽減のための国事業への上乘せ支援、びわの施設化や労力軽減に必要な低樹高化のための共同作業にかかる経費への支援となっております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 簡易ハウス整備等を含めて3事業、2,803万9,000円を計上していただいたことについては、一定評価をしたいと思います。

この中身の簡易ハウスの生産者自己負担、1反当たり150万円程度のものを105万円程度ということでありますから、軽減できたことはありがたいと考えておりますが、私は、これをさらに軽減する必要があるのではないかという考え方を持っていて、その点から少し質問をいたします。

②簡易ハウスのリース方式の導入について。

日本一長崎びわ産地を守るうえで重要な課題の一つが、若手の後継者を確保、育成することにあると思います。初期投資の軽減策になり得る簡易ハウスのリース方式の導入についてどの

ように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 簡易ハウスのリース方式の導入についてのお尋ねでございます。

事業主体となりますＪＡと協議をしまして、当ＪＡからは、産地の要望を踏まえて対応に向けて検討するとの回答を得ているところであります。

県といたしましては、さらに農家が取り組みやすいよう、ＪＡとともに近代化資金等の融資活用等の比較等も行いながら、部会の、あるいは生産者の意向を確認しながら対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 農林部長、長崎西彼農協と協議した結果、リース方式について、もう少し詳しく話していただけないか。何年分割ぐらいとか、そういう協議をしていませんか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 制度創設につきましては相談を受けてという話になっておりますが、貸与年数が8年でございますので、そういったところを前提として相談をしてみたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 事業主体がやっただくということですから、希望者がおれば、これが活用できるということでありまして、8年ということですから、これを8分割すると、さらに生産者の自己負担が低減できます。

平成28年度の簡易ハウスの実施計画は2ヘクタールと聞いておりますので、ぜひ農家と生産者と協力して、2ヘクタール確実に実施できるように努力をしていただくことを期待しておきたいと思います。

今回の簡易ハウス整備対策など、当初予算を含めて4事業、2,990万9,000円を県は確保しているわけですが、当初予算を含めて、国と市を合算すると事業費総額はどの程度になるのか、その中身をお話したいと思っています。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 今回、県で補正予算を計上しておりますほかに、優良品種「なつたより」への改植を加速化するための県の既存事業を活用した国事業への上乗せ支援、あるいは国、市、JA等の支援の内容であります生産再開に向けた肥料や生産資材購入、作業労務費等への国、市、JA等の支援、これらを合算しました支援事業の総額は、まだ市は予算要求中でございますけれども、それも含めると約1億9,000万円の予定になっているところでございます。

これらの事業を活用して、産地の意欲喚起と、災害に強い産地への構造転換を図ってまいりたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 国、県、市で約1億9,000万円の予算をもって、日本一のびわ産地再構築のスタートを切ることになると思います。

特に、「なつたより」の品質向上のために栽培技術の確立が求められているというふうに私は思います。そのための戦略をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 「なつたより」の安定生産、品質向上は大変重要な視点でございます。

引き続き、農林技術開発センターでは、技術確立に努めてまいります。

併せまして、安定生産のための枝の誘引や芽かき、品質向上のためのレインガンによる省力防除法、あるいは日照の確保対策等の確立した技術につきましては、関係機関と連携しながら産地全体に普及してまいります。

併せまして、びわ生産農家の高齢化が進んでおります。そうした中で、改植やビニール被覆等も含めまして、こういう技術の普及も、共同作業体制や作業受託体制を構築することで産地全体の安定生産、あるいは品質向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) びわ農家も100年以上になりますので、茂木びわとか長崎びわについては、ほぼ全農家で技術を確立しているんです。ただ、この評判のいい「なつたより」については、まだ普及してから年数が短いんです。それで、農家とか園地で栽培技術というか、「なつたより」の甘さとかに少しばらつきがあるというような話も聞くわけです。

これをエースとして育てていくためには、今から園地というか栽培面積も広げねばいけませんけれども、やはり全農家が品質をそろえていくと、そのためには生産者が当然努力することが第一でありますけれども、県がやはり指導して、市、農協、そして場合によっては消費者も含めて、そのためのマニュアルをつくるとか、戦略的にこれを徹底してやっていくということが求められると思いますし、ちょうどそういう時期にきているのではないかと思います。再度、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 「なつたより」は、今年の寒害の影響もありまして、議員ご指摘のような意見も現場で出ていとお聞きしている

ところでございます。産地全体としてしっかりと「なつたより」を育てていかないといけないと思っておりますので、議員ご指摘のマニュアルも当然ながらつくってまいります。普及員も現場に入らせております。そういったことで産地全体で品質向上を図ってまいりたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 「なつたより」が次の100年のエースになるわけでございますから、ここを大事に磨きあげて育てることが急務でありますので、そういう格好で取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

③（仮）長崎びわ共販100周年記念事業について。

そこでもう一つ大事なのは、消費者の協力をどういただくかということになると思っております。もっとびわのよいところを、特に「なつたより」の特徴をPRするなどして、びわの愛好者、応援団を増やす対策が不可欠だろうと考えております。

来年は、びわ共販体制がはじまって100年になると聞いております。新たな100年に向けてのスタートであるとともに、びわ復興を印象づける絶好の機会になると思っております。

生産者が行動を起こした時には県の支援を期待いたしますが、その考えがあるか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 来年は、長崎びわの共販体制がはじまってから100周年を迎える節目の年に当たりまして、記念事業の開催は、産地の復興、PRを図るために有益なものと考えております。

まずは県としましても、産地や関係機関の意

向をお伺いしながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) ぜひ来年は、消費者にアピールしてほしいと思います。特に生産者が中心になって、県、並びに市長にも先般お会いした時にお願いしておりましたし、JA、そして消費者を含めて長崎びわを大いにPRしてほしいと思いますし、そのためにも県の支援をぜひよろしくお願いをしておきたいと思っております。

3、教育行政について。

(1) 教師力日本一への取り組みについて。

①教師力の評価について。

本県は、子どもたちへの深い愛情を持ち、強い使命感とともに高い識見と指導力を備えた教職員の育成を目指していると思っております。

平成28年は、教職員資質向上のために約1億5,000万円の予算をもって教員の人材確保対策等の事業を実施していると聞いています。

現在の本県の教師力を教育委員会教育長はどのように評価しているのか、また、日本一を目指す意思があるのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) ただいま議員からもご発言がございましたけれども、長崎県教育方針におきましては、教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならないと示しております。

このことを踏まえ、私が考えます理想の教師力というのは、教え導く者としての使命感や情熱、教育の専門家としての確かな知識、技能や実践的指導力等を総合的に捉えた力だと考えております。

そのような中、私もさまざまな機会に学校を訪問し、多くの先生方が、時間や労力を惜しまず、日々自己研さんに努めるとともに、深い愛情を持って子どもたちのために尽力する姿を目の当たりにしてきました。

教師力という総合的な力をはかる明確な指標があるわけではありませんけれども、学校現場を訪問した経験などから、本県の先生方の個々の教師力については、決して他県に劣るものではなく、むしろ高いレベルにあるものと捉えております。

また、全国調査の結果から、本県の小・中学生に社会性や豊かな心が育っていること、高校生の進学、就職面で全国的に高い水準を維持していることなど、児童生徒の姿からも本県の先生方の教師力の高さがうかがえます。

個々の教師力は、校長を中心とした組織的な取り組みにより、さらに磨かれるものであり、今後は、学校全体としての教師力に大いに期待するところであります。

また、トップを目指すのかというお尋ねでございますが、「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は、教職員の力に負うところが極めて大きく、そのためにも研修等の充実を図るなど、養成、採用、研修の各段階を通じて、本県教職員のさらなる資質向上を目指してまいります。このことが県民から信頼、尊敬される教職員を育成し、教師力をトップレベルに高めていくことであると考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) ②教員の養成機関と採用と研修との在り方について。

教師力ということについては、いろいろ考え方があと思います。

ただ、今回は、個人の先生方の教師力という

ことではなくて、例えば義務教育、5,000人近くおられますかね、中学校、高校、それぞれの力と全体を含めた教職について教育委員会教育長としてどう考えているのか。一つの考え方としては、小学生、中学生の全国学力調査を見れば、おのずから、私は、持論として、全体としての教師力が長崎県の児童生徒の学力に比例する部分もあると思うんです。そうすると、もっともっと高いレベル、高い基準をもってやっていく必要があろうというふうに考えています。

これは、あくまでも本県の児童生徒が今後、不確定な時代に、この時代をたくましく生き抜いてもらう。その力をつけるためには、先ほど教育委員会教育長も言ったように、教師力を高めていく以外にはないんですよ。今トップクラスと言ったけれども、日本一を目指すというような強い意志を持って、その中から戦略、戦術を組み立てていくんですよ。その戦略の一つになるのが、教員の養成機関、教員採用、そして教員の研修と、この辺の連携の在り方、この辺を含めて、連携の在り方について、どのように考えているのか、お尋ねします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほどもご答弁申し上げましたが、私も議員と同様の考えでありまして、養成、採用、研修というものが一体となって、教師のそれぞれの力を高めていくものだというふうに考えております。

そういった意味で、大学等の教員養成機関には、教科指導や生徒指導に関する専門的な知識や実践的な指導力はもとより、強い精神力と適切な人間関係を構築する力を備えた人材の育成を期待しているところであります。

このことを大学等に機会あるごとにお伝えし、特に、長崎大学とは、教育学部の諮問会議や、

学長も入った大学と県教委の連携、協力に関する協議会などで年に数回、養成の在り方について協議を行っているところであります。

また、教員採用に当たっては、高い専門性と豊かな人間性を兼ね備えた人物を採用すべきであると考えておりまして、第1次試験では教科の専門性をはかり、第2次試験で人物重視の選考を行っております。多角的な視点から人物を見極めるため、個人面接を複数回実施するとともに、民間企業の人事担当者や保護者代表等を面接委員に含めるなど改善を重ねているところでございます。

さらに採用後は、専門的な指導力を向上させ、人間性を高める研修が必要であります。そのため本県では、それぞれの経験年数に応じた実践的な指導力の向上と総合的な人間力の育成を目指した「教職員研修体系要綱」に基づき研修を行っております。その中で社会体験研修や社会貢献活動も取り入れ、教員としての倫理観、使命感についても深めさせているところであります。

今後も、教員養成機関との連携を図りながら、さらなる教員の資質向上を目指し、優秀な教員の確保と採用後の研修を一層充実させてまいります。

○議長(田中愛国君) 中山議員一28番。

○28番(中山 功君) 教員養成、教員採用、研修で、特に、今後大事になるのは校長先生を含む管理職の研修ですよ。この辺を戦略性をもってやっていくことが重要ではないかと思います。

併せて、この3つは一貫した考え方で取り組まないといかんわけです。ぜひ、その連携、強化についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、具体的に1点お尋ねします。

先ほど、教員採用について、教育委員会教育

長から、第2次試験は人物を重視しているという話がありましたし、さらに第1次試験の免除者を増やし、専門性の高い優秀な人材を確保するということでもありますから、この考え方は、ぜひそういう形で進めてほしいと思います。

そこで、離島出身、離島に住み着き、離島教育に一生を捧げる決意をしている、郷土愛と情熱を持った優秀な人材を確保するため、「離島枠」の創設ができないか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 郷土愛を持った先生というのは、離島出身者だけでなく、ぜひ必要な人材だと思っております。

「離島枠」の設定に関するご質問ですけれども、九州内の複数の大学では、離島教育など地域に根ざした教育に意欲を持つ人材に対して推薦入試枠を設けております。離島における教育の一層の充実のためには、こうした離島教育に強い情熱を持つ人材の確保が必要であると考えております。

今後は、採用における「離島枠」の創設を含め、離島教育の向上に向けた採用選考の在り方について課題を精査しながら研究してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員一28番。

○28番(中山 功君) 離島枠の研究ではなくて、検討を進めてほしいと思います。(発言する者あり)

そこで、教育委員会教育長にお尋ねします。

離島における小学校、中学校、高校の教員の配置数は幾らありますか。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 高校は、対馬地区が83名、壱岐地区が77名、五島地区は127名、上五島地区が94名で、離島地区合計で

381名を配置しております。

小・中学校におきましては、小学校の五島地区が138名、上五島地区が78名、壱岐地区が141名、対馬地区が153名で合計510名。中学校は、五島地区が114名、上五島地区が61名、壱岐地区が65名、対馬地区が128名、合計で368名の教員を配置しているところでございます。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 教育委員会教育長、この質問に当たって、おたくの職員からもらった資料があります。小学校の離島部724名、中学校472名、高校381名、特別支援学校69名、1,646名おるんですよ。

もし、この1,646人が、ここに生活の場を構えて教育に当たったら、また教育の中身も変わってくると思います。

もう一つ、今、離島の若者が流出しています。仮にこの全員を離島から採用した場合は、この地域の地域力といいますか元気が、1,646人も雇用があるわけですから、ものすごく地域力が出てくるのではないかと思います。一遍で1,646人を採用せよとは言いませんけれども、先ほど言ったように離島枠を一定つくって、ここに生活の基盤をつくってもらって教育に情熱を燃やす、そして地域づくりにも貢献していただくと、そういう先生をつくらせていただきたいと思うわけでありまして、これについて知事にお尋ねをしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 学校の先生方に、地域との関わりをこれまで以上に深く持ちながら教育的な課題に取り組んでいただけるというのは、非常に素晴らしいことであると思います。

ただ、議員ご指摘のように、離島地域に勤務する先生方を全て離島出身者で賄った方がいい

のかどうかというのは、これはまた別の観点からのメリット、デメリット、優位性、課題等が出てくるものと思っておりますので、そういった点を含めて、これからしっかり制度設計を含めて考えていく必要があるのではなかろうかと思っております。

地域に住み続けて、地域の皆さん方と密接な関係を築きながら、子育てをし、地域づくりに参加していただく、それが実現するということは大変素晴らしいことであると考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 知事から前向きな、柔軟な考え方をいただきまして、ありがとうございました。

③授業力向上について。

授業は、教師にとって命であるといわれています。教師は、子どもと向き合う時間以上に、子どもと向き合うための時間が重要です。よい仕事をするためには、よい準備が必要だからです。その準備の時間が確保できない。取り組む人間が疲弊している現実があると、元教師が私に語りました。

このような現実の中で、これまでの教え込みと受け身中心の授業から脱却し、子どもたちが主体的に課題を解決し、たくましく生きる力を育む学力等を身につけさせる授業が期待されています。

どのように取り組んでいるのか、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 中央教育審議会でも議論をされているところですが、おっしゃるように、今後、変化の激しい社会を生き抜いていくためには、ただ知識を詰め込むだけの学校教育では、今後の時代を子どもたちが将

来大人になってから生き抜いていけないという
ような中で、自ら課題を見つけて、ほかの方と
のコミュニケーションをとりながら課題を解決
する力を身につけさせなければいけないという
方向性が示されているところでございます。

本県におきまして、まさにそのとおりだとい
うふうに考えておりまして、例えばアクティ
ブ・ラーニングという授業手法を今後取り入れ
ていくべきだということが、先ほど申し上げた
中央教育審議会等でも議論をされているところ
でございまして、本県におきまして、今後の
授業の一つの在り方として、アクティブ・ラー
ニングという手法を取り入れるべきだというふ
うに考えておりまして、モデル校等をつくって、
今後、授業の進め方を研究していきたいと思っ
ております。

現に小・中学校では、例えば話し合い活動と
か研究発表等の授業をもう既に行っております
けれども、高校においても、知識を詰め込むだ
けでなく、例えば長崎東高で、生徒自身が医療
や環境問題などに関する課題について自ら調査、
研究をしたり、西彼杵高校では、生徒同士の話
し合いやグループ活動などを積極的に取り入れ
ているというようなこともありますので、県教
委といたしましては、教育センターでのアクテ
ィブ・ラーニングの視点を入れた授業づくりの
教員研修等を通じて、一層、授業の改善に努め
ていきたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) アクティブ・ラーニ
ングについては、東高あたりがモデル校でやっ
ているけれども、まだまだですよ。小学校、中
学校、高校と一貫して取り組んでいく。そのた
めには、公開授業等を実施して効果的に推進し
ていただくことを要望しておきたいと思いま
す。

昨年、中教審の答申の中に、教員とは別に部
活動の顧問や引率ができる「(仮称)部活動支
援員」の設置が明記されました。これを活用
すると教員の負担軽減となり、今以上に授業に
専念できます。

他県より先取りして配置する考えはないか、
お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 現状、先生
方が時間外というか長時間勤務をされている要
因の一つが、外国と比べて違うのは、やっぱり
部活動の部分が非常に時間をとっているという
ことでございます。

そういった意味で中央の方でそういう検討を
なされておりますが、現在、本県におきまして
は、部活動における教員の負担軽減について、
一つの部に複数の顧問をつけたり、地域人材を
コーチに任用したりするなど、各学校の実情に
応じた取り組みを進めているところであります。

議員ご指摘の部活動支援員の配置については、
現在の状況で本県独自に配置することは困難な
状況にありますけれども、中教審、文部科学省
の方で制度化した折には先駆的に取り組んでい
きたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 中山議員—28番。

○28番(中山 功君) 実は昨年、平成27年8
月から大阪市の中学校で8校で実施しています
よ。これを参考にしてですね。

ただ、最後に言いたいと思いますが、多くの
教員は、情熱を持って熱心に取り組んでいると
いうことを申し上げて、終わります。

○議長(田中愛国君) 以上で、県政一般に対す
る質問を終了いたします。

先に上程いたしました議案のうち、第101号
議案乃至第116号議案、第118号議案及び報告第

1号乃至報告第16号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第117号議案「長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、第117号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、第3号請願「国に対し『大学生への給付制奨学金創設』を求める意見書の提出に関する請願」が提出されておりますので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より6月13日までは、議案調査等のため本会議は休会、6月14日は、10時30分より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午後 3時43分 散会 —

第 14 日 目

平成28年6月定例会

平成28年6月14日

議 事 日 程

第 14 日 目

1 開 議

2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

3 散 会

平成28年6月14日（火曜日）

出席議員（43名）

2番 坂本 浩 君
 3番 宮本 法 広 君
 4番 麻生 隆 君
 5番 大場 博文 君
 6番 里脇 清隆 君
 7番 近藤 智昭 君
 8番 山口 経正 君
 9番 大久保 潔重 君
 10番 浅田 眞澄美 君
 11番 松島 完 君
 12番 友田 吉泰 君
 13番 堀江 ひとみ 君
 14番 川崎 祥司 君
 15番 深堀 浩 君
 16番 山田 朋子 君
 17番 宅島 寿一 君
 18番 山本 由夫 君
 19番 吉村 洋 君
 20番 ごう まなみ 君
 21番 山本 啓介 君
 22番 中島 浩介 君
 23番 前田 哲也 君
 24番 西川 克己 君
 25番 中村 和弥 君
 26番 外間 雅広 君
 欠 番
 28番 中山 功 君
 29番 山田 博司 君
 30番 高比良 元 君
 31番 小林 克敏 君
 32番 久野 哲 君
 33番 渡辺 敏勝 君
 34番 吉村 庄二 君

35番 下条ふみまさ 君
 36番 徳永 達也 君
 37番 中島 廣義 君
 38番 瀬川 光之 君
 39番 坂本 智徳 君
 40番 溝口 芙美雄 君
 41番 橋村 松太郎 君
 43番 三好 徳明 君
 44番 八江 利春 君
 45番 宮内 雪夫 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（2名）

1番 吉村 正寿 君
 42番 野本 三雄 君

説明のため出席した者

知 事 中村 法道 君
 副 知 事 濱本 磨毅 君
 副 知 事 里見 晋 君
 総務部長 上田 裕司 君
 県民生活部長 吉浜 隆雄 君
 環境部長 太田 彰幸 君
 福祉保健部長 沢水 清明 君
 総務部秘書広報局長 木村 伸次郎 君
 企画振興部長 辻本 政美 君
 文化観光国際部長 松川 久和 君
 土木部長 浅野 和広 君
 農林部長 加藤 兼仁 君
 水産部長 熊谷 徹 君
 産業労働部長 古川 敬三 君
 危機管理監 西浦 泰治 君
 福祉保健部 永松 和人 君
 こども政策局長 新井 忠洋 君
 会計管理者

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員	橋 本 希 俊 君
代表監査委員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員	片 岡 瑠美子 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

ー 午前10時30分 開議 ー

○議長(田中愛国君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました議案のうち、第118号議案について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

中村委員長—25番。

○予算決算委員長(中村和弥君)〔登壇〕 予算

決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第118号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」でございます。

慎重に審査いたしました結果、第118号議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、6月13日に開催いたしました総括質疑においては、熊本地震災害の本県の対応についてをはじめ、風評被害の影響と九州観光支援旅行券の適用範囲などについて、活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、長崎観光緊急誘客対策事業に関し、本事業により、宿泊客数をどの程度見込んでいるのかとの質問に対し、宿泊者数については、九州全体では、震災以降約75万人分のキャンセルが生じていることから、本事業では、倍の150万人の宿泊客を見込んでおり、このうち本県分としては、24万6,000人の宿泊客の創出を見込んでいるとの答弁がありました。

以上のほか、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

第118号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、第118号議案は、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から6月23日までは、委員会開催等のため本会議は休会、6月24日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前10時35分 散会 —

第 24 日 目

議 事 日 程

第 24 日 目

-
- 1 開 議
- 2 第117号議案、質疑・討論、採決
- 3 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 4 意見書上程、質疑・討論、採決
- 5 副議長辞職の件
- 6 副議長選挙
- 7 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 8 閉 会

平成28年6月24日（金曜日）

出席議員（44名）

2番 坂本 浩 君
 3番 宮本 法 広 君
 4番 麻生 隆 君
 5番 大場 博文 君
 6番 里脇 清隆 君
 7番 近藤 智昭 君
 8番 山口 経正 君
 9番 大久保 潔重 君
 10番 浅田 眞澄美 君
 11番 松島 完 君
 12番 友田 吉泰 君
 13番 堀江 ひとみ 君
 14番 川崎 祥司 君
 15番 深堀 浩 君
 16番 山田 朋子 君
 17番 宅島 寿一 君
 18番 山本 由夫 君
 19番 吉村 洋 君
 20番 ごう まなみ 君
 21番 山本 啓介 君
 22番 中島 浩介 君
 23番 前田 哲也 君
 24番 西川 克己 君
 25番 中村 和弥 君
 26番 外間 雅広 君
 欠 番
 28番 中山 功 君
 29番 山田 博司 君
 30番 高比良 元 君
 31番 小林 克敏 君
 32番 久野 哲 君
 33番 渡辺 敏勝 君
 34番 吉村 庄二 君

35番 下条ふみまさ 君
 36番 徳永 達也 君
 37番 中島 廣義 君
 38番 瀬川 光之 君
 39番 坂本 智徳 君
 40番 溝口 芙美雄 君
 41番 橋村 松太郎 君
 42番 野本 三雄 君
 43番 三好 徳明 君
 44番 八江 利春 君
 45番 宮内 雪夫 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（1名）

1番 吉村 正寿 君

説明のため出席した者

知 事 中村 法道 君
 副 知 事 濱本 磨毅 君
 副 知 事 里見 晋 君
 総務部長 上田 裕司 君
 県民生活部長 吉浜 隆雄 君
 環境部長 太田 彰幸 君
 福祉保健部長 沢水 清明 君
 総務部秘書広報局長 木村 伸次郎 君
 企画振興部長 辻本 政美 君
 文化観光国際部長 松川 久和 君
 土木部長 浅野 和広 君
 農林部長 加藤 兼仁 君
 水産部長 熊谷 徹 君
 産業労働部長 古川 敬三 君
 危機管理監 西浦 泰治 君
 福祉保健部 永松 和人 君
 こども政策局長 新井 忠洋 君
 会計管理者

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員長	永 淵 勝 幸 君
代表監査委員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員	星 野 孝 通 君
公安委員会委員	片 岡 瑠美子 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、第117号議案「長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

第117号議案につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第117号議案「長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり、委員として、三好智子君、畑田常則君にそれぞれ同意を与えることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第117号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長—18番。

○総務委員長(山本由夫君)〔登壇〕 おはようございます。

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第102号議案「長崎県職員定数条例の一部を改正する条例」ほか10件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第104号議案「長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」に関し、本条例に規定されている公営負担の単価は、全国一律の単価となっているのかとの質問に対し、公職選挙法施行令に規定されて

いる国政選挙における単価に準じて定めているとの答弁がありました。

次に、第112号議案「契約の締結の一部変更について」に関し、県庁舎建設工事における、がれきの運搬、処分等に関し、契約の一部を変更しようとするものであるが、当初から見込むことはできなかったのかとの質問に対し、事前のボーリング調査により、一部にコンクリートやレンガのくず類の混入が見られたが、どの範囲にどの程度の量が混入しているのかについては、実際に掘削してみないとわからないこともあり、事前に見込むことはできなかったとの答弁がありました。

これに関連し、新県庁舎の完成が当初の予定から2ヶ月半程度遅れ、平成29年11月末を見込んでいるとのことであるが、それに伴い、新県庁舎への移転に影響はあるのかとの質問に対し、新県庁舎への移転については、当初から平成29年の年末から平成30年1月にかけての計画としていたため、予定どおり行うことができると考えているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部の所管事項について、国境離島新法制定に伴う警察官の増員に関し、国境離島新法が制定された中、多数の離島を抱える本県においては、生活の安全や海外からの不法侵入の防止のため、県警としても対策が必要だと考えるがどうかとの質問に対し、国において、今後どのような制度設計がなされるかは承知していないが、本県が多くの離島を抱えているという特殊性は認識しており、警察庁に対し、警察官の増員要求について、今後も引き続き行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、警察施設等の老朽化対策に関し、警察

署、交番等の警察施設や信号機、警察職員の公舎の老朽化について現状はどうなっているのかとの質問に対し、警察本部と警察署で16箇所、交番・駐在所で20箇所を超える施設が、建設から30年を経過している。

また、信号機については、更新基準年数の19年を超えた制御機が、平成27年3月末現在、全国平均が約19.7%のところ、本県は約4.6%であり、全国第2位の低い水準となっている。

また、平成28年3月末現在では、全体の約1.3%となっており、更新は進んでいるものと考えている。

職員公舎については、30年を経過した施設が全体の約7割の127棟となっているとの答弁がありました。

これに対し、警察施設や職員公舎について、改修や耐震化を行っていると思うが、県の公共施設総合管理基本方針にも、「各種事案に職員が迅速に対応するために、公舎整備は急務であり、離島地区を中心として修繕及び更新等の整備が必要である」とあるように、速やかに改修等を行ってほしいとの意見がありました。

次に、文化観光国際部の所管事項について、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向けた取組に関し、今回、これまで構成資産としてきた14資産から2資産を除外することになったが、イコモスとどういった協議を行ったのかとの質問に対し、3月31日に国に提出した推薦書の素案においては、これまでの14資産を禁教期と関連づけながら再構築した。

その後、イコモスの専門家と継続的に協議を行い、その重要性や価値について粘り強く説明をしてきたが、最終的に「日野江城跡」と「田平天主堂」の2つの資産については、禁教期との関連性を示す物証がなく、顕著な普遍的価値

（OUV）に貢献しないとの評価であったとの答弁がありました。

これに関連し、今後、取り下げとなった2資産は、どう活用していくのかとの質問に対し、「長崎の教会群」の価値を理解していただくためには、キリスト教が伝わってから、禁教期を経て、解禁後に教会が建てられたという歴史を説明する必要がある。

「長崎の教会群」を説明する様々な機会を捉え、2資産についても紹介していくとともに、本県独自の取り組みである「長崎の教会とキリスト教関連の歴史文化遺産群」の資産として、構成資産と一体的にPRを行っていききたいとの答弁がありました。

次に、長崎県亜熱帯植物園に関し、亜熱帯植物園の閉園を検討するに当たり、地すべり防止対策に関し、国からの補助事業の採択等について検討を行ったのかとの質問に対し、地すべり対策に要する財源確保については、庁内関係各課を通じて国と協議をしてきたが、植物園一帯の地域には人家や農家がなく、地すべり防止区域の指定が難しいことなどから、国からの補助事業の採択要件を満たさないとのことであった。

また、県が単独事業として行うとした場合でも、最低で約31億円の事業費となることから、財源確保上非常に厳しいと判断したとの答弁がありました。

これに対し、閉園に当たり、植物園に生息する貴重な植物の移設や野母崎地域の地域振興策などについて、長崎市が考える振興策を後押しするだけではなく、県としても積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、企画振興部の所管事項について、JR佐世保線の輸送改善に関し、現時点における検討状況はどうなっているのかとの質問に対し、

JR佐世保線の輸送改善については、新幹線の整備効果を県北地域に波及させるために重要な課題であると捉えており、平成27年度には輸送改善の調査を実施し、基礎的な資料として輸送改善に関する在来線の高速化及びフリーゲージトレインの乗り入れに関する調査資料を作成した。

調査結果を検討する中で、曲線の改良や駅構内の改良、地盤強化、ロングレール化などの課題について、今後精査を進める必要があることから、佐世保市やJR九州と協議を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、県庁舎跡地活用に関し、県庁舎跡地の整備案について、今年度末に公表されるとのことであるが、その整備案には事業費や財源、経済効果なども示されるのかとの質問に対し、整備案については、今年度末までには整備方針として骨格的なものを公表し、来年度中に事業費等も盛り込んだ基本構想を公表したいと考えているとの答弁がありました。

次に、危機管理監の所管事項について、大規模災害時の県の対応に関し、熊本地震において、支援物資が届くまでの時間、車中泊によるエコノミー症候群の発生、ボランティアの受け入れなどの課題があったことから、5月下旬に庁内関係各課と協議したとのことであるが、現在どのような状況かとの質問に対し、5月に庁内関係各課と協議し、その時点で考えられる課題を抽出し、現在、その対策について検討を依頼している。

それに加え、熊本地震は現在進行形であり、さらなる課題が生じていると思われるので、新たな課題について再度抽出を依頼しているところであるとの答弁がありました。

これに関連し、災害時の物資の備蓄協定に関

し、協定の締結だけでなく、日々の確認が重要だと思っているが、現在どのような状況かとの質問に対し、熊本地震の際にも、備蓄協定を結んでいた業者から「物資を出せない」という状況があったと聞いている。このため、改めて協定を結んでいる業者に対し、災害発生時の連絡体制等について確認を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、総務部の所管事項について、地方公会計制度に関し、制度の導入に伴い、どういった効果があるのかとの質問に対し、制度の導入により、減価償却の考え方がより精緻になり、どの資産が老朽化が進み、今後更新のための投資が必要となるのかがわかることから、公共施設の総合的な管理や、他の団体との比較に活用することができるとの答弁がありました。

これに関連し、今後、公会計制度の導入をどう活用し、政策形成に結びつけていくのかとの質問に対し、本県の特徴として、離島が多く、施設を多く抱えている状況がある。そういった施設の管理を今後どうしていくのかということが、財政運営上非常に重要であり、この公会計制度を活用しながら、より精度の高い現状の把握や他県との比較を行い、長期的な財政運営に資するものとして役立てていきたいとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「地方財政の充実・強化について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上のほか、一、アジア・国際戦略の今後の展開について、一、21世紀まちづくり推進総合補助金について、一、訴えの提起について、一、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）について、一、国境離島新法について、一、長崎

県総合防災訓練について、一、民間企業等職務経験者等の採用について、一、広報誌等のデザイン等業務における委託業者の選定についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第102号議案「長崎県職員定数条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第102号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案「契約の締結の一部変更について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第112号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、報告第15号「長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、報告第15号は、承認されました。

次に、報告第16号「訴えの提起について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、報告第16号は、承認されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

宅島委員長—17番。

○文教厚生委員長(宅島寿一君)〔登壇〕 文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案「長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」ほか5件、及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、第106号議案、第108号議案、第110号議案及び第111号議案につきましては、起立採決の結果、可決すべきものと決定されました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定され

ました。

また、第3号請願「国に対し『大学生への給付制奨学金創設』を求める意見書の提出に関する請願」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第111号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」に関し、保育所における朝夕等の保育士配置の要件の弾力化は、保育の質を低下させる危惧があるが、どのように考えているかとの質問に対し、国が昨年度策定した「保育士確保プラン」により、保育士の処遇の改善や再就職支援の強化などに取り組んでいる。一方で、現状の厳しい需給環境の中で、即効的な労働力の確保が必要である。そのため、保育の質を落とさないよう配慮し、県として認めた方を保育士に代わり従事させたいとの答弁がありました。

次に、各部局の議案外所管事務の審査に関し、主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係について、私立高校及び県立大学の就職状況に関し、県内就職率について、前年度に比べ私立高校は4ポイントの減、県立大学は3ポイントの減となっているが、その要因をどのように分析しているのか。また、県内企業の求人数は増えているのかとの質問に対し、私立高校については、県外企業の採用意欲が旺盛で、かつ待遇も好条件であり、また、早い時期から、学校訪問等による会社案内が行われたことにより、高校生の意識が県外就職に流れたと聞いている。県立大学についても、就職環境の改善に伴い、県外企業の働きかけが積極的になったものと認識している。また、求人数については、県内、県外企業ともに増えてきている

ものの、県外企業の求人数の伸びが大きいとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係について、夏季休業中の学校閉庁日の設定についてに関し、学校閉庁日は、具体的に何日間を予定しているのか、また全国での実施状況はどうなっているのかとの質問に対し、期間については、8月11日から16日の期間内に3日間で設定するよう県立学校、小中学校へ依頼している。また、全国の実施状況は、市単位で3市程度、都道府県では本県が初めての実施となるとの答弁がありました。

また、教育的見地から、どういう効果を狙って実施するのかとの質問に対し、教職員の健康増進を図るとともに、また部活動も原則行わないことから、児童生徒のリフレッシュを図り、家庭での触れ合いや地域活動への参加などに活用することを目的としているとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係について、地域医療構想の策定に関し、がん患者であっても、症状に応じ、在宅、病院、介護施設など、いろいろな選択肢があると思うが、医療の機能区分はそういう点も十分加味されたものとなっているのかとの質問に対し、入院・在宅での受入体制が整っていなければ移行できない。在宅医療の受け皿をしっかりと確保していかなければならないため、今後10年間をかけて、調整会議でも議論しながら、地域でのあり方を検討していきたいとの答弁がありました。

これに対し、医療と介護が連携し、長崎県に安心して住み続けられるよう、しっかりと取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、こども政策局関係について、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ（案）」に関し、関係機関との連携の中で、児童相談所の

機能強化の1つに正規職員による24時間相談受付とあるが、問題は職員の専門性が問われていたのではないのかとの質問に対し、職員の資質向上については、事件後、平成27年度から職員研修を強化している。

また、相談受付に際しては、児童相談所全体で判断をするために、全件受理会議を開催する対応も行っているところであり、今後も、より専門性の高い職員の配置や職員のさらなる資質向上に努めていくとの答弁がありました。

また、これに対し、児童相談所への相談は年々増加している。この段階でしっかり目を光らせて、小さいところから芽を摘んでもらいたいとの意見がありました。

最後に、本委員会から、別途「奨学金制度の充実について」、「骨髄移植ドナーに対する支援の充実について」及び「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しについて」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上のほか、一、奨学金について、一、発達障害児の支援について、一、熊本地震にかかる対応について、一、長崎県婚活サポートセンター事業についてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第106号議案「長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第106号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第108号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第110号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第110号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第111号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号請願「国に対し『大学生への給付制奨学金創設』を求める意見書の提出に関する請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第3号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

中島浩介委員長—22番。

○環境生活委員長(中島浩介君)〔登壇〕 環境生活委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第116号議案「契約の締結について」であります。

議案を慎重に審査いたしました結果、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第116号議案「契約の締結について」に関し、本議案は、ながさき出島道路ETC設備を設置するための請負契約であるが、長崎を

訪れる観光客の方には現状の片道しか使えないETCは不便である。今回の設備工事による具体的な事業効果は何か。また、利用する方への周知をどのように行うのかとの質問に対し、ながさき出島道路の通行台数は、平成27年度では一日7,400台の通行実績があるが、誤認による開閉バーへの衝突事故等が4件発生している。また、事故には至らなかったもののETCレーンと思い込み進入したと推測される事例も74件発生しており、本事業がこれらの事故等の解消に効果を発揮するものと考えている。今後も安全性や利便性の向上について、道路公社を通じて周知していきたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項に関し、住宅供給公社の経営状況について、特定調停成立後12年間連続で経常利益が黒字であり、平成27年度決算においても、経常利益が1億5,000万円となっている主な要因は何かとの質問に対し、分譲においては、諫早西部団地の「東1地区」はほぼ完売し、「東2地区」も本年1月に販売を開始したところであり、売れ行きも順調に推移している。

また、分譲以外では、住宅供給公社が所有する賃貸住宅の入居率が高いことが要因となっているとの答弁がありました。

これに関連し、今後予定されている商業用地の売却については、地元市との情報交換など連携を取って進めてほしいとの意見がありました。

次に、建築物の耐震化に関し、国の基本方針を踏まえ、平成32年度末までに耐震化率95%を目標としているが、現状はどのようになっているのかとの質問に対し、耐震化が義務づけされている民間の対象建築物は47棟あり、耐震診断済みのもの、実施中のもの、建て替え予定のも

のなどがあるが、目標達成に向け努力していきたいとの答弁がありました。

これに関連し、ホテルの耐震化の課題は、自己資金の確保であり、どう対処されているのかとの質問があり、自己資金については、日本政策金融公庫の耐震改修関係の特例貸付があり、県においても4月から中小企業向けに、耐震対策に活用できる「宿泊業生産性向上支援資金」を創設したところである。引き続き、建築物の所有者に対し、活用を働きかけていきたいとの答弁がありました。

委員からは、銀行からの融資だけでなく、民間支援のスキームづくりをお願いしたいとの意見がありました。

次に、環境部の業務に関し、PCB廃棄物処理計画の見直しについて、処分を委託していない事業者数を把握しているのか。また、処理が進まない要因は何と考えるのかとの質問に対し、PCB廃棄物の保有事業者数は、平成27年3月31日で229事業者、届出保管量は、トランス類の機器が1,883台、汚染物が8万6,080キログラムと把握している。

処理が進まない要因としては、処理費用の負担が大きいことが考えられるが、この処理費用については、中小企業では70%、個人では95%を基金で補助する制度があるので利用を促し、処理を進めたいとの答弁がありました。

次に、交通局の所管事項について、免許返納者パスの社会実験に関し、社会実験の状況と今後の展開についてどのように考えるのかとの質問に対し、現在、諫早市と大村市で11名に免許返納者パスを交付している。今回、社会実験を始めるに当たり、警察や自治会等協議会を設置し、様々なご意見を賜っている。

今後は、パスの利用者の方にアンケート調査

を実施し、結果を分析したうえで、免許返納者パスの本格実施や、将来的には一定の年齢以上であれば免許を返納しなくても利用できるような仕組みを検討していくとの答弁がありました。

これに対し、高齢者が免許を返納しなくても利用できる制度やフリー乗車区間の設置など、現場のニーズに合うように進めていただきたいとの要望が出されました。

次に、県民生活部の業務に関し、性暴力被害者の支援窓口として、今年4月に「サポートながさき」が開設されているが、相談件数はどれくらいか。また、相談の中で課題等はなかったのかとの質問に対し、4月から5月末までの相談件数は28件となっており、電話相談が20件、面接相談が8件となっている。また、相談の中で、警察の介入があったケースや課題等の報告は受けていないとの答弁がありました。

これに対し、実際に被害に遭っても声をあげられない人に対して、必要に応じて警察につながるサポートをしてもらいたいとの意見がありました。

以上のほか、環境生活行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

第116号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、第116号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

吉村 洋委員長—19番。

○農水経済委員長(吉村 洋君)〔登壇〕 農水経済委員会の経過の概要について、ご報告いたします。

本定例会においては、本委員会に付託されました案件はありませんので、各部の所管事項に関して論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、産業労働部の所管事項に関し、「長崎ビル（仮称）の事業計画」について、平成26年度に長崎市に立地した金融機関などのデータ入力代行業務を行う企業が、本年3月末をもって撤退した状況の中、今年度から、長崎市出島地区で整備するオフィスビル「長崎ビル（仮称）」について、入居の見込みはどうかとの質問に対し、「長崎ビル（仮称）」については、5フロア整備する予定で、入居については、現在2社と調整中であり、その2社が入居すれば、4フロアの貸し出しとなる見込みであるとの答弁がありました。

また、これに関連し、ビルの建設については、長崎県産業振興財団が県から土地を無償で借り受けて行うとのことである。また、建設場所については、現在、県営の駐車場として利用されているため、ビルの1階部分に駐車場を整備するとのことであるが、その運営についてはどうかとの質問に対し、この事業は、将来、民間が自己所有地にオフィスビルを建設し、フロアを貸し出すことによって採算を取るようなモデル事業となるよう、今回、産業振興財団に

対して、県が政策的に土地を無償貸与するものである。

また、建設場所は、美術館や公園、商業施設などが集まるウォーターフロント地区にあり、駐車場の確保が求められている。そのため、一般的にはオフィスビルの用途としては、駐車場整備は必須条件ではないが、今回は行政上の必要な配慮という特殊条件のもとで駐車場整備を行うこととしており、その運営についても、産業振興財団が担う予定であるとの答弁がありました。

次に、高校生、大学生の県内就職率について、今春卒業の高校生の県内就職率は、3月末現在59.3%と前年同期を2.3ポイント上回っている。一方、大学生等の県内就職率は43.5%で、昨年同期を1.3ポイント下回っているとのことである。

大学生の県内就職率の減少については、企業に対し求人を早めに出していただくようお願いすることや、今年3月に立ち上げた「ながさき県内就職応援サイト（Nなび）」で情報発信することも重要であるが、昨年度、産学官が緊密に連携し、人材の育成・確保や若年者の県内就職・定着化を図るために設置された「人材育成産学官コンソーシアム」については、十分に活用されているのかとの質問に対し、「人材育成産学官コンソーシアム」は、長崎大学の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」とも連携しながら取り組みを進めており、長崎大学では、県内大学の中で、初めて大学内に企業を呼んで合同企業面談会を行うなど、新たな取り組みが行われている。まずは、企業を知ることが県内就職につながっていくと考えられるため、「Nなび」の活用や産学官の中での情報交換などに取り組んでい

く。

また、今年度からは、ワーク・ライフ・バランスの推進や従業員の処遇改善に取り組む中小企業を支援するため、「誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」の創設にも取り組むこととしているとの答弁がありました。

次に、水産部の所管事項に関し、ノリの養殖について、ノリの生産額が前年比37%と減少しているようだが、その原因についてはどのように考えているか。また、生産者への共済制度や制度資金等の状況はどのようになっているのかとの質問に対し、高水温で生産がよくなかったことや、今漁期は13経営体で、前年の16経営体に比べ3経営体が減少したことが、生産額に影響している。12経営体が共済に加入しているが、共済金を加算しても7経営体は赤字である。また、高齢化も進み、冬場の作業が厳しいなどの課題もあることから、養殖業者からは協業化の話なども出てきており、県も参加して検討していきたいとの答弁がありました。

これに関連し、他県においては、ノリの生産量の増加に伴い、他の水産物の漁獲高、特に貝類が減少している。いろいろな薬剤を使わなければ高品質のノリができなくなっているのが原因だと思われるが、有明海沿岸の4県における酸処理剤の使用状況については、どのようになっているのかとの質問に対し、平成14年、15年当時は4県合計で、2,000トンから2,800トンであったが、現在では3,000トン前後になっているとの答弁がありました。

これに対し、酸処理剤の使用量は、少しずつ増加している。有明海の環境変化については、酸処理剤の影響も考えられるが、ノリ業者に対して、県外も合わせ、どのような指導を行っているのかとの質問に対し、県内のノリ業者へは、

毎年度ノリの漁期が始まる前に、適切な酸処理剤の使用、回収について県漁連とともに指導を行っている。県外のノリ業者についても、国の指導を踏まえ、関係県が指導していると伺っているとの答弁がありました。

これに対し、ノリ養殖での酸処理剤の使用にかかる指導については、有明海の再生にも影響することから、4県で情報交換を行うなど、もう少し力を入れていただきたいとの意見がありました。

次に、水産物の海外輸出目標額について、平成26年度の海外輸出額は約11億円であり、これを平成32年度までに30億円に増やすとの数値目標をあげているが、目標達成のため、具体的にはどのように取り組むのか。

また、水揚げ量全国2位である長崎県として、目標額はもっと拡大できるのではないかとの質問に対し、海外からニーズが高い養殖のブリ、マアジ及びクロマグロの輸出拡大を中心に、養殖業者とも連携をしながら取り組みを進めている。

また、目標としている30億円については、養殖魚の輸出を中心に据えながら、天然魚や冷凍品の輸出にも力を入れ、できる限り早めに目標を達成していきたいとの答弁がありました。

次に、農林部の所管事項に関し、諫早湾干拓農地の利用権設定等について、農地リースの合意解約者が4経営体あるとのことであるが、解約の理由はどのようなことか。また、今後の対策については、どのように考えているかとの質問に対し、解約者4経営体のうち2経営体については、他の農地でも経営しており、農地を集約化するため、中央干拓地の農地を縮小または解約するものである。ほかの2経営体のうち、1経営体は病気によるもので、もう一つの経営体が

経営不振により撤退するものである。

また、対策については、まず、経営状況を聞き取り、状況が悪い経営体については、リスト化を図り、現地に設置している営農支援センターを中心に、栽培や経営などの営農指導チームをつくり、重点的にフォローアップすることとしているとの答弁がありました。

次に、農業生産額について、長崎県の農業については、非常に元気がよいと聞いているが、農産物の生産額については、順調に伸びているのかとの質問に対し、本県の農業生産額は、平成25年度は1,444億円であったものが、平成26年度は1,477億円で、33億円増加している。最近10年の伸び率では、全国が4%減少している中、本県は8.9%という高い伸び率を示しており、全国1位の伸び率であるとの答弁がありました。

これに関連し、これからの農業の課題として、本当に儲かる農業になっているかということが大事だと思うが、販売農家の所得についてはどうなっているのかとの質問に対し、本県における販売農家の平均農業所得は、平成25年度119万円であり、全国平均の9割程度となっている。農業産出額は伸びているが、所得が全国より低いのは、離島や中山間地域が多いことに加え、例えば施設園芸など、品質が良くても収穫量が低いことや、畜産については、1戸当たりの飼育頭数が少ないため、コストが高いことも原因と考えられる。こういった課題を解決するため、品目別に戦略を再構築し、さらなる品質向上や収穫量アップ、コスト縮減に取り組み、所得向上を図っていきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、総合就業支援センターについて、一、水産物輸出の拠点港について、一、水産業新規就業者への国の給付金制度について、

一、熊本地震による農林漁業体験民泊への影響について、一、林業の現状についてなど、農水経済行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 次に、予算決算委員長の報告を求めます。

中村委員長—25番。

○予算決算委員長(中村和弥君)〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算」ほか13件でございます。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、6月13に開催いたしました総括質疑においては、熊本地震に対する対応についてをはじめ、農福連携による障害者の就農促進事業費について、介護・保育事業費について、災害に強い日本一のびわ産地緊急対策事業費について、地域創生人材育成事業についてなど、多岐にわたり活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、熊本地震対策費に関し、熊本地震で県内の旅館、ホテル等に一時避難された被災者の受入経費について、観光振興費に計上されているが、熊本地震関係では総務部などでも計上されている。

こういう災害時の経費については、一括して

計上するやり方もあると思うが、どういう考え方で予算計上しているのかとの質問に対し、今回の県内の旅館、ホテルへの一時避難者の受け入れについては、受入開始時から、観光振興課において、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合と調整し取り組んできたことから、観光振興費に予算計上したとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、農福連携による障害者の就農促進事業費に関し、農福連携に向けて専門家を事業所に派遣するということであるが、どのような人材をどのような方法で派遣するのか、また、その方法と費用はどれくらいになるのかとの質問に対し、県が委託したコンサルタントが、農業技術や加工、販売、六次産業への参入に関する専門家を選定し、事業所のニーズに応じて派遣することとしている。30事業所に年3回、1～2名の派遣を予定しており、約300万円の委託料となるとの答弁がありました。

これに対し、農福連携は、工賃アップに効果があると言われているので、農林部との連携を密にして進めてほしいとの意見がありました。

次に、環境生活分科会では、生活基盤施設耐震化等交付金事業費に関し、市町が実施する水道施設への耐震化・老朽化対策事業に対する国庫補助ということであるが、県内市町の取組状況はとの質問に対し、今回の交付金事業は7市が対象となっているが、それ以外の市町についても、従来の補助事業と2本立てで実施しているとの答弁がありました。

これに関連し、水道事業は市町が主体となって実施を行うものであるが、今後の人口減少や設備の老朽化、管路の延長など維持対策が課題となる。そこで民間活力をどう活用するかがテーマだと考えるが、県としての考えはどうかと

の質問がありました。

これに対し、県全体の水道の整備と運営も含めて適正にやっていくことが重要と考えるので、委員の意見を踏まえ、市町に対し、民間委託の事例を紹介するとともに、国の補助金の活用等について要請を行っていくとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、災害に強い日本一のびわ産地緊急対策事業費について、簡易ハウスの導入について、寒害対策とびわの品質向上に効果があるとのことだが、10アール当たり約450万円の経費が必要となる。この経費について、国、県、市が補助することにより、生産者の負担が150万円から105万円に減少することであるが、それでもまだ負担は大きいと思われる。農協からのリース方式の考え方もあるようだが、具体的に話は進んでいるのか。また、農業近代化資金の活用も考えられるがどうかとの質問に対し、リース方式については、JA長崎せいひに問い合わせたところ、地元からの要望があれば対応を検討するとのことであった。県としては、農家が取り組みやすいよう農協とともに、近代化資金等との比較など部会の意向を確認しながら対応を進めてまいりたいとの答弁がありました。

これに対し、県においては、今後とも農協や生産者と連携し、生産者にとって利用しやすいような制度の設計や選択肢が広がるような支援を行ってほしいとの意見がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、総務委員会から提出されております「地方財政の充実・強化について」、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、文教厚生委員会から提出されております「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しについて」、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、その他の動議について、一括して採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

この際、ご報告いたします。

副議長 中島廣義議員から、本日付けで、一身上の都合により、副議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、ご報告いたします。

ただいま、ご報告いたしました辞職願を直ちに議題といたします。

本件については、長崎県議会会議規則第88条第2項の規定により許可を与えるかどうかについて、お諮りいたします。

中島廣義議員の副議長の辞職を許可することについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、中島廣義議員の副議長の辞職は、許可することに決定されました。

この際、中島廣義議員より、退任のご挨拶があります。

○37番(中島廣義君)〔登壇〕 副議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議会のご承認をいただき、副議長を退任させていただきました。

昨年5月、議員皆様方のご推挙をいただき副議長に就任して以来、田中議長を補佐し、議会の円滑な運営のため、微力ではございましたが、

誠心誠意努めてまいりました。おかげさまでこの1年間、何とか副議長の職を遂行することができました。これもひとえに議長並びに議員の皆様方の温かいご支援、ご指導はもとより、中村知事をはじめ、理事者の皆様のご協力と報道機関各位のご理解の賜物と、ここに厚く感謝を申し上げます。

今後は、この1年間の貴重な経験を糧に、一議員として決意も新たに長崎県の発展と県民の幸せを第一に考え、県勢の推進に当たる所存でありますので、これまで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますけれども、退任の挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(田中愛国君) これより、副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(田中愛国君) ただいまの出席議員は、44名であります。

お諮りいたします。

選挙立会人2名を、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、山田朋子議員並びに大場博文議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙・配付〕

○議長(田中愛国君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) 配付漏れなしと認めます。

山田朋子議員及び大場博文議員の立ち合いを

お願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○議長(田中愛国君) 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長(田中愛国君) 異状なしと認めます。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法を準用いたします。

この際、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、投票用紙に「被選挙人の氏名のみ」を記載のうえ、点呼に応じて順次ご投票をお願いします。

氏名を点呼いたさせます。

〔点呼・投票〕

○議会事務局長(山田芳則君) 坂本 浩議員、宮本議員、麻生議員、大場議員、里脇議員、近藤議員、山口議員、大久保議員、浅田議員、松島議員、友田議員、堀江議員、川崎議員、深堀議員、山田朋子議員、宅島議員、山本由夫議員、吉村 洋議員、ごう議員、山本啓介議員、中島浩介議員、前田議員、西川議員、中村議員、外間議員、中山議員、山田博司議員、高比良議員、小林議員、久野議員、渡辺議員、吉村庄二議員、下条議員、徳永議員、中島廣義議員、瀬川議員、坂本智徳議員、溝口議員、橋村議員、野本議員、三好議員、八江議員、宮内議員、田中議員。

○議長(田中愛国君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票をいたします。

〔開 票〕

○議長(田中愛国君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数44票。うち有効投票44票、無効投票

なしであります。

有効投票中、坂本智徳議員33票。吉村庄二議員8票。高比良 元議員2票。堀江ひとみ議員1票。

以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は、11票であります。この結果、坂本智徳議員が、副議長に当選されました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長(田中愛国君) この際、副議長に当選されました坂本智徳議員をご紹介します。

○39番(坂本智徳君) (拍手) **〔登壇〕** ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位のご推挙を賜り、長崎県議会副議長にご選任をいただきました坂本智徳でございます。

私にとりましては、まことに身に余る光栄でございます。ご選任をいただきました議員の皆様方に深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、言うまでもなく、県政においては、人口減少対策、経済雇用対策、あるいは離島振興対策など多くの重要な課題を抱えております。このような時期に、副議長という大役を仰せつかり、責任の重さを痛感いたしております。

もとより、微力ではございますが、田中議長をお支えし、議員皆様方のご指導、ご協力をいただきながら議会の円滑な運営に努力を傾注してまいり所存であります。

結びに、中村知事をはじめ、理事者の皆様のご協力と報道関係皆様方のご理解を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(田中愛国君) 次に、各委員会から議会

閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります一知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 6月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、坂本智徳新副議長のご就任に対しまして、心からお喜びを申し上げますとともに、県勢発展のため格段のご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、今回、ご退任になられました中島廣義前副議長におかれましては、就任以来、県政の重要課題について、県議会のお立場から多大なるご貢献を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

また、活発化した梅雨前線の影響により去る6月19日以降、九州地方を中心とした西日本の各地で大雨や土砂災害によって死傷者や行方不明者が相次ぐなど、甚大な被害が生じております。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被害を受けられた皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

本県におきましては、人的被害は軽傷者1名にとどまっておりますが、県内各地で住家被害やがけ崩れ等が発生しておりますことから、災害復旧等に万全を期してまいりたいと存じます。

さて、このたびの議会は、去る6月1日から本日までの24日間にわたり開かれてましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終

始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

去る6月8日、九州横断自動車道の長崎インターから長崎芒塚インター間の4車線化について、西日本高速道路株式会社から事業に着手することが公表されました。

当区間については、平成16年から暫定2車線で供用されておりますが、区間の約9割をトンネルが占めることから、特に、安全性の確保が喫緊の課題となっておりました。そのため、これまで本県選出国會議員の皆様方をはじめ、県議会並びに関係者の方々とともに当区間の早期の4車線化を要望してきたところであり、皆様方のご尽力に対し、心から感謝を申し上げます。

今後とも長崎市と協力し、現在、事業中の区間も含めた長崎インターから長崎多良見インター間が1日も早く完成するよう力を注いでまいります。

本県は、これまで2020年東京オリンピック、パラリンピックのキャンプ地誘致に取り組んでいるところでありますが、去る6月14日、ベトナム社会主義共和国を相手国として、国が推進するホストタウンに本県が登録されたところがあります。

ホストタウン登録により、国の有利な制度が活用できることから、関係市町等と連携し、ベトナム代表チームの事前キャンプの誘致及び受入体制の整備に万全を期すとともに、青少年の相互交流や文化交流など、様々な分野で友好を深められるよう、ベトナム側に働きかけてまいります。

去る6月21日から23日まで、中国人民政治協商会議上海市委員会の周漢民副主席との会談並

びに長崎県上海市友好交流関係樹立20周年記念事業の一環として開催されている当代科技创新成果展（長崎特別展）の視察のため中国上海市を訪問しました。

周漢民副主席との会談では、本県において、長崎県と上海市の友好交流関係樹立20周年及び孫文生誕150周年を記念する共同事業を実施することについて合意いたしました。今後、具体的な事業内容の検討を早急に進めてまいります。

なお、当代科技创新成果展は、今回初めて開催されるものであり、本県の最先端技術を用いた製品に加え、中国と長崎の交流の歴史や観光、物産等が広く紹介されており、県内企業のビジネスチャンスの拡大や本県を訪れる観光客の増加などにつながっていくことを期待しております。

企業誘致につきましては、平成27年に長崎市に立地した事務受託事業最大手のトランスコスモス株式会社が6月17日、新たに同市にBPOセンターを増設することを決定いたしました。

同社は、当初3年間で400人の雇用を計画されておりましたが、本年4月時点で、ほぼ同計画を達成され、さらに今回の増設により、今後3年間で新たに200人を雇用し、事務代行に関する業務を行うこととしております。

また、6月21日には、平成27年に佐世保市に立地した双葉産業株式会社の関連企業であり、大阪府に本社を置く富双テック株式会社の本県への立地が決定いたしました。

同社は、佐世保市の空き工場を賃借し、20人を雇用して、自動車用シートカバーの加工及び縫製を行うこととしており、本年8月からの操業を予定しております。

県としましては、雇用拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体などと連携を図

りながら支援を行うとともに、引き続き企業誘致の推進に努めてまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、日ごとに暑さが増すこの頃、皆様方には何かとご多用のことと存じます。どうか健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始県議会の広報について、ご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会にお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長(田中愛国君) 平成28年6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、副議長を辞任なされました中島廣義議員には、この1年間大変ご指導、ご支援を賜り、ありがとうございました。

また、副議長にご就任されました坂本智徳議員には、これからの議会運営等について、ご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

去る6月1日に開会いたしました本定例会も、すべての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、熊本地震による影響と対策をはじめ、長崎県亜熱帯植物園の運営、県庁舎跡地活用策、人口減少対策、観光振興対策、農業振興策、水産振興策、土木行政、教育行政、離島振興対策等、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に

対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

さて、去る4月14日並びに16日に発生いたしました熊本地震につきましては、熊本県及び大分県を中心に、甚大な被害をもたらしました。また、これらの地域においては、先日の大雨により、さらなる被害も生じております。

ここに、改めて犠牲となられた方々に、深く哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被災地では、復興に向けた取組が進められておりますが、本県といたしましては、今後とも、被災地及び被災者に対する支援に努めてまいりますとともに、影響が生じている観光をはじめとした県内産業に対し、先議案件で可決した、旅行需要を早期回復するための「九州観光支援旅行券（仮称）」事業など、引き続き対策を講じていく必要があると存じます。

また、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」につきましては、イコモスの助言などを踏まえ、去る5月29日に開催された、関係県市町の首長で構成する「世界遺産登録推進会議」におきまして、南島原市の「日野江城跡」及び平戸市の「田平天主堂」の2つの資産を除いた12の資産で再構成することとなりました。

県では、この2つの資産につきましても、他の構成資産と一体的にPR及び活用を進めていくこととしており、今後とも、「長崎の教会群」の平成30年の世界遺産登録実現に向けて、より一層、取り組んでまいりたいと存じます。

これから厳しい暑さを迎えますが、皆様方には、くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。

大変お疲れさまでございました。

これをもちまして、平成28年6月定例会を閉会いたします。

— 午前11時30分 閉会 —

議長 田中愛国

副議長 中島廣義

副議長 坂本智徳

署名議員 深堀浩

署名議員 中島浩介

(速記者)

(有)長崎速記センター

配 付 資 料

議 席 表 (案)

28 29 30 31 32

--	--	--	--	--

33 34 35 36 37 38 39 40

--	--	--	--	--	--	--	--

41 42 43 44 45

--	--	--	--	--

9 10 11 12 13 14

--	--	--	--	--	--

15 16 17 18 19 20 21

--	--	--	--	--	--	--

22 23 24 25 26 27

--	--	--	--	--	--

1 2 3 4

		吉 村 (正)	坂 本 (浩)	宮 本	麻 生
--	--	---------------	---------------	--------	--------

対面演壇

5 6 7 8 46

--	--	--	--	--	--

上 程 議 案 件 名 表

議 案 番 号	件 名
第101号議案	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）
第102号議案	長崎県職員定数条例の一部を改正する条例
第103号議案	長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例
第104号議案	長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
第105号議案	長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例
第106号議案	長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
第107号議案	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第108号議案	長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例
第109号議案	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例
第110号議案	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第111号議案	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第112号議案	契約の締結の一部変更について
第113号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第114号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第115号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第116号議案	契約の締結について
第117号議案	長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
第118号議案	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
報告第1号	平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
報告第2号	平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）

議 案 番 号	件 名
報告第3号	平成27年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）
報告第4号	平成27年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）
報告第5号	平成27年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）
報告第6号	平成27年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）
報告第7号	平成27年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）
報告第8号	平成27年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第3号）
報告第9号	平成27年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）
報告第10号	平成27年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）
報告第11号	平成27年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）
報告第12号	平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）
報告第13号	平成27年度長崎県交通事業会計補正予算（第4号）
報告第14号	長崎県税条例の一部を改正する条例
報告第15号	長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
報告第16号	訴えの提起について

平成 2 8 年 6 月定例会

請 願 付 託 表

委員会名	請願番号	件 名	提 出 者	紹介議員
文教厚生 委 員 会	第 3 号	国に対し「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出に関する請願	長崎のゆたかな高校教育を めざす会 大橋 由紀子	堀江ひとみ

(計 1 件)

平成28年6月定例会

委 員 会 開 催 日 程 表

月 日	曜 日	開 会 時 刻	委 員 会 名	場 所
6月13日	月	10:00	予 算 決 算 委 員 会 (総 括 質 疑)	議 場
6月14日	火	9:30	予 算 決 算 委 員 会 (分 科 会 長 報 告 、 採 決)	議 場
		11:15	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
6月15日	水	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
6月16日	木	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
6月17日	金	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
6月20日 (予備日)	月	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
6月21日	火	11:00	予 算 決 算 委 員 会 (分 科 会 長 報 告 、 採 決)	議 場

平成28年6月定例会

審 査 報 告 書

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年6月14日

予算決算委員会委員長 中村 和弥

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

議 案 番 号	議 案 名	審査結果
第118号議案	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

計 1件（原案可決 1件）

動 議 件 名 一 覧 表 (参考)

1 委員会等提出

区 分	提出先	件 名	提 出 者	可否	掲載ページ
意 見 書	政 国 府 会	地方財政の充実・強化について	総 務 委 員 会	可決	付録 4ページ
意 見 書	政 国 府 会	奨学金制度の充実について	文 教 厚 生 委 員 会	可決	付録 5ページ
意 見 書	政 国 府 会	骨髄移植ドナーに対する支援の 充実について	文 教 厚 生 委 員 会	可決	付録 6ページ
意 見 書	政 国 府 会	次期介護保険制度改正における 福祉用具、住宅改修の見直しに ついて	文 教 厚 生 委 員 会	可決	付録 6ページ

重 力		議 義	
提 出 者		総 務 委 員 会	
提 出 年 月 日		平成28年 6月17日	
種 類	意 見 書		
件 名	地方財政の充実・強化について		
要 旨	地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、産業振興、地域交通の維持等に加えて、地方版総合戦略に基づく人口減少や地方創生のための各種対策の実施など、新たな政策課題に直面している。 また、今般発生した熊本地震等の対応に見られるように、災害時の地方自治体の果たす役割は極めて重要である。 そのような中、政府においては、世界経済の見通しに対する下方リスクが高まっており、国内経済も個人消費や設備投資等の民需に力強さを欠いた状況を踏まえ、消費税率の10%への引上げを2019年10月まで2年半延期するとされているところであるが、我が国が経済再生を実現するためには、さらなる地方経済の活性化及び雇用環境の充実、安心できる社会保障制度の確立が重要であり、そのためには継続的・安定的な地方財源の確保が必要不可欠である。 よって、国に対して、2017年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次のとおり対策を講じるよう強く求めるものである。 記 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するものではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。 2 社会保障関係費の増嵩や人口減少対策への対応、産業振興、地域交通の維持など地方が必要とする財政需要を的確に把握し、これらの財政需要に見合う地方一般財源の拡大を図ること。 3 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。特に、消費税率の引上げ延期に伴い、社会保障関係の住民サービスの実施や地方の財政健全化に支障が出ないよう、必要		

となる財源を国において確保すること。

4 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」（１．０兆円）を拡充すること。

5 地方交付税については、平成２７年度国勢調査に基づく人口に基礎数値を切り替えることによる影響を最小限にとどめる措置を講じること。また、地方交付税で措置されていない離島等に係る財政需要が過度の負担になっていることから、その措置を講じること。

6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、合併市町村における合併算定替の特別措置の終了を踏まえた新たな財政需要の把握を的確に反映すること。

7 平成２８年度末までの措置とされている緊急防災・減災事業債については、「平成２８年熊本地震」の被害状況も踏まえ、防災拠点施設等の耐震化など緊急性の高い防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の制度恒久化・拡充等、さらなる地方財政措置を講じること。

8 法人実効税率の見直しなど各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、自動車税については、都道府県の基幹税であるとともに、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、いずれも現行制度を堅持すること。

9 地方創生推進交付金については、継続的かつ安定的な財源を確保するとともに、地方の自由度が高い制度とすること。

なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。

提出先

政府・国会

動 議	
提出者 文教厚生委員会 提出年月日 平成28年 6月14日	
種 類	意 見 書
件 名	奨学金制度の充実について
要 旨	「一億総活躍社会」や「地方創生」の実現に向け、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、教育における格差を克服し、一人一人の環境の底上げを図ることは、喫緊かつ重要な課題である。 経済的な問題や地域ごとの教育条件等が違うため、均等な教育の機会が確保されず、学習の進捗が立ち遅れている子どもの問題は、深刻な問題であり、家庭環境や地域とのつながりが子どもの成長に及ぼす影響も大きいことから、貧困家庭に対する社会全体での支援も重要である。 特に、大学生に対する奨学金の充実は、家庭の経済事情によって大学等へ進学する道を閉ざさず、卒業後に教育支出による多額の借金を背負わないようにするためにも急務である。 よって、国に対して、教育投資の抜本的拡充・教育財源の確保に取り組み、下記事項について実現を図るよう強く要望するものである。 記 1 学びたいという意欲を持つ全ての子ども達が進学できるよう、貸与型奨学金の「有利子から無利子」への転換を加速し、奨学金の無利子化を図ること。 2 給付型奨学金の創設に向けて、財源の確保を含めて具体的な検討を進め、実現を図ること。 3 導入が予定されている「所得連動返還型奨学金制度」について、より柔軟な奨学金返還制度となるよう十分な検討を行うとともに、早期の実施ときめ細かな周知に向けて取り組むこと。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提 出 先	政 府 ・ 国 会

動 議	
提 出 者 文 教 厚 生 委 員 会 提 出 年 月 日 平成28年 6月16日	
種 類	意 見 書
件 名	骨髄移植ドナーに対する支援の充実について
要 旨	骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。 骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満に留まっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因による。 骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。 しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。 よって、国に対して、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請するものである。 記 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提 出 先	政 府 ・ 国 会

動 議	
提出者 文教厚生委員会 提出年月日 平成28年 6月16日	
種 類	意 見 書
件 名	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しについて
要 旨	平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。 例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、介護の重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。 仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修のサービスが原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。 よって、国に対して、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から利用者に配慮した検討を行うことを強く要望するものである。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提 出 先	政 府 ・ 国 会

審 査 報 告 書

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年6月17日

総務委員会委員長 山本 由夫

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 0 2 号	長崎県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 3 号	長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 4 号	長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 5 号	長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 1 2 号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 1 1 3 号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 1 1 4 号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 1 1 5 号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
報告第 1 4 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承 認
報告第 1 5 号	長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	承 認
報告第 1 6 号	訴えの提起について	承 認

計 11件（原案可決 8件・承認 3件）

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年6月16日

文教厚生委員会委員長 宅島 寿一

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 0 6 号	長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 7 号	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 8 号	長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 9 号	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 1 0 号	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 1 1 号	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

計 6件（原案可決 6件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 3 号	国に対し「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出に関する請願	不 採 択

計 1件（不採択 1件）

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年6月16日

環境生活委員会委員長 中島 浩介

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 1 6 号	契約の締結について	原案可決

計 1 件（原案可決 1 件）

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年6月21日

予算決算委員会委員長 中村 和弥

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 0 1 号	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
報 告 第 1 号	平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）	承 認
報 告 第 2 号	平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）	承 認
報 告 第 3 号	平成27年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）	承 認
報 告 第 4 号	平成27年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）	承 認
報 告 第 5 号	平成27年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）	承 認
報 告 第 6 号	平成27年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）	承 認
報 告 第 7 号	平成27年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）	承 認
報 告 第 8 号	平成27年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第3号）	承 認
報 告 第 9 号	平成27年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）	承 認
報 告 第 1 0 号	平成27年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）	承 認
報 告 第 1 1 号	平成27年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）	承 認
報 告 第 1 2 号	平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）	承 認
報 告 第 1 3 号	平成27年度長崎県交通事業会計補正予算（第4号）	承 認

計 14件（原案可決 1件・承認 13件）

辞 職 願

今般、一身上の都合により、平成二十八年六月二十四日付けで
長崎県議会副議長を辞職いたしたいので、許可願います。

平成二十八年六月二十一日

議 員 中 島 廣 義

長崎県議会議長

田 中 愛 国 様

平成28年6月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

№1

委 員 会 名	付 託 事 件
総 務	○委員会、現地調査及び要望活動 ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・新県庁舎の整備に関すること ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・文化振興に関する事項について ・世界遺産登録の推進に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文 教 厚 生	○委員会、現地調査及び要望活動 ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・薬務行政に関する事項について ・国民健康保健等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原爆被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数及び勤務条件に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関すること

委 員 会 名	付 託 事 件
環 境 生 活	○委員会、現地調査及び要望活動 ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・都市計画に関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農 水 経 済	○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁業取締に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予 算 決 算	○委員会、要望活動 ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議 会 運 営	○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離島・半島地域振興 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・離島・半島地域振興対策 ・国境離島新法制定対策 ・航路・航空路運賃対策
まちづくり・経済雇用 対 策 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・新幹線・交通網対策 ・県庁舎跡地活用策 ・C C R C 構想 ・経済雇用・中小企業振興対策
観 光 振 興 等 対 策 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・観光振興対策 ・世界・日本遺産対策 ・国際戦略（東南アジア）